

2011.3.11に発生した
東日本大震災の記録

～その時、山形県はいかに対応したか～



山形県

はじめに



平成23年3月11日に発生した東日本大震災から4年半が経過しました。改めて、東日本大震災により亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族や被災者並びに現在も仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞い申し上げます。

三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震とそれに伴う大津波は、東北地方を中心として広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。

本県においては、最大で震度5強を観測し、3名の方がお亡くなりになり、重軽傷者が45名となったほか、建物被害は約1,400棟に及びました。また、約53万戸が停電となるなど、電力をはじめとしたライフラインの障害、ガソリンや生活物資の不足など、県民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしました。

本県といたしましては、震災発生後直ちに「山形県災害対策本部」を立ち上げ、県民生活の安定に向け迅速な対応を図るとともに、甚大な被害を受けた太平洋側の隣県に対し、市町村や関係機関とも連携し、災害復旧・復興のため、人的・物的両面からの広域支援に取り組んできたところです。

また、被災地からの避難者の受入れ支援にも積極的に取り組み、被災県や県内市町村、ボランティア団体などと連携しながら、民間借上げ住宅の提供をはじめ、子育て支援、心のケアなど、県内で少しでも安心して避難生活を送れるよう取り組んでまいりました。

ピーク時には13,797人と全国で最も多くの避難者を受け入れ、現在でも約3,700名の方々が本県で避難生活を送っておられます。今後とも、避難者の方々が、少しでも安心して暮らせるよう、避難者のニーズにきめ細やかに対応した支援に取り組んでまいりたいと考えております。

この記録は、現代を生きる私たちに大きな教訓を与えた大震災を風化させることなく後世に伝えるとともに、今後の防災対策の充実強化に活用していくため、本県における応急復旧対策や広域支援対策、広域避難の受入れなどの活動を検証し取りまとめたものです。

今後も県民の安全・安心の確保に向けた取組みを進めるとともに、東北全体の復興、そして日本の再生を目指して取り組んでまいります。

平成27年9月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

○ はじめに

○ 東日本大震災への対応（概要）

第1章 県の初動対応と応急・復旧対応	1
第1節 対策本部等の設置と運営状況	1
1. 対策本部等の設置	1
2. 本部員会議等の開催状況	5
第2節 交通確保対策	15
1. 被災者・支援者の移動の急増への対応	15
(1) 対応の状況	15
(2) 取組みの基本的考え方	15
2. 山形空港の体制強化	16
(1) 山形空港、庄内空港発着航空路線の輸送力増強	16
(2) 山形空港からの二次交通の輸送力増強、路線拡充	20
3. 公共交通の運行状況等に関する情報提供	21
(1) 情報提供業務の基本的方針	21
(2) ネットワーク図の作成	24
(3) HPによる情報提供	25
(4) 紙媒体（張り紙、ネットワーク図の配布）による情報提供	27
(5) 電話相談窓口の設置	27
(6) 主要な交通拠点への案内対応職員の配置	28
(7) 仙台方面から山形に夜間到着する方への対応	28
4. 公共交通機関の輸送力増強等	29
(1) 都市間高速バスの輸送力増強	29
(2) 鉄道会社（JR東日本、山形鉄道）との調整	29
第3節 燃料確保対策	30
1. 石油燃料の供給不足の発生	30
2. 県の対応	32
(1) 燃料の不足状況の把握	32
(2) 政府等への要請活動	32
(3) 政府等の対応	32
(4) 緊急車両以外の対応	32
(5) 県民への情報提供	32

3. 経過	33
第4節 その他県の対応	36
1. 政府等への要望活動	36
(1) 県や北海道東北知事会等による要望活動	36
(2) 政府の施策等に対する提案活動	42
2. 中小企業に対する支援	48
(1) 県内企業の資金繰り等に対する金融支援	48
(2) BCP（事業継続計画）の策定への支援	48
第5節 県議会の対応	49
1. 地震発生直後の対応	49
2. 特別委員会の設置	49
(1) 東日本大震災対策特別委員会による調査審議項目	49
(2) 東日本大震災対策特別委員会開催経過	50
3. 「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」の概要	52
4. 国等への要望活動	53
第2章 被災地及び県内への避難者への支援	55
第1節 山形県広域支援対策本部の設置	55
第2節 輸送対策	57
1. 空港の24時間化	57
(1) 緊急消防援助隊航空部隊の受入れ	58
(2) 自衛隊の空港使用	60
(3) 米軍の受入れ	60
2. 酒田港の利用	62
第3節 被災地への支援活動	65
1. 人的支援	65
(1) 短期派遣の状況	65
(2) 長期的な派遣の状況	69
(3) 医療救護活動	72
(4) 心のケアチームの派遣	77
(5) 保健師の派遣	77
(6) 栄養士の派遣	80
(7) 介護職員の派遣	80
2. 緊急消防援助隊山形県隊	81
3. 山形県警察本部	82
(1) 被災三県に対する特別派遣	82

(2) 救出救助・捜索	82
(3) 交通対策	84
(4) 検視・身元確認	85
(5) 安全・安心の確保	85
4. 物的支援	87
(1) 県民、企業等からの義援物資	87
(2) 義援金	99
5. ボランティア等の民間支援	100
(1) 県災害ボランティア支援本部の設置	100
(2) 活動内容	100
6. その他支援	102
(1) 「復興ボランティア支援センターやまがた」の活動	102
(2) 携帯電話サイト「つながろうNET」管理運営支援	104
(3) 個別支援者への活動費助成・支援	104
第4節 災害廃棄物等及び火葬の受入れ	105
1. 災害廃棄物等の受入れ	105
(1) 応援協定による廃棄物等の処理支援	105
(2) 災害廃棄物の処理	107
2. 火葬の受入れ	110
第5節 避難者の受入れ支援	111
1. 県内への避難者の受入れ状況	111
(1) 概要	111
(2) 県・市町村の公共施設（一次避難所）への受入れ	112
(3) 旅館・ホテル等（二次避難所）への受入れ	113
(4) 医療機関や老人福祉施設等への受入れ	117
(5) 児童・生徒の受入れ	118
2. 避難者への各種支援	119
(1) 医療関係	119
(2) 保健関係	119
(3) 市町村と連携した避難者支援活動	122
(4) 避難世帯に対する訪問活動	123
(5) 避難者生活相談支援事業	123
(6) 避難者への情報提供	124
(7) やまがた避難者支援協働ネットワーク	124
(8) 知事と震災避難者との意見交換会の開催	127
(9) 被災世帯向けの貸付	131

第6節 東日本復興支援山形県会議	131
1. 設置目的・役割	131
2. 協議・検討事項	131
3. 会議開催状況	131
4. 委員等	131
5. 議事内容	131
第3章 原子力発電所の事故に対する対応	133
第1節 福島第一原子力発電所の概要	133
第2節 本県への影響	136
第3節 福島第一原子力発電所の事故に係る県内の状況と対応	139
1. 組織及び職員の体制	139
2. 広報・県民相談体制	139
3. 測定機器	143
4. 放射線の状況及び対応状況（環境関係）	143
(1) 空間放射線	143
(2) 放射性物質が集積しやすい箇所の安全確認調査	145
(3) 降下物（雨・雪・ちり）	146
(4) 土壌	147
(5) 河川・湖沼調査	147
(6) プール水の放射性物質検査	148
(7) 海水浴場調査	148
5. 放射線の状況及び対応状況（食品・水道・農畜産物等）	149
(1) 事故時の状況	149
(2) 水道水	151
(3) 水道原水	152
(4) 県産農畜産物	152
(5) 農用地土壌	153
(6) 粗飼料	153
(7) 流通食品	154
(8) 給食	154
(9) 灰の食品への利用	155
6. 放射線の状況及び対応状況（その他）	155
(1) 工業製品	155
(2) 廃棄物	155

第4節 今後の放射線対策	158
1. 原子力災害対策計画の策定	158
2. 応急体制の確立	158
3. 放射線に関する正しい知識の普及啓発	158
4. 隣接県との連携	159
第5節 風評被害対策	159
1. 農畜産物の風評被害の払拭に向けた取組み（平成23年度の対応）	159
(1) 「さくらんぼ元気キャンペーン」の概要	159
(2) スイカやメロン、庄内産の魚介類等の夏の農水産物	162
(3) 牛肉	163
(4) 各種広報媒体を活用した安全・安心のアピール	164
(5) その他消費拡大策	164
(6) 海外諸国における輸入規制への対応	164
2. 観光の風評被害対策（平成23年度の対応）	165
(1) 県内・近県（東北・新潟）対策	165
(2) 首都圏・関西圏対策	167
(3) インバウンド対策	169
第6節 東京電力への損害賠償請求	170
1. 請求の基本的な考え方	170
2. 第一次請求（平成22・23年度支出分）について	170
(1) 請求内容等	170
(2) 請求書の提出	170
(3) 一部合意（第1回）	170
(4) 一部合意（第2回）	170
(5) 一部合意（第3回）	171
(6) 和解の仲介の申立て	171
3. 第二次請求（平成24年度支出分）について	171
(1) 請求内容等	171
(2) 請求書の提出	171
4. 第三次請求（平成25年度支出分）について	172
(1) 請求内容等	172
(2) 請求書の提出	172
5. 請求と合意の状況（県分）	172
6. 上下水道に係る損害賠償請求の状況	173
(1) 上水道	173
(2) 下水道	173

第4章 山形県エネルギー戦略の策定・推進	174
第1節 戦略の策定	174
1. 戦略策定の経緯	174
2. 戦略の概要	175
第2節 戦略の推進	178
第5章 東日本大震災を教訓とした防災対策の推進	179
第1節 災害対応力の充実強化	179
1. 総合的な津波防災対策の推進	179
2. 災害対応体制の強化	179
3. 災害時の情報伝達の迅速化	180
4. 自助・共助・連携による地域防災力の強化	180
5. 災害対応力を高める訓練・学習・体験の充実	181
6. 原子力災害への対応	181
第2節 災害に強い県土基盤の整備	182
1. 広域交通ネットワークの構築（リダンダンシーの強化）	182
2. 県民の生活を支える社会資本の整備強化	182
資料編	
I 東日本大震災の概要	183
1 地震・津波の概要	183
(1) 地震・津波災害	183
(2) 福島第一原子力発電所事故の概要	185
2 山形県内の被害等	186
(1) 観測された震度等	186
(2) 人的被害	187
(3) 建物被害	188
(4) 教育施設被害	188
(5) ライフライン等被害	188
(6) 産業被害	196
(7) 消費・流通（品薄、買いだめ）	198
II 震災後の県の対応経過（県政記録広報誌より）	200

東日本大震災への対応（概要）

平成23年3月11日

東北地方太平洋沖地震 発生

大震災の際の状況



停電の中、避難所となった体育館でストーブを囲む市民



燃料不足により行列をつくる市民

災害対策本部の設置

被害の実態把握と県民の安全確保とともに、被災地支援や避難者受入れに取り組んだ



被災地への支援

被害の深刻な被災地に対する広域支援に取り組んだ



緊急消防援助隊の活動



広域緊急援助隊警備部隊の活動



山形空港の24時間運用
(被災者の救援に当たる各県の防災ヘリ)



被災地広域支援隊の活動



救援物資の集積配分拠点 (県総合運動公園アリーナ)



被災地におけるボランティア活動

避難者への支援

県内に多数避難してきた方々への支援に取り組んだ



震災発生直後、避難者を激励する吉村知事



県外からの避難者の受入れ



医師による避難所の巡回



母子（乳幼児）を対象とした避難所（山形市）



避難者交流支援センターの設置



知事・市長と避難者との意見交換

風評被害対策

原発災害による風評被害の払拭に取り組んだ



がんばろう東北！がんばろう山形県
観光誘客キックオフ



県産農畜産物のトップセールスの実施

《東日本大震災への対応経過》

○平成23年

- 3月11日 ・東北地方太平洋沖地震が発生（県内において震度5強を観測）
- 11日 ・県災害対策連絡会議を設置（13日：県災害対策本部に移行）
- 12日 ・救援活動の拠点として山形空港の24時間運用を開始
- ・山形県消防防災航空隊を緊急消防援助隊として宮城県へ派遣
- 15日 ・県有施設において県外からの避難者受入を開始
- 17日 ・災害対策本部に「広域支援対策本部」を設置
- 18日 ・救援物資の集積配分拠点施設を県総合運動公園に開設・運用開始
- 24日 ・宮城県へ医療救護班を派遣
- ・県産農畜産物の放射性物質検査を開始
- 4月11日 ・県と市町村職員による県被災地広域支援隊を岩手県・宮城県に派遣
- 16日 ・県内の避難所に避難している避難者の旅館・ホテルへの2次避難を開始
- 20日 ・本県への避難者に対する借上げ住宅の提供について募集を開始
- 26日 ・「がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフイベント」を開催
- 8月8日 ・「復興ボランティア支援センターやまがた」がNPOと県との協働により開設
- 11日 ・被災地のがれき処理の受入れについて県独自の放射性物質の基準値を設定

○平成24年

- 3月11日 ・県内各地で東日本大震災一周年追悼・復興祈念式等が開催
- 23日 ・東日本大震災を踏まえた新しい山形県地域防災計画を策定

○平成25年

- 3月11日 ・東日本大震災の発災から2年を迎え、東日本大震災追悼・復興祈念事業を山形と米沢において開催
- 4月1日 ・県災害対策本部を廃止（同本部内の県広域支援対策本部を独立し存続）
- 8月8日 ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」を設立

○平成26年

- 3月11日 ・東日本大震災の発災から3年を迎え、東日本大震災追悼・復興祈念事業を開催

○平成27年

- 3月11日 ・東日本大震災の発災から4年を迎え、東日本大震災追悼・復興祈念事業を開催
- 30日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る平成22・23年度分の損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介手続申立書を提出

本 編

第1章 県の初動対応と応急・復旧対応

第1節 対策本部等の設置と運営状況

1. 対策本部等の設置

平成23年3月11日（金）14時46分に発生した地震により、県内の上山市、中山町、尾花沢市、米沢市で震度5強を観測したことから、山形県地域防災計画に基づき、災害対策連絡会議を設置し、被害情報の把握にあたった。

災害対策連絡会議において、知事からは、○人的被害の収集、○被害情報の収集（市町村、県管理施設、危険箇所等）、○ヘリからの情報収集、○初動体制の確立、○関係省庁への連絡、○交通機関の状況、○ライフラインの確認・復旧見込み、○県民への情報提供、などの事項について指示があり、被害の実態把握とライフラインの早期復旧、県民の安全確保に取り組んだ。

その後、被災県の被害の甚大さに鑑み、救援物資の供給、応援職員などの人的な支援、重症患者の受入れなど保健医療面からの支援等を行う必要があると判断し、3月13日に災害対策連絡会議を災害対策本部に移行し、体制を強化した。

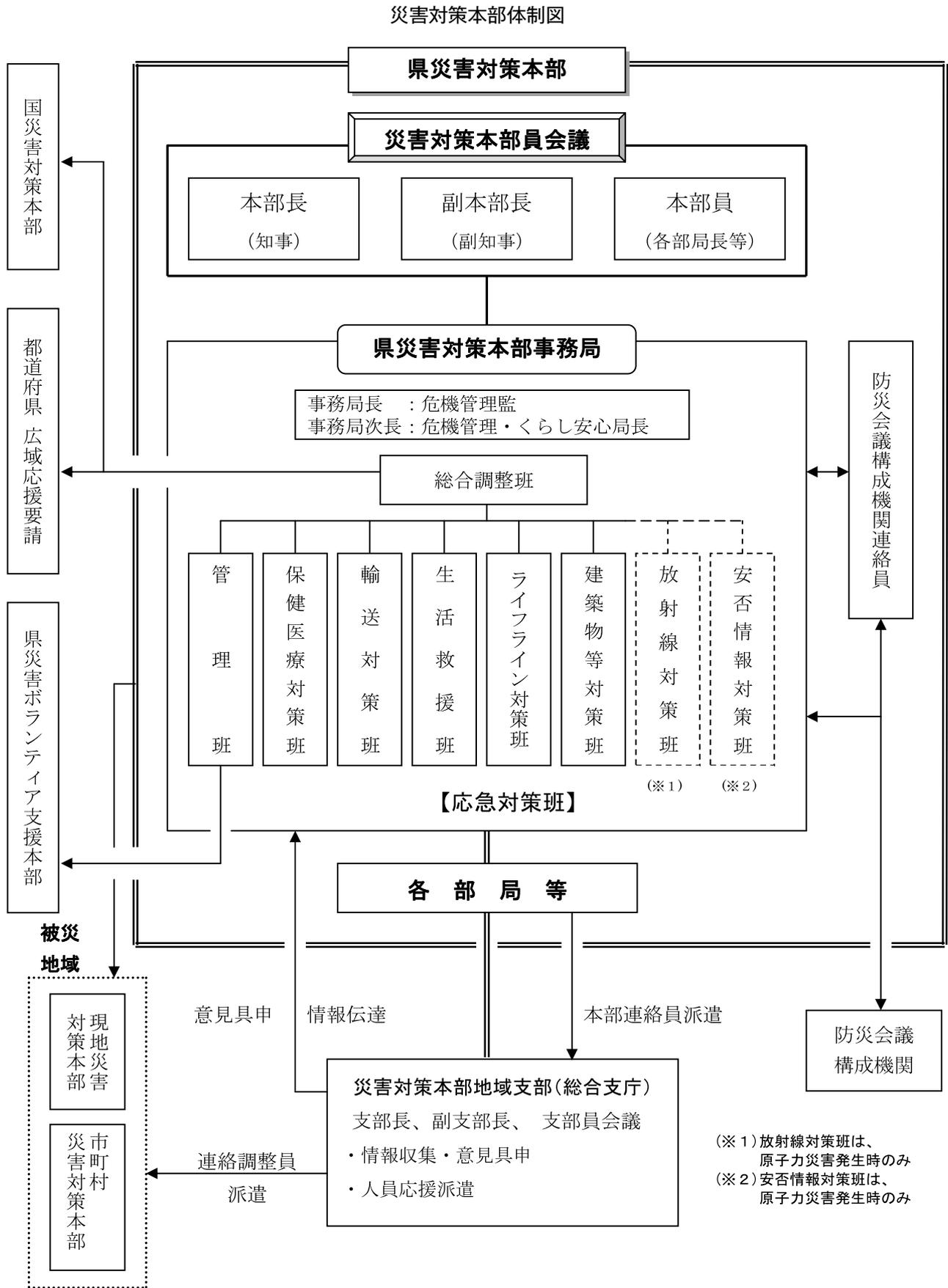
また、山形県として、被災地への救援物資の供給を担うため、3月17日に災害対策本部の中に広域支援対策本部（総合調整班、輸送対策班、生活救援班の3班体制）を設置し、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定」や全国知事会等の全国組織との調整を進め、本部機能の確立を図り、隣接被災県への支援体制を構築した。

さらに、原子力災害及び他県からの多数の避難者に対応するため、3月28日に広域支援対策本部の機能を拡充（放射線対策班、避難者支援対策班を追加し5班体制）した。



【災害対策連絡会議（災害対策室）】

○ 組織体制 <体制図> (注：震災発生当時の体制)



○ 応急対策班の設置状況 <班の業務内容の表> (注：震災発生当時 (H23.3.11) の体制)

災害対策本部事務局応急対策班編成表

班名(班長)	主な業務	構成課
総合調整班 (危機管理・くらし安心局長)	災害対策本部の設置・運営 関係機関との連絡調整 応急対策班に対する指示及び連絡調整 被害情報の収集・伝達 災害救助法の適用 報道機関への被害情報等の提供 緊急放送の実施、依頼 プレスセンターの設置 記者会見の実施 インターネットによる広報 県民相談窓口の開設、運営	危機管理課 秘書広報課 広報室
管理班 (総務部次長)	職員の被災状況把握、動員 応援職員の受入れ調整 市町村に対する支援職員の派遣 庁舎の被害状況把握、応急復旧 ボランティア支援本部の運営 庁内災害対策要員の食料等確保 予算、議会対策 国等関係機関との調整	人事課 総務厚生課 財政課 管財課 企画調整課 県民文化課 会計局会計課
保健医療対策班 (健康福祉部次長)	医療機関等の被害状況把握 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動要請 ヘリコプターによる搬送 医療救護班の派遣 医薬品等の供給 要援護者への医療措置 保健衛生対策実施体制の確保 遺体処理体制の確保	食品安全衛生課 地域医療対策課 障がい福祉課 保健業務課 県立病院課
輸送対策班 (整備推進監(兼) 県土整備部次長)	道路、鉄道、バス等の被害状況把握 空港、港湾の被害状況把握 緊急輸送路及び輸送手段の確保 輸送機関への要請 一時集積配分拠点施設の指定	交通政策課 管理課 道路課(保全整備室) 高速道路整備推進課 空港港湾課 県警交通規制課

班 名 (班 長)	主 な 業 務	構 成 課
<p>生 活 救 援 班 (商工観光部次長)</p>	<p>避難状況の把握 救援物資の供給及び要請 大規模小売店舗等の営業状況把握 救援物資(供給量)の確認 義援金品の受入れ、配分</p>	<p>市町村課 暮らし安心課 健康福祉企画課 商業・まちづくり振興課 農政企画課 新農業推進課</p>
<p>ライフライン対策班 (生活環境部次長)</p>	<p>ライフラインの被害状況等把握 ライフラインの復旧支援 廃棄物等の処理支援 仮設トイレ等の支援</p>	<p>情報企画課 環境企画課 循環型社会推進課 食品安全衛生課 農村整備課 下水道課 企業局公営事業課</p>
<p>建築物等対策班 (県土整備部次長)</p>	<p>応急仮設住宅の建設 建築物の安全点検 土砂災害危険区域等の安全点検</p>	<p>子育て支援課 子ども家庭課 長寿社会課 障がい福祉課 農村整備課 森林課 都市計画課 砂防・災害対策課 建築住宅課(営繕室) 教育庁総務課</p>

2. 本部員会議等の開催状況

震災発生直後の3月11日15時30分に第1回災害対策連絡会議を開催し、3月13日の第6回災害対策連絡会議において、災害対策本部に格上げし、第1回災害対策本部員会議を開催した。以後、9月21日まで計9回開催している。

また、災害対策本部及び広域支援対策本部に設置した応急対策班（総合調整班、管理班、避難者支援班、放射線対策班等）による班長会議は、24年3月26日までに合計92回開催した。

○ 本部員会議等の開催状況

日時	会議名	場所	協議概要
H23.3.11 (金) 15:30	第1回 災害対策連絡会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の収集 ・被害情報の収集（市町村、県管理施設、危険箇所等） ・ヘリからの情報収集（天候不良により待機中） ・初動体制の確立 ・関係省庁への報告 ・交通機関の状況 ・ライフラインの確認・修復の見込み ・県民への情報提供
			
H23.3.11 (金) 17:30	第2回 災害対策連絡会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ○各部局長被害状況報告 ○知事メッセージ <ul style="list-style-type: none"> 本日、14時46分頃、大きな地震が発生し、「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名されました。

日時	会議名	場所	協議概要
			<p>県内では、上山市、中山町、尾花沢市、米沢市で震度5強を観測するなど、県内の広い範囲で震度5強から震度2を観測しました。</p> <p>山形県では災害対策連絡会議を設置し、対応に当たっています。今後とも、関係機関と連携を密にして対応してまいります。</p> <p>県民の皆様には、落ち着いて御対応をお願いいたします。</p>
			

日時	会議名	場所	協議概要
H23.3.11 (金) 20:00	第3回 災害対策連絡会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 
H23.3.12 (土) 8:30	第4回 災害対策連絡会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 ・被災者への対応を市町村と連携をとって十分に行うこと 

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
H23.3.12 (土) 17:20	第5回 災害対策連絡会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 ・県内が大事 ・未だに停電が起きている地域の対策 ・市町村と連携して対応にあたること
H23.3.13 (日) 17:30	第6回 災害対策連絡会議 第1回 災害対策本部員会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 ○市町村の状況報告 ○被災県からの要請状況報告 ○齋藤危機管理アドバイザーからの現地の状況報告 ○交通の状況報告 (JALの仙台便の代替運航) ○村井宮城県知事の要請
H23.3.17 (木) 16:00	第2回 災害対策本部員会議	講堂	○各応急対策班の対応状況報告 ・総合調整班 ・管理班 ・保健医療対策班 ・輸送対策班 ・生活救援班 ・ライフライン対策班 ・建築物等対策班 ○生活物資の流通状況及び空港・港湾の状況報告



日時	会議名	場所	協議概要
			<p>○決定協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県広域支援対策本部について ・福島第一原子力発電所事故に係る放射線への対応について <p>○知事メッセージ</p> <p>県民の皆様、本日の山形県災害対策本部本部員会議で決定した大切なこと、数点について申し上げます。</p> <p>まず、第1点目、救援物資についてでございます。</p> <p>本日17日、山形県総合運動公園を集積配分拠点施設に指定して、神町自衛隊と共同して「山形県・自衛隊共同広域支援業務班」を設置して、救援物資を被災された県に輸送することとしました。</p> <p>この救援物資は、必要に応じ県内の避難所でも使わせていただきます。</p> <p>また、県全体の救援物資輸送体制が整ったので、救援物資の提供希望者は、県総合運動公園に搬送していただくか、最寄りの市町村の窓口まで届けていただくようお願いいたします。県民の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>2点目の避難所の設置状況でございます。</p> <p>本日、午後2時現在、市町村及び県で設置した避難所の箇所数は56施設、避難者数は2,649名です。県庁701会議室に整備しました「ライフライン対策班室」で、鋭意、避難者からの問い合わせに対応しております。</p>
			

日時	会議名	場所	協議概要
			<p>3点目の放射線の状況等についてご説明申し上げます。</p> <p>本日、午後3時現在の山形市内の観測点における放射線量は1時間当たり0.047マイクロシーベルトであります。米沢市内の観測点における放射線量は1時間当たり0.106マイクロシーベルトであり、人体には、どちらも影響はございません。</p> <p>4点目は、ガソリンなどの燃料についてでございます。</p> <p>県内に少しずつ入ってきておりまして、今後、少しずつ増えていく見込みでございます。平常の供給に戻るには、今しばらくかかりそうだと、業界から聞いております。</p> <p>このような状況でありますので、県民の皆様には、何人かで車に乗り合わせて移動するなど、節約をしていただきたいと思っております。ひとりで、必要以上、余計に補給することのないように、必要な分だけ、補給することを是非ご協力をお願いいたします。</p> <p>電気を節電していただきまして、感謝しております。非常事態でありますので、今後、引き続き、節電していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
			

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
H23.3.22 (火) 15:00	第3回 災害対策本部員会議	講堂	<p>○各応急対策班の対応状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整班 ・管理班 ・保健医療対策班 ・輸送対策班 ・生活救援班 ・ライフライン対策班 ・建築物等対策班 <p>○知事メッセージ</p> <p>県民の皆様、毎日ご苦勞様でございます。</p> <p>3月11日の大地震から10日が過ぎまして、県では隣接県からの避難の方々を受け入れるため、全力を挙げて取り組んでおります。</p> <p>市町村、県、ボランティアが一体となって対応し、頑張っております。</p> <p>これからは宮城県からの避難の方の受け入れが始まると思いますので、しっかりとやっていきたいと思っております。これも引き続き、市町村、ボランティアの皆様と連携して行っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、燃料についてが、目の前の喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>本日も県石油商業組合に直接問い合わせを行いました。毎日少しずつは入ってきておりますが、十分な量ではございません。これからについては、明日、明後日、2日ぐらいで方向性が見えてくると思うというお答えでした。</p> <p>そのような状況でありますので、しばらくの間は、省エネ、電気、ガソリンの節約をお願いします。</p> <p>良い方向、前向きな方向に向かって動いておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
H23.4.8 (金) 0:45	第4回 災害対策本部員会議	災害対策室	<p>(4月7日(木)23時32分、地震発生 県内の震度 5弱)</p> <p>○各部局長被害状況報告</p> <p>○知事指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の収集 ・被害情報の収集(市町村、県管理施設、危険箇所等) ・初動体制の確立 ・関係省庁への報告 ・交通機関の状況

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
			<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの確認 ・ 県民への情報提供
H23.4.8 (金) 6:00	第5回 災害対策本部員会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告
H23.4.8 (金) 16:30	第6回 災害対策本部員会議	講堂	<p>○協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形県被災地広報支援隊」による職員の派遣について ・ 放射線対策の現状と今後の対応について ・ 輸送対策について ・ 山形県救援物資集積地における物資の受払状況について ・ 義援金の受入れ状況と配分見通しについて ・ 避難者の受入れについて ・ 避難者の教育機関等における受け入れについて ・ 雇用関係への影響と基金等を活用した避難者等への就労支援対策について <p>○知事メッセージ</p> <p>昨夜23時32分頃、マグニチュード7.1の大きな地震がありました。県では速やかに災害対策本部員会議を招集し、被害状況の把握に努めました。58万戸が停電、また7千戸で断水が発生しましたが、関係機関のご努力により、ライフラインは概ね復旧しております。残念ながら、お1人がお亡くなりになり、11名の方が重軽傷となっております。お亡くなりになられた方に対し、改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方にお見舞いを申しあげます。</p> <p>3月11日に発生した東日本大震災から1か月が経過しましたが、余震は未だやまず、県民の皆様の不安は解消されてはおりません。被災地では、仮設住宅が建築され、入学式が行われるなど明るい話題も聞こえてきますが、復興の道のりは長く厳しいものになると思います。</p> <p>我が国は、敗戦を経験し、戦後の復興など幾多の困難を乗り越えてまいりました。こうした時こそ、東北は心を一つにして復興に向けて取り組んでいかなければなりません。こうしたことを踏まえ、11日に北海道東北地方知事会として「復興に向けたアピール」を東京で行うこととしました。</p> <p>未来に向けて、県民の皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。</p>

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
H23.4.11 (月) 18:00	第7回 災害対策本部員会議	災害対策室	(17時16分、地震発生 県内の震度 5弱) ○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 ・人的被害の収集 ・被害情報の収集(市町村、県管理施設、危険箇所等) ・関係省庁への報告 ・交通機関の状況 ・ライフラインの確認 ・県民への情報提供
H23.4.11 (月) 20:30	第8回 災害対策本部員会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告
H23.9.21 (水) 16:30	第9回 災害対策本部員会議・ 広域支援本部員会議	講堂	○協議 ・被災県への求償等について ・被災地への人的支援について ・放射線対策の対応について ・避難者支援について ・廃棄物処理の受入れ調整支援について ・火葬の受入れ状況について ・義援金の受入れ状況と配分見直しについて ○知事指示事項 震災発生から半年余りが経過し、被災地では避難所から仮設住宅への移転が進んでいるなど、復旧から復興に向けた歩みが、着実に進んでおりますが、その一方で、原発事故については、収束の見通しが不透明です。 改めて、一日も早い被災地の復興と被災者の生活再建、原発事故の収束を強く願うものであります。 さて、こうした震災の影響が未だ続いている中で、引き続き、本県に求められる対策を講じていく必要があります。 特に、放射線対策については、県民生活や産業活動への影響を適確に把握し、その安全性を迅速に公表できるように、検査機器の整備強化を図ってきており、今般、民間の検査機関も含めた検査体制の構築に向けた財政上の措置を講じてきました。 今後とも、継続的に検査を実施し、その測定値の結果を公表していくことで、放射線に対する県民の不安感の解消と農畜産物などの県産品に対する風評被害の防止に努めてください。

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
			<p>また、現在、一万人を超える避難者の方々が県内で生活されており、福島県から自主避難される方々の増加が続いております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活支援情報の提供や、避難者向け借上げ住宅を追加するなど、避難生活の長期化や生活基盤の多重化等を踏まえた支援体制の強化を図ってきました。</p> <p>今後とも、市町村や関係機関と協力しながら、避難者の方々が県内で安心して生活できるよう、できる限りのきめ細かな対応に努めてください。</p> <p>そのほか、本日の協議を踏まえ、本県に求められる支援のニーズを具体的にお聴きするなどの努力をしながら、さらにしっかり見極めて、各班で必要とされる対策の適宜適切な実施に努めてください。</p> <p>これから寒い季節になりますが、福島県の方は慣れていません。冬期間の支援ができるように今からきめ細かな対応に努めてください。</p>

第2節 交通確保対策

1. 被災者・支援者の移動の急増への対応

(1) 対応の状況

① 震災当日（3月11日（金））の対応状況

震災発生後、通常業務を全て休止するとともに、航空、鉄道、バスに関する運行情報の収集を行った。
震災当日は各交通機関が終日運休となり、旅客の生命身体に関わる事故がないことも確認されたため、県としての交通確保対策業務は22時頃には終了した。

② 震災翌日（3月12日（土））の対応状況

各交通機関の運行状況の情報収集を継続した。
この頃から、山形県と首都圏をはじめとする全国各地との移動に関する問い合わせが寄せられ始め、移動の確保に向けた取組みをどのように展開するか、検討を開始した。

③ 3月13日（日）以降の対応状況

広域的な移動の確保に向けた取組みを全面的に展開することとし、HPなどによる情報提供、移動を必要とする方への案内、交通事業者との調整などの業務を本格的に開始した。
この日以降の主な対応をまとめると、下記のとおりとなる。

ア 公共交通の運行状況等に関する情報提供

(ア) 県HPへの掲載、リアルタイム更新（3/13～）

(イ) 電話相談窓口の開設

（3/13～16 5：00～24：00）

（3/17～22 6：00～23：00）

（3/23～31 8：30～19：00）

（4/1～ 8：30～17：15）

(ウ) 山形空港・山形駅・山交BTの案内対応職員の配置（交通・宿泊関係）（3/13～3/22）

イ 公共交通機関の輸送力増強

(ア) 航空会社（JAL、ANA）に対する臨時便増便要請

(イ) 山形空港からの二次交通確保

山形空港－山形駅間の車両大型化（3/14～5/22）

山形空港－仙台駅間の運行（3/16～5/15）

(ウ) バス事業者に対する高速・都市間バス増便要請

(エ) JR東日本、山形鉄道に対する早期運転再開要請

(オ) 県内関係業界団体に対するバス事業者への優先的燃料供給要請

(2) 取組みの基本的考え方

① きめ細かな情報提供、旅客案内体制を構築する

利用可能な交通手段や情報入手手段に限られる中、利用者が円滑かつ安心して移動するためには情報提供や旅客案内をきめ細かに実施することが最重要と判断し、可能な限り多様な手段での情報提供や旅客案内を実施した。

また、宮城県内から移動する方に対しては、電気・ガス・水道などの生活インフラや食料品などの生活物資が不足している間は、まずは比較的物資の多い山形に来て、今後の移動手段を考えていただくよう案内を行った。

② 最大限効率的な輸送体制を確保する

震災により、輸送力の大きい新幹線、在来線が不通となったのに加え、バスについても車両面、乗員

面、燃料面で制約を抱えながら多大な輸送需要に対応せざるを得ない状況が続いた。このため、バス事業者の方針を尊重し、特に都市間バス路線について、最大限効率的な輸送を確保するため、山形駅、山交バスターミナルを結ぶ都市間バス路線に運行を集中させ、この2箇所をハブとした交通ネットワークを構築することや、輸送を効率化する観点から、短距離路線に車両、乗員を集中させることに対し、後方的な支援を行った。

③ 各拠点における滞留を最小化する

②とも関連するが、震災後、公共交通による移動手段の選択肢及び座席供給量が極めて限られる中、宮城県の県庁・市役所前付近、山形県の山形駅、山交ビルバスターミナル付近、山形空港などの交通拠点において、乗車待ちが多く発生し、利用者の移動に要する時間が著しく増大することが懸念された。このため、各拠点の混雑状況を把握し、航空会社、バス会社に対する輸送力増強の要請、利用者に対する混雑状況の情報提供を行うことにより、可能な限り円滑かつ迅速に移動が可能となるよう配慮した。

2. 山形空港の体制強化

(1) 山形空港、庄内空港発着航空路線の輸送力増強

① 山形空港に関する調整

山形空港には、震災発生翌日の3月12日から寸断された陸上交通網の代替ルートを求める利用客が押し寄せ始めた。空港来訪者数は、山形県庁による情報提供の開始や口コミの展開により日を追うごとに増加し、空港ターミナルはキャンセル待ちを含む多くの旅客であふれた。

山形空港路線を運航する日本航空は、こうした需要の高まりに対応し、震災翌日の3月12日に山形・伊丹便の臨時便1往復を運航したのを皮切りに、運航機材の確保状況や旅客需要の動向に応じて羽田便、札幌便の臨時便が設定された。しかしながら、山形空港を経由した旅客需要は座席供給量を大幅に上回り、キャンセル待ちでも搭乗できない旅客やキャンセル待ちに備えた人たちが山形空港で一夜を過ごさざるを得ない事態となった。

こうした方のために、山形空港ビル株式会社において、毛布の手配、夜間暖房、宿泊スペースの提供を行った。また、最終便出発後も多数の人が空港内に残り、翌日以降、さらにキャンセル待ちの客が増えることを懸念し、山新観光株式会社（＝山形空港におけるハンドリング業務実施会社）において、3月13日から16日までの間、東京方面及び大阪方面行きの救済目的のツアーバスを運行した。



(写真提供：山形新聞)

【旅客機の搭乗やキャンセル待ち、東京・大阪行きの臨時バスの申し込みをする人の列】



(写真提供：山形新聞)

【空港ターミナルに宿泊する利用者】



(写真提供：山形新聞)

【大阪行きのバスに乗り込む人たち】

これと並行して、日本航空に対して山形県庁から、山形空港の混雑状況を伝え、連日増便の要請を行った。日本航空からは、要請に対し連日臨時便を増発しながら対応してもらえたが、旅客需要の増加が座席供給数を上回り続け、大きな混乱が生じかねない状況となった。

この後、日本航空からは、山形県からの要請を受け、羽田便の増便数の積み増し（当初計画分：定期2便＋臨時12便、追加決定分6便、3月16日から）、機材の大型化（B767、3月19日から）を行うことが伝えられた。

また、山形空港には9年前の山形・羽田便からの撤退以降、定期便を運航していない全日空についても、3月18日には山形空港の現地調査に訪れ、3月24日には、県に対し臨時便の運航を開始する旨の連絡があった。全日空からは、当初伊丹便のみの運航を打診されたが、山形県と被災地とを結ぶ就航先都

市を広げて、全国各地からの移動を円滑化するべきとの判断から、伊丹便だけではなく中部便も運航するよう要請した。これにより、3月29日から、全日空が9年ぶりに山形空港に就航し、伊丹便（2往復）と中部便（1往復）を運航することとなった。

さらに、4月12日には、AIRDOから山形・札幌便の運航を行いたい旨の打診があり、4月18日から全日空との共同運航により札幌便の臨時便運航を開始した。



(写真提供：山形新聞)

【約9年ぶりに山形空港への就航となった全日空機】

② 山形空港臨時便の設定に当たっての航空会社における取組み

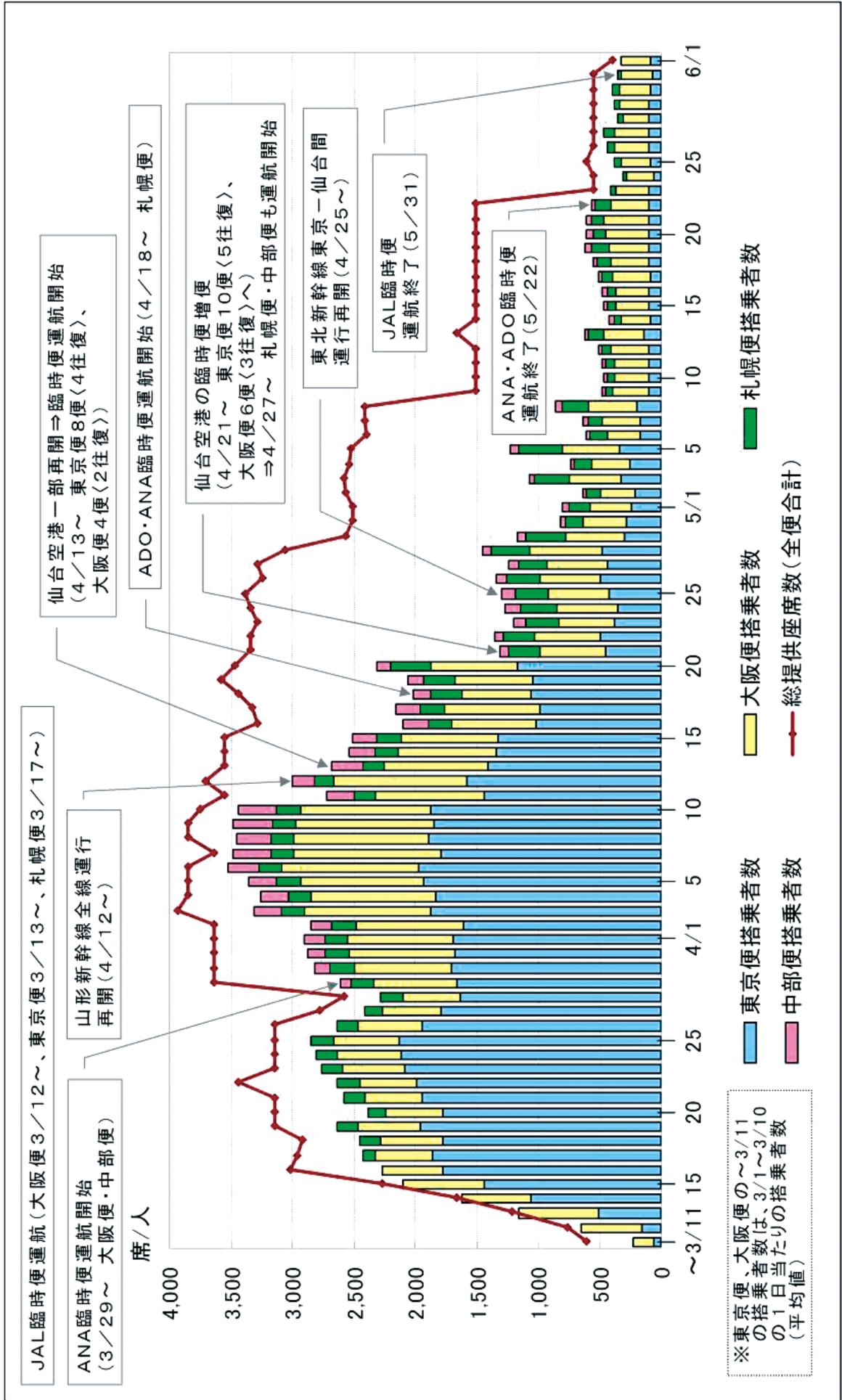
日本航空では、3月12日以降の臨時便増発により、旅客ハンドリング業務の応援職員を派遣して対応に当たった。また、3月16日の要請を受け、3月19日から山形・羽田便の一部臨時便において運航機材を大型化（B767）するに当たって、山形空港にはB767に対応した地上設備がないため、ハイリフトローダ、コンテナドリー、トーイングバー等を羽田から陸送（3月17日発、3月18日着）した。

全日空は、山形空港に定期便を運航していなかったため、臨時便運航に当たり、搭乗カウンター等の設備施設の設置、旅客ハンドリング業務要員の派遣などの体制整備を行った。

③ 庄内空港に関する調整

庄内空港では、震災翌日より庄内・羽田便が通常ダイヤで運航された。以降臨時便の設定は行われなかったが、首都圏方面と往来する旅客が庄内空港にも集中したため、全日空に対し運航体制の拡充を要請した結果、3月13日から26日にかけて、一部便の運航機材を大型化（B737、A320 → B767）することにより輸送力の増強が行われた。また、3月27日以降は、羽田便の増便（1日4便 → 5便）により輸送力の増強が図られた。

東日本大震災発生後の山形空港発着便の総提供座席数・搭乗者数の推移



(2) 山形空港からの二次交通の輸送力増強、路線拡充

① 震災直後の二次交通用バス車両の確保

震災翌日の3月12日早朝、東北新幹線や仙台空港の被災状況から、山形・庄内両空港が全国と仙台を結ぶ結節点となり、移動者が集中すると予期されたが、両空港から仙台へのアクセスが不便なため、山交バス・庄内交通に対し、緊急輸送用バス車両の待機を要請し、両者はこれに応諾した。なお、両空港と仙台間の輸送は、既存の山形空港ライナー・庄内空港リムジンバスと高速バスの連携で対応することとしたため、当該待機は追って解除した。

② 山形空港ライナー(山形駅・山形空港間)の輸送力増強

山形空港からの二次交通は、山交ハイヤーが運行する、山形駅と山形空港を結ぶ「山形空港ライナー」のみであった。このライナーは、山形空港の定期便の機体サイズ(50人乗りCRJ又は76人乗りERJ)に合わせ、ジャンボタクシー型車両(9人乗り)を使用していた。しかしながら、震災後の旅客需要の急増により、山形空港に中型機(150人乗りMD90など)を使用した臨時便が次々と増便される中、9人乗りのジャンボタクシーでは空港からの二次交通による移動需要に対応しきれないことは明白であった。

このため、3月12日に、山交ハイヤーに対して、同社が保有する28人乗り中型バスへ振り替えたピストン輸送を要請するとともに、同社の了承を得て、山交バスに対し、山形空港・山形駅間の臨時バスの運行、山形・仙台都市間高速バスの一部便の山形空港延長運転、仙台・新庄間都市間バスの山形空港停車などにより、山形空港への二次交通確保を要請した。

要請に対し、山交バスからは、都市間輸送需要の対応に手一杯で、山形空港に乗り入れるバス路線の開設は困難という回答があり、山交ハイヤーからは、28人乗り中型バスでの運行には山形運輸支局への手続きに多大な期間を要するため、現下の需要に機動的に対応できないとの回答であった。

このため、山交ハイヤーが保有する中型バスによる運行を早期に実現するため、東北運輸局山形運輸支局に対し、手続きの合理化、迅速化を要請し、同日中に山形運輸支局長より、「事前に連絡をもらえれば、書類等の手続きは事後的に処理することとする」旨の回答を得た。

これを受けて山交ハイヤーに対し、山形運輸支局に連絡の上、28人乗り中型バスによる運行に切り替えるよう要請を行った。山交ハイヤーからは、手続きが完了するまでの間は28人乗りに切り替えるのは依然不可能であること、代わりに、緊急措置として、県が中型バスを山交ハイヤーから貸し切り、添乗した県職員が移動者から運賃相当額を集金し、その全額を貸切料金として山交ハイヤーへ支払うという手法ならば、すぐに対応できるとの返答があった。

このため、3月14日、15日の両日は、山形県職員を「山形空港ライナー」に乗務させ、運賃收受を行う異例の対応をとった。なお、山形運輸支局の理解もあり、手続きが極めて迅速に行われたため、3月15日午後以降は山交ハイヤーが中型バスによる自主運行を開始した。

③ 夜間出発便への対応

山形空港の24時間運用に伴い、夜間発着の航空便が多数運航されるようになった。他方、仙台から山形空港に向かう場合、3月27日に山形空港と仙台駅間を直通する「山形空港直行ライナー」が運行開始となるまでの間は、山形・仙台都市間高速バスを利用し、山形駅で「山形空港ライナー」に乗り換える必要があった。このため、仙台から山形空港発の夜間便を利用する場合、山形・仙台都市間高速バスの遅延により山形駅での乗り換えができず、山形で1泊せざるを得ない利用者が発生することや、それを懸念して、早い時間に出発することを余儀なくされることが想定された。

このため、日本航空、山交バス、山交ハイヤーと協議の上、山形・仙台都市間高速バスが遅延した場合でも、「山形空港ライナー」が接続待ちを行い、「山形空港ライナー」の山形空港到着が遅れた場合は、山形空港を出発する航空便が接続待ちを行う「最終接続」を行うこととした。

また、ホームページにおいて、最終接続を行う旨と、接続対象となる山形・仙台都市間高速バスと「山

形空港ライナー」、山形空港出発便を告知した。

最終接続の実施に当たり、当初は県の担当者が両運行事業者（山交バス、山交ハイヤー）と出発確認の連絡を取り合い、また山形県庁前バス停で乗客の接続便利用意向を確認する等の調整を行った。（軌道に乗った後は、実務を簡便にし、運行事業者による運営に委ねた。）

④ 夜間到着便への対応

震災発生後、山形空港に夜間到着する旅客の中に仙台方面への旅客が増加していたが、山形空港ライナーと山形・仙台都市間高速バスの接続が確保されないことも想定されたことから、山形空港利用拡大推進協議会の支援を受けつつ、19：00以降に山形空港に到着する便について、山形空港発仙台駅行きのバスを山新観光株式会社が企画、実施した（3月16日～26日。3月27日以降は「山形空港直行ライナー」により対応）。

⑤ 山形空港と仙台を直通する二次交通の確保

山形空港を発着する臨時便は、山形県内の利用のほか、東北新幹線や仙台空港が利用できない中、宮城県方面からの利用客も相当程度あり、電話照会においても、仙台と山形空港間の移動手段に関する問い合わせが多く寄せられた。また、臨時便の運行に関する航空会社との協議の中でも、航空会社から仙台方面への二次交通の充実を求められていた。

このため、ツアーバス形式による運行を模索することとし、県内の複数の旅行代理店に運行を打診した。

最終的に、ツアーバスの主催者は近畿日本ツーリストとし、運行に向けた協議を進めることとした。こうした協議が整った3月27日より、山形空港と仙台駅東口を結ぶツアーバス形式による「山形空港直行ライナー」の運行を開始した。

⑥ 庄内空港からの二次交通の確保

震災後、全国各地と山形県、宮城県を移動する旅客は、庄内空港にも多く押し寄せた。一方で、山形から庄内空港に行く場合、都市間高速バスで鶴岡又は酒田まで行き、庄内空港行きリムジンバスに乗り換える必要があった。このため、庄内交通観光バス・ハイヤー株式会社が、山形市内と庄内空港を結ぶ臨時バスを運行し、二次交通を確保した（3月14日～21日）。

3. 公共交通の運行状況等に関する情報提供

今回の震災では、通信インフラが遮断されるなどにより、平常時以上にきめの細かい情報提供を行うことが求められた。また、発信者から受信者に対する一方的的な情報の「提供」だけでなく、双方向的な「案内」機能も、震災のような混乱時には重要であった。さらには、外国人や高齢者などへの配慮は、平常時と同様に必要であった。

（1）情報提供業務の基本的方針

震災発生後、東北・山形新幹線、東北自動車道や国道4号線など、東北地方と全国各地を結ぶ陸上交通が寸断され、旅客の移動に極めて大きな影響が発生した。とりわけ、東北地方と首都圏を結ぶ大動脈である東北新幹線、山形新幹線などの鉄道網が不通になったことは、輸送力の大幅な減少をもたらしただけでなく、移動を必要とする方々にとって、新幹線に代わる移動ルートを確保することが極めて困難である点からも、円滑な旅客移動に甚大な影響を及ぼすこととなった。

山形県庁にも、震災発生翌日の3月12日から、利用可能な交通機関に関する問い合わせが寄せられ始めた。また、近接する宮城県内にも相当数の帰宅困難者がいることが、報道などから推察された。さらに、震災と大津波により甚大な直接被害が発生している宮城県庁や仙台市役所などでは、利用可能な交通機関に関する情報の収集、提供に人員体制を割かれることは、より優先順位の高い直接被害の把握やその対応の遅れにつながるとともに、もとより情報収集などの業務を行う余裕すらないものと判断した（逆の立場であっ

たら、同様のことが言えただろう)。

こうした中、直接被害が少なく、各交通機関の運行情報を継続的に収集している山形県庁において、被災地や山形県と全国各地の間の移動を支援するため、全国各地に向けて利用可能な交通機関に関する一元的な情報提供、問い合わせ対応を展開することとし、準備の整った13日昼より本格的に業務を開始した。

なお、情報提供は、下記の点を基本的な方針として実施した。

① 「利用者」のニーズや状況に即した内容及び態様の情報提供を行う

情報提供に当たっては、利用者にはいわゆる「帰宅困難者」や、被災者の救援や復旧作業を行うスタッフ、被災エリアから首都圏などに退避する方、逆に、被災地にいる家族や親類を訪問する方など、多様な方が存在することを前提に、これらの方々が可能な限り効率的な移動ルートを選択できるよう、利用者目線での「見やすさ」、「わかりやすさ」に配慮して情報提供の内容を整理した。

また、震災により情報入手手段が極めて限られていることから、宮城県庁や仙台市役所を含む拠点へのネットワーク図の掲出、インターネットや電話による相談窓口の開設、交通拠点への案内要員の配置など、移動を必要とする方が交通機関に関する情報にアクセスすることができるよう、可能な限り多様な態様で交通機関に関する情報提供を行った。

② 常に最新の情報を提供し続ける

震災後は、都市間高速バスや航空路線の運行路線や便数・ダイヤが、車両や機材の確保状況や交通インフラの復旧状況に応じ、めまぐるしく変わった。できる限り多くの利用者に、できる限り円滑かつ効率的に移動してもらうためには、移動に関する適切な判断材料を提供することが重要であることから、県庁のホームページをリアルタイムで更新し(最も多い日で1日10回程度)、常に最新の情報を提供することとした。

県庁の体制としても、関係交通機関からの情報収集やホームページの更新に特化した担当者を配置するとともに、ホームページ更新の決裁ルートを大幅に簡略化(通常は担当者→担当課長→IT担当の決裁が必要だが、担当者レベルで更新を可能とした)し、コンテンツ変更が即時に公開ホームページに反映されるよう手当てした。

また、ホームページには、運行状況だけではなく、「マイカーによる被災地への乗り入れ自粛の要請」、「予約の確実なキャンセル」、「ボランティア受入体制の未整備」などの注意喚起メッセージもリアルタイムで掲載し、周知した。あわせて、メールや電話による問い合わせ内容を、コンテンツの改善やFAQに反映させ、情報提供内容を洗練させた。

なお、常に最新の情報に更新を続けたのは、山形県庁が発信する情報への信頼性を高め、口コミなどを通じて、交通機関に関する有力な情報収集手段としての認知度を高める意図もあった。

③ 確実な内容以外の情報提供は行わない

大災害により情報入手手段が遮断されると、デマや流言が飛び交い、混乱が発生しがちである。今回の震災では、被災地における陸上交通網が寸断される中、利用可能な交通機関に利用客が殺到していた上に、情報の入手ルートは極めて限られているなど、交通についてもデマや流言が発生しやすい環境となり、現に山形県庁にも、誤った情報に基づく問い合わせが寄せられるケースが散見された。こうした中で、山形県庁から発信する交通機関の情報は、数少ない情報源であり、その情報に誤りがあった場合、大きな混乱につながることを懸念された。

このため、交通機関の運行状況については、各事業者から聞き取った情報を取捨選択し、確実なもの、混乱が生じないものに限って公表することとした。

事例1：山形・仙台都市間高速バスについて、山交バスは本数、ダイヤを発表して運行したが、宮城交通は車両や運転手が確保できた都度、不定期に運行した。

<対応>

山交バス担当便の本数、ダイヤのみを情報提供対象とした。

事例2：山形と各地を結ぶバス路線は、需要に応じ1便に複数台（2～5台）のバスにより運行した。

<対応>

各路線の便数を明記した上で、脚注に「複数台で運行される『場合があります』」と表示した。

事例3：山形空港において、羽田空港、伊丹空港行き最終便に乗り切れなかった旅客を対象に、地元旅行会社である山新観光が東京、大阪に向かう救済的なツアーバスを臨時的に運行した。

<対応>

ツアーバス目当ての旅客が空港に殺到し混乱が生じることが懸念されたため、情報提供は行わなかった。

事例4：山形駅周辺から庄内空港に向かう直通送迎バスが3月14日と15日の両日一時的に運行された。

<対応>

バスの運行が直前に決定されたため、全日空庄内支店からの周知依頼を受け、県の交通案内ホームページの新着情報欄で例外的に情報提供を行った。不定期運行であることから、ネットワーク表への掲載は行わないこととともに、利用者が殺到し、混乱が生じるのを防止するため、掲載時間を運行初日の1時間程度のみとした。

(2) ネットワーク図の作成

3月12日時点では、交通機関ごとの運行計画の一覧表と、各交通機関から入手した運行ダイヤ（事業者によって様式が異なっている）や電車、バスの時刻表をもとに、問い合わせに対応していた。

その中で、今後、日を追うごとに照会が増加すると予想されたほか、職場で放映されているテレビに映る被災地域の状況から、被災地域と全国各地の移動に著しい支障を来しており、こうした方々にも移動に関する一覧的な情報を提供する必要があるとの感触を得た。

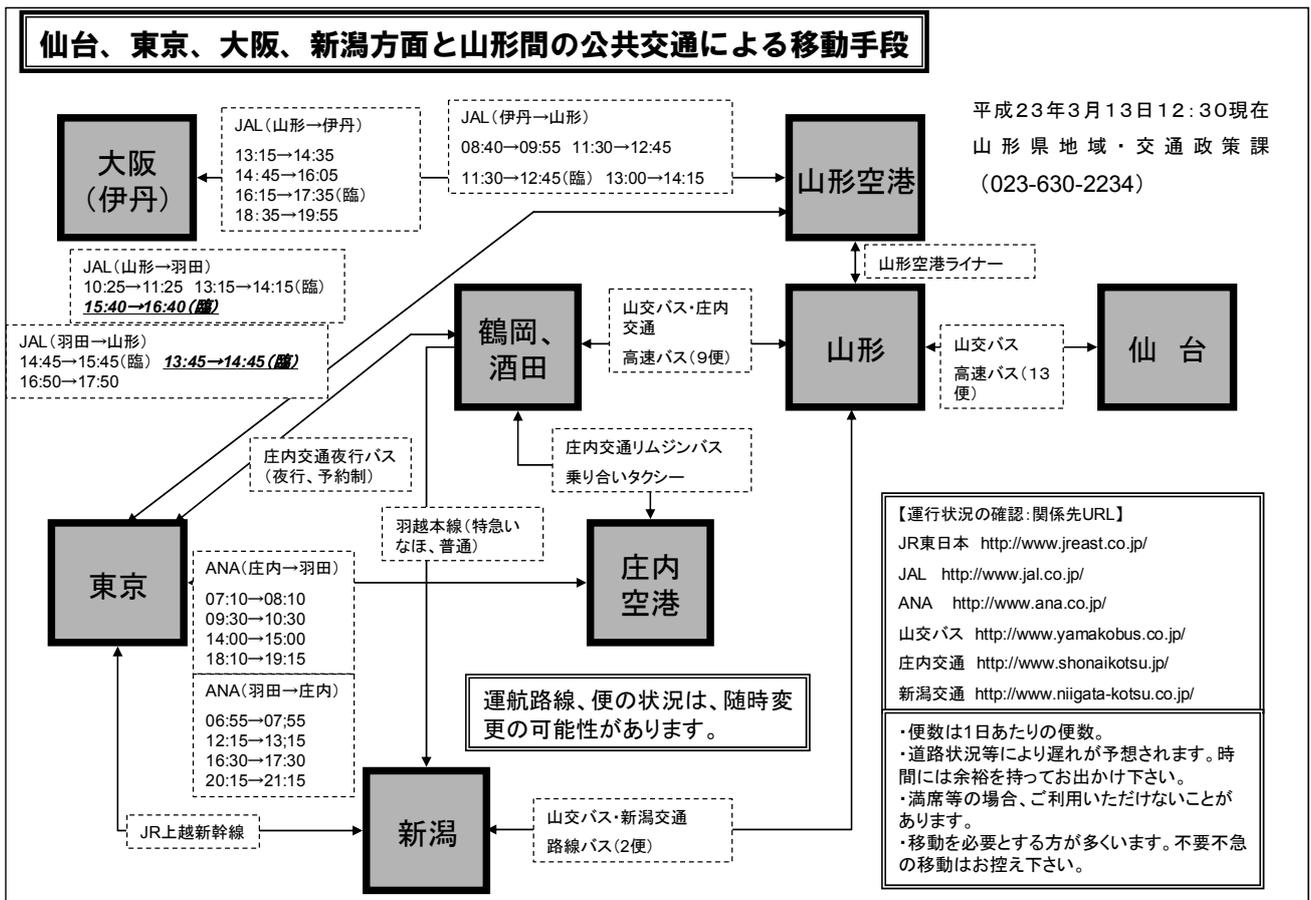
このような認識のもと、利用可能な交通機関とその運行状況を一覧表として取りまとめることとし、準備の整った3月13日正午過ぎから公開することとなった。

ネットワーク図は、ホームページへの掲載、交通拠点等への張り出し、配布などにより提供した。この図の公開以前は、新幹線や高速道路などの陸上交通が寸断された中、利用可能な交通機関を一覧的に示した資料がなかったこともあり、数多くのサイトにリンクされ、ブログやツイッターでも多くの反響を呼ぶなど、当初の予想を大きく上回る利用があった。

このネットワーク図を作成する際、意識した点は以下のとおりである。

- ・ウェブ検索で使われる単語をちりばめたタイトルの設定
- ・1枚紙で機能性を重視した情報提供
- ・電話問い合わせ先を山形県庁に一元化
- ・英語、中国語、韓国語による情報提供

○ ネットワーク図



(3) HPによる情報提供

山形県庁では、震災発生2日後の3月13日13時頃からホームページによる情報提供を開始した。交通に関するホームページは、「東日本大震災に関する総合情報」ページにリンクを張ったほか、「交通に関する情報ニーズは高いので、トップページからも直接リンクを張ったほうがよい」との県庁内からの助言を得、山形県庁トップページの「注目情報」コーナーから直接リンクを張ることとした。

ホームページのコンテンツは、電話問い合わせの内容や交通機関の運行再開状況、交通拠点の混雑状況などに応じ更新、改良を重ね、下記のような構成となった。

- ・ページタイトル

ウェブ検索で使われる単語をちりばめたタイトルを設定した。

- ・重要なお知らせ

コンテンツの核となるネットワーク図へのリンク画面の上部に、移動される方々に特に注意喚起が必要な内容を赤字で表示した。

(例) ・被災地及び山形県への自動車での乗入れはお控えください！

・予約は必要最小限に！予約のキャンセルをお忘れなく！

・山形空港への移動は公共交通機関をご利用ください！

- ・ネットワーク図

- ・主な路線の時刻表

各交通機関ホームページのダイヤ情報、周辺自治体ホームページの交通情報へのリンクを集めた。

また、山形駅・山交バスターミナル付近の乗り場案内図も掲載した。

- ・運行状況に関するトピックス

山形空港の臨時便ダイヤ設定や東北・山形新幹線の運行再開情報、仙台空港の運用再開や仙台空港へのアクセス手段など、その時々的重要トピックスを掲載した。

- ・乗車待ちの状況

山形・仙台都市間高速バスで、仙台を朝出発するバスで多数の乗車待ちが発生し、逆に夕方以降のバスには座席に余裕があったことを受け、利用時間帯の平準化を図るために、交通拠点ごとの方面別乗車待ち状況を掲載した。

- ・FAQ

電話相談窓口にお問い合わせが集中し、電話がつながりにくいとの指摘も寄せられたことから、代表的な質問をFAQとして掲載した。

山形県庁HPにおける情報提供

○3月13日より山形県HPで情報提供を開始(下図は3月17日18時現在のHP再現版)。



<コンテンツの構成>

- ①重要な注意喚起事項(ネットワーク図の前に赤字で表示)
→不要な予約のキャンセル要請、マイカー乗入れ自粛要請 など
- ②ネットワーク図(情報提供のコアとなるコンテンツ)
- ③主な路線時刻(各事業者HPへ)、山形駅・山交BT周辺乗り場案内図
→後に、近隣自治体HPの交通情報ページへのリンクも掲載
- ④乗車待ちの状況
→主な交通拠点における混雑状況を掲載
- ⑤お知らせ
→最新の運行本数変更情報、最終便接続案内 など
- ⑥FAQ(よくある質問と回答)
→電話相談の効率化を図るため、典型的な照会内容と回答を掲載

(4) 紙媒体（張り紙、ネットワーク図の配布）による情報提供

今回の震災では、山形県内のほぼ全域で停電が発生（3月12日21：12完全復旧）し、通信の集中などにより携帯電話もつながりにくい状態が続いた。また、被害の大きかった宮城県内では、停電に加え、携帯電話基地局の障害も発生し、コンセントに接続するテレビ・ラジオだけではなく、携帯電話による通話、データ通信、ワンセグによるテレビ視聴も困難になった。これにより、とりわけ宮城県内では、情報入手手段が極めて限られることとなった。

また、不確かながら、宮城県庁や仙台市役所、仙台駅周辺に、帰宅困難者などが多く集まっているとの情報を入手した。加えて、お年寄りなどインターネットを使えない方に配慮した情報提供も必要であった。

こうした中、インターネットと並行して紙による情報提供を行うこととし、移動を必要とする方が集まる場所（宮城県庁、仙台市役所、山交ビルバスターミナル、山形空港、山形駅など）にネットワーク図の張り紙や配布を行うこととした。

ホームページによる情報提供開始後、宮城県庁や仙台市役所などの関係機関に対し、人が集まっている場所にネットワーク図の掲示や配布を依頼するとともに、観光担当部局を通じ、移動者の宿泊地となる県内の旅館・ホテルに対し情報提供を行った。

このほか、宮城県庁、仙台市役所には、「山形県庁で、宮城県内、仙台市内から各地への移動に関する照会にも対応する体制を構築したこと」、「個別の照会に対し、山形県庁に連絡するよう案内していただいで構わないこと」を申し出た。

(5) 電話相談窓口の設置

広域的な移動をする方が安心かつ確実に移動できるようにするには、インターネットや紙の配布による一方的な情報提供だけでなく、個別の疑問点や不安を解消するための双方向的な相談窓口を充実させる必要があった。

山形県庁でも、電話による相談に最大限対応するため、3月13日にネットワーク図に相談窓口の電話番号を表示し、問い合わせ専用の電話を設置するとともに、相談対応を行うための職員を配置した。

電話相談の時間帯についても、移動途上の相談にも最大限対応を図るため、仙台・山形間の高速バスの始発便の山形発車時刻（通常ダイヤで5：50）と最終便の山形到着時刻（同23：32）を踏まえ、5：00～24：00と設定した。（JR東日本の「モバイルSuica特急券」やJR東海・西日本の「エクスプレス予約」の予約受付時間が始発前から最終後までを目安に設定されていることにヒントを得た。）

電話相談の件数は、ネットワーク図を公開した3月13日以降急増し、課内のほぼ全ての電話が鳴り止まず、交通機関からの情報収集やホームページの更新作業を行う職員以外は、相談電話にかかりきりの状態となった。

電話相談の内容は、主に「移動ルートの選択方法」、「仙台から山形空港へのアクセス」、「予約・運行状況」に関するものに大別された。同種の問い合わせが極めて多かったことから、その回答をFAQとしてホームページに掲載したが、問い合わせ件数は一向に減らなかった。これは、問い合わせの通話が電話回線数を大幅に上回っていたこと、ルート等がわからないのではなく、目的地に確実に到達できるか不安があつて電話をすることが多かったからである。中には、不安のあまり何度も繰り返し同じ相談を寄せるケースもあった。

こうしたことから、電話相談には、「安心していただく」ことを主眼として対応した。問い合わせ内容は、例えば「どのルートが一番早いか」というように、県庁側でも確答できないものが多かったが、「とにかく山形まで来れば各方面に確実に移動できますので、ご安心ください」といった形で、速さや運賃、乗継ぎの効率性などはさておいて、相談者に「確実に移動」できる「安心感」を持ってもらえるよう配慮した。

被災者やその家族からの問い合わせも多かったことから、電話対応の言葉遣いにも慎重を期した。丁寧に対応することは言うまでもないが、例えば、「気をつけてご旅行ください」という言葉遣いが、「（観光

旅行に行くわけではない」という反応につながったことから、「気をつけてご移動ください」という言い回しにするよう心がけた。

電話の中には苦言（中には有益なものもあり、コンテンツ更新等の際のフィードバックに活用）もあったが、お礼の電話も多くいただいた。中には宮城県内のご子息が山形経由で無事実家に帰宅することができたことを、涙ながらにご報告、お礼いただくような電話もあり、連日の対応に疲弊する中、こうした電話やメールは、業務の大きな励みとなった。

○ 電話相談窓口の開設状況

期間	3/13～16	3/17～22	3/23～31	4/1～
開設時間	5：00～24：00	6：00～23：00	8：30～19：00	勤務時間内
対応人員	2～9名	7～10名	課内で対応	

(6) 主要な交通拠点への案内対応職員の配置

山形空港や山交ビルバスターミナル、山形駅周辺などの主要交通拠点周辺に詰め掛けた航空便や都市間高速バスの利用者には、山形県に土地勘がない方や各交通機関に関する情報が不足している方も多く、3月13日から山形空港に、「山形県」の腕章をした職員を派遣し、現地での旅客案内、一時宿泊施設の案内を開始した。また、報道機関から、「山形駅周辺も大変混雑しているので案内職員を配置すべき」との指摘があったことを受け、3月14日には山交バスターミナル、山形駅周辺でも旅客案内、一時宿泊施設の案内を開始した（3月22日まで）。

ちなみに、現地での案内担当の職員は、県庁内で行う電話対応とは異なり、近くに助言する職員や詳細な運行情報をもって案内を行うことが困難であることから、電話対応を行い、旅客案内の相場観を習熟した職員を派遣した。

現地案内は、「山形県」の腕章を着用したことが功を奏し、利用者から多くの相談が寄せられた。

なお、現地への案内対応職員の配置により、各交通拠点の混雑状況や利用者の属性、動向に関する情報がリアルタイムで県庁に届くようになり、情報提供や交通事業者との調整に活用することができるようになったことは、当初想定しなかった収穫であった。

(7) 仙台方面から山形に夜間到着する方への対応

山形と各地を結ぶ航空路線、都市間高速バスのうち、最も遅い時間まで運行されるのが山形・仙台都市間高速バスである。このバスを利用して仙台から山形に移動した場合、21時以降に山形に到着するバスは、山形から先の接続交通がなく、山形以遠を目的地とする利用者は、山形に宿泊して翌日以降、目的地に向かう必要があった。

当時、山形市周辺の宿泊施設は、停電や燃料不足、観光客の大量キャンセルによる一時休業により利用可能な施設が限られており、利用可能なところについてもほとんどが満室状態となっていた。

このため、3月13日から、山形・仙台都市間高速バスのうち、山形からの接続交通がなくなる便の利用者に情報提供を行うため、「山形県庁前」バス停において、職員がバスに乗車し、乗客に、その時点で最新のネットワーク図と一時宿泊施設の案内を配布し、車内放送で簡単な案内を行った。

また、一時宿泊用に開放した施設のうち「山形県職員育成センター」（3月14日から22日にかけて開設）は、最寄りが「山形県庁前」バス停（山形駅から約3km）であったため、センターを利用する客には降車を呼びかけ、別の職員がセンターまで案内した。

4. 公共交通機関の輸送力増強等

(1) 都市間高速バスの輸送力増強

3月13日、宮城県庁から、山形県及び山交バスに対して、山形・仙台線及び山形・新潟線の輸送力増強に関する要請文書が送付された。また、山形県においても、これら路線の輸送力増強は喫緊の課題だと認識していた。このため、山形県からも山交バスに対して、両路線の輸送力の増強を要請した。山交バスにおいても、こうした要請と前後して、山交ビルバスターミナルへの移動者集中に対応し、両路線に山形・鶴岡、酒田線も含めた輸送力増強及び旅客対応を行い、共同運行の新潟交通及び庄内交通にも協力を求めた。

また、震災後数日が経過すると、電話相談窓口の問い合わせに、県内移動に係るものが増加した。この中で、奥羽本線不通による山形・米沢間の公共交通寸断にガソリン不足が加わり、多くの方が移動困難となっている状況を把握したため、3月18日、山交バスに対し、鉄道復旧までの間、新幹線「つばさ」号の停車駅を経由して両都市を結ぶ路線バスの開設を要請した。具体的には、一部運行を再開していた米沢・仙台線の運行を取り止め、米沢・山形線として運行することを求めた。山交バスからは、米沢・仙台線の運行は継続し、米沢・山形間を3月20日から運行開始する旨の回答を得た。しかし、同日中にJR東日本が奥羽本線（米沢～山形間）を3月20日から運転再開することを発表したため、実際の運行は行われなかった。

また、3月31日より山形新幹線全線運転再開前日の4月11日までの間、東京発着の東北新幹線の起終点となっていた那須塩原駅と山形駅間を予約制で1日2往復する「山形・那須塩原ライナー」をヤマコーグループ（山交観光受付、山交バス運行）が企画・運行することとなった。運行に当たり、山交バスからの要請を受け、対首都圏の公共交通手段増強の観点で、交通政策課長から山交バスに対して運行要請文書を交付した。

(2) 鉄道会社（JR東日本、山形鉄道）との調整

① 日本海側路線を経由した移動ルートの確保

震災による被害が軽微だった上越新幹線やJR羽越本線は、震災翌日には一部列車で運転を再開した。鉄道の輸送力は航空機、バスと比べて大きいことから、山形から山形空港・庄内空港を経由するルートと併せて、鶴岡・酒田からJR羽越本線経由、あるいは山形・新潟間の都市間バスにより新潟に行き、新潟から上越新幹線で東京方面に向かうルートが有効に機能した。

このため、JR東日本新潟支社に対し、JR羽越本線の輸送力の確保を要請した。JR東日本では、利用者の急激な増加を受け、特急「いなほ」号の増発を行った（3月15日～17日、23日～27日、4月3日：1往復増発、3月18日～22日：2往復増発）。

② 山形新幹線など、県内JR各線の早期運転再開に向けた要請

震災後、都市間高速バスの増車や航空便の臨時便設定により、可能な限り多くの輸送力を確保してきたが、輸送力が大きい鉄道の早期復旧が広域的な移動の円滑化を図る上では必要不可欠であった。また、震災後深刻になったガソリン不足により通勤などに支障が生じるようになるに及び、県内の移動においても鉄道の早期復旧を求める声が強まった。

このため、JR東日本に対し、運転を見合わせている各線の早期運転再開の要請を行った。JR東日本では、東北新幹線などに甚大な被害が発生する中、4月1日までには、山形県内在来線の復旧を完了した。

③ 山形鉄道（フラワー長井線）に関する調整

震災後、県から山形鉄道に対しては、線路や設備の被害状況の調査を徹底するよう申し入れた。また、運転再開後、被災者支援のため実施した避難者に係る運賃の無料化措置に対し、県及び沿線市町2市2町で、運賃減収分に対する助成を実施した。

第3節 燃料確保対策

1. 石油燃料の供給不足の発生

震災により、太平洋沿岸にある港湾周辺の油槽所（小名浜、塩竈、気仙沼、釜石、八戸）、製油所（仙台、鹿島、千葉）が被災し、石油製品の出荷が停止されるとともに、東北自動車道を含む幹線道路の通行が制限され、さらに稼働中であったタンクローリー150台以上が被災し輸送困難な状況となった。

石油製品の製造から輸送まで広範囲にわたり甚大な被害を受けたことから、被災地を含む東北各県から関東地方で供給不足が生じ、特に県内消費（平成23年2月：約5,100kl）の8割程度を仙台から、2割程度を酒田等から供給されているといわれる本県では、石油燃料の供給不足の状況が長引き、塩竈の油槽所再開が本格化する3月30日頃までガソリンスタンドに給油待ちの行列ができる状態が続いた。



(写真提供：山形新聞)

【震災後の燃料不足による行列】



【震災後の燃料不足による行列】



2. 県の対応

(1) 燃料の不足状況の把握

県各機関、所管の企業団体、市町村、市町村所管の企業団体に対し、石油燃料の需要調査を実施し、不足状況を把握した。

(2) 政府等への要請活動

「首相官邸（後に内閣府）」→「資源エネルギー庁」→「石油連盟」→「元売各社」→「各施設等」のルートで石油燃料を供給する枠組みに対し、燃料不足の緊急度合いに応じて3段階のリストを提出し、要請活動を行った。併せて、山形県、新潟県の石油商業組合、県内の関係企業等に対し石油燃料供給への協力要請を行った。

○ 優先箇所リスト

- | |
|---|
| <p>① 石油関係第一次優先箇所リスト（一次リスト）
重油、軽油等が逼迫する救急指定病院、福祉施設、ダム、ガス会社、公共交通機関</p> <p>② 石油関係第二次優先箇所リスト（二次リスト）
一次リスト以外の公共施設、公共交通機関など →後にトラック団体に絞り再提出</p> <p>③ 石油関係第三次優先箇所リスト（三次リスト）
重油、軽油等が逼迫する医薬品製造企業</p> |
|---|

(3) 政府等の対応

県の要望に対して、①通常契約先の小売業者を通じ供給、②元売手配の小売業者から供給、③県石油商業組合役員企業4社との商流を太くすること、の対応が行われた。

(4) 緊急車両以外の対応

緊急車両以外で緊急に給油を必要とする車両（除雪車、医薬品運搬車、訪問介護サービス車、被災地支援車）について、個別に困難が生じた場合に、県石油商業組合を通じ給油対応を行った。

(5) 県民への情報提供

県石油商業組合から石油燃料の供給見通しについて聞き取り、県ホームページを通じ、県民向けに情報提供を行った。

3. 経過

月 日	県の対応	周辺状況
3月11日 (金)		<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">午後2時46分、東北地方太平洋沖地震発生</p> <p>【電力】 鶴岡市など一部を除いて停電 【仙台】 塩竈油槽所、JX仙台製油所が被災し、稼働停止 【酒田】 酒田油槽所（東西OT）A地区（JX）の浮屋根破損、出荷停止 【GS】 給油ポンプ使用不能なため閉店（一部店舗は緊急車両等向けに手動営業）</p>
3月12日 (土)		<p>【電力】 夜までに概ね停電が解消 【GS】 電力回復地域から順次営業再開するも、多くは売り切り後閉店。開店継続した一部店舗は数量制限（10～20L、2千円）しており、行列が発生 【国】 首相官邸が石油連盟へ被災地向け燃料供給を要請</p>
3月14日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県災害対策本部を立ち上げ、生活救援班（商業・まちづくり振興課）が石油供給担当となることで整理 ・知事から内閣総理大臣、山形県石油商業組合、新潟県石油商業組合あてに「石油燃料の供給確保に関する要請書」を送付 ・「石油関係需要調査」を実施（県各機関、市町村、所管の公共施設等） 	<p>【酒田】 酒田油槽所A地区（JX）はガソリンを除く油種の出荷再開 【GS】一部店舗のみ営業、早朝から行列が発生し、昼前に売り切れの状況 【国】 石油連盟に24h対応のオペレーションルーム設置、官邸指示による燃料供給実施</p>
3月15日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次リスト（重油、軽油等が逼迫する救急指定病院、福祉施設、ダム、ガス会社、公共交通機関）を作成 ・くらし安心課、消費生活センターがホームページに「震災に伴う石油燃料の状況について」を掲載開始 	<p>【電力】 東北電力が計画停電を発表（16～18日→実施されず） 【酒田】 酒田港にタンカー（灯油3千kl）震災後初入港</p>
3月16日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸の対策本部に一次リストを送付 ・県各部局を対象に緊急に給油が必要な車両の調査を開始 	<p>【GS】 県内営業88店舗（回答数269の33%、設置507か所の17%：東北経済産業局調べ）</p>

月 日	県の対応	周辺状況
3月17日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁から一次リストに追加情報(タンク容量等)を加えるよう指示があり、再調査実施 ・県関係緊急車両の給油について県石油商業組合と協議開始 ・県トラック協会、県トラック運送協同組合連合会から知事へ軽油確保の要請書提出 	<p>【国】海江田経済産業大臣が「ガソリン・軽油等の緊急の供給確保と輸送力強化の抜本対策」を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ローリー300台の追加投入 ・西日本の製油所からの大量供給 ・塩竈、八戸油槽所の早期機能回復 ・緊急重点SSの指定と重点供給 <p>【仙台】塩竈油槽所(出光)の出荷再開</p>
3月18日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁に一次リスト(修正後)を送付 ・除雪車の優先給油について県石油商業組合と協議、個別対応で合意→実施 ・県ホームページ「県内における主な生活必需品取扱店の営業状況について」に県石油商業組合による見通しを掲載開始(～4月11日) 	
3月19日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・二次リスト(一次リスト以外の公共施設、公共交通機関など)を作成、首相官邸に送付 	<p>【GS】前日夜から行列が発生、給油待ち車両による火災等のトラブルが散発</p> <p>【酒田】酒田油槽所のガソリン出荷再開</p>
3月20日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「医薬品輸送緊急車両制度」の実施について県石油商業組合と協議 	
3月21日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・知事から民主党東北地方太平洋沖地震対策本部(本部長 岡田幹事長)あてに「石油燃料の供給確保に関する要請書」を送付 	<p>【仙台】塩釜港にタンカー(2千kl級)震災後初着棧</p> <p>【国】生活支援対策を首相官邸から内閣府へ</p>
3月22日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形県内医薬品製造企業を対象にする製造ライン石油需要調査」を実施 ・三次リスト(重油、灯油が逼迫する医薬品製造企業)を作成、内閣府に送付 	<p>【GS】県内営業172店舗(回答数304の57%、設置507箇所の34%:東北経済産業局調べ)</p> <p>【仙台】塩竈油槽所(EM)出荷再開、JXも塩竈油槽所(出光)の共同利用で出荷再開</p>
3月23日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次リストで要望しているA重油の県内供給方法について県石油商業組合と合意 ・「医薬品輸送緊急車両制度」の実施について県石油商業組合と協議 ・二次リスト絞込みのため、避難所、斎場を対象に石油需要を再調査→概ね充足 	<p>【GS】行列解消のため、数量制限を緩和し始める(2千円→3千円、20L→30L等)</p>

月 日	県の対応	周辺状況
3月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・二次リスト（再整理:県トラック協会、トラック運送事業協同組合のみ）を内閣府に再提出 ・「医薬品輸送緊急車両」について、県石油商業協同組合が支部単位で対応できない場合に県を通じた調整を図ることで合意 	
3月26日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・来県した民主党岡田幹事長、自民党谷垣総裁に知事が石油燃料確保も含め要請 	
3月27日 (日)		【仙台】 塩釜港の浚渫により5千kl級のタンカー入港
3月28日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が記者会見で「今週中にはだいぶ改善する」とコメント ・三次リストについて内閣府に追加要請 	【GS】 夕方まで営業する店舗が出始める
3月29日 (火)		【GS】 営業時間に制限が残る、庄内、村山を中心に行列がほぼ解消
3月30日 (水)		【GS】 営業時間に制限が残るが、県内で行列がほぼ解消（産業向けは依然供給不足）

第4節 その他県の対応

1. 政府等への要望活動

(1) 県や北海道東北知事会等による要望活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被害等からの復旧・復興を迅速に進めるため、政府関係機関や東京電力等に対して要請活動を行った。



【北海道・東北地方知事会による政府への東日本大震災に係る要望（H23.4.11）】



【国土交通副大臣への太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備等についての4県（青森・秋田・山形・新潟）合同による提案（H23.5.31）】

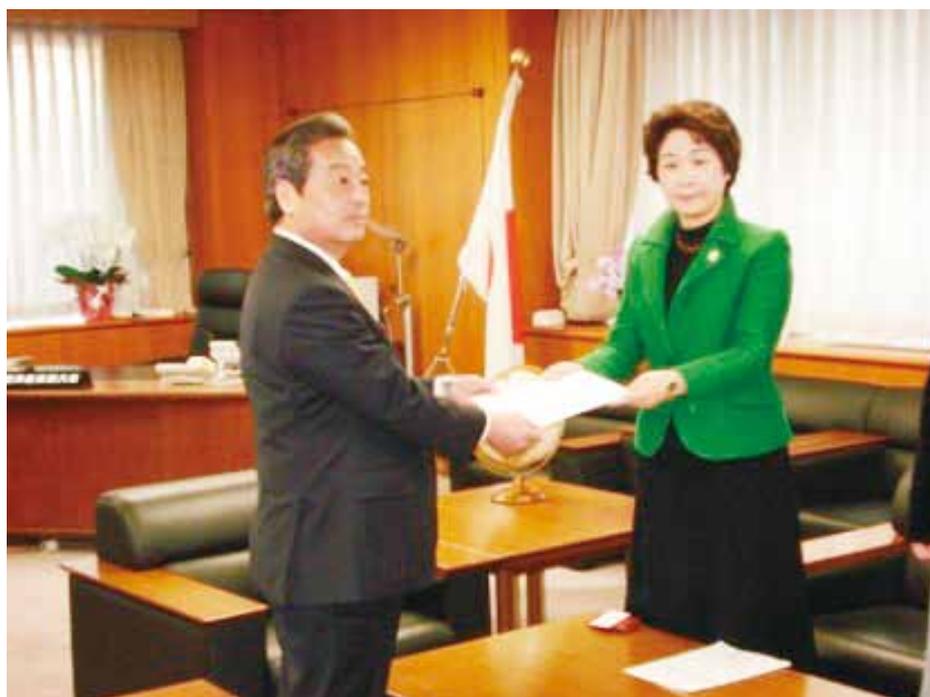
○ 要望活動一覧

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H23.4.11	「復興に向けたアピール」と「東日本大震災に係る要望」 ・ 応急対策及び被災者の生活再建に向けた総合的支援 ・ 東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害への対策 ・ 復旧対策、地方自治体への財政支援、復興支援機関の設置	内閣官房長官、政府与党関係者ほか	北海道東北地方知事会
H23.5.31	東日本大震災からの復興に関する提案 ・ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備 ・ エネルギーの確保・供給体制の整備	国土交通省、経済産業省等	青森県知事、秋田県知事、新潟県知事、山形県知事
H23.7.20	「放射性物質汚染稲わら」に関する緊急要望 ・ 国主導による風評被害対策等の実施 ・ 検査経費に係る財政措置	政府与党関係者	山形県知事
H23.8.12	「食と放射能」に関する緊急提案 ・ 国民に対する放射能の基本的な知識の普及 ・ 食品の暫定規制値の法制度化 ・ 事業者に対する放射能検査費用の助成	内閣府特命担当大臣	山形県知事
H23.9.29	東京電力福島原子力発電所の事故に係る「観光業の風評被害」に対する適切な賠償について ・ 「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における賠償対象区域への認定 ・ 東京電力の損害賠償に対する指導	文部科学省、経済産業省、観光庁	山形県知事
H23.10.20	東日本大震災からの東北地方の復興に係る要望 ・ 復興施策を講じる上での規制・手続き等の特例対象地域に秋田・山形等を含めること	内閣府特命担当大臣	山形県知事、秋田県知事
H23.11.6	平成24年度政府予算に関する緊急提案・要望 ・ リダンダンシー機能確保のための格子状骨格道路ネットワークの形成 ・ 風評被害対策の推進 ・ 震災からの復興等に関する地方自治体への財政支援	国土交通省、農林水産省	山形県知事

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H23.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた緊急提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H24.2.10	東日本大震災の復旧工事に伴う緊急対策として行われる設計労務単価の引き上げ等について <ul style="list-style-type: none"> ・東北6県が同一の公共工事設計労務単価となる単価引上げ 	国土交通省ほか	山形県知事
H24.3.21	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望 <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故に伴う損害賠償等の確実な実施 ・風評払拭の確実な実現 ・東京電力株式会社の損害賠償等への指導 	文部科学省、経済産業省、東京電力	北海道東北地方知事会
H24.4.11	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望 <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社の風評被害対応に対する指導 ・「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」の内容拡充 	文部科学省	山形県知事、JA山形中央会長、旅館ホテル生活衛生同業組合長
H24.6.8	東北地方の復興に向けた再生可能エネルギー導入促進等について <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入目標と卒原発に向けた道筋の明示 ・大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充 ・導入拡大に向けた施策の創設・拡充 	内閣府、経済産業省ほか	山形県知事
H24.6.23	東日本大震災に伴う広域避難者の支援等に関する要望 <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化等を踏まえた支援策の充実 ・東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に取り組む地方自治体への財政支援 ・原発事故による損害の賠償 	復興大臣	山形県知事、山形市長、米沢市長

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H24.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H24.9.14	福島県からの県外避難者支援の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の無料化 ・避難者支援を行う受入自治体等に対する継続的な財政支援 ・借上げ住宅の住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用 	復興大臣	山形・新潟・福島三県知事会議
H24.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H25.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H25.12.13	東日本大震災への対応等について <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・被災者支援法による支援施策の充実 ・心のケア対策等の取組の充実 ・放射性物質の検査体制強化と安全安心の情報発信 	復興大臣	新潟・福島・山形三県知事会議
H25.12	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H26.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 ・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H26.9.18	東日本大震災への対応等について <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援を行う受入自治体等に対する継続的な財政支援 ・心のケア対策等の取組の充実 ・放射性物質の検査体制強化と安全安心の情報発信 	復興庁ほか	福島・山形・新潟三県知事会議
H26.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に即した復興関連制度の確立 ・被災者の生活再建に向けた支援 	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会



【経済産業副大臣への「原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等」に関する緊急要望（H24.3.21）】



【文部科学政務官への「原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等」に関する緊急要望（H24.3.21）】



【東京電力社長に対する原子力発電所事故に伴う損害賠償等の確実な実施についての緊急要請（東京電力本社、H24.3.21）】

(2) 政府の施策等に対する提案活動

知事が会長を務める山形県開発推進協議会による政府への施策提案において、東北全体を俯瞰した復興に向けて、緊急かつ重要な施策を展開していくために必要な施策についての提案活動を行った。

① 平成23年7月20日「平成24年度国の施策等に対する提案」

- 第1部 東北全体を俯瞰した復興に向けて ～災害に強い多軸型国土の形成～
 - ア 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備
 - (ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成
 - (イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化
 - (ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化
 - (エ) 幹線鉄道的高速化と在来線の機能強化
 - イ エネルギーの確保・供給体制の整備
 - (ア) エネルギーの確保と供給体制の早期整備
 - (イ) 地域主導型のエネルギー政策の推進
 - ウ 産業・農林水産業の振興・活性化
 - (ア) リダンダンシー(代替性・補完性)機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進
 - (イ) 風評被害対策の推進
 - (ウ) 被災県農業者等の受入に対する総合的支援
 - エ 東北全体の復興に繋がる震災復興特区の創設
 - (ア) 新エネルギー導入特区と産業集積促進特区の創設
 - オ 防災機能の強化
 - (ア) 災害等から生命・財産を守る社会資本整備等の推進
 - (イ) 災害予防対策の推進
 - (ウ) 福島第一原子力発電所の原発事故対策の強化
 - カ 震災からの復興等に関する地方自治体への財政支援
 - (ア) 東日本大震災に伴う災害救助、福島第一原子力発電所の原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援



【農林水産大臣への平成24年度国の施策等に対する提案（H23.7.20）】



【国土交通副大臣への平成24年度国の施策等に対する提案（H23.7.20）】

② 平成24年7月17日「平成25年度国の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体を俯瞰した復興に向けて

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

(ア) 再生可能エネルギーの導入目標と卒原発に向けた道筋の明示

(イ) 大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充

(ウ) 家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

(エ) エリア供給システム（自立分散型エネルギーマネジメントシステム）の構築に向けた支援施策の創設・拡充

(オ) 産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備

(ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成

(イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化

(ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化

(エ) 幹線鉄道の高速度と在来線の機能強化

(オ) 均衡のとれた油槽所の配置と機能強化等

ウ 産業・農林水産業の振興・活性化

(ア) リダンダンシー（代替性・補完性）機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進

(イ) 風評被害対策の推進

エ 原子力災害等への対策と支援の強化

(ア) 原発事故避難者等への支援策の充実

(イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援

③ 平成25年6月3日「平成26年度国の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体の復興を見据えた施策の展開

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

(ア) 安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

・安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

(イ) 大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充

・風力発電促進に向けた送電網整備

・農地における風力発電の導入拡大

(ウ) 家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

・再生可能エネルギー固定価格買取制度の拡充

・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の拡充等

・家庭における再生可能エネルギー導入拡大に向けた支援の充実

・地球温暖化対策を目的とした省エネルギー設備等の導入拡大に向けた支援の充実

(エ) エリア供給システム（自立分散型エネルギーマネジメントシステム）の構築に向けた支援施策の創設・拡充

・エリア供給システムの構築に向けた支援施策の創設

(オ) 産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

・再生可能エネルギー導入拡大を通じた地域の産業振興

・天然ガス（LNG）の利活用促進に向けた環境の整備

・電気料金値上げに係る負担軽減制度の創設

・地球温暖化対策を目的とした地域の主体的な取組みの推進

イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備

(ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成

- ・高速道路の整備促進について
- ・地域高規格道路の早期整備

(イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化

- ・地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた支援の拡充
- ・羽田空港の地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた施策の拡充

(ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化

- ・酒田港の物流拠点としての機能強化

(エ) 幹線鉄道的高速化と在来線の機能強化

- ・奥羽・羽越新幹線の実現について
- ・在来線鉄道の安全・安定輸送の確保

(オ) 均衡のとれた油槽所の配置と機能強化等

- ・災害時における石油製品の供給体制の強化

ウ 産業・農林水産業の振興・活性化

(ア) リダンダンシー(代替性・補完性)機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進

- ・リスク分散と地域の相互補完のための企業立地の促進

(イ) 風評被害対策の推進

- ・東北地方への観光誘客対策の一層の充実

エ 原子力災害等への対策と支援の強化

(ア) 原発事故避難者等への支援策の充実

- ・東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減
- ・東日本大震災避難者に対する就労支援の継続実施
- ・放射性物質に係る環境基準の設定
- ・東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援
- ・「子ども・被災者支援法」による支援の実施

(イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援

- ・東日本大震災に伴う原発事故で生じた地方自治体の損害に対する賠償
- ・東日本大震災に伴う避難者の受入支援に取り組む地方自治体への財政支援

オ 災害予防対策の推進

- ・学校施設の耐震化の促進(私立学校部分)等



【文部科学政務官への平成26年度国の施策等に対する提案（私立学校における耐震補強及び改築に対する補助率の引き上げ）（H25.6.3）】

④ 平成26年6月12日「平成27年度政府の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体の復興を見据えた施策の展開

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

(ア) 安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

- ・安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

(イ) 家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度の拡充
- ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の拡充等
- ・家庭における再生可能エネルギー等導入拡大に向けた支援の充実
- ・地球温暖化対策を目的とした省エネルギー設備等の導入拡大に向けた支援の充実

(ウ) 産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

- ・再生可能エネルギー熱を活用した融雪設備等への財政支援について
- ・地域における地球温暖化対策を推進するための財政支援の充実

イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備

(ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成

- ・高速道路の整備促進について
- ・地域高規格道路等の早期整備

(イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化

- ・地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた支援の拡充

(ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化

- ・酒田港の物流拠点としての機能強化

(エ) 幹線鉄道的高速化と在来線の機能強化

- ・奥羽・羽越新幹線の実現について
- ・在来線鉄道の安全・安定輸送の確保

ウ 東北の復興の加速化

(ア) 東北の復興の加速化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による東北復興への波及について

(イ) 風評被害対策の推進

- ・東北地方への観光誘客対策の一層の充実

エ 原子力災害等への対策と支援の強化

(ア) 原発事故避難者等への支援策の充実

- ・東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減
- ・東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援
- ・放射性物質に係る環境基準の設定
- ・東日本大震災に伴う避難者への支援策の充実

(イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援

- ・東日本大震災に伴う原発事故で生じた地方自治体の損害に対する賠償
- ・東日本大震災に伴う避難者の受入支援に取り組む地方自治体への財政支援

2. 中小企業に対する支援

(1) 県内企業の資金繰り等に対する金融支援

「商品・資材調達が困難なため、事業活動が縮小した」、「宿泊キャンセルなどで売上の減少が見込まれる」など、震災の影響を受け経営に支障をきたしている企業が見受けられた。このため、経営安定資金による対応や、震災関係資金の創設による資金繰り対策を実施した。

- ① 経営安定資金（利率1.8%、限度額8千万円、融資枠600億円）による取扱開始（平成23年3月）
 - ・平成22年度：4件、認定金額114百万円（平成23年9月30日で終了）
- ② 東北地方太平洋沖地震災害対応資金（利率1.6%、限度額3千万円、融資枠100億円）の創設（平成23年4月）
 - ・平成23年度：123件、認定金額2,048百万円（平成23年度末で終了）
- ③ 東日本大震災緊急経営支援資金（平成23年度：利率1.8%、限度額5千万円、融資枠100億円、平成24年度：利率1.8%、限度額8千万円、融資枠200億円）の創設（平成23年5月）
 - ・平成23年度：518件、認定金額11,453百万円
 - ・平成24年度：15件、認定金額373百万円（平成24年度末で終了）

(2) BCP（事業継続計画）の策定への支援

自然災害等の非常事態が発生した場合でも、企業が中核となる事業活動を継続又は早期に復旧できるよう、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定しておくことが有効であり、これまで県内企業の策定を支援してきた。東日本大震災により、部品供給網の寸断への対応、燃料供給体制の構築、電力供給制約への対応などの課題が明らかになったことから、BCP策定の重要性が改めて認識された。

BCPの策定は、緊急時への対応のみならず、平常時においても企業の信用力の向上や競争力の強化にもつながることから、普及啓発に取り組んでいる。

また、BCPの策定に当たっては、工業団地内の企業や、県内の企業間の連携が重要であることから、企業間・地域間連携に向けた取組みを支援した。

(取組事項)

- ・BCP普及啓発セミナーの開催
- ・BCP普及推進員による企業訪問
- ・BCP策定に係る企業への専門家派遣
- ・企業グループ、事業協同組合等の連携研究会等への支援

第5節 県議会の対応

1. 地震発生直後の対応

東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年3月12日、緊急に議会運営委員会を開催し、議長が被災された方々に対するメッセージを述べるとともに、被害状況の報告を受け、県に対して停電をはじめとする被害への迅速な対応を要請した。また、平成23年2月定例会（平成23年3月16日）において決定された、「東北地方太平洋沖地震被害への緊急対策を求める意見書」を菅直人内閣総理大臣ほか関係大臣に対して提出し、国の万全な対策を要望した。平成23年3月18日には、地震で被災した岩手・宮城・福島の各県議会に対し、山形県議会議員全員から、議長メッセージを添えて見舞金を贈呈した。

○ 3月12日 議長メッセージ

このたびの東北地方太平洋沖地震により、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。なかでも、私どもと関係の深い東北地方の広い範囲で、建物の倒壊や津波などが発生し、多くの死傷者や被害が出ていることに対し、改めてお見舞いを申し上げます。

県内においては、現在、高速道路の通行規制やJRの運行停止に加え、ほとんどの地域で未だ停電が続いているなど、県民の方々の生活に大きな影響が出ております。

これらの関係機関には、対応にご尽力いただいているところではありますが、一刻も早い復旧を願うものであります。

県におきましては、住民の安全・安心の確保に向け、県民に最も近い市町村と十分連携のうえ、迅速できめ細かな対応をお願いいたします。

県議会としても、執行部と一緒に、このたびの地震への対応に全力を挙げてまいりたいと考えております。

2. 特別委員会の設置

東日本大震災による未曾有の被害及び副次的影響に対応するため、本県における県土防災及び県民生活の安定の確保並びに県内経済の正常化をはじめとする諸施策を推進し、併せて新しい東北地方・山形県のあり方を提言することを目的として、平成23年5月24日、議長、副議長を除く全議員で構成する東日本大震災対策特別委員会（委員長：今井榮喜、副委員長：木村忠三）を設置し、約10か月にわたり調査審議を行った。また、提言に向けた協議や調整を行うため、委員13名で構成する小委員会（小委員長：野川政文、副小委員長：楳津博士）も併せて設置した。

平成23年7月8日には、東日本大震災を踏まえた「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」を取りまとめたほか、8月から12月までは「放射性物質の影響による食の安全対策に関すること」及び「県産農畜産物の風評被害対策に関すること」、平成24年1月以降は、「東日本大震災に伴う避難者支援に関すること」について小委員会を通じた詳細な調査審議を実施した。

(1) 東日本大震災対策特別委員会による調査審議項目

- ① 東日本大震災を教訓とした県土防災対策に関すること
- ② 被災地復興支援に関すること
- ③ 東日本大震災により停滞する経済活動の正常化に向けた対策に関すること
- ④ 放射性物質の飛散による人体等への影響対策に関すること
- ⑤ その他東日本大震災による被害及び影響への対策に関すること

(2) 東日本大震災対策特別委員会開催経過

開催日等	委員会等	協議事項等
H23.5.24	第1回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長の互選 ・ 小委員会設置 ・ 小委員会の委員及び正副委員長選任 ・ 委員会運営の協議
H23.5.30	第1回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会の審査日程 ・ 各常任委員長報告 ・ 質疑テーマ及び質疑日程 ・ 外部からの意見聴取 ・ 現地調査
	放射性物質の飛散による影響等に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形大学理学部物理学科 教授 岩田 高広 氏 「放射性物質の飛散による影響等について」
H23.6.13～14	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県気仙沼市内 ・ 関東自動車工業(株)岩手工場 ・ 宮城県仙台土木事務所 ・ 宮城県名取市内
H23.6.14	南相馬市長と小委員会委員との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜井 勝延 南相馬市長
H23.6.15	県内市町村長と小委員会委員との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市川 昭男 山形市長 ・ 榎本 政規 鶴岡市長 ・ 遠藤 直幸 山辺町長 ・ 原田 俊二 川西町長
	第2回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行部の意見聴取 ・ 質疑
H23.6.16	第3回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行部の意見聴取 ・ 質疑
H23.6.24	本県で想定される大規模地震に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形大学理学部地球環境学科 教授 長谷見 晶子 氏 「本県で想定される大規模地震について」
H23.6.24	第4回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言内容協議
H23.7.4	第2回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会報告 ・ 質疑

開催日等	委員会等	協議事項等
H23.7.5	第3回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・提言内容に関する委員間の討議等 ・提言内容決定
H23.7.8	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」を報告
H23.8.22	第4回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」の要請活動報告 ・委員会開催テーマの決定 ・執行部の意見聴取 ・質疑
H23.8.22	第5回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の意見聴取 ・質疑
H23.12.14	第6回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の意見聴取 ・質疑 ・小委員長報告内容の協議
H23.12.19	第5回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会調査審議概要報告 ・今後の質疑日程の協議
H24.3.5	第7回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の意見聴取 ・質疑 ・今後の進め方の協議
H24.3.12	第6回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員長報告 ・本委員会の今後のあり方の協議

注) 本委員会 = 「東日本大震災対策特別委員会」
小委員会 = 「東日本大震災対策特別委員会小委員会」



【東日本大震災対策特別委員会現地調査 (H23.6.13~6.14)】

3. 「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」の概要（平成23年7月8日）

《基本的事項》（姿勢・主要施策等）

- ・ 県民の生命・安全が最優先の危機管理型社会を形成すること
- ・ 市町村との連携により隙間のない防災対策を講じること
- ・ 要望・要求を先取りし、スピード感のある被災地（者）復興支援を行うこと
- ・ 「命の道」となった基幹道路網の早期完成、高規格化等を進めること
- ・ 東北地方の東西を相互補完する産業の分散配置を推進すること
- ・ 東北地方への首都機能の分散配置に主体的に取り組むこと
- ・ 復興財源の使途を明確にすること
- ・ 東北地方が一体となって復興に取り組むことができる制度設計と財源手当てを行うこと

○ 復興・復旧等に向けて取り組む必要のある主要事項

《交通基盤の整備》

- ・ 道 路…東北地方を縦断する高速道路の早期整備と、東西を結ぶ「横軸道路」の整備推進
- ・ 港 湾…産業再配置後に一層重要となる酒田港の重点的機能強化
- ・ 空 港…採算性のみにとられない、地方空港の機能強化
- ・ 鉄 道…鉄道施設の脆弱性を改善するための維持・補修の充実
- ・ バス等…都市部等における、公共交通への輸送手段の転換を促進

《産業・経済の正常化・活性化》

- ・ 日本海側への産業誘導を促す優遇策等による、産業再配置の計画的な推進
- ・ 優位性、特性等を活用した、山形県ならではの産業集積や新雇用創出の促進
- ・ 供給連鎖の改善に寄与する、山形県への自動車産業の集積の促進
- ・ 被災農林漁業者の活動再開に対する総合的支援
- ・ 避難者の居住・就労についてのきめ細かい支援
- ・ 山形県の主導による、東北地方が一体となった観光PR活動の展開と、域内観光需要の創造
- ・ 十分な放射性物質に関する検査を前提とした、山形県の「安全宣言」の早期発出

《安全・安心の再構築》

- ・ 想定震度や規模の見直しを含む、「減災」の視点を取り入れた防災対策の総点検の実施
- ・ 日本海側の津波発生時に備え、沿岸市町村とともに早急に具体策を講じる
- ・ 災害時の情報提供、災害時要援護者の援護等について、効果的対策を講じる
- ・ 避難所の全施設耐震化を優先的に推進
- ・ 公共施設の非常用電源施設等の維持整備に対する十分な予算措置を講じる
- ・ 非常時における実効性のある燃料確保対策を講じる
- ・ 放射線の測定体制の強化、適時適切な情報発信、放射性物質に関する知識の普及啓発等
- ・ 市町村・NPO等との災害支援情報の共有化等による協働の推進

《再生可能エネルギー日本一の山形県づくり～山形県の将来を見据えて～》

県内に存する多様な再生可能エネルギーの芽を活かし、原発の休止等により不足する電力を新しいエネルギーで補っていくとのメッセージを今、山形県から発信する。

- ・ 再生可能エネルギー等の活用主体的に取り組み、他県に先駆けて再生可能エネルギーへの転換を推進
- ・ 産業構造や生活スタイルを見直し、その定着に向けた具体的な道筋を明らかにする
- ・ 環境関連企業の山形県への誘致や技術開発を促進
- ・ まちづくりや交通政策などの面で、省電力・クリーンエネルギーの社会システムづくりを加速
- ・ 国は、東北地方における地域主導型エネルギー政策を強力に推進

4. 国等への要望活動

○ 東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要望活動

平成23年6月2日、北海道・東北六県議会議長が合同で、民主党陳情要請対応本部の松浦副本部長をはじめとして、国土交通省、首相官邸、農林水産省、自由民主党本部を訪問し大震災及び原子力発電所事故対策に関する要望活動を実施した。

○ 「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」の提出

平成23年7月13日、東日本大震災対策特別委員会の今井榮喜委員長、木村忠三副委員長、野川政文同小委員長が、平野東日本大震災復興対策担当大臣、国土交通省道路局長を訪問し、平成23年6月定例会（平成23年7月8日）において決定された「東日本大震災対策を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」を提出した。

平野東日本大震災復興担当大臣には、「東北全体を俯瞰した交通基盤の整備や産業の分散配置など東北地方の均衡ある発展の必要性」を直接訴えた。

○ 「放射性物質汚染稲わら問題」に関する緊急要望書を提出

平成23年8月1日、農林水産常任委員会の森谷仙一郎委員長、広谷五郎左エ門委員が田名部農林水産省政務官、同省生産局長、県選出の国会議員、民主党を訪問し、農家経営の維持存続に関することや全頭検査に係る体制整備及び財政措置に関することなどを盛り込んだ「放射性物質汚染稲わら問題」に関する緊急要望書を提出した。

○ 東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要望活動

平成23年9月21日、北海道・東北六県議会議長会として、平成23年8月24日に本県で開催した議長会議において決定した東日本大震災及び原子力発電所事故対策に関する要望事項について、関係機関に対して要望活動を行った。

同議長会の会長である本県の平弘造議長は、各議長等とともに、藤村官房長官をはじめとして、平野東日本大震災復興対策担当大臣、民主党 城島幹事長代理、自由民主党 谷垣総裁を訪問し、要望活動を行った。

○ 除染対象地の試算報道に係る環境省への申入れ

平成23年10月6日、山形県議会議会棟において厚生労働環境、農林水産、商工観光の各常任委員会の代表が環境省に対して「環境省が発表した放射線物質の除染対象地の試算に関し、山形県も対象地に含まれたことは、風評被害などが懸念されることから、報道発表を行う際は対象地で生活する人々の心情を配慮し、国民に疑念を与える報道につながらないように十分注意していただきたい」旨の申入れを行った。

環境省の大気生活環境室長からは、「今後このようなことがないよう、十分気をつけていきたい」旨の回答を得るとともに、「山形県には年間1ミリシーベルト以上の除染対象地域はないと考えている」旨の見解が示された。



【国への要望活動（H23.6.2）】



【平野復興担当大臣への意見書提出（H23.7.13）】

第2章 被災地及び県内への避難者への支援

第1節 山形県広域支援対策本部の設置

震災発生直後から、山形県地域防災計画に基づき災害対策連絡会議を設置し、被害の実態把握とライフラインの早期復旧、県民の安全確保に取り組むとともに、平成23年3月13日に、被災県への救援物資の供給、応援職員などの人的な支援、重症患者の受入れなど保健医療面からの支援等を行うため、災害対策連絡会議を災害対策本部に移行した。

さらに、被災地への救援物資の供給を担うため、3月17日に災害対策本部の中に「山形県広域支援対策本部」を設置し、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定」や全国知事会等の全国組織との調整を進め、本部機能の確立を図った。

山形県広域支援対策本部では、被災県への救援物資の集積ベースとしての役割を担い、被災県への円滑な供給を行うため、総合調整班及び輸送対策班、生活救援班の3班体制とした。

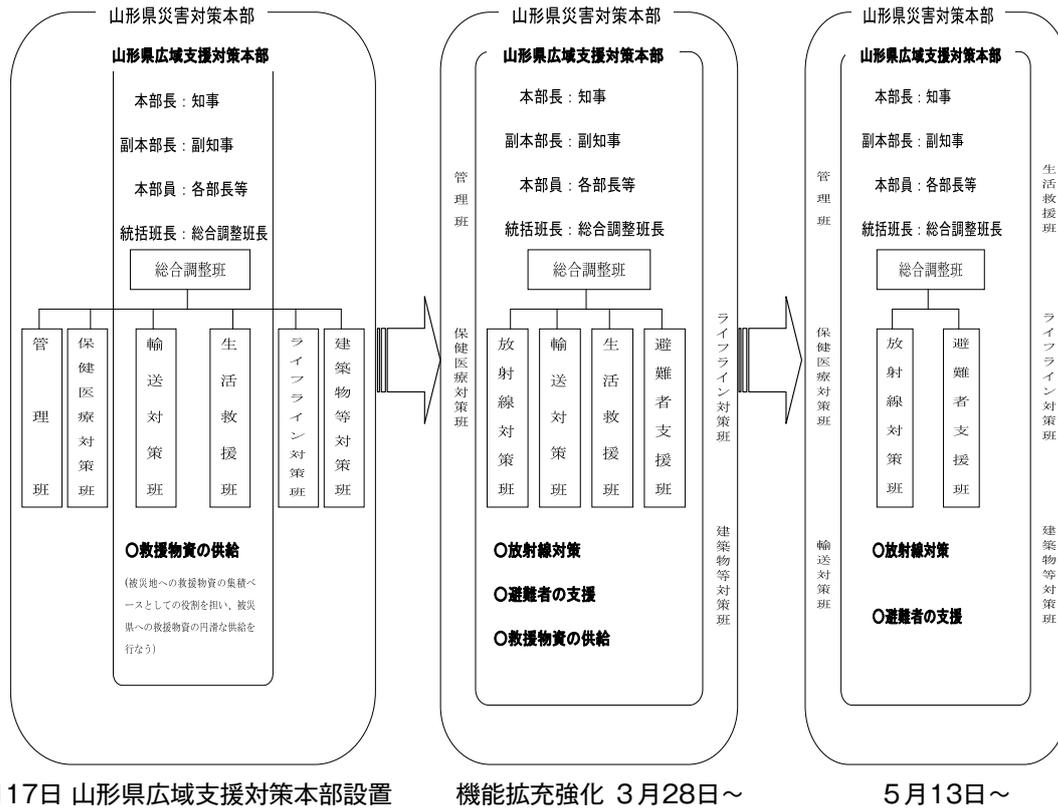
さらに、原子力災害及び県境を越えた多数の避難者に対応するため、3月28日に広域支援対策本部の機能を拡充し、放射線対策班、避難者支援対策班を追加し5班体制とした。

その後、被災地での必要物資充足等の状況変化に合わせて県の対応を整理し、5月13日からは、総合調整班、放射線対策班、避難者支援班の3班体制に再編した。

○ 山形県広域支援対策本部の経緯

H23. 3. 11	災害対策連絡会議を設置
H23. 3. 13	被害の甚大さに鑑み、災害対策連絡会議を災害対策本部へ移行
H23. 3. 17	被災地への救援物資の供給を担うため、災害対策本部の中に広域支援対策本部を設置（総合調整班、輸送対策班、生活救援班の3班体制）
H23. 3. 28	原子力災害及び県境を越えた多数の避難者に対応するため、広域支援対策本部の機能を拡充（放射線対策班、避難者支援班を新設し5班体制）
H23. 5. 13	状況の変化に合わせて県の対応を整理し、広域支援対策本部の機能を見直し（総合調整班、放射線対策班、避難者支援班の3班体制に再編）

○ 山形県広域支援対策本部の体制について



○ 山形県広域支援対策本部の主な業務（5月13日～）

班名	主な業務	構成課
総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置・運営 ○関係機関との連絡調整 ○応急対策班に対する指示及び連絡調整 ○その他、広域支援対策で他班に属さないこと 	関係各課 (班内調整担当：危機管理課)
放射線対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○環境モニタリング ○食品モニタリング ○放射線対策に係る国、市町村との連絡調整 ○風評被害に伴う損害賠償に関する情報収集 ○東京電力との交渉窓口 	関係各課 (班内調整担当：危機管理課復興支援室)
避難者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者支援に係る企画調整 ○避難者数の調査・報告 ○医療支援 ○就労支援 ○就学支援 ○避難者支援に係る被災県・国との連絡調整 ○避難者からの相談対応 ○情報提供 (ダイレクトメール、テレビ番組) ○避難者向け借上げ住宅事業 	関係各課 (班内調整担当：危機管理課復興支援室)

第2節 輸送対策

1. 空港の24時間化

各地の消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）が被災地に派遣されるにあたり、航空部隊の活動拠点として使用したい旨の連絡が、3月11日から12日未明にかけ、総務省消防庁から県危機管理課を通じて、山形空港事務所にあった。

これに加えて、11日23：30頃（山形空港のみ）、12日7：00頃に国土交通省航空局より災害拠点となる空港の確保から、山形空港、庄内空港ともに運用時間24時間化の可否の打診があり、これらを受けて、運用時間24時間の検討を各空港事務所に依頼するとともに、空港所在市に対して、運用時間の延長がなされた場合の協力要請を行った。空港では、被害がなかったものの、震災直後からの停電で予備発電機の燃料確保や運用時間の延長に不可欠な消防業務、航空灯火管理業務、除雪業務等の委託先との調整、更には空港内の事業所など関係機関との調整のうえ、山形空港では、3月12日に24時間化を決定し、同日より4月7日までの間、運用時間を24時間とした。



(写真提供：山形新聞)

【宮城県内で被災者の救援に当たる各県の防災ヘリ】



(写真提供：山形新聞)

【燃料補給する各県の防災ヘリと臨時便】

山形空港の24時間化に際して、当初、空港事務所職員のみでの3交代制で運用していたが、3月22日からは、空港事務所勤務経験者を中心に15名の職員を増員し、24時間体制を整えた。なお、庄内空港については、通常の運用時間（15時間 7：00～22：00）で対応した。

航空管制等の航空保安業務を提供している東京航空局山形空港出張所においても、震災直後より、全国の航空官署から各官（「航空管制運航情報官」及び「航空管制技術官」）常時3名の支援職員の派遣を受け、24時間シフト体制で空港運用業務の実施にあたった。なお、支援職員の派遣は、5月14日まで続いた。

4月8日には、米軍の撤収（3月27日）及び臨時便の就航状況（4月7日 最終20：20）に合わせ、運用時間を15.5時間に短縮し、4月29日からは、臨時便の就航状況（4月28日 最終19：20）と消防防災航空隊の活動状況（8：00以降の活動）から通常の運用時間に戻した。なお、運用時間は、国土交通省を通じて、官邸（被災者支援対策本部）と協議し、了解を得たうえで変更した。

○ 山形空港事務所における運用時間延長等に伴う職員の配置状況

月 日	3月12日～	3月22日～	4月8日～	4月29日～	5月10日～	
運用時間	24時間	←	15.5時間 (6：30～22：00)	11.5時間 (8：00～19：30)	11.5時間 (8：00～19：30)	
職員勤務時間	24時間	←	6：00～22：00	7：00～19：30	7：30～19：30	
職種 (人)	事務職	5 (-)	12 (6)	6 (1)	5 (-)	5 (-)
	土木職	2 (-)	5 (3)	3 (1)	2 (-)	2 (-)
	電気職	2 (-)	5 (3)	3 (1)	2 (-)	2 (-)
	技能員	2 (-)	5 (3)	3 (1)	2 (-)	2 (-)
	計	11 (-)	27 (15)	15 (4)	11 (-)	11 (-)

※ 職種のカッコは、応援職員の数（内数）表中以外に連絡員1名配置（3/16～17）
通常運用時間8：00～19：30（11.5時間） 勤務時間7：30～19：30
上記表には、嘱託職員等を含んでいない。

(1) 緊急消防援助隊航空部隊の受入れ

① 山形空港

総務省消防庁より、山形空港を活動拠点として使用するにあたり、最大10機の専用駐機スペースが必要と要請された。山形空港では、小型機6機分の駐機スペースがあるが、それを超える駐機場所を確保するため、1番スポット及び5番スポットを、これら航空機の駐機場所として提供することとした。定期便・臨時便の旅客便については、2番・3番スポットを割り当てることで対応した。

3月12日～5月31日の間、防災ヘリ、ドクターヘリ、警察ヘリの離発着回数は、合計738回となった。



【消防防災ヘリ駐機状況（山形空港）】



【消防防災ヘリ駐機状況（山形空港）】

② 庄内空港

各県から派遣された緊急消防援助隊航空部隊及び警察ヘリが、給油や要員交代等を目的に、3月12日～5月31日の間、合計16回の離発着が行われた。防災ヘリ等は、原則として5番スポットに駐機、その他機材（自衛隊機等）が駐機してスペースがない場合は、旅客便の就航に支障がない範囲で、3番及び1番に駐機させる対応を行った（旅客機は通常2番を使用）。

(2) 自衛隊の空港使用

山形空港は、開港以前より自衛隊が使用してきた経緯から、民間機の運航に支障ない範囲で空港使用を認めてきている。山形空港の3月12日から5月31日の間の離発着回数は、合計168回となった。

これに対し、庄内空港は、庄内地域住民の請願により誕生した空港で、米軍に限らず自衛隊であっても地元で配慮する必要があった。以前より、自衛隊の空港使用は、災害対応もしくは災害に対する訓練を目的とした使用に限定してきた経緯がある。今回の震災では、宮城県石巻市の特別養護老人ホームからの被災者66名を県内の施設に搬送するため、3月18日に12回の離発着が行われた。

なお、自衛隊機の使用にあたっては、地元市町（鶴岡市、酒田市及び三川町）に事前伝達し協力の要請を行った。



【駐機中の自衛隊ヘリ（庄内空港）】

(3) 米軍の受入れ

① 山形空港

3月13日19：30頃、防衛省事態対処課から山形空港への米軍機受入れについての打診があった。更に、翌14日8：20に統合幕僚監部より連絡があり、仙台以北に向かう中継基地として、山形空港を使用したいとの申し出があった。これらを受け、県では、災害救援という人道的かつ緊急性がある活動の一環であること、日本政府が在日米軍に対し支援要請をしていることを考慮し受入れることを決定し、同日10:25に事態対処課へ回答した。これらと平行して、県議会並びに地元市（東根市、天童市、村山市）に対して、米軍使用に関する説明と理解を求めた。

3月15日には、山形空港において米軍と現地打合せを実施し、この中で、米軍機は山形空港に隣接した陸上自衛隊第6飛行隊エプロンを使用すること、給油施設の設営、空港の使用に関する事項、飛行方式などが話し合われた。県としては、多くの臨時便が就航している状況であることから、これら航空機の運航に影響を及ぼさないこと、また、騒音等、周辺住民にも十分配慮することを要請した。

その後、仙台空港の復旧等の状況から部隊は縮小され、第6飛行隊に設営された給油施設及び米軍部隊は、3月27日に撤収を完了した。

なお、米軍の離発着回数は、3月12日から5月31日の間、合計158回となった。



【就航した米軍機（山形空港）】



(写真提供：山形新聞)

【就航した米軍機（山形空港）】

② 庄内空港

3月17日17:00頃、庄内空港事務所に対して米軍横田基地から空港使用についての要請があり、続いて、県空港港湾課へも外務省地位協定室から空港を使用する旨の連絡があった。これを受け庁内で対応を協議し、県では、翌18日に地元市町長（鶴岡市、酒田市、三川町）に空港使用の連絡を行うとともに、協力要請、及び理解を求めた。

この活動は、災害対応のため厚木・三沢間を移動する航空機に給油を行うためのもので、その後、5月31日までの間の離発着回数は、合計56回となった。

○ 災害救援機等の離着陸回数

(単位:回)

機種	山形空港				庄内空港			
	3/12~3/31	4/1~4/30	5/1~5/31	合計	3/12~3/31	4/1~4/30	5/1~5/31	合計
防災ヘリ	330	118	74	522	6	4	0	10
ドクターヘリ	14	0	0	14	2	0	0	2
自衛隊機	69	51	48	168	12	0	0	12
米軍機	152	6	0	158	30	26	0	56
警察ヘリ	74	58	70	202	0	0	4	4
その他	28	33	94	155	96	103	151	350
合計	667	266	286	1,219	146	133	155	434

2. 酒田港の利用



【国際ターミナルのコンテナの状況】

東日本大震災に伴う東北地方沿岸の港湾施設の甚大な被害により、酒田港の入港船舶や貨物取扱量が増加し、東北における物流の拠点としての重要性が再認識された。震災の発生した3月11日から5月末までの状況を見ると、コンテナ貨物が前年に比較し約2倍の取扱量となった。

特に、震災直後は、飼料メーカーの工場が集中している石巻港、八戸港が被災したため、東北地方の物流拠点として、酒田港が利用された。



【大浜埠頭で家畜用飼料を荷役中の貨物船及びトラック】



【古湊ふ頭2号で荷役中のセメントタンカー】

県では、酒田港の利用急増に対応するため、古湊ふ頭第3号野積場に仮設倉庫2棟を設置した。

- ・ 仮設第1上屋 600㎡ 4月26日供用開始
- ・ 仮設第2上屋 571㎡ 5月24日供用開始



【仮設倉庫（仮設第1上屋）】

○ 震災後の利用状況

(期間：3/11～5/31)

船種区分	利用状況		前年比較		
			前年数量	増減	増減率
コンテナ船	隻数	24	14	10	+71.4%
	トン	44,166	22,726	21,440	+94.3%
	TEU	2,601	1,326	1,275	+96.2%
タンカー（石油製品）	隻数	50	44	6	+13.6%
	トン	108,473	93,363	15,110	+16.2%
タンカー（セメント）	隻数	18	14	4	+28.6%
	トン	59,679	33,750	25,929	+76.8%
貨物船（石炭）	隻数	10	6	4	+66.7%
	トン	513,374	357,861	155,513	+43.5%
貨物船（肥料・飼料）	隻数	29	4	25	+625.0%
	トン	38,870	2,774	36,096	+1301.2%
貨物船（その他）	隻数	92	71	21	+29.6%
	トン	178,554	160,438	18,116	11.3%
合計	隻数	223	153	70	+45.8%
	トン	943,116	670,912	272,204	+40.6%

第3節 被災地への支援活動

1. 人的支援

(1) 短期派遣の状況

① 宮城県への連絡調整員の派遣

「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、震災直後から宮城県の災害対策本部に連絡調整員を2名派遣し、被災地の情報収集・連絡調整を行った。以後、人数や時期等を調整しながら平成23年10月20日まで延べ124名を派遣した。

ア 業務内容（派遣当初の内容）

- ・宮城県災害対策本部の会議内容や発表内容の県本部総合調整班への報告
- ・県本部総合調整班と宮城県災害対策本部との連絡調整
- ・宮城県災害対策本部詰め各県連絡員による連絡会議の開催
- ・人的支援状況報告
- ・その他（二次避難、生活救援物資要望等に関する積極的な情報収集など）



【宮城県災害対策本部】

○ 派遣体制（派遣場所：宮城県庁内）

派遣期間	派遣業務従事形態	派遣人員
3月11日～4月28日	2泊3日勤務（8：00～20：00）	2名
4月29日～5月15日	土・日・祝日を除く平日のみの一日交替制（8：30～17：15）	2名
5月16日～6月5日	同上	月・木→2名 火・水・金→1名
6月6日～7月3日	同上	水→2名 月・火・木・金→1名

派遣期間	派遣業務従事形態	派遣人員
7月4日～8月16日	毎週水曜日のみ交替勤務（9：30～12：00）	2名
8月17日～10月20日	隔週による水曜日と木曜日の交替勤務 （水：9：30～12：00、木：8：30～10：00）	1名

② 技術的分野・専門的分野における県職員の派遣状況

ガソリン等の燃油不足や被災県からの避難者の受入れ対応が必要となる中、主として技術的分野・専門的分野でDMAT、医療救護班や被災宅地危険度判定等として宮城県、岩手県及び福島県に職員を多数派遣した。

派遣の流れとしては、大きく分けて、「国の調整に基づくもの」、「知事会での調整に基づくもの」、「日本赤十字社の要請に基づくもの」、「被災県との直接の調整によるもの」など、様々なルートでの要請があるが、それぞれのルートに対して、それぞれの担当部局が中心となることができる限りの対応を行った。

○ 災害支援のための職員の派遣状況

支援内容	派遣先	派遣数	
		人数 (延べ)	人日 (人数×日数)
DMAT	宮城県仙台市、石巻市	17人	62人日
医療救護班	宮城県気仙沼市、岩手県宮古市	59人	290人日
日赤医療救護班	福島県会津若松市等	30人	90人日
心のケアチーム	福島県相馬市、岩手県大槌町等	18人	62人日
健康相談活動	宮城県仙台市	16人	110人日
外国人支援活動	宮城県国際交流協会等	3人	9人日
下水道復旧	宮城県大河原町	16人	64人日
被災宅地危険度判定	宮城県仙台市	5人	14人日
建築物危険度判定	宮城県多賀城市、山元町、東松島市	20人	41人日
道路河川等災害復旧	宮城県仙台市	18人	93人日
児童相談所関連支援	宮城県気仙沼市、石巻市	8人	36人日
介護職員派遣支援	宮城県気仙沼市	7人	42人日
計		217人	913人日



【本県のDMATによる医療支援活動（石巻市運動公園）】



【本県のDMATによる医療支援活動（仙台市立病院）】

③ 山形県被災地広域支援隊

技術的・専門的分野以外の人的支援として、市町村と共同で「山形県被災地広域支援隊（広域支援隊）」を組織し、平成23年4月11日から8月12日まで、宮城・岩手両県に派遣した。

広域支援隊は、マンパワーを含めた行政機能そのものが大きな被害を受け、また、避難所運営や災害復旧作業等の膨大な業務が付加された被災自治体の支援のため、被災自治体の要請を踏まえながら、保

健福祉事業用務、避難者支援関係連絡用務や役場機能回復、災害対策支援など様々な行政事務や業務に柔軟かつ機動的に対応するために派遣してきたもの。支援隊の構成は、県全体で5部隊編成（本庁、各総合支庁から各1部隊）、1部隊5人（総合支庁の部隊は管内の市町村職員を含む）を基本とした。

○ 山形県被災地広域支援隊の概要

ア	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震で被災した自治体は、マンパワーも含め行政機能そのものが大きな被害を受けている。また、避難所の運営や災害復旧作業も加わり、被災自治体職員の担う事務は膨大なものとなっている。 ・本県としては、被災自治体における様々な分野において、県職員と県内市町村職員が連携してチームを編成し、「山形県被災地広域支援隊（仮称）」として被災地に派遣し、地方公務員としてのノウハウを活かしながら、被災自治体の行政を支援していく。
イ	<p>支援隊の編成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体で5部隊を編成 <ul style="list-style-type: none"> ※本庁・村山総合支庁、村山管内市町村 2部隊 ※最上・置賜・庄内総合支庁、関係管内市町村 各1部隊 ・各部隊の1チームは、5人を基本として編成し、3泊4日で次のチームと交替 <ul style="list-style-type: none"> ※被災自治体の要請を踏まえ、多様な分野における職員で編成 ※県職員と市町村職員による編成（県が市町村職員の旅費相当額を費用弁償として支給）
ウ	<p>支援業務内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の分野だけではなく、被災自治体の要請を踏まえながら、様々な行政事務や業務に柔軟かつ機動的に対応 ・被災県を窓口には被災自治体と調整のうえ、4月上旬から順次派遣 ・当初は県職員を中心に、協力できる市町村とチームを編成しながらスタートし、被災自治体の状況や要請等を踏まえ順次拡充

○ 支援隊の派遣状況

支援内容	派遣先	派遣数	
		人数 (延べ)	人日 (人数×日数)
避難者支援関係業務	宮城県地域復興支援課	10人	49人日
応急仮設住宅関係業務	宮城県保健福祉総務課震災援護室	22人	109人日
保健福祉事務所関係業務	宮城県仙台市、石巻市、南三陸町など	42人	232人日
役場機能回復・災害対策支援業務 ※	岩手県山田町	221人	1,105人日
計		295人	1,495人日

※チーム編成に市町村職員が101名参加



【山形県広域支援隊出発式】



【山形県広域支援隊の岩手県山田町での活動状況】

(2) 長期的な派遣の状況

① 平成23年度派遣の状況

被災地における仮設住宅の整備や被災自治体の体制整備が進むにつれ、被災県の人的支援に対するニーズも、短期的な派遣で対応可能な避難者支援業務などから、公共土木施設（道路・河川・漁港）や農地・農業用施設の復旧・復興業務や被災者の保健指導などに対する長期的な支援に移っていったことから、本県としても、被災県からの要請を受け、平成23年度は6月から宮城県に対し、11月からは岩手県に対し職員を派遣した。

宮城県に対しては、平成23年度末まで最大で常時16名、岩手県に対しては、11月から2月までの間に、常時1名の職員を派遣した。

○ 平成23年度の長期的な派遣の状況

ア 宮城県派遣

(ア) 道路・河川・砂防、県有施設等の災害復旧の支援：7名（6/1～3/31）

・派遣職員の職種：土木職4名、建築職2名、電気職（企業局併任職員）1名 計7名
（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

・建築職は5か月交替で派遣（11/1に交替）、他の職種の派遣期間は10か月

・派遣先：土木職4名は仙台土木事務所、建築職2名及び電気職1名は宮城県庁

(イ) 農地・農業用施設災害復旧の支援（6/13～3/31）

・派遣職員の職種：農業土木職8名（4名1班を2班ずつ2～4週間交替で派遣）

・派遣先：仙台地方振興事務所

(ウ) 感染症予防、保健指導の支援（8/1～3/31）

・派遣職員の職種：保健師1名

（8/1～9/30は1～3週間で交替、10/1～は地方自治法第252条の17に基づく派遣（自治法派遣は、12/1に交替））

・派遣先：仙台保健福祉事務所岩沼支所

イ 岩手県派遣

(ア) 漁港施設災害復旧の支援（11/1～2/29）

・派遣職員の職種：農業土木職（1/1～土木職）1名（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

・2か月交替（1/1に交替）で派遣

・派遣先：沿岸広域振興局（水産部大船渡水産振興センター）

② 平成24年度派遣の状況

全国知事会や関係省庁を通じた被災県からの要請を受けて、公共土木施設（道路・河川・漁港）や農地・農業用施設の復旧・復興業務のため、知事部局では宮城県に対し7名の職員を派遣した。

知事部局以外では、災害復旧・復興工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の支援のため、教育委員会から宮城県に対し1名の職員を派遣した。

○ 平成24年度の長期的な派遣の状況

ア 宮城県派遣

(ア) 道路・河川・砂防、県有施設等の災害復旧の支援：4名（4/1～3/31）

・派遣職員の職種：土木職2名、総合土木職1名、建築職1名 計4名（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

・派遣先：土木職2名、総合土木職1名は仙台土木事務所、建築職1名は宮城県庁（営繕課）

(イ) 農地・農業用施設災害復旧の支援：3名（4/1～3/31）

・派遣職員の職種：農業土木職3名（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

・派遣先：仙台地方振興事務所

(ウ) 埋蔵文化財の発掘調査の支援：1名（4/1～3/31）《教育委員会所管》

・派遣職員の職種：埋蔵文化財専門職員1名（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

・派遣先：宮城県庁（教育庁文化財保護課）

③ 平成25年度派遣の状況

被災県からは引き続き、技術職を中心に長期的な人的支援が求められている一方で、本県においても、未だ1万人近い方が県内に避難してきており、県内の避難者への対応や福島第一原発事故を受けた放射線対策の業務が増加している状況にあり、多くの被災地への派遣は困難な状況にあった。

しかしながら、平成25年度においても、全国知事会や関係省庁を通じた被災県の要請を受け、隣県としてできる限りの支援を行うため職員派遣の増員を検討した結果、11名（全任命で前年度比+3名）の職員を宮城県に派遣した。

○ 平成25年度の長期的な派遣の状況

ア 宮城県派遣（地方自治法第252条の17に基づく派遣：いずれも年度を通して派遣）

（ア） 道路・河川・砂防等の災害復旧の支援：3名

- ・派遣職員の職種：土木職3名（うち1名は平成24年度から継続）
- ・派遣先：仙台土木事務所（仙台市）

（イ） 災害公営住宅建設の支援：2名

- ・派遣職員の職種：建築職1名、電気職（企業局併任職員）1名
- ・派遣先：宮城県庁（土木部復興住宅整備室）

（ウ） 農地・農業用施設災害復旧の支援：3名

- ・派遣職員の職種：農業土木職2名（いずれも平成24年度から継続）、総合土木職1名
- ・派遣先：仙台地方振興事務所（仙台市）

（エ） 高齢者福祉施設の災害復旧等業務（国庫補助審査等）：1名

- ・派遣職員の職種：事務職1名
- ・派遣先：宮城県庁（長寿社会政策課）

（オ） 被災者の健康支援等に係る業務：1名

- ・派遣職員の職種：保健師1名
- ・派遣先：仙台保健福祉事務所（塩釜市）

（カ） 埋蔵文化財の発掘調査の支援：1名《教育委員会所管》

- ・派遣職員の職種：埋蔵文化財専門職員1名（平成24年度から継続）
- ・派遣先：宮城県庁（教育庁文化財保護課）

④ 平成26年度派遣の状況

被災県からは、技術職を中心に長期的（1年間）の人的支援が求められている一方で、本県においても、未だ約6,000人にのぼる避難者支援や、県内における平成25年度の豪雨災害復旧業務等への対応が必要であり、多くの派遣は困難な状況にある。

しかしながら、全国知事会や関係省庁を通じた被災県の要請を受け、隣接県としてできる限りの支援を行うため、平成26年度においては、平成25年度と同数の11名（全任命）の職員を宮城県に派遣した。

○ 平成26年度の長期的な派遣の状況

ア 宮城県派遣（地方自治法第252条の17に基づく派遣：いずれも年度を通して派遣）

（ア） 道路・河川・砂防等の災害復旧の支援：3名

・派遣職員の職種：土木職2名（うち1名は平成24年度から継続、もう1名は平成25年度から継続）、
総合土木職1名

・派遣先：仙台土木事務所（仙台市）

（イ） 災害公営住宅建設の支援：2名

・派遣職員の職種：建築職1名、電気職（企業局併任職員）1名（いずれも平成25年度から継続）

・派遣先：宮城県庁（土木部復興住宅整備室）

（ウ） 農地・農業用施設災害復旧の支援：3名

・派遣職員の職種：農業土木職2名、総合土木職1名

・派遣先：仙台地方振興事務所（仙台市）

（エ） 被災地の雇用創出支援等に係る業務：1名

・派遣職員の職種：事務職1名（平成25年度から継続）

・派遣先：宮城県庁（雇用対策課）

（オ） 被災者の健康支援等に係る業務：1名

・派遣職員の職種：保健師1名

・派遣先：仙台保健福祉事務所（塩釜市）

（カ） 埋蔵文化財の発掘調査の支援：1名《教育委員会所管》

・派遣職員の職種：埋蔵文化財専門職員1名

・派遣先：宮城県庁（教育庁文化財保護課）

（3）医療救護活動

① DMAT（災害派遣医療チーム）

震災発生後、直ちに地域医療対策課内に「DMAT調整本部」を立ち上げ、被災地での医療支援や被災地からの重症患者等の受入れを行うとともに、避難所における医療・健康相談などの支援を行った。

ア 震災直後の初動対応（3月11日）

15：12 厚生労働省DMAT事務局から全国のDMATへ待機要請

15：17 地域医療対策課よりメーリングリストで県内のDMATへ待機要請

16：05 地域医療対策課内に山形県DMAT調整本部設置

16：53 県立中央病院DMAT出動（宮城県：国立病院機構仙台医療センターへ）

イ DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（延べ43名）

・派遣期間：平成23年3月11日（金）～平成23年3月16日（水）

・派遣場所：仙台医療センター、石巻市総合運動公園、仙台市霞目駐屯地（広域搬送）等

・派遣病院：県立中央病院、山形大学医学部附属病院、山形済生病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院、県立新庄病院

○ DMATの派遣状況

	派遣チーム	人数（延べ）	構成	主な活動場所
1	県立中央病院	5名	医師1、看護師3 調整員1	仙台市霞目駐屯地〔SCU〕
2	山形済生病院	5名	医師2、看護師2 調整員1	仙台市若林区の海岸 ----- 石巻市総合運動公園
3	日本海総合病院	6名	医師2、看護師3 調整員1	仙台市若林区の海岸 ----- 石巻市総合運動公園
4	公立置賜総合病院	5名	医師2、看護師2 調整員1	仙台市霞目駐屯地〔SCU〕 ----- 仙台医療センター
5	山形大学医学部附属病院	5名	医師1、看護師2 調整員2	仙台市霞目駐屯地〔SCU〕
6	県立新庄病院	6名	医師2、看護師2 調整員2	仙台市霞目駐屯地〔SCU〕
7	県立中央病院	6名	医師2、看護師4	仙台医療センター
8	公立置賜総合病院	5名	医師2、看護師2 調整員1	仙台医療センター

※SCU（Staging Care Unit）：航空搬送拠点臨時医療施設。主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地内外の航空搬送拠点に設置される。

② 山形県医療救護班の派遣（延べ167名）

宮城県、岩手県から医師等の派遣要請を受け、医療救護班を派遣した。

ア 派遣先：宮城県

- ・ 派遣期間：平成23年3月24日（木）～平成23年5月31日（火）
- ・ 派遣場所：気仙沼市（大島地区、鹿折中学校）
- ・ 派遣病院等：10病院、県医師会（県看護協会、県薬剤師会合同）、山形県歯科医師会

○ 医療救護班の派遣状況（宮城県気仙沼市）

	派遣期間	派遣チーム	人数（延べ）	構成
1	3月24日～3月28日	県立中央病院	6名	医師3、看護師2 薬剤師1
2	3月28日～4月1日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
3	4月1日～4月5日	県立中央病院、山形大学医学部附属病院	6名	医師3、看護師2 薬剤師1
4	4月5日～4月9日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
5	4月9日～4月13日	県立中央病院	6名	医師3、看護師2 薬剤師1
6	4月13日～4月17日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
7	4月17日～4月21日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
8	4月21日～4月25日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
9	4月25日～4月29日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
10	4月29日～5月3日	県立新庄病院	7名	医師3、看護師2 薬剤師1、事務1
11	5月3日～5月5日	山形県医師会	7名	医師2、看護師3 薬剤師2
12	5月5日～5月8日	小国町立病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
13	5月8日～5月11日	県立中央病院	5名	医師2、看護師2 薬剤師1
14	5月11日～5月14日	鶴岡市立荘内病院	7名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務2
15	5月14日～5月15日	山形県歯科医師チーム	5名	医師1、歯科衛生士3、 事務1
16	5月14日～5月17日	日本海総合病院	6名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務2
17	5月17日～5月20日	庄内余目病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
18	5月20日～5月22日	白鷹町立病院	6名	医師2、看護師1 薬剤師1、事務2
19	5月22日～5月26日	山形市立病院済生館	5名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務1
20	5月26日～5月30日	米沢市立病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
21	5月28日～5月29日	山形県歯科医師チーム	5名	医師1、歯科衛生士3、 事務1
22	5月30日～5月31日	山形大学医学部附属病院	7名	医師3、看護師2 薬剤師1、事務1
	計		126名	医師45、看護師40 薬剤師21、歯科衛生士6、 事務14

イ 派遣先：岩手県

- ・派遣期間：平成23年3月28日（月）～平成23年4月25日（月）
- ・派遣場所：宮古市（磯鶏地区、藤原小学校、磯鶏小学校）
- ・派遣病院：7病院

○ 医療救護班の派遣状況（岩手県宮古市）

	派遣期間	派遣チーム	人数（延べ）	構成
1	3月28日～4月1日	県立新庄病院	5名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務1
2	4月1日～4月5日	山形済生病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
3	4月5日～4月9日	鶴岡市立荘内病院	7名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務2
4	4月9日～4月13日	日本海総合病院	6名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務2
5	4月13日～4月17日	公立置賜総合病院	6名	医師2、看護師2 事務2
6	4月17日～4月21日	山形市立病院済生館	5名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務1
7	4月21日～4月25日	山形大学医学部附属病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
	計		41名	医師11、看護師14 薬剤師6、事務10

③ 日赤医療救護班の派遣（延べ134名）

日本赤十字社からの派遣要請に応じ、9病院から医療救護班を派遣した。

- ・派遣期間：平成23年3月12日（土）～平成23年11月19日（土）
- ・派遣場所：宮城県、福島県等

○ 日赤救護班の派遣状況

	派遣期間	派遣救護班	派遣先	人数（延べ）	構成
1	3月12日～3月14日	山形市立病院済生館	宮城県石巻赤十字病院	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
2	3月15日～3月16日	鶴岡市立荘内病院	福島県福島市	8名	医師2、看護師3 薬剤師1、事務2
3	3月18日～3月20日	北村山公立病院	福島県会津若松市、 会津美里町	6名	医師2、看護師2 事務2
4	3月19日～3月20日	公立置賜総合病院	南陽市、長井市市 内避難所	3名	医師1、看護師2
5	3月21日～3月23日	県立河北病院	福島県会津若松市、 会津美里町	6名	医師2、看護師2 薬剤師1、事務1
6	3月24日～3月26日	日本海総合病院	福島県会津美里町	5名	医師1、看護師2 薬剤師1、事務1
7	3月27日～3月29日	米沢市立病院	福島県会津美里町、 北塩原村	8名	医師2、看護師4 事務2

	派遣期間	派遣救護班	派遣先	人数(延べ)	構成
8	3月30日～4月1日	山形市立病院済生館	福島県北塩原村	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
9	4月2日～4月4日	北村山公立病院	福島県猪苗代町 北塩原村	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
10	4月5日～4月7日	県立河北病院	福島県会津美里町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
11	4月8日～4月10日	米沢市立病院	福島県猪苗代町 北塩原村	4名	医師1、看護師2 事務1
12	4月11日～4月13日	県立新庄病院	福島県会津若松市、 会津美里町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
13	4月14日～4月16日	北村山公立病院	福島県猪苗代町 磐梯町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
14	4月17日～4月19日	鶴岡市立荘内病院	福島県猪苗代町北 塩原村	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
15	4月20日～4月22日	県立河北病院	福島県北塩原村	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
16	4月23日～4月25日	日本海総合病院	福島県会津若松市、 会津坂下町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
17	4月26日～4月28日	公立置賜総合病院	福島県会津若松市、 喜多方市	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
18	4月29日～5月1日	米沢市立病院	福島県猪苗代町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
19	5月2日～5月4日	山形市立病院済生館	福島県会津若松市	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
20	5月5日～5月7日	北村山公立病院	福島県会津坂下町、 磐梯町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
21	5月8日～5月10日	県立河北病院	福島県会津若松市、 喜多方市	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
22	5月11日～5月13日	県立新庄病院	福島県会津坂下町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
23	5月14日～5月16日	米沢市立病院	福島県会津若松市、 北塩原村	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
24	5月17日～5月19日	公立置賜総合病院	福島県喜多方市猪 苗代町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
25	5月20日～5月22日	鶴岡市立荘内病院	福島県喜多方市猪 苗代町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
26	5月23日～5月25日	日本海総合病院	福島県猪苗代町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
27	5月26日～5月28日	県立中央病院	福島県猪苗代町 柳津町	4名	医師1、看護師1 薬剤師1、事務1
28	6月24日～6月26日	山形市立病院済生館	福島県南相馬市	4名	医師1、看護師2 事務1
29	10月7日～10月9日	公立置賜総合病院	福島県南相馬市	4名	医師1、看護師2 事務1
30	11月17日～11月19日	米沢市立病院	福島県南相馬市	4名	医師1、看護師2 事務1
	計			134名	医師35、看護師47 薬剤師20、事務32

(4) 心のケアチームの派遣

避難所等における被災者の精神的ケア等を行うため、心のケアチームを派遣した。

- ・派遣期間：平成23年3月27日（日）～平成23年9月27日（火）
- ・派遣場所：福島県、岩手県

○ 心のケアチーム派遣状況

	派遣期間	派遣救護班	派遣先
1	7月5日～9月27日 の毎週火曜日	県立中央病院	福島県相馬市
2	3月27日～4月1日	県立鶴岡病院	福島県郡山市方面
3	6月30日～7月4日		岩手県大槌町
4	7月28日～8月1日		岩手県大槌町
5	7月4日～7月8日	米沢市立病院	岩手県大槌町
6	7月8日～7月10日	社会医療法人二本松会 上山病院	岩手県大槌町
7	7月10日～7月13日	社会医療法人公德会 佐藤病院	岩手県大槌町
8	8月1日～8月4日		岩手県大槌町
9	7月13日～7月16日	社会医療法人公德会 若宮病院	岩手県大槌町
10	7月16日～7月19日	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	岩手県大槌町
11	7月19日～7月22日		岩手県大槌町
12	7月22日～7月25日	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	岩手県大槌町
13	7月25日～7月28日	医療法人社団斗南会 秋野病院	岩手県大槌町

(5) 保健師の派遣

平成23年3月12日に、厚生労働省から保健師派遣の要請を受け、同日、直ちに保健所及び市町村に対し、保健師の派遣について依頼を行い、3月14日に仙台市に保健師4名を派遣した。（一次派遣）

4月19日には厚生労働省から保健師派遣の継続について要請があったが、4月下旬から宮城県の被災者を県内旅館・ホテル等で受け入れることに伴い、保健師の巡回相談の要望があり、市町村保健師による対応と保健所保健師による補完業務の実施が予想されたことから、4月30日で被災地への派遣を終了した。

また、6月24日に宮城県から保健師の長期派遣についての要請があり、8月1日から保健師を派遣している。（二次派遣）

① 一次派遣

ア 期間：平成23年3月14日（月）～平成23年4月30日（土）

イ 主な業務：被災者の健康相談、被災地の家庭訪問、避難所の衛生対策

ウ 派遣場所：仙台市太白区役所及び宮城野区役所

※ 区役所の指示に従い、避難所活動や家庭訪問を実施

※ 4月1日以降は、宮城野区2名、太白区2名体制から宮城野区4名体制に変更
 エ 派遣人数：県保健師16名、市町村保健師16名 計32名
 [4名(2名体制×2区役所)×8班=32名]

オ 活動実績

- ・被災者の健康相談 1,762件
- ・被災地の家庭訪問 281件
- ・避難所内の巡回、感染症予防・食中毒予防活動
- ・こころのケアチームとの連携による継続支援
- ・生活不活発病チェック及び予防活動

○ 派遣状況

	派遣期間	班 編 成	
1	3月14日～3月20日	置賜保健所・山形市	村山保健所・鶴岡市
2	3月20日～3月26日	最上保健所・山形市	村山保健所・鶴岡市
3	3月26日～4月1日	置賜保健所・山形市	庄内保健所・鶴岡市
4	4月1日～4月7日	村山保健所・山形市	庄内保健所・鶴岡市
5	4月7日～4月13日	村山保健所・山形市	最上保健所・鶴岡市
6	4月13日～4月19日	村山保健所・酒田市	置賜保健所・鶴岡市
7	4月19日～4月25日	村山保健所・酒田市	庄内保健所・三川市
8	4月25日～4月30日	置賜保健所・酒田市	庄内保健所・西川市



【平成23年3月14日～4月30日 仙台市宮城野区に派遣された保健師による避難所の巡回健康相談の状況】



【「2011.4 公衆衛生情報」に掲載された山形県の派遣保健師の活動】

② 二次派遣

ア 期間：平成23年8月1日～

イ 主な業務

- ・感染症予防業務
- ・被災市町への支援業務（仮設住宅等における各種健康調査、保健指導の実施、通常の保健活動の再開に向けた調整 など）

ウ 派遣場所：宮城県仙台保健福祉事務所

エ 派遣人数：県保健師8人

○ 派遣状況

区 分	派遣期間	派遣人数
短期派遣	平成23年8月1日～8月5日	1名
	平成23年8月8日～8月19日	1名
	平成23年8月22日～9月9日	1名
	平成23年9月12日～9月30日	1名
長期派遣	平成23年10月1日～11月30日（2か月）	1名
	平成23年12月1日～平成24年3月31日（4か月）	1名
	平成25年4月1日～平成26年3月31日（1年）	1名
	平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年）	1名

※長期派遣については、地方自治法に基づく派遣

（6）栄養士の派遣

日本栄養士会の要請により、日本栄養士会災害支援栄養チームの一員として、被災地の食生活調査、栄養状態の悪化している者のスクリーニング等の活動を実施した。

ア 活動実績 気仙沼市9人、石巻市4人 合計13人を派遣

（7）介護職員の派遣

宮城県からの要請に基づき、県内事業所から介護職員を派遣し、要介護者の介護（食事、トイレ付添、会話等）を実施した。

ア 派遣期間 平成23年4月30日～5月29日（6日間交替、7班）

イ 派遣人員 県内介護施設から介護職員各班4名、県庁から随員1名（送迎）

ウ 派遣先 宮城県気仙沼市の福祉避難所2箇所（気仙沼市総合体育館、気仙沼市立鹿折中学校）

エ 活動内容 避難所における要介護者の介護（比較的軽度 食事・トイレの付添、会話等）

2. 緊急消防援助隊山形県隊

平成23年3月11日15時40分、消防庁長官から20都道府県に対して、平成15年の緊急消防援助隊の法制化以降、初めて消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項の規定に基づく出動指示が発令された。その後、甚大な被害状況が判明するに従い、全国の部隊の追加投入が行われたほか、消防防災ヘリコプターについても出動が指示された。

本県では、県内の災害対応に追われる一方、全ての消防本部から出動し、瓦礫などにより車両の進入が困難な中、地元消防本部や関係機関と連携して消防活動に従事した。

地上部隊は、岩手県大船渡市、陸前高田市及び宮城県気仙沼市において活動を展開し、平成23年4月28日まで延べ2,145名の隊員が活動に従事した。

航空部隊は、平成23年3月12日から5月28日まで、延べ306名の隊員が、救助活動等に従事したほか、消防庁及び宮城県災害対策本部から山形空港を各防災機の集結場所（ヘリベース）にしたい旨要請を受け、支援活動を実施した。



【地上隊による救助活動（岩手県大船渡市）】



（宮城県利府町）



（宮城県亘理町）

【航空隊による救助活動】

3. 山形県警察本部

(1) 被災三県に対する特別派遣

県警察では、岩手、宮城及び福島の各県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助の要求等により、平成23年3月11日の発災直後から、広域緊急援助隊、機動隊、航空隊、警護部隊、べにばな支援隊、身元確認作業支援部隊、地域警察特別派遣部隊、特別機動捜査派遣部隊、特別交通派遣部隊など延べ約1万6,310人（平成26年末現在）を派遣し、救出救助、捜索、交通対策、検視・身元確認、警戒警ら、被災者支援、警護等の活動を行った。

福島第一原子力発電所周辺の避難指示警戒区域等における警戒・警ら活動のための部隊派遣は平成26年度も継続している。

(2) 救出救助・捜索

① 救出救助

発災直後から3月14日までの間、広域緊急援助隊警備部隊延べ約100人を岩手県（大船渡警察署管内）に派遣し、被災者の救出救助活動を行った。



【本県広域緊急援助隊警備部隊による救出・救助活動（岩手県大船渡市）】



【本県広域緊急援助隊警備部隊による救出・救助活動（岩手県大船渡市）】

② 搜索

発災直後から10月25日までの間、県機動隊、管区機動隊、航空隊（県警ヘリ「がっさん」）など延べ約2,970人を岩手県（釜石・大船渡・宮古・久慈警察署管内）及び宮城県（気仙沼警察署管内）に派遣し、沿岸部を中心に行方不明者の搜索活動を行った。



【本県機動隊による行方不明者の搜索活動（岩手県陸前高田市）】



【本県機動隊による行方不明者の搜索活動（岩手県陸前高田市）】

（3）交通対策

発災直後から11月6日までの間、広域緊急援助隊交通部隊、特別交通派遣部隊など延べ約1,080人を岩手県（大船渡・岩泉警察署管内）及び宮城県（仙台東・仙台南警察署管内）に派遣し、緊急交通路の確保や信号減灯交差点等における交通整理を行った。



【本県広域緊急援助隊交通部隊による交通規制（岩手県大船渡市）】



【本県広域緊急援助隊交通部隊による交通規制（岩手県大船渡市）】

（４）検視・身元確認

平成23年3月12日から5月8日までの間、広域緊急援助隊刑事部隊により1班約10人の検視班を編制して延べ約740人を宮城県に派遣し、御遺体の検視活動を行った。

また、平成23年5月12日から5月22日までの間、身元確認作業支援部隊延べ約70人を宮城県に派遣し、DNA型検査資料の採取など身元確認作業を行った。

（５）安全・安心の確保

① 警戒・警ら

平成23年6月17日から、県内各警察署員により編成した地域警察特別派遣部隊、連合機動隊、管区機動隊など延べ約1万100人を岩手（釜石・宮古警察署管内）、宮城（岩沼・河北・仙台東・石巻警察署管内）及び福島各県に派遣し、集団パトロール、仮設住宅への立ち寄り警戒等を行った。

福島県への部隊派遣は平成26年度も継続している。

② 犯罪の取り締まり

平成23年8月17日から平成24年1月17日までの間、機動捜査隊、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の私服警察官により特別捜査派遣部隊を編成して延べ約280人を岩手県に派遣し、被災地における犯罪の取締機能を回復・維持するため初動捜査活動を行った。

③ 被災者支援

平成23年4月27日から8月31日までの間、女性警察官で編成する「べにばな支援隊」延べ約150人を岩手（宮古・釜石・大船渡警察署管内）及び宮城（石巻警察署管内）の各県に派遣し、避難所や仮設住宅の訪問を通じた相談活動や子どもたちとのふれあい活動など女性警察官ならではのきめ細やかな被災者支援活動を行った。



【「べにばな支援隊」による仮設住宅の訪問（岩手県陸前高田市）】



【「べにばな支援隊」による児童集団下校の同行（岩手県陸前高田市）】

④ 警戒区域の立入規制

平成23年7月22日から12月6日までの間、機動隊、管区機動隊など延べ約780人を派遣し、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏周辺の警戒区域の設定に伴い、関係者以外の立入を規制するため、主要道路上において24時間体制で検問を行った。

⑤ 警護

平成23年4月20日から10月18日までの間、特別派遣警護要員延べ約40人を宮城県及び福島県に派遣し、被災状況を視察する警護対象者の警護を行った。

4. 物的支援

(1) 県民、企業等からの義援物資

大震災の発生直後から、全国各地から被災地に向けて数多くの救援物資が寄せられたが、地震や津波で道路や鉄道が寸断されていたり、大量の物資を仕分けするための十分な人手やスペースが確保できないということもあり、救援物資をスムーズに届けることができないといった事態が生じた。

そこで、被災県に対する救援物資等の集積とその円滑な供給を行うため、平成23年3月17日に「山形県広域支援対策本部」を立ち上げるとともに、天童市の県総合運動公園を被災地向けの救援物資の一時集積配分拠点施設、いわゆるストックヤードとして指定し、神町自衛隊と共同して「山形県・自衛隊共同広域支援業務班」を設置して、翌18日から、全国及び海外からの食料品、衣類、毛布など物資を受入れ、被災地や県内の避難所への輸送（輸送は自衛隊が担当）を実施した。

4月8日には、被災県から必要物資充足の連絡を受け、受け入れを停止するとともに、4月30日に県総合運動公園の一時集積配分拠点施設としての指定を解除し、ストックヤードで保管中の救援物資は、仕分けのうえ県有施設で分散して保管することとした。

5月17日以降、県HPに支援物資保管一覧を掲載し、市町村及びボランティア団体等からの要請に基づき提供し、同年11月までに全ての救援物資を被災地へ引き渡した。



【一時集積配分拠点施設の状況（山形県総合運動公園アリーナ）】



【一時集積配分拠点施設の状況（山形県総合運動公園アリーナ）】



(写真提供：山形新聞)

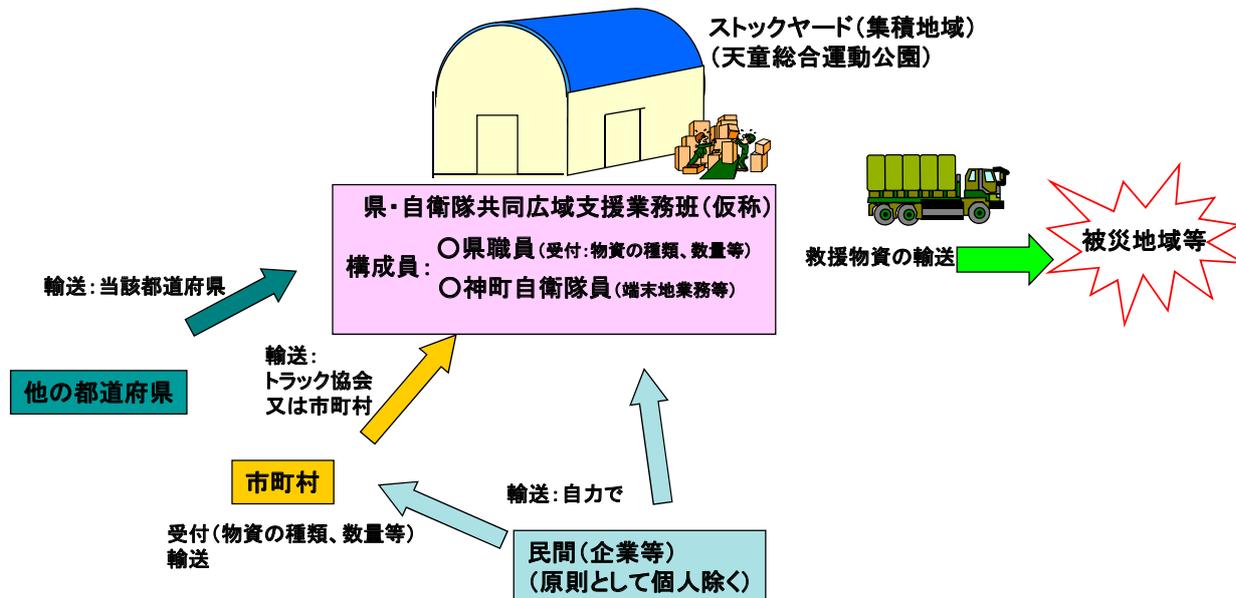
【一時集積配分拠点施設の状況（山形県総合運動公園アリーナ）】

○ 山形県・神町自衛隊共同救援物資輸送スキーム

平成23年3月17日
山形県災害対策本部

スキームの概要

- 1 趣旨
都道府県、市町村、民間(原則個人除く)からの救援物資を受付と被災県への輸送を県と神町自衛隊で共同して実施
- 2 輸送対象救援物資
食料(生ものや賞味期限の短いものを除く。)、水、各種生活用品(ただし輸送ができない物資(ガスボンベ等)は除く)
- 3 役割
県・市町村: 受付業務及び集積地域までの輸送
神町自衛隊: 集積地域から被災地域等への輸送及び端末地業務等



○ 受入れ品目と支援先

受入れ品目	飲料、精米、粉ミルク、保存食、毛布、衣類、紙おむつ、生理用品等
支援先	宮城県：仙台市、石巻市、塩釜市、南三陸町、東松島市、気仙沼市、登米市、多賀城市、名取市、女川町、亶理町、大和町、山元町 福島県：南相馬市、相馬市 岩手県：陸前高田市、大船渡市、北上市、山田町 県内避難所等：22箇所

○ 自衛隊による輸送実績

飲料1,430箱、カップめん5,000食、レトルト食品2,960食、おむつ900箱、トイレトペーパー600箱 ほか多数

○ 県総合運動公園（ストックヤード）への救援物資の搬入・搬出状況

1 搬入状況[累計]品目（内訳については主なもの） ※4月13日到着分まで

日付	個人	団体	品目 件数	飲料	保存食	米	タオル	衛生用品	毛布・ 寝具	衣類	その他日用品
3月17日		1	1		粉ミルク70箱						
3月18日	6	7	29	2件(缶コーヒー、お茶)			3件	2件(シャンプー、ティッシュ)	7件	7件	クッション
3月19日	16	19	125	お茶500ml、1千箱(24千本) 水500ml、192箱	14件(ラーメン120箱、ミルク ケーキ200箱、乾麺20箱等)	5件	12件	16件(オムツ700枚、尿取りパット等)	13件		
3月20日	23	6	97	5件(大阪府2.0リットル、1,000本ほか)	6件(乾麺、カレーほか)	4件	12件	10件(生理用品、ボックスティッシュ、 トイレトペーパー等)	14件(大阪府 1万枚、外務 省800枚ほ)	10件	軍手、乾電池、ラジオ等
3月21日	7	5	24		1件 (ミニおでん等)	1件	3件	6件(大人用おむつ、トイレトペーパー 等)	1件	6件(下着等)	乾電池等
3月22日	4	11	211	7件(水、スポーツ飲料、お茶)	35件 (缶詰、カップ麺)	13件	18件	37件(紙おむつ、尿とりパット、トイレト ペーパー、ティッシュ、歯磨き粉、固形 石鹸等)	6件 (掛敷布団)	54件	
3月23日	2	19	104	5件(水、りんご ジュース等)	11件(カップ麺、缶詰、菓子等)	2件	3件	26件(おむつ、マスク、うがい薬、消毒 剤、石鹸等)	2件	11件(下着、子供 服、靴下等)	ポリタンク、学用品、ビニールシート、 軍手等
3月24日	0	16	136		14件(カップ麺、缶詰、菓子 等)	2件(149袋)	16件	42件(大人用おむつ、マスク、消毒液、 洗剤、石鹸等)	4件(布団・ シーツ)	15件(子供服、下 着、靴下等)	カイロ、食器等
3月25日	5	8	84		2件(缶詰、うどん)		12件	12件(大人用おむつ、マスク、カイロ、洗 剤、ティッシュペーパー、歯ブラシ等)		20件(靴下、下着 等)	ラップ等
3月26日	2	7	56	3件(缶ジュース、お 茶等)	10件(カップ麺、調味料、菓子 等)	1件(13袋)	2件	15件(おむつ、マスク、生理用品、トイ レットペーパー、ティッシュ、洗剤、歯ブ ラシ等)		4件(下着、衣類)	カイロ、段ボール等
3月27日	8	4	86	4件(水、お茶、ス ポーツドリンク)	7件(カップ麺、レトルト食品 等)	1件(2袋)	4件	20件(おむつ、マスク、生理用品、湿 布、トイレトペーパー、ティッシュ、洗 剤、歯ブラシ、石鹸等)	1件(毛布)	17件(下着、ソッ クス、衣類)	カイロ、シャンプー等
3月28日	2	10	53	1件(ジュース)	4件(インスタントラーメン、乾 パン等)	1件 (11,850食)	10件	7件(トイレトペーパー、マスク、おむ つ、生理用品、ティッシュペーパー等)		13件(下着、手袋 等)	ブルーシート等
3月29日	1	5	20	1件(乾パン51箱1224 缶)			29箱	9件(マスク2箱、1件(子供用おむつ104 箱)、消毒液3箱、生理用品1箱、トイレト ペーパー12箱、ティッシュペーパー19 箱)		1件(下着)	ブルーシート1,050枚、災害用断熱 マット1,872枚、歯ブラシ1,350本、デン タルリンス72本、紙コップ3,000個、軍 手3箱 等
3月30日	1	15	126		3件(菓子2箱、缶詰、ジャム等 16箱)	2件(アル ファ米 35,300食、 精米5K)	8件	30件(タオル、おむつ、ティッシュペ ーパー等)	1件(毛布)	33件(子供服、 下着等)	ごみ袋等
3月31日	4	15	102	2件(スポーツドリンク 等)	14件(ビスケット100箱、乾パン 24箱等)		5件	26件(排便処理セット273箱、災害用ト イレ33セット、ワタティレ等)		8件(下着等)	懐中電灯、バナー、災害用固形燃 料、災害用断熱マット、哺乳ビン等
4月1日	1	8	46	1件(水)	2件(クッキー12箱、あめ)		4件	18件(マスク、生理用品、大人用おむつ 等)		7件(衣類・下着)	災害時固形燃料、キャンピングシー ト、保温断熱マット等
4月2日	1	3	24	1件(水)	2件(クラッカー378箱、菓子1 箱)	アルファ米 (82箱)、精 米(10kg1 袋)	2件	6件(マスク、災害用簡易トイレ、消毒 液、大人用おむつ、トイレトペーパー (19包)等)		7件(Tシャツ、ト レーナー、ジャン パー等)	軍手(12組*6束)、ローソク(段ボール 5箱)、マッチ(600個)、保温断熱マッ ト(25枚*31包)等
4月3日	5	1	17		3件(せんべい4箱、カップ ラーメン10箱)	精米 (15kg3袋)		2件(子供用おむつ、医薬用品(精製 水))	1件(毛布)		
4月4日	2	7	66	1件(水)	1件(カップめん1箱、缶詰2 箱等)		3件	4件(マスク210箱、生理用品5箱、おむ つ5箱等)		2件(衣類、下着)	お検(150個)、レインコート(1箱) (主な提供者:大阪府及び大阪府市 町村)
4月5日	4	4	40	1件(水)、1件(お茶)	2件(カップめん)		2件(41 箱)	3件(生理用品40箱、おむつ1箱、哺乳 瓶1箱)	2件(3箱)	12件(下着類、 寝袋)	
4月6日	5	5	60	5件	2件(カップ麺1箱等)	アルファ米 101箱	2件(47 箱)	18件(マスク、生理用品、大人用おむつ 等)	5件(寝袋、タ オルケット、 シーツ、毛 布)	9件(下着、靴下 等)	ブルーシート(100セット)、ワンパー ソンスズ Tent(25箱)、キャンブマット(25 箱)
4月7日	2	6	60	4件	23件(カップ麺141箱、レトルト カレー160箱、粉ミルク(53箱) 等)		1件(16 箱)	18件(消毒用、ジェル除菌スプレー等)	1件(寝袋)	4件(Tシャツ、女 性用衣類)	ごみ袋(469箱)、学用品(9箱)
4月8日	1	6	15	2件(水、野菜ジュ ース)	6件(カップ麺509個、お菓子 1,001袋等)			2件(消毒スプレー66箱、消毒ジェル 123箱)		3件(女性用イン ナー478箱等)	ランドセル(68個)
4月11日	1	7	69	2件(甘酒2箱、お茶8 箱)	5件(ブルドッグソース100箱、 ペットフード8袋、ベビーフード 30食、塩1袋、粉ミルク2箱)	2kg3袋	2件	22件(トイレトペーパー38箱、BOX ティッシュ(60箱入)12箱、生理用品、お むつ(大人・子供)、消毒液、ポータブル トイレ等)	3件(毛布、 ひざかけ)	21件(作業着、下 着、くつ下等)	カイロ(11箱)、長くつ(13足)、手袋(1 箱)、ひげそり(108個)等
4月12日	0	8	76	4件(水15箱、お茶3 箱)	4件(レトルト食品37パック、ミ ルクケーキ6箱、ベビー菓子1 箱等)	6件	4件(98 箱)	10件(マスク4箱、生理用品3箱等)	5件(毛布、 シーツ等)	14件(女性用防 寒着、女性用下 着・靴下等)	軍手(3箱)、わり箸(2箱)、ラップ(4 箱)等
4月13日	0	4	26		レトルト食品9箱	334袋 (8.5t)	11箱	紙おむつ14箱、生理用品4箱等		下着8箱、靴下3 箱等	文房具4箱、軍手3箱等
累計	103	207	1,753								

2 搬出状況[累計] (品目(内訳については主なもの))

日付	送付先 (市町村名)	品目件数	飲料	保存食	米	タオル	衛生用品	毛布・寝具	衣類	その他日用品
3月20日	宮城県 石巻市	63	500ml×約4,600本、2 リットル×約70本ほ か	インスタントラーメン120箱、 菓子200箱ほか			生理用品、介護用品等	6件		
	上山市	1						210枚		
	飯豊町	1		粉ミルク70箱						
	県外1, 県内2									
3月21日	飯豊町	1			300kg					
	福島県 南相馬市	15	ジュース6箱	カップラーメン5箱、缶詰3 箱、おでん36箱			生理用品5箱、マスク2箱、トイレ トペーパー6箱			カイロ、乾電池等
	県外1, 県内1									
3月22日	宮城県 仙台市(4)	123				タオル、バ スタオル、 フェイスタ オル	介護用おむつ20箱、生理用品7箱、紙 おむつ(多数)、トイレペーパー、ボッ クスティッシュ	毛布2組、毛 布・タオル1 箱	下着、靴下、T シャツ、セーター 等	
	宮城県 石巻市	13	水3ケース、スポーツ ドリンク4ケース	カレー3箱、乾麺1袋、焼き海 苔1箱、粉ミルク1箱	19袋					
	県外5									
3月23日	宮城県 仙台市(2)	91		カロリーメイト1箱	2袋	フェイスタ オル	紙おむつ17箱、生理用品5箱、尿とり パット4箱、マスク16箱、トイレペー パー、ボックスティッシュ、石鹸	シーツ20枚	女性用下着、男 性用下着など	
	米沢市	3				タオル50 枚	マスク100枚、ボックスティッシュ20個			
	鶴岡市	1						毛布88枚		
	東根市	2			420kg			毛布140枚		
	県外2, 県内3									
3月24日	宮城県 南三陸町	85		レトルカレー、缶詰、カップ麺、 菓子	83袋	タオル1箱	生理用品5箱、おしりふき6箱、トイレ トペーパー、ボックスティッシュ、石鹸等		下着、防寒着、 靴下等	
	県外1									
3月25日	庄内町	5					大人用おむつ60袋、マスク5,000枚、トイ レットペーパー、ボックスティッシュ等			
	宮城県 石巻市	2	水3ケース		米120kg					
	山形市	2	お茶15箱							ゴム手袋
	県外1, 県内2									
3月26日	宮城県 東松島市 県外1	39		缶詰(12箱)			歯ブラシ(12箱)		下着類(68箱)	
3月27日	宮城県 石巻市	17	水4箱	レトルトご飯	162袋		生理用品1箱、尿取パッド20箱、ウエット ティッシュ等		下着、長靴等	乾電池
	県外1									
3月28日	宮城県 石巻市	14					紙おむつ83箱、尿取りパッド31箱、生理 用品3箱、お尻拭き等	毛布 2箱		
	上山市	1							下着、上着等	
	飯豊町	1			300kg					
	県外1, 県内2									
3月29日	宮城県 気仙沼市	38	飲料水182箱				マスク36箱、トイレトペーパー9箱		下着、靴下、防 寒着 等	カイロ334枚
	宮城県 亘理町 県外2	75		カップ麺		355箱		布団・枕等		
	宮城県 石巻市	3	水500ml×408本		150kg			毛布200枚		
3月30日	新庄市	11	栄養ドリンク1箱	カップ麺7箱、玉こんにゃく20 箱	アルファ米 237箱					
	県外1, 県内1									
3月31日	宮城県 登米市	5					歯ブラシ、歯磨き粉、洗顔フォーム、 シャンプー			
	宮城県 多賀城市	2								紙コップ
	宮城県 石巻市	4					シャンプー、石鹸、リンス、ボディソープ			
	県外3									

日付	送付先 (市町村名)	品目 件数	飲料	保存食	米	タオル	衛生用品	毛布 寝具	衣類	その他日用品
4月1日	宮城県 女川町	19		インスタントラーメン2箱、カップ 麺167個、乾パン51箱等			シャンプー、リンス、ボディソープ		下着等	
	県外1									
4月4日	宮城県 石巻市	58	お茶・スポーツドリンク (24缶入り)等計4 箱	インスタントラーメン7箱、缶 詰3箱、乾パン24箱等	アルファ米 706箱		災害用トイレ、医薬品、単包エタノ ール、トイレットペーパー等			
	宮城県 塩釜市	1			米(180kg)					
	県外2									
4月5日	宮城県 石巻市	136			米(30kg) 精米(5kg)	4箱	消毒剤等111箱、 災害用トイレ、トイレットペー パー	シーツ1箱	靴下、下着類 20件、ストッキング 5件 等	
	県外1									
4月6日	宮城県 石巻市	25					災害用トイレ3セット		下着類7件 等	ペットフード2件、断熱マット7包 等
	県外1									
4月7日	宮城県 石巻市	4		カップ麺9箱						災害用断熱マット19箱、災害用マット 78箱、キャンピングシート40箱
	県外1									
4月8日	宮城県 石巻市	2								レインコート81箱
	宮城県 気仙沼市	6		カップ麺12箱、缶詰2箱						
	宮城県 大和町	10	飲料水156箱、飲料 水19本							
	岩手県 山田町	3					消毒スプレー1箱			軍手1箱、乾電池1箱
	新庄市	2			精米4袋					
県外4、県内1										
4月11日	宮城県 石巻市	23							ブーツ・運動靴2 箱 歯ブラシ2箱、ラジオ5箱、ウェット 下着(女性用)6箱 くつ3箱	せっけん5箱、軍手3箱、シーツ1箱、 歯ブラシ2箱、ラジオ5箱、ウェット ティッシュ3箱、洗濯洗剤2箱、ラップ5 箱、日用品セット7箱、洗剤等2箱
	岩手県 盛岡市	4				タオル60 枚		毛布37枚	バスローブ275着 衣類1箱	
	福島県 福島市	3					マスク1箱			雨合羽9箱、使い捨てカイロ2箱
	山形市	1								ウェットティッシュ10箱
	県外3、県内1									
4月12日	新庄市	1								ウェットティッシュ30袋
	県内1									
4月13日	飯豊町	35		粉ミルク20箱			生理用品2箱、洗剤13箱			
	山形市	7					マスク5箱	毛布40枚		キャンピングマット4箱
	山形市	2								ブルーシート100枚、懐中電灯1箱
	山形市	8					大人用おむつ62箱			
	山形市	1		コーンポタージュスープ10箱						
県内5										
4月14日	飯豊町	34	スティックコーヒー46 箱、飲み物3箱	菓子ゼリー1箱、ブルドック ソース5箱、こんにやく(レトル トパック)10箱	精米80k		生理用品12箱、ティッシュペーパー1 箱、トイレットペーパー43箱、ボックス ティッシュ5箱、ウェットタオル1箱、 ウェットティッシュ1箱、紙オムツ(子供 用)16箱、トレーニングパンツ(子供 用)、紙オムツ(大人用)	タオルケット 4箱、毛布3 箱(及び32 梱包)、	衣類1箱、靴類5 箱、	軍手1箱、ごみ袋20箱、ラップ8箱
	寒河江市	7		菓子(チョコレート)5箱、こんに やく(レトルトパック)30箱、 クラッカー10箱			ボックスティッシュ3箱、トイレットペ ーパー3箱			
	山形市	1								ポリタンク45個
	県内3									
4月15日	宮城県 石巻市	1			精米8.5t					
	福島県 南相馬市	24	スポーツドリンク2箱、 栄養ドリンク2箱	カップ麺100箱、チョコレート 38箱、こんにやく(レトルト)40 箱、カップ麺2箱、栄養補助 食品6箱、菓子類等						
	宮城県 南三陸町	3		チョコレート7箱						避難所用マット25枚、ブルーシート10 包(4枚入)
	宮城県 石巻市	7					除菌スプレー1箱(12個)、簡易トイレ1 箱、ゴム手袋1箱(94袋)		男性用下着6箱、 女性用下着5箱、 ストッキング1箱	ラジオ付サーチライト2箱
	県外4									

日付	送付先 (市町村名)	品目 件数	飲料	保存食	米	タオル	衛生用品	毛布 寝具	衣類	その他日用品
4月22日	岩手県 陸前高田市	11	ミネラル水32箱	スティックパン20箱、アルファ 化米68箱、精米20袋、乾パン 64箱、ソース20箱、カップ麺 17箱、粉ミルク12箱、菓子類 7箱、割箸2箱	精米20袋、					ブルーシート6包
	宮城県 気仙沼市他	4		味付こんにやく100箱、リッツ クラッカー100箱、レトルトカ レー126箱				毛布、布団5 0包		
	宮城県 気仙沼市	13	缶コーヒー20箱、お 茶6箱	味付こんにやく30箱、リッツク ラッカー10箱、あめ6箱、カッ プ麺39箱、レトルトカレー42 箱			トイレトペーパー3箱、ボックスティ シュ3箱、マスク1箱、消臭スプレー2箱			バッテリー4箱
	県外3									
4月23日	岩手県 陸前高田市	8		アルファ化米100箱、乾パン 56箱、スティックパン48箱、			消毒ジェル10箱、簡易トイレセット5箱、 除菌クロス10		衣類48箱、靴下6 箱	
	宮城県 気仙沼市	11	ミネラル水2箱	アルファ化米12箱、レトルトカ レー等5箱			消毒スプレー2箱			ガスコンロ1箱、カセットボンベ1箱、 キャンプマット1箱、寝袋6箱、ラジオ 付きサーチライト1箱、ポリ容器(10)
	県外2									
4月25日	岩手県 山田町	9	お茶2箱	レトルトカレー等3箱、缶詰2 箱、	精米2袋					
	宮城県 気仙沼市	4	ミネラル水55箱、お茶 95箱	クラッカー191箱						ホイッスルメガホン5箱
	県外2									
4月26日	米沢市	2		精米17袋						ブルーシート5包
	県内1									
累計	県外44 県内23	1,108								

○ 5月17日現在の保管物資の状況（保管場所：県有施設6箇所）

品目分類	数量	明 細			
お茶	884	500mlペットボトル緑茶 884			
米	9	玄米30kg 3	精米した米 10kg3 2kg3		
その他食品	313	粉ミルク60	スティックパン92	カンパン78	中濃ソース55
		お茶葉ティーバッグ8	食料品16	飴4	
風呂トイレ衛生用品	7,203	アルコールジェル1,601	うがい薬2	マスク2,171	ティッシュ67
		消毒アルコールタオル192		消毒剤1430	トイレセット170
		除菌クロス341	フェイスタオル283	タオル383	バスタオル137
		石鹸150	おしり拭き13	トイレトーパーパー24	生理用品223
		ラップ他16			
子ども用品・介護用品	1,184	大人用おむつ925	子ども用おむつ258	子ども用サンダル1	
その他生活用品	1,754	日用品セット157	生活雑貨336	除菌消毒水193	生活用品7
		ブルーシート10	ベビー用品36	学用品43	軍手16
		カイロ29	防寒シート11	ゴミ袋449	エアキャップ8
		空タンク255	未使用ダンボール200	テント1	
		コンロ3			
衣類	620	スリムウオーク474	防護服セット18	女性衣類等125	くつ下3
寝具	3,235	麻袋入毛布127	毛布2884	寝袋125	布団99
電気製品	16	懐中電灯1	ラジオ15		
暖房用品	17	ストーブ17			
仏具	20	線香12	ろうそく5	マッチ3	
合計	15,255				

注)「数量」及び「明細」にある品目の数量の単位については、箱、ケース、個、カートン、枚など、多種にわたるため、記載を省略している。

○ 5月17日以降の物資の活用状況

日付	送付先(市町村名)	品目 件数	品目明細
5月17日	宮城県南三陸町 岩手県大船渡市	26	お茶(20)、粉ミルク(4)、水(2)
5月17日	福島県相馬市	59	お茶(50)、缶詰(5)、パン(3)、ジャム(1)、飴(1)
5月17日	宮城県石巻市	8	粉ミルク(4)、除菌クロス(3)、離乳食(1)
5月18日	宮城県多賀城市	25	スリーブ(16)、Tシャツ(2)、ラップ(2)、下着(1)、靴下(1)、靴(1)、おむつ(1)、膝掛け(1)
5月18日	福島県相馬市	15	子供下着(3)、Tシャツ(2)、男児衣類(2)、女児衣類(2)、婦人下着(1)、大人用衣類(1)、靴下(1)、ラップ(1)、マスク(1)、防寒シート(1)
5月19日	天童市	30	トイレトーパーパー、ボックスティッシュ、紙おむつ、Tシャツ
5月19日	宮城県仙台市	36	紙おむつ(9)、トイレトーパーパー(5)、ブルーシート(5)、生理用品(4)、バスタオル(3)、ボックスティッシュ(3)、石鹸(3)、タオル(2)、お尻拭き(1)、ベビー用品(1)
5月19日	宮城県仙台市	176	未使用ダンボール(160)、ラジオ(11)、ブルーシート(5)
5月19日	宮城県気仙沼市	15	お茶の葉(8)、米(6)、歯磨き粉(1)
5月19日	宮城県石巻市	80	アルコールタオル(38)、アルコールジェル(10)、日用品セット(25)、お茶(4)、乾麺(1)、紙皿(1)、紙コップ(1)
5月20日	宮城県気仙沼市 宮城県亶理町	187	生理用品(40)、消毒液(30)、バスタオル(22)、石鹸(15)、お尻拭き(15)、粉石鹸(13)、タオル(12)、ティッシュ(9)、トイレトーパーパー(7)、薬(7)、学用品(6)、軍手(4)、フェイスタオル(3)、マスク(2)、コンタクト用品(1)、ビニール手袋(1)
5月20日	飯豊町	3	フェイスタオル(2)、石鹸(1)
5月20日	飯豊町	9	生理用品(9)
5月20日	宮城県仙台市	85	お茶(20)、除菌クロス(15)、食料品(11)、日用品セット(10)、ポケットティッシュ(6)、消毒ジェル(5)、ソース(5)、粉ミルク(4)、飴(4)、立体マスク(3)、除菌消毒水(2)
5月20日	天童市	25	布団(掛・敷)(12)、毛布(12)、お尻拭き
5月20日	村山市	37	掛布団(8)、敷き布団(4)、毛布(7)、コタツ上掛(1)、バスタオル(6)、シーツ(4)、まくら(4)、クッション(3)
5月20日	飯豊町	420	お茶(420)
5月23日	山形市	282	毛布(100)、スティックパン(92)、カンパン(90)
5月23日	宮城県石巻市・南三陸町 岩手県北上市	19	お茶(12)、粉ミルク(7)
5月23日	宮城県名取市	99	ソース(40)、お茶(33)、粉ミルク(20)、日用品セット(5)、歯ブラシ等
5月23日	宮城県石巻市・亶理町・山元町	58	お茶(26)、トイレセット(15)、日用品セット(10)、ソース(4)、うがい薬(2)、雑貨品(大人用オムツ)
5月24日	宮城県石巻市	81	お茶(81)
5月24日	飯豊町	12	お茶(10)、除菌クロス(2)
5月24日	宮城県気仙沼市	2,102	消毒アルコールジェル(1,135)、お茶(209)、消毒アルコールタオル(154)、消毒ジェル(66)、消毒剤(12)、ノロキラー(190)、除菌クロス(88)、麻袋入り毛布(13)、マスク(94)、ポケットティッシュ(24)、ソース(9)、粉ミルク(29)、日用品セット(79)
5月25日	宮城県石巻市	23	生活用品セット(23個)
5月26日	山形市	17	女性下着(7)、Tシャツ(10)、子供下着(3)
5月26日	宮城県名取市	160	マスク(15)、ティッシュ(15)、タオル(45)、生理用品(20)、石鹸(4)、子供用おむつ(30)、学用品(10)、軍手(11)、綿棒(1)、おしりふき(9)
5月26日	宮城県名取市	25	生活雑貨(15)、カセットコンロ(3)、ダンボール(1)、ラジオ付懐中電灯(4)、ラジオ(2)

日付	送付先(市町村名)	品目 件数	品目明細
5月27日	宮城県仙台市・南三陸町	16	Tシャツなど(4)、男女靴下(6)、男女下着(5)、タオルケット(1)
5月27日	西川町	5	生理用品(2)、子供用おむつ(2)、学用品(1)
5月30日	最上町	1	Tシャツなど(1)
5月30日	宮城県仙台市・南三陸町	15	除菌クロス(4)、タオル(5)、バスタオル(1)、毛布(3)、使い捨てカイロ(1)、ひざかけ(1)
5月31日	村山市	3	生活雑貨(3)
5月31日	村山市	1	災害救助用毛布(1)
6月1日	宮城県仙台市・南三陸町	60	石油ストーブ(1)、おしり拭き(1)、大人用おむつ(2)、子供用おむつ(4)、空タンク(50)、一人用テント(1)、消毒液(ハンドミスト)(1)
6月1日	宮城県石巻市・気仙沼市	352	Tシャツなど(3)、男性靴下(1)、女性靴下(4)、女性用下着(2)、洗浄消毒スプレー(120)、生理用品(152)、大人用おむつ(70)
6月1日	宮城県南三陸町・女川町	96	学用品(2)、空タンク(80)、食器(1)、割り箸(1)、歯ブラシ(1)、男性用下着(4)、子供用くつ(1)、ジャージ(1)、子供服(3)、子供くつ下(2)
6月2日	宮城県仙台市・山元町	8	男性用下着(3)、男性用靴下(2)、カッパ(2)、ジャンパー(1)
6月3日	宮城県石巻市・南三陸町	6	子供用靴下(4)、子供用肌着(1)、女性用下着(1)
6月3日	宮城県石巻市・南三陸町	24	サージカルマスク(2)、バスタオル(2)、カイロ(1)、綿棒(1)、歯ブラシ(1)、ジャージ(2)、トレーナー(3)、タオルケット(5)、シーツ(3)、タオル(3)、古着(1)
6月3日	米沢市	3	女性用衣類(1)、靴下(1)、男性用衣類(1)
6月7日	宮城県石巻市	38	大人用おむつ(2)、食器類(1)、歯ブラシ(1)、おもちゃ(1)、トイレセット(16)、災害用簡易トイレセット(2)、簡易トイレ(15)
6月7日	宮城県東松島市	36	布団など(36束:敷き布団37、掛け布団61、マットレス10)
6月7日	宮城県気仙沼市	29	ローソク(1)、寝袋(1)、マット(2)、女性用下着(1)、男性用肌着(2)、靴下(4)、トレーナー(1)、救命胴衣(1)、トイレトペーパー(2)、消毒スプレー(3)、男性衣類(2)、子供用サンダル(1)、子供用くつ(1)、運動着(1)、古着(5)
6月7日	山形市	1	子供服(1)
6月7日	酒田市	40	消毒用アルコールジェル(20)、洗浄消毒スプレー(20)
6月7日	鶴岡市	7	消毒用アルコールジェル(2)、サージカルマスク(2)、靴下(1)、ラップ他(1)、女性衣類等(1)
6月7日	山形市	50	消毒用アルコールジェル(20)、サージカルマスク(9)、洗浄消毒スプレー(20)、防寒シート(1)
6月7日	三川町	25	消毒用アルコールジェル(10)、サージカルマスク(5)、洗浄消毒スプレー(10)
6月7日	酒田市	8	防寒シート(1)、消毒用アルコールジェル(7)
6月7日	鶴岡市	7	消毒用アルコールジェル(2)、サージカルマスク(3)、ラップ他(2)
6月7日	山形市	4	ラップ他(2)、防寒シート(2)

日付	送付先(市町村名)	品目 件数	品目明細
6月7日	宮城県石巻市・南三陸町	38	消毒スプレーノーウイルス(25)、洗浄消毒スプレー(25)、スリムウォーク(60)、防寒シート(3)
6月7日	岩手県大船渡市	5	ラップ(1)、シーツ(1)、タオルケット(1)、除菌消臭スプレー(2)
6月8日	宮城県南三陸町	4	バスタオル(3)、古着(1)
6月8日	宮城県石巻市・女川町	26	大人用おむつ(20)、フェイスタオル(6)
6月8日	岩手県大船渡市	5	除菌クロス(1)、ひげそり(2)、男女帽子(2)
6月8日	三川町	21	歯ブラシ(1)、使い捨てカイロ(2)、ひざかけ(1)、ストッキング(1)、毛布(5)、大人用おむつ(4)、タオル(7)
6月8日	東根市	28	大人用おむつ(8)、トイレセット(10)、除菌クロス(10)
6月8日	山形市	6	ディスポータブルトイレ(4)、除菌クロス(2)
6月8日	山形市	25	サージカルマスク(15)、除菌クロス(10)
6月8日	寒河江市	45	サージカルマスク(25)、除菌クロス(10)、トイレセット(10)
6月8日	鶴岡市	50	毛布(50)
6月9日	宮城県南三陸町	8	ハイソックス(1)、帽子(1)、子供服(4)、ラジオ付懐中電灯(2)
6月9日	宮城県石巻市	87	空タンク(5)、カセットコンロ(1)、カセットコンロガス(69)、アルファ米(7)、ラジオ付懐中電灯(5)
6月9日	宮城県東松島市	15	ラップなど(1)、帽子(3)、歯ブラシ(7)、消毒ジェル(1)、ガスボンベ(1)、歯磨き(1)、ひげそり(1)
6月9日	宮城県仙台市・南三陸町	6	おんぶひも(1)、アルファ米(4)、軍手(1)
6月9日	山形市	21	古着(18)、大人用シューズ(1)、生活雑貨(1)、シーツ(1)
6月9日	長井市	52	大人用おむつ(14)、子供用おむつ(38)
6月9日	宮城県仙台市・南三陸町	16	使い捨てカイロ(3)、バスタオル(3)、大人用おむつ(2)、子供用おむつ(6)、生理用品(2)
6月9日	宮城県東松島市		歯ブラシ(3)、靴(4)、マスク(4)、学用品(1)、タオル(14)、ポケットティッシュ(2)、シーツ(1)、消毒液(6)、子供用おむつ(20)、生理用品(5)
6月9日	天童市	107	サージカルマスク(24)、バスタオル(7)、空タンク(57)、土のう(1)、消毒液(18)
6月9日	山形市	4	タオル(1)、バスタオル(3)、大人用おむつ(10)、空タンク(20)、消毒液(6)、マスク(1)
6月9日	米沢市	7	タオル(2)、バスタオル(2)、男性・女性靴下(1)、消毒液(2)
6月9日	米沢市	10	サージカルマスク(3)、タオル(2)、バスタオル(1)、消毒液(4)
6月9日	岩手県大船渡市	15	サージカルマスク(3)、ポケットティッシュ(2)、トイレトペーパー(1)、バスタオル(6)、フェイスタオル(2)、学用品(1)
6月9日	宮城県石巻市	31	消毒液(11)、学用品(2)、バスタオル(15)、マスク(3)
6月9日	山形市	29	大人用おむつ(28)、生理用品(1)
6月9日	山形市	56	豊中市指定ゴミ袋(10)、空タンク(40)、フェイスタオル(5)、線香(1)

日付	送付先(市町村名)	品目 件数	品目明細
6月9日	舟形町	22	除菌クロス(2)、防寒シート(1)、寝袋(1)、アルコールジェル(2)、消毒液(2)、タオル(1)、バスタオル(1)、子供用おむつ(2)、使い捨てカイロ(4)、空タンク(1)、おもちゃ(2)、ひざかけ等(1)、スリムウオーク(1)、ろうそく(1)
5月30日	山形市	3	バスタオル(3)
6月9日	上山市	20	ラップ(20)
6月10日	岩手県山田町	21	寝袋(1)、ラップ(10)、帽子(2)、野球帽(4)、女性衣類(4)
6月13日	岩手県大船渡市	35	フェイスタオル(2)、タオル(4)、バスタオル(5)、歯ブラシ(1)、ひげそり(1)、線香(1)、ろうそく(1)、除菌クロス(20)
6月13日	東根市	25	トイレセット(10)、除菌クロス(15)
6月13日	山形市	7	フェイスタオル(1)、バスタオル(1)、生理用品(1)、子供用おむつ(4)
6月13日	宮城県気仙沼市	29	フェイスタオル(4)、タオル(8)、バスタオル(5)、大人用おむつ(5)、子供用おむつ(3)、生理用品(2)、おしぼり(1)、除菌スプレー(1)
6月13日	宮城県南三陸町	12	生理用品(2)、バスタオル(2)、フェイスタオル(5)、タオル(1)、子供用おむつ(2)
6月13日	宮城県内	6	バスタオル(1)、タオル(1)、フェイスタオル(2)、除菌クロス(2)
6月14日	宮城県東松島市	14	タオルケット(2)、敷き布団(1)、生理用品(1)、子供用おむつ(2)、タオル(4)、バスタオル(2)、おしぼり(1)、マスク(1)
6月16日	福島県相馬市	11	寝袋(4)、キャンピングマット(6)
6月21日	岩手県大槌町	34	消毒スプレーノロウイルス(14)、サージカルマスク(5)、ノーウイルスゲルタイプ(15)
6月21日	三川町	35	消毒用アルコール(10)、洗浄消毒スプレー(10)、サージカルマスク(5)、スリムウオーク(7)、女性衣類(2)、防護服(1)
6月21日	岩手県大船渡市	37	消毒スプレー(10)、消毒アルコールジェル(10)、フェイスタオル(10)、タオル(3)、バスタオル(5)、歯ブラシ(1)、ひげそり(1)、線香(1)、ろうそく(1)、マスク(1)、キャンピングマット(2)
6月22日	宮城県仙台市	27	帽子(10)、水無しカンタン消毒ジェル(1)、大人用おむつ(2)、子供用靴(2)、ビニールパック(1)、靴下(1)、子供服(9)、ブルーシート(1)
6月23日	宮城県気仙沼市	15	バスタオル(13)、ひざ掛け(1)、寝袋(1)
6月23日	宮城県塩釜市、南三陸町	37	除菌クロス(36)、抗菌立体マスク(1)
6月23日	宮城県石巻市	64	バスタオル(38)、大人用おむつ(7)、子供用おむつ(3)、バッグ(8)、生理用品(2)、絵本(1)、タオル(1)、おしぼり(2)、哺乳瓶(2)
6月23日	宮城県石巻市	101	マスク(17)、哺乳瓶(3)、生理用品(5)、子供用おむつ(39)、タオル(24)、バスタオル(6)、アルコール製剤(5)、お尻ふき(1)、タオルケット(1)
6月23日	飯豊町	16	バスタオル(13)、マスク(3)
6月23日	長井市	5	子供用おむつ(3)、マスク(1)、バスタオル(1)
6月23日	宮城県石巻市、気仙沼市	173	大人用おむつ(130)、タオル(21)、水パックセット(5)、哺乳瓶セット(1)、さらし(1)、子供用マスク(13)、生理用品(1)
6月24日	宮城県石巻市	8	大人用おむつ(8)
6月24日	宮城県南三陸町	39	トイレセット(9)、タオル(15)、除菌クロス(15)
6月24日	宮城県内	290	防護セット(1)、冬物衣類(74)、古着(215)

日付	送付先(市町村名)	品目 件数	品目明細
6月27日	宮城県内	2,592	サージカルマスク(1,330)、フェイスタオル(259)、タオル(254)、大人用おむつ(627)、子供用おむつ(84)、ランドセル(1)、使い捨てカイロ(37)
6月28日	宮城県内	1,860	タオル(25)、ランドセル(中古)(71)、ストッキング(8)、古着(69)、毛布(4)、サージカルマスク(507)、除菌クロス(100)、トイレセット(73)、ワンタッチトイレ(3)
6月28日	宮城県内	2,356	水無しカンタン消毒ジェル(107)、ノーウィルス(315)、手指殺菌消毒ジェル(20)、洗浄手キレイジェル(178)、サージカルマスク(73)、除菌・消毒スプレー(103)、消毒スプレーノーウィルス(274)、洗浄消毒スプレー(356)、防寒シート(2)、スリムウオーク(406)、防護服セット(16)、ハイソックス黒(女性用)(14)、冬物衣類(14)、毛布(麻袋入り)(100)、毛布(中古)(251)、寝袋(6個入り)(121)、キャンピングマット(6)
7月15日	宮城県石巻市	73	毛布(73)
8月22日	宮城県気仙沼市	409	毛布(229)、ひざ掛け(180)
10月6日	宮城県気仙沼市	163	毛布(163)
10月20日	宮城県気仙沼市	145	毛布(145)
10月26日	宮城県石巻市	816	毛布(816)
11月10日	宮城県石巻市、気仙沼市	137	毛布(109)、掛布団(25)、敷布団(3)

注)「品目件数」及び「品目明細」にある品目の数量の単位については、箱、ケース、個、カートン、枚など、多種にわたるため、記載を省略している。

○ 救援物資の最終活用先（5月17日以降の分）

送付先	数量	割合
岩手県へ	140	0.92%
福島県へ	865.5	5.67%
宮城県へ	14,249.5	93.41%
計	15,255	100.0%

(2) 義援金

① 義援金の募集

県は平成23年3月15日から、県庁及び各総合支庁本庁舎に募金箱を設置（～平成23年9月30日）し、職員への募金依頼、専用口座開設による受入れを行った。

その他、日本赤十字社山形県支部、山新放送愛の事業団、山形県共同募金会、NHK山形放送局でも義援金を募集した。

県内の義援金受付団体の受入総額は平成27年3月31日現在で1,926,468,292円となった。

② 全国の義援金の受付・配分状況（内閣府）

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に平成27年3月31日までに寄せられた義援金は、総額3,760億円となっている。

- ・うち都道府県へ送金3,731億円（募金総額の99.2%）
- ・うち市町村へ送金3,679億円（都道府県に送金された額の98.6%）
- ・うち被災者へ配付3,642億円（市町村に送金された額の99.0%）

このうち、本県へ配分された義援金は10,027,878円であり、内閣府から配分された義援金93,760円を合わせた総額10,121,638円が、本県の被災者へ配付されている。

○ 義援金の対象となる被害

配分対象被害	山形市	尾花沢市	南陽市	中山町	計
死亡	2名	1名			3名
住宅半壊	5棟	1棟	1棟	4棟	11棟

5. ボランティア等の民間支援

(1) 県災害ボランティア支援本部の設置

平成23年3月13日、「県災害対策本部」の設置と同時に、「県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」を母体とする「県災害ボランティア支援本部」を立ち上げた。

《設置期間》 H23年3月13日～H26年3月31日

《県災害ボランティア支援本部構成員》

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- ・ 日本赤十字社山形県支部
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- ・ 社会福祉法人山形県共同募金会
- ・ 県内災害支援NPO
- ・ 県内情報支援NPO
- ・ 山形県

(2) 活動内容

本来の活動は、災害発生時において活躍が期待される「市町村災害ボランティアセンター」の運営に関する支援やアドバイスであるが、東日本大震災においては、県内外の支援NPO等と連携を図りながら、①被災地で支援活動を展開するNPOやボランティアの後方支援、②県内避難者を支援するNPOやボランティアの後方支援を中心にして活動を展開した。

① 被災地で支援活動を展開するNPO等の支援

- ・ 本部メンバーが被災地に直接入り、被災状況のほか、ボランティアセンターの立上げ状況などの情報を逐次収集し、定期ミーティングやホームページを通じて県内外のNPO等に提供
- ・ 県として被災県や国から入手した情報、支援活動の支援制度の情報などを、県内外のNPO等に提供
- ・ 本部メンバー(県社協職員ほか)を、気仙沼ボランティアセンターの運営スタッフとして派遣
- ・ ボランティアバスの参加者募集や、支援物資の募集などの告知活動の支援



【被災地におけるボランティア活動】

② 県内避難者を支援するNPO等の支援

- ・ 県内避難所の運営アドバイス
- ・ 県内避難者に関する支援活動などの情報収集と、ホームページを通じたNPO等への情報提供
- ・ 支援活動や支援情報を共有するため、定期ミーティングを開催（約60団体、延べ1,000人以上が参加）
- ・ 県として入手した被災県や国の情報、支援活動を支援する制度などの情報を、NPO等へ提供



【山形県ボランティア支援本部における活動状況】



【山形県災害ボランティア支援本部における活動状況】

6. その他支援

(1) 「復興ボランティア支援センターやまがた」の活動

支援活動を行っているNPOやボランティアのサポート、県内避難者へのきめ細やかな情報提供、他県の活動グループとの連絡調整等を行うため、平成23年8月、県とNPOの協働により「復興ボランティア支援センターやまがた」を設置した。

運営主体は、「つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた」（2NPOと県で構成）し、スタッフ4人が常駐（平成25年4月～平成26年7月は3人体制）した。

<主な活動状況>

① 支援活動を行っているNPO等のサポート

- ・「支援者のつどい」の開催（原則月1回、支援活動を実施しているNPO・団体間の情報・意見交換の場の設定）
- ・県、市町村、社会福祉協議会等の公的機関で実施している支援情報の収集等
- ・ホームページ「復興ボランティア支援センターやまがた」の管理・運営、情報発信サポート（NPOや行政などが実施する多様な支援事業・活動の総合的な案内・広報）
- ・初心者向けのボランティアガイドブックの作成・提供

② 避難者向けの情報提供活動

- ・フリーペーパー「うえるかむ」の発行（山形県での生活情報や支援情報、避難元の情報等を提供）（原則月2回。H25より月1回）

発行部数：約4,000部／号、計219,900部（平成27年1月発行第57号現在）

設置先：県庁、各総合支庁、市町村、社会福祉協議会、避難者交流センター、支援団体など約150箇所

- ・県内避難者の孤立防止・交流促進のための携帯電話対応サイト「つながろうNET」の管理・運営 (<http://tsunagarou.net/>)

情報誌「うえるかむ」の内容を掲載するとともに、避難の長期化・多様化するニーズに合わせ、休

- 日保養サイトを構築するなど避難者へ寄り添った内容に配慮
- ・ホームページ「復興ボランティア支援センターやまがた」による情報提供（再掲）



【復興ボランティア支援センターやまがたの設置】



【避難者向け情報紙】

③ 被災県及び全国の活動グループ等との連絡調整・情報収集等

被災県：福島・宮城・岩手各県連携復興センター

全国組織：JCN（東日本大震災支援全国ネットワーク）

公的機関

(2) 携帯電話サイト「つながろうNET」管理運営支援

「つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた」が行う、県内避難者孤立防止・交流促進のための携帯電話サイトの運営に対し助成した。



【避難者情報サイト】

(3) 個別支援者への活動費助成・支援

《平成23・24年度分》

- ・やまがた社会貢献基金による助成（被災地へのボランティアバス運行、被災者・避難者との交流活動等）
- ・新しい公共モデル事業による助成（福島県からの避難者向けの移動支援バスの運行、気仙沼市に拠点を置いた復興支援活動）

《平成25年度分》

- ・やまがた社会貢献基金による助成
（テーマ型）被災地復興支援
（一般型（県政課題部門））避難者支援、週末保養（制度紹介・意見書等の作成による支援）

- ・ふくしまふるさと帰還支援事業による助成（福島県避難者支援課）
- ・福島県地域づくり総合支援事業による助成（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）（福島県文化振興課）
- ・国際ロータリー第2800地区による助成

《平成26年度分》

- ・やまがた社会貢献基金による助成
（テーマ型）被災地復興支援
（一般型（県政課題部門））避難者支援、週末保養（制度紹介・意見書等の作成による支援）
- ・ふくしまふるさと帰還支援事業による助成（福島県避難者支援課）
- ・福島県地域づくり総合支援事業による助成（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）（福島県文化振興課）

第4節 災害廃棄物等及び火葬の受入れ

1. 災害廃棄物等の受入れ

東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生した。山形県では、平成25年度末まで、隣接の宮城県と岩手県からの災害廃棄物等の処理支援を行った。

○ 山形県での支援状況

支援の区分	支援内容・状況
し尿・可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿受入・処理 : 9,300kL ・し尿運搬車の支援 : 1,122台 ・可燃ごみの受入・処理 : 6,407トン
水産加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍・冷蔵水産加工品の受入・処理 : 19,120トン
被災自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台港等での被災自動車（販売前車両） : 1,810台
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・県外産業廃棄物搬入事前協議の簡略化 : 644件（22,480トン）
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・受入量 : 206,525トン

（1）応援協定による廃棄物等の処理支援

大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定や関係業界、団体との協定に基づき、各種災害廃棄物等の受入を行った。

○ 応援協定

ア 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

北海道、東北六県及び新潟県の区域において、地震等による大規模災害が発生し、被災道県独自では、十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法第74条に基づき、被災道県が他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的としたもの。

- ・平成7年10月31日 協定締結（平成19年11月8日改正）
- ・生活関連物資供給：し尿収集車両の提供
- ・廃棄物処理：車両の提供、人員派遣、廃棄物の収集運搬処理

イ 関係業界、団体との協定

- ・災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定
（平成18年3月29日、山形県環境整備事業協同組合）
- ・地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定
（平成23年11月1日、一般社団法人山形県解体工事業協会）※再締結（当初 平成18年7月27日）
- ・地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
（平成19年2月22日、一般社団法人山形県産業廃棄物協会）

① し尿・可燃ごみ

宮城県からし尿処理並びに災害廃棄物処理の協力要請があり、受入・処理及びし尿運搬車の支援を行った。

ア 搬入先

- ・し尿：山形県流域下水道山形浄化センター（平成23年3月28日～平成24年3月30日）
山形広域環境事務組合・酒田地区広域行政組合・東根市外二市一町共立衛生処理組合・尾花沢市大石田町環境衛生事業組合・最上広域市町村圏事務組合・西村山広域行政事務組合（平成23年3月15日～3月26日）
- ・可燃ごみ：山形市（平成23年4月16日～5月28日）、置賜広域行政事務組合（平成23年4月11日～7月31日）、東根市外二市一町共立衛生処理組合（平成23年5月30日～7月30日）

イ 搬入期間

- ・し尿：平成23年3月15日から受入開始、平成24年3月30日終了
- ・可燃ごみ：平成23年4月11日から受入開始、7月31日終了

ウ 搬入実績

- ・し尿受入・処理 9,300kl
- ・し尿運搬車の支援 1,122台
- ・可燃ごみ受入・処理 6,407トン

② 水産加工品

東日本大震災で被災した宮城県沿岸部の水産物加工場において、冷凍・冷蔵水産加工品（約6.5万トン）の腐敗が進んだことから、宮城県では平成23年4月から海洋投入処分を開始した。海洋投入処分できない包装済の水産加工品について、宮城県から山形県及び一般社団法人山形県産業廃棄物協会に処分の協力要請があり、宮城県と県内の7最終処分業者が受入に合意し、埋立処分を行った。

ア 搬入先：山形県内の最終処分場 7箇所

（山形市1、米沢市2、村山市1、山辺町1、中山町1、白鷹町1）

イ 予定数量：約2.5万トン

ウ 搬入期間：平成23年4月26日から受入開始、6月24日終了

エ 搬入実績

・ジークライト(株) (米沢市)	8,637トン	
・(株)アシスト (村山市)	8,110トン	
・(株)キヨスミ産研 (中山町)	1,492トン	
・(株)山形環境荒正 (山形市)	319トン	
・(株)エコス米沢 (米沢市)	75トン	
・テルス(株) (白鷹町)	487トン	※ 1か所搬入なし
合計	19,120トン	

③ 被災自動車

仙台港・釜石港等で被災した各メーカーの販売前車輛約1,800台を、(株)山形県自動車販売店リサイクルセンターが処理を受託、東根市の同センター山形事業所に運搬し、解体作業（フロン、廃油、廃液の回収やエアバッグ、バッテリー、タイヤの取り外し）後、プレス処理を行った。

ア 搬入先：(株)山形県自動車販売店リサイクルセンター山形事業所

イ 予定数量：約1,800台

ウ 搬入・処理期間

平成23年4月13日から受入開始、7月28日で搬入完了、処理は9月24日で終了

エ 搬入・処理実績：1,810台（全て処理済み）

④ 産業廃棄物

宮城県内の廃棄物処理施設がかなりの被害を受け、宮城県から産業廃棄物（医療系廃棄物・動植物性残渣・汚泥等）が大量に搬入されることが想定されたため、（本県では、県外からの産業廃棄物の搬入については文書による事前協議が必要としているが）当分の間、宮城県から本県に搬入される産業廃棄物については、搬入協議の手続きを簡略化し、廃棄物処理施設で速やかに受け入れし、処理した。

ア 特例協議数量：22,480トン（644件）（平成23年6月30日終了）

イ 内訳 中間処理 611件 16,520トン
最終処分 33件 5,960トン

(2) 災害廃棄物の処理

① 災害廃棄物等の県内への受け入れに関する基本的な考え方

東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生した。その量、質ともに平時において市町村が行うごみ処理とは全く異なるものであり、また、震災により甚大な被害を受け、処理体制を十分に確保できない市町村も存在していることなどから、これら災害廃棄物の処理は長期にわたるものと想定された。

国や被災県での具体的な動きが未だ決まっていない状況ではあったが、本県は被災県に最も近い隣接県であることから、全国に先駆けて災害廃棄物の受け入れを行った。

一方、災害廃棄物等の受け入れにあたっては、震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による汚染が広く確認されており、災害廃棄物の処理を一層困難にしていた。

「県民の安全・安心」を確保しながら被災地の復興の妨げとなる災害廃棄物の迅速な処理を支援していくため、県内市町村等一般廃棄物を処理する者が災害廃棄物の受け入れにあたり統一的な取扱いとなるよう、県として「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」を示した。

○ 「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」の概要

ア 災害廃棄物受入自治体

・宮城県、岩手県

イ 基本的事項

- ・受入れ前の被災地仮置場で災害廃棄物の放射性物質濃度の測定が行われていること
- ・処理する者は、定期的に燃え殻等の放射性物質濃度や敷地境界での空間放射線量を測定し、県に報告すること など

ウ 処理基準

- ・埋立処分：4,000ベクレル/kg以下（国の基準8,000ベクレル/kgの1/2）
- ・焼却処分：200ベクレル/kg以下（国の目安240～480ベクレル/kg以下）

エ 県の役割

- ・周辺住宅地での定期的な空間放射線量測定
- ・測定結果の公表 など

② 災害廃棄物の受入状況

ア 受入期間：平成23年7月から平成26年3月末まで

イ 受入量：206,525トン

ウ 受入施設：10市町15施設（2組合13業者）

エ 処理方法：焼却、埋立又は破碎（再利用）

③ 測定結果

ア 災害廃棄物の放射性物質濃度は基本的な考え方で示した基準以下

イ 受け入れ施設での敷地境界の空間放射線量は0.03～0.16マイクロシーベルト毎時

ウ 周辺地区の空間放射線量は0.03～0.16マイクロシーベルト毎時

エ 焼却灰等の処理残渣の放射性物質濃度は基本的な考え方で示した基準以下

オ 排ガス、放流水は放射性物質汚染対処特別措置法施行規則で定める限度以下

○ 災害廃棄物の受入状況

H26.3.31現在

排出者 (搬入先)	測定物	処理 方法	H23年度 受入量 (t)	H24年度 受入量 (t)	H25年度 受入量 (t)	累 計 受入量 (t)
宮城県多賀城市 (ジークライト㈱)	不燃物	埋立	24,878	17,878	—	42,756
宮城県石巻市 (ジークライト㈱)	不燃物	埋立	—	1,498	11,051	12,549
宮城県(名取処理区) (ジークライト㈱)	不燃物	埋立	—	500	1,847	2,347
宮城県気仙沼市 (やまがたグリーンリサイクル㈱)	木くず	破砕	5,769	5,547	—	11,316
宮城県仙台市 (㈱キヨスミ産研) (㈱エコス米沢)	米・大豆等	埋立	5,223	—	—	5,223
宮城県 (ジークライト㈱) (㈱キヨスミ産研)	米・大豆等	埋立	4,039	—	—	4,039
宮城県仙台市 (㈱横山興業)	被災木	破砕	999	—	—	999
岩手県釜石市 (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	1,433	—	582	2,015
宮城県仙台市、石巻市 (㈱キヨスミ産研) (㈱エコス米沢) (テルス㈱) (㈱山形環境荒正)	政府米	埋立	10,117	—	—	10,117
宮城県松島町 (㈱最上クリーンセンター)	小型船舶	焼却	63	—	—	63
宮城県利府町 (㈱最上クリーンセンター)	小型船舶 浴槽	焼却	44	—	—	44
宮城県(岩沼処理区) (㈱クリーンシステム)	木くず	破砕	—	1,183	—	1,183
宮城県(岩沼処理区) (㈱アールテック)	木くず	破砕	—	974	—	974
宮城県(岩沼処理区) (南県南チップ)	木くず	破砕	—	484	—	484
岩手県釜石市 (㈱アシスト)	不燃物	埋立	—	27,429	22,571	50,000
宮城県(宮城東部ブロック) (㈱アシスト)	不燃物	埋立	—	2,570	8,309	10,879
宮城県多賀城市 (東根市外二市一町共立衛生処理組合)	可燃物	焼却 埋立	—	865	—	865 *1
宮城県松島町 (酒田地区広域行政組合)	可燃物	焼却 埋立	—	265	—	265 *2
宮城県(岩沼処理区、石巻処理区) (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	—	11,233	—	11,233
宮城県(石巻市、東松島市) (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	—	—	7,194	7,194
宮城県(岩沼処理区) (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	—	—	27	27
宮城県(気仙沼処理区) (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	—	—	2,535	2,535
宮城県(名取処理区) (㈱エコス米沢)	魚網等	埋立	—	—	802	802
宮城県(南三陸町) (㈱エコス米沢)	魚網等	埋立	—	—	2,056	2,056
宮城県(山元町) (㈱エコス米沢)	魚網等	埋立	—	—	727	727
岩手県(宮古市、大槌町、山田町、野田村、洋 野町、大船渡市、陸前高田市、久慈市) (㈱エコス米沢)	漁網等	埋立	—	5,138	7,419	12,557
岩手県(山田町) (ジークライト㈱)	不燃物	埋立	—	—	12,999	12,999
宮城県涌谷町 (㈱最上クリーンセンター)	建材	焼却	—	—	160	160
岩手県(普代村) (㈱エコス米沢)	不燃物	埋立	—	—	117	117
合計			52,565	75,564	78,396	206,525

※ 上表の他、平成23年度に宮城県から冷凍水産物 19,120 tを受け入れている。

*1: 他に、試験焼却分として約 6 t受け入れている。

*2: 他に、試験焼却分として約 11 t受け入れている。

2. 火葬の受入れ

県では、災害救助法に基づく被災県からの応援要請や厚生労働省からの依頼等を受け、平成23年3月13日に市町村等に対し被災県からの火葬の受入協力を依頼するとともに、3月14日からは、火葬場における翌日の受入可能数を把握・集約し、被災県に情報を提供した。

また、県が集約した火葬場の受入可能数を県内の市町村等に提供するなど、火葬場間の受入調整を行った。

市町村等では業務時間を大幅に延長して対応し、計1,135体の遺体の火葬を行った。(平成23年度で受入終了)

○ 県内各市町村・事務組合別の受入状況

(単位：件)

受入市町村等	岩手県	宮城県	福島県	計
山形市		141	4	145
米沢市	3	183	5	191
鶴岡市		29	1	30
酒田市		10	1	11
新庄市	3	72		75
西村山広域行政事務組合		106		106
上山市		126	4	130
長井市		20		20
天童市		92		92
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合		69		69
南陽市		62		62
中山町		58		58
河北町ほか2市広域斎場事務組合		23		23
金山町		8		8
舟形町		2		2
真室川町	3	37		40
戸沢村	1	9		10
高島町		46	2	48
川西町		5		5
小国町		3		3
白鷹町		1		1
庄内町		4		4
遊佐町		2		2
計	10	1,108	17	1,135

第5節 避難者の受入れ支援

1. 県内への避難者の受入れ状況

(1) 概要

震災発生後の平成23年3月13日頃から、福島第一原子力発電所の事故に伴い、福島県から本県への避難が始まり、3月15日には、1日で1,000人以上が本県に避難してきた。

このため、県内各市町村では体育館や文化センターなどの公共施設を急きょ避難所として開設するとともに、炊き出し等の対応を行った。

県でも、職員育成センターや県体育館、青年の家、少年自然の家などを避難所として開設した。



(写真提供：山形新聞)

【県外からの避難者（山形市）】

その後、4月20日から県が借り上げた民間アパートへの受入れを開始したほか、6月15日以降、原発事故の避難指示等区域外からの自主避難者についても受入れを行い、平成24年1月下旬（1月26日）には1万3,797人となった。

また、医療を必要とする方など要援護者の受入れについては、震災の翌日からヘリコプターによる搬送を開始し、県内の医療機関に受け入れた。

さらに、県とJA山形中央会が協力し、JA山形中央会の研修施設「協同の杜」に、妊産婦及び乳児のいる家族を対象とする避難所を3月25日に開所した（開設期間：平成24年3月31日まで、受入実績：19世帯延べ75名）。この避難所では、JA山形中央会が食事やミルク、おむつなどを無料で提供したほか、ボランティアによる育児支援や助産師・保健師による健康相談等が行われた。妊産婦と乳児専用の避難所を設けたのは本県が初めてのことであった。

○ 避難者の受入れ施設別の状況

- ・ 県・市町村の公共施設（一次避難所）への受入れ
ピーク時 57か所、3,834人（平成23年3月20日～3月21日）
- ・ 旅館・ホテル（二次避難所）への受入れ
ピーク時 53か所、846名（平成23年4月25日）
- ・ 民間アパート、公営住宅等への受入れ
ピーク時 12,852名（平成24年1月26日）

○ 避難者受入れの主な経緯

月 日	内 容
平成23年 3月14日	・山形県災害対策本部長から各市町村長に対して「被災地からの避難者受け入れについて（要請）」通知 ・職員育成センターを避難所として開設（主に一次滞在施設としての利用）
3月15日	・各市町村における避難所の開設状況等の集計開始 ・「飯豊少年自然の家」を避難所として開設
3月18日	・「県体育館」、「青年の家」を避難所として開設し、避難者の受入れ開始
3月23日	・知事が宮城県を訪れ、被災者受入れ基本プログラムを提示 ・旅館・ホテルへの受入れスキーム案を作成し、宮城県・福島県に対して受入れを打診
3月28日	・山形県広域支援対策本部（3月17日設置）に「避難者支援班」立ち上げ
4月1日	・山形県と県旅館組合との協定締結
4月11日	・宮城県に二次避難支援のため職員1名派遣（～7月15日）
4月16日	・福島県からの二次避難者受入れを開始
4月21日	・宮城県からの二次避難者受入れを開始
5月6日	・県体育館避難所を閉鎖
5月16日	・市町村に対して「二次避難者受け入れマニュアル」を提示
6月16日	・福島県からの自主避難者受入れ開始



【母子（乳幼児）を対象とした避難所（山形市）】

(2) 県・市町村の公共施設（一次避難所）への受入れ

震災により被災地において多数の避難者が発生していることから、平成23年3月14日に県災害対策本部長から各市町村長に対して被災地からの避難者受け入れについての協力要請を行った。さらに、3月15日には、被災地からの多数の避難者が本県に来ている状況を踏まえ、あらためて市町村長に対して早急に空いている施設への避難者の受入れを依頼した。

県有施設については、3月15日に飯豊少年自然の家に避難所を開設したほか、職員育成センターや県体育館、青年の家などに避難所を開設した。

県及び市町村が開設した避難所数は、一次避難者数がピークとなった3月20日現在で85箇所（県6、市町村79）となり、このうち55箇所（県3、市町村52）において避難者を受け入れた。



(写真提供：山形新聞)

【避難所を訪問する吉村知事】

(3) 旅館・ホテル等（二次避難所）への受入れ

① 県、市町村の公共施設への二次避難の受入れ

東日本大震災による被害は、地震、津波被害に加え原子力発電所の事故が重なるなど、我が国がこれまで経験したことがない甚大なものとなった。宮城県では、生活環境が整っていない避難所生活が長期化する懸念があったことから、被害の少ない地域の避難所（二次避難所）への移転について検討された。本県としては「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の枠組みに基づき、この二次避難に対して支援を行うこととし、3月20日に各市町村に対し、長期的な受入れが可能な施設の照会を行った。

○ 対象施設

- ・公的な施設であること
- ・長期間（1か月以上）の受入れが可能であること
- ・現在、既に避難所として供していて、避難者が入所している施設は除くものであること。

また、公共施設等を中心とした長期間の被災者受入れ可能施設の確保・提供、公営住宅等の提供、民間住宅等の確保と入居支援を行う「被災者受入れ基本プログラム」について、3月23日に本県知事が宮城県知事を訪問し説明した。二次避難の受入れ可能人数については、県全体で12,000人となることを提示し、具体的な受入れについての調整を進めていった。

○ 被災者受入れ基本プログラムの内容

被災者受入れ基本プログラム

山形県広域支援対策本部

平成23年3月23日

今般の地震・津波災害を踏まえ、隣接県山形として、現在、具体的に作業を進めている「支援プログラム」は、以下のとおりです。

相互に連携を取って、有効な取組みとなることを期待しています。

1 被災者の集団受入れ施設の確保・提供

○ 県及び市町村の公共施設等を中心に、長期間（1か月以上を想定）の受入れ可能施設を確保・提供する。

* 災害発生と同時に、約30,000人規模の一次避難所を確保しているが、一定の期間を必要とする二次避難に向けての調整が必要と判断し、現在この調整作業を進めている。

また、この避難所では、既に、福島県からの避難者が生活している（約3,800人）

○ 避難所の運営については、ボランティア支援本部を既に立ち上げ、この連携のもとで体制を整えている。

2 公営住宅等の提供

県営住宅等の空室提供については、既に、全国調査がなされ、本県からも135戸（県、市町村計）報告するとともに、募集、入居の準備を整えている。

* 旧雇用促進住宅については、市町村を通じて募集する。

3 民間住宅等の確保と入居支援

県内の不動産業関係団体と連携して、被災者向けに提供可能な民間賃貸住宅の把握を進めており、入居者には、本県における支援（家賃補助、斡旋手数料の減免）を行う。

[追加検討中の事項]

○ 仮設住宅の建設提供

被災県における建設戸数を超える規模の受入れを行う。

○ 民間企業社員寮等の提供を受けた受入れ

○ 県民によるホームステイ受入れ

（参考）現在、避難所に受け入れた方を対象に、教育相談を実施中。この結果を踏まえ、教育的視点からの対策を検討することとしている。



【宮城県知事と面談する吉村知事】

② 旅館・ホテルへの受入れ

平成23年3月23日に旅館・ホテルへの受入れスキーム案を作成し、宮城県・福島県に打診し、両県からの要請を受けて、受入れ施設調査を実施した。その結果、3月30日現在で、受入れ可能施設・人数のリストを提出（345施設、12,860人）した。

県では、4月1日に山形県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を結び、組合加盟の旅館・ホテルの一室を借り上げ、一定期間、無料で要援護被災者の受入れを行うこととし、4月16日から福島県の被災者が県内旅館・ホテルへの移動を開始した。

③ 福島県からの自主避難者の受入れ

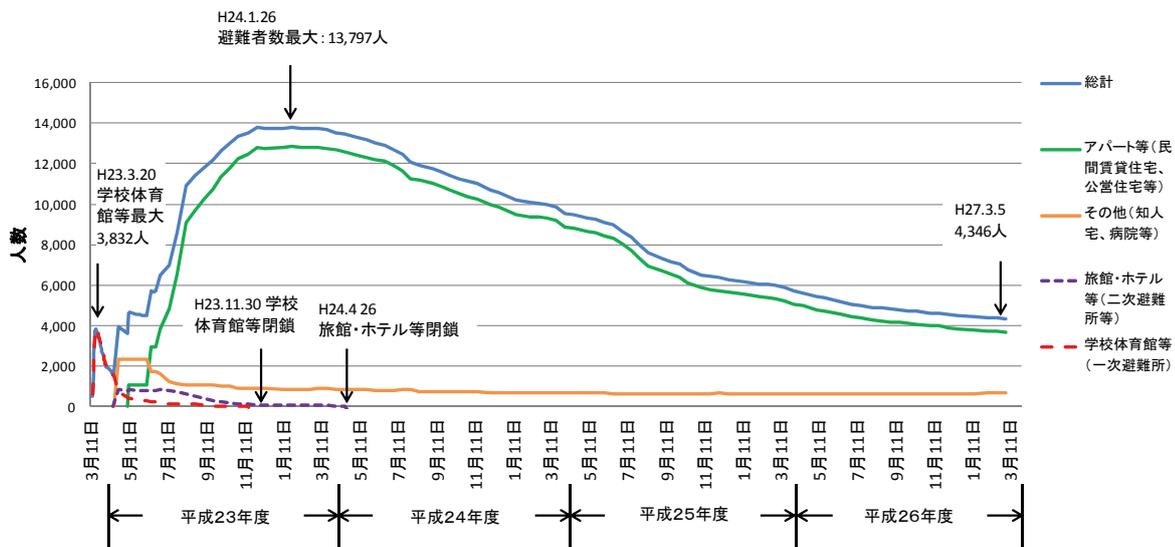
福島県からの避難者については、震災発生後に本県へ一次避難してきた方について、福島県の意向を踏まえ、本県の民間賃貸住宅、公的住宅、旅館・ホテル等への二次避難を進めてきたが、福島県からの自主避難者についても本県の民間賃貸住宅への入居希望が相次いだことから、平成23年6月15日から、民間賃貸住宅、公的住宅、旅館・ホテル等への受入れを開始した。

○ 市町村別避難者の受入れ状況

平成27年 3月 5日現在

	岩 手 県			宮 城 県			福 島 県			他	計			増減 (2月19日比)	
	アパート等	その他	計	アパート等	その他	計	アパート等	その他	計		アパート等	その他	総 計		
村 山 53%	1 山形市	10	1	11	69	29	98	1,299	117	1,416		1,378	147	1,525	▲ 24
	2 上市市				15	1	16	54	17	71		69	18	87	▲ 1
	3 天童市	3		3	25	9	34	222	23	245		250	32	282	▲ 7
	4 寒河江市				41	3	44	140	6	146		181	9	190	0
	5 村山市				11		11	9		9		20		20	0
	6 東根市				11	2	13	86	5	91		97	7	104	0
	7 尾花沢市							3	6	9		3	6	9	0
	8 山辺町				2		2	9	2	11		11	2	13	0
	9 中山町							10	2	12		10	2	12	0
	10 河北町				1	2	3	8	6	14		9	8	17	0
	11 西川町								5	5			5	5	0
	12 朝日町							3	9	12		3	9	12	0
	13 大江町													0	0
	14 大石田町								5	5			5	5	0
計	13	1	14	175	46	221	1,843	203	2,046		2,031	250	2,281	▲ 32	
最 上 1%	15 新庄市		1	1	7		7	26		26		33	1	34	▲ 4
	16 金山町					4	4		4	4			8	8	0
	17 最上町				4		4		3	3		4	3	7	0
	18 舟形町													0	0
	19 真室川町													0	0
	20 大蔵村													0	0
21 鮎川村								3	3			3	3	0	
22 戸沢村													0	0	
計		1	1	11	4	15	26	10	36		37	15	52	▲ 4	
置 賜 35%	23 米沢市				5	6	11	855	196	1,051	3	860	205	1,065	0
	24 長井市				3	4	7	66	44	110		69	48	117	0
	25 南陽市				4	4	8	125	6	131		129	10	139	0
	26 高畠町				2		2	92	22	114		94	22	116	0
	27 川西町							33	10	43		33	10	43	0
	28 小国町				1	2	3		4	4		1	6	7	0
	29 白鷹町				3		3	10		10		13		13	0
30 飯豊町		5	5				6	7	13	5	11	12	23	0	
計		5	5	18	16	34	1,187	289	1,476	8	1,210	313	1,523	0	
庄 内 11%	31 鶴岡市	1		1	35	14	49	125	35	160		161	49	210	0
	32 酒田市	4	2	6	13	6	19	206	12	218		223	20	243	0
	33 三川町					3	3	10	5	15		10	8	18	0
	34 庄内町		4	4				3		3		3	4	7	0
	35 遊佐町					6	6		6	6			12	12	0
計	5	6	11	48	29	77	344	58	402		397	93	490	0	
計	18	13	31	252	95	347	3,400	560	3,960	8	3,675	671	4,346	▲ 36	

○ 県内への避難者数の推移



(4) 医療機関や老人福祉施設等への受入れ

① 被災地からの入院患者の受入れ

震災発生後の夜に厚生労働省から県内の災害拠点病院への患者受入れが可能か確認の要請があり、7病院で58名（重症26名、中等症32名）の受入れ可能人数を報告した。

平成23年3月12日、宮城県から3名の救急患者をドクターヘリで県内3病院（県立中央病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院）に搬送した。3月25日時点の災害拠点病院及び救急告示病院等で受入れ可能人数は257名、また、人工透析患者受入可能施設は26施設となった。

② 老人福祉施設等への受入れ

震災による被災高齢者について、平成23年3月13日、宮城県から老人福祉施設等での受入れ可能人数についての調査依頼を受け、山形県老人福祉施設協議会、山形県老人保健施設協会に確認して、合計で376人の受入れが可能と回答し、当該協議会等の協力を得て、3月15日から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等において受入れを行った。

○ 病院、老人福祉施設等への受入れ状況

(単位：人)

時 期	病院（一般病棟）	精神病院	社会福祉施設
H23. 6. 16	132	87	206
H23. 6. 30	111	85	185
H23. 9. 22	53	83	156
H23. 12. 15	54	80	103
H24. 3. 22	33	76	89
H24. 6. 21	41	32	69
H24. 9. 20	26	30	67
H24. 12. 20	22	30	59
H25. 3. 21	20	31	56
H25. 6. 20	20	33	55
H25. 9. 19	7	31	48
H25. 12. 19	9	29	48
H26. 3. 20	9	28	47
H26. 6. 19	6	23	24
H26. 9. 18	5	21	24
H26. 12. 18	4	18	21
H27. 3. 19	2	18	20

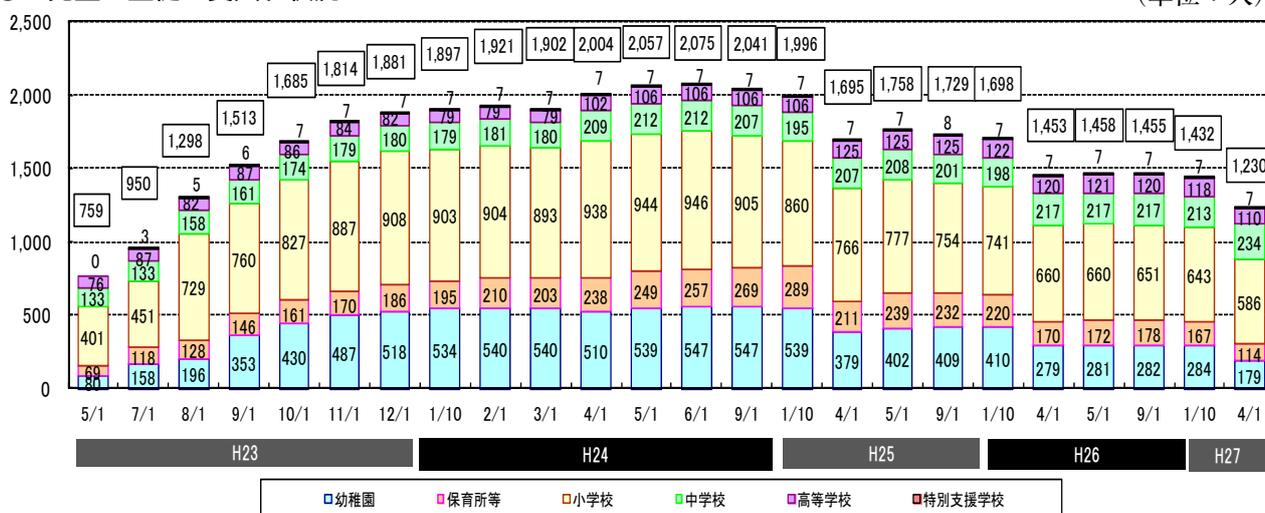
(5) 児童・生徒の受入れ

県内の学校・幼稚園・保育所等において、避難児童・生徒の受入れを行った。受入れを行った小中学校には、より安心して学校生活が送れるよう、心のケアや学習支援のために常勤講師等を配置した。

また、震災直後には、本県に避難した小中学生に対し、山形市や米沢市などで、現職の教員、教員OB、スクールカウンセラーや教職を目指す大学生などが、学習面や運動面での支援等の活動を行った。山形市では、避難所となった山形市総合スポーツセンターで平成23年3月20日から有志の教職員による活動が始まり、3月22日からは呼びかけに応じたボランティアの方が加わり、連日30人から80人の方が学習、運動等の支援や保護者への声かけ、学校生活への橋渡しになるような支援など幅広い活動を行った。米沢市では、市内の小中学校の教職員に、避難児童・生徒への支援を行うボランティアスタッフとしての参加を呼び掛け、学習会や軽スポーツ等を実施し、延べ200人以上の避難児童・生徒の参加があった。

○ 児童・生徒の受入れ状況

(単位：人)



(平成27年4月1日現在／単位：人)

区分	幼稚園 幼保連携型 認定こども園	保育所等	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学 校	合 計
転 入	151	114	586	234	110	7	1,230
事実上の就学	0	0	0	0	0	0	0
計	179	114	586	234	110	7	1,230

2. 避難者への各種支援

(1) 医療関係

震災翌日からドクターヘリ等による救急患者の受入れを開始するなど、被災地からの入院患者の受入れを行うとともに、平成23年3月14日からは、人工透析患者の受入相談窓口を設置し、人工透析患者に係る相談対応を行った。また、県医師会及び各郡市地区医師会に対し、避難者への医療支援の協力を要請した（3月15日、3月18日）。

3月23日からは、山形市内の大規模避難所（県体育館、山形市総合スポーツセンター）における医療・健康相談体制を整備し、県、山形市、山大医学部、県・市医師会、県看護協会等の関係機関が連携し、医療・健康相談を実施した。

また、県内に設置された51の避難所（3月26日現在）のうち、AED（自動体外式除細動器）未設置の17避難所にAEDを設置した。

3月24日から、県内各避難所におけるサーベイランス（患者動向調査）を実施したほか、県内での活動を希望する医療ボランティア（医師）の登録を行った。



(写真提供：山形新聞)

【医師による巡回】

(2) 保健関係

① 一次避難所における保健師活動

県内の各市町村に設置された避難所（県及び市町村の公共施設88箇所開設、最大避難者数3,734人）において、市町村、保健所、在宅看護職の会及び山形県看護協会災害支援ナースによる保健師活動を行った。

- ・保健・医療・福祉相談
- ・避難所内の巡回、感染症・食中毒予防活動
- ・避難所の環境整備
- ・関係機関との調整
- ・こころのケア

② 妊産婦・乳児避難所、福祉避難所における保健師活動

妊産婦・乳児避難所として設置された、JA山形中央会「協同の杜」における活動のほか、福祉避難所や、福祉施設等の避難者に対して、健康調査や健康相談、育児相談などを実施した。

- ・妊産婦・乳児避難所：県内1箇所（JA山形中央会「協同の杜」）40名利用（ピーク時）
- ・福祉避難所：県内2箇所 福祉休養ホーム「寿海荘」
- ・身体障がい者保養所「東紅苑」
- ・従事保健師：県保健師・山形県助産師会

③ 県内二次避難所における保健師活動

平成23年4月16日から、県内の旅館・ホテルへの二次避難の受入れを開始しており（最大避難者数831人）、保健師による巡回相談や健康チェック、感染症・食中毒予防等のチラシを作成、配布などを行った。

ア 市町村の取組み

- ・保健師の巡回相談、健康チェックの実施
- ・災害対策本部の指揮の下、避難者支援センターにおける交流の場の設定・健康相談・子育て相談・閉じこもり予防・心の相談など
- ・各種相談の案内の個別通知等

イ 保健所の取組み

- ・避難者のニーズに応じ、心の相談・各種個別相談を実施
- ・各種相談・感染症・食中毒予防等のチラシを作成、配布
- ・市町村の求めに応じ、保健師の巡回健康相談を実施
- ・管内市町村の二次避難者に対する支援についての検討会を開催
- ・管内の二次避難所・支援センター等を訪問し、情報提供
- ・山形行政評価事務所主催の被災者支援困りごと相談所の相談担当として従事

④ 保健所における放射線に関する健康相談

3月14日より、福島第一原発からの避難指示に係る住民等の健康相談とサーベイメータによる放射線の表面線量検査を、県内4保健所において実施した。

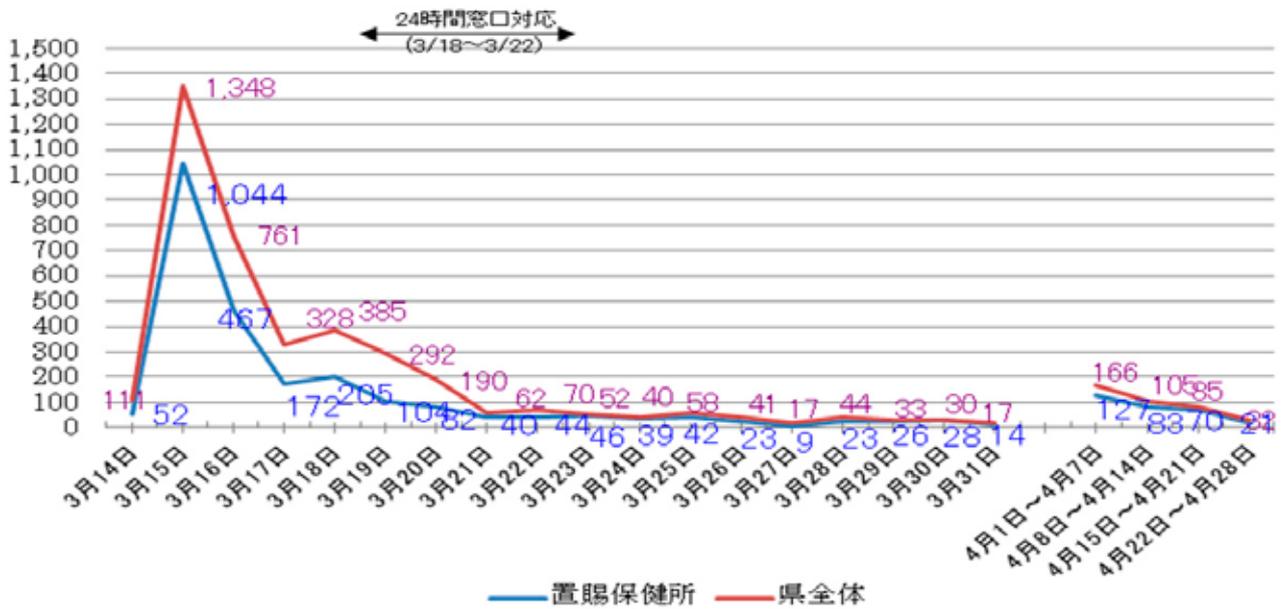
5月31日までの相談件数は4,304人（うち検査件数3,626人）であり、除染が必要となる方はいなかった。

○ 福島第一原発等からの避難指示に係る住民等からの保健所健康相談窓口の対応状況

平成23年3月14日から5月31日までの期間（単位：人）

	相談・検査		電話相談	計
		うち検査		
村山保健所	898	894	524	1,422
最上保健所	205	204	67	272
置賜保健所	2,788	2,115	589	3,377
庄内保健所	413	413	135	548
計	4,304	3,626	1,315	5,619

○ 放射線に関する健康相談件数



【平成23年3月15日、置賜保健所における福島県からの避難者に対する被ばく検査・医療福祉相談・ペットの相談等の状況】

(3) 市町村と連携した避難者支援活動

① 避難者の受入れと環境整備支援

ア 発災からの時間経過に伴い、一次避難所（体育館等）、二次避難所（旅館・ホテル等）、住宅（公営住宅、民間アパート等）など、避難者の受入れ支援を実施。現在では、民間アパートでの受入れが中心。

イ 避難者支援班（平成23年3月）及び各総合支庁避難者相談窓口（平成23年7月）を設置し、避難者支援を実施。

ウ 日赤家電6点セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、テレビ、湯沸かし器、電子レンジ）について、制度説明、申込受付、配送連絡、苦情対応等、日赤の窓口業務を支援。

エ 宮城県からの集団避難者に対して、6月より計11回里帰りバスを運行。9月30日で終了。

② 生活支援の実施

ア 情報提供：生活情報等の提供のため、県ホームページによる情報提供、メールマガジンの配信に加え、各避難者世帯あてに郵送による生活情報（医療、子育て、雇用情報、相談窓口など）の提供を実施。

イ 保健師の巡回：市町村では、個別支援の必要な方への訪問や避難者集いの場の設営等を実施。県保健所は、心の相談・各種個別相談の分野で市町村を支援。

ウ 民生委員・児童委員の巡回：平成23年6月17日に各市町村及び山形県民生委員児童委員協議会に対し、借上げ民間アパート等に入居した避難者が孤立せず安心して生活できるよう、民生委員・児童委員の訪問を要請。

エ 就学支援：平成26年9月1日現在、国公立学校では985名、また、私立幼稚園264名、保育所（認可外を含む）・児童館・ファミサポ238名、私立高等学校28名の児童生徒を受入れ（合計1,515名）。市町村の受入れ人数に応じ、講師やスクールカウンセラー等の配置支援を実施。

オ 就労支援：国の就労支援を受け、雇用基金を活用し避難者を対象とした重点分野雇用創造事業を実施。雇用実績は計684人（平成26年11月30日現在）。

カ 市町村の取組み：避難の長期化等に伴い、山形、米沢、天童（～平成26年8月）3市が避難者支援センターを開設するとともに、各市町村が避難者相談窓口を開設。地域のまつり、イベントへの避難者の招待や学校を通じた交流会の開催など、避難者と地域住民の交流の機会の確保に努めている。

キ NPO・ボランティアの取組み：複数のNPOが共同で「復興ボランティア支援センターやまがた」を開設し、避難者支援を実施するとともに、避難者向けフリー情報誌を発刊。また各地の子育て支援センターでは、母子の交流会等を展開。



【避難者の交流会の開催（山形市避難者交流支援センター）】

（４）避難世帯に対する訪問活動

避難生活の長期化に伴い、心身に不調をきたす避難者が増加しているほか、交流事業等に参加しない避難者の孤立化が懸念されることから、全ての避難世帯を生活支援相談員等が訪問し、つや姫をお土産に渡しながら、生活の状況を尋ねるとともに各種の相談窓口をお知らせすることにより、相談へ繋げ、避難者の精神的負担の軽減と孤立化の防止を図った。

ア 訪問対象世帯

- ・本県に避難している全世帯（病院、施設等への避難者を除く）

イ 訪問時期

- ・平成25年度12月を「避難世帯訪問強化月間」とし、年内を目途に訪問
- ・平成26年度11月17日～12月末日を「避難者訪問強化月間」とし、年内を目途に訪問

ウ 訪問者とその対象者

- ・生活支援相談員：生活支援相談員の訪問対象となっている避難世帯
- ・民生委員・児童委員：上記以外の避難世帯で、市町村から避難者情報が提供されている避難世帯
- ・市町村（保健師等）：上記に該当しない避難世帯

（５）避難者生活相談支援事業

東日本大震災後、本県には、福島県をはじめ被災県からピーク時には1万3千名を超える方々が避難していた。本県への避難者は、放射線の健康への影響を危惧し、家族を残したまま母子のみでの避難が多く、二重生活を強いられており、住み慣れない場所で精神的、経済的に厳しい状況に置かれていたことから、巡回訪問による困りごと相談や山形県での生活・暮らしの情報提供、見守り活動等の生活相談支援が必要となった。

災害発生直後は民生委員・児童委員が中心となり、避難者に対する生活相談支援や見守り活動などを行ってきたが、より充実した避難者への生活相談支援体制を整備するため、平成24年1月から市町村社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、避難者の生活相談支援や見守り活動、交流イベントやサロンなどの居

場所づくり、行政との連絡調整など、避難者の孤立防止と地域とのつながりづくりを行っている。

① 実施主体

- ・実施主体は山形県社会福祉協議会とし、相談員の配置や相談支援活動などを市町村社会福祉協議会に委託

② 相談員の配置

- ・県内9市町社協に合計24名を配置（平成27年4月時点）

③ 相談員コーディネーターの配置

- ・県社協には、相談員コーディネーター1名を配置し、市町村社協の連絡調整や相談員の指導、統括業務等を実施

④ 関係者間の総合調整等

- ・事業を円滑に実施するため、県全体及び各市町社協単位で調整会議を開催し、支援の実施状況や情報交換や検討等を実施

(6) 避難者への情報提供

発災からの時間経過に伴い、避難先が体育館等からホテル・旅館、さらには民間借上げ住宅へ移るなど、避難者が次第に情報入手しにくい環境になっている状況に対応し、これまで各種媒体を活用した情報提供を実施した。

① 県ホームページ

平成23年5月23日から避難者向けのウェブサイトを作成し、住宅、生活、教育・就学、雇用・労働、税などの情報を掲載した。

② 避難者支援情報メールマガジン

平成23年6月10日の初刊から毎週金曜日に、住宅、生活、イベント、雇用・労働などに関する情報を配信した。

③ 避難世帯への資料送付（ダイレクトメール）

民間借り上げ住宅への避難世帯を中心に、冬の山形暮らし、県や市町村の相談窓口等一覧、避難者支援メルマガ案内、医療に関する情報、子育て支援の情報、教育関係相談窓口等一覧、生活支援相談員に関する案内、就労支援、イベント案内などの資料を送付した。

④ NPO等によるフリーペーパーの発行

「復興ボランティア支援センターやまがた」（県やNPOなどで組織する被災者支援団体）では、平成23年8月26日から毎月2回、平成25年度からは月1回、故郷の情報や山形での生活情報、イベント案内などの情報を盛り込んだフリーペーパー「うえるかむ」を発行。

(7) やまがた避難者支援協働ネットワーク

東日本大震災により山形県内に避難された方々への中長期的な支援に関し、支援活動に携わる関係者等が情報を共有し、相互に連携・協働しながら避難者のニーズにきめ細やかに対応した支援の実施に寄与することを目的とし活動した。ネットワークは、本会の目的に賛同し、参加登録を行った行政機関（被災県を含む）、関係機関、避難者支援団体（企業・個人を含む）を会員とした。



【やまがた避難者支援協働ネットワークの設立】

<活動内容>

① 避難者への支援に関する情報の共有

- ・メーリングリストを活用し、会員間における避難者支援に関する情報を共有

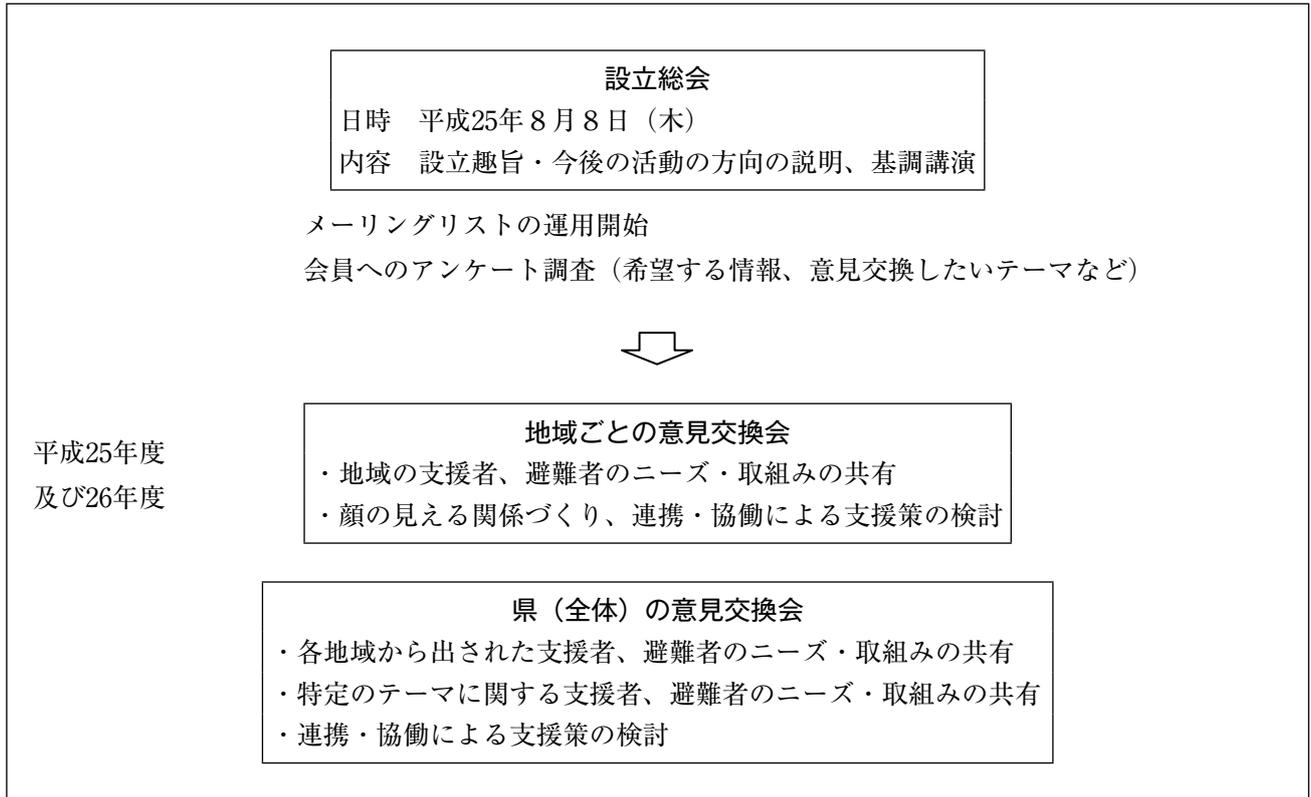
② 避難者への支援に関する連携・協働の促進

- ・会員の取組みや避難者のニーズに関し、地域ごとに意見交換会を開催
- ・各地域で出された避難者のニーズや特定のテーマでの取組みに関し、県全体での意見交換会を開催

③ 協働による支援事業の実施

- ・会員からの提案に基づき、協働して支援事業を実施（平成26年、避難者相談・交流会）

○ やまがた避難者支援協働ネットワークの取り組み内容



《会員からの提案に基づく連携・協働事業のうち県が提案する事業》
「避難者相談・交流会」の開催…被災県の説明会、被災自治体・地域毎の交流会、各種
相談ブースの設置、会員によるイベントの実施、等
米沢会場：平成26年9月20日（土） 置賜総合文化センター
山形会場：平成26年11月8日（土） 山形テルサ



【やまがた避難者支援協働ネットワークの意見交換会】

(8) 知事と震災避難者との意見交換会の開催

避難されている方々は、住宅や就労・就学、健康への不安など様々な課題を抱え、避難生活の長期化によりその課題も個別化・多様化していることから、避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより、今後の支援施策に資するため、県内で避難者が多い山形市及び米沢市の2市で知事と震災避難者との意見交換会を開催した。

① 平成23年度

ア 日時：平成23年12月27日（米沢市）、平成24年1月20日（山形市）

イ 場所：万世コミュニティセンター(米沢市)、山形市総合スポーツセンター(山形市)

ウ 参集者 米沢 避難者4名、ボランティア1名
行政5名（知事、米沢市長、福島県（山形駐在）等）
山形 避難者4名、ボランティア2名
行政7名（知事、山形市長、福島県（山形駐在）等）

エ 主な意見（要望）

- 【住宅】 借上げ住宅の入居期間の延長、借上げ住宅の住み替え
- 【子育て】 保育について（預ける場所の確保、保育料が負担）
- 【健康】 山形県での予防接種の受診
- 【交流】 地域や母親同士との交流
- 【冬の暮らし】 除雪に対する協力体制、雪下ろしの方法
- 【放射線】 雪の放射線量調査
- 【情報】 避難元からの情報不足
- 【支援体制】 避難者交流支援センターの維持・継続

② 平成25年度

ア 日時：平成25年12月18日（米沢市）、平成26年1月23日（山形市）

イ 場所：置賜総合文化センター(米沢市)、山形市総合スポーツセンター(山形市)

ウ 参集者 米沢 避難者5名、行政5名（知事、米沢市長、福島県避難者支援課主幹等）
山形 避難者5名、行政5名（知事、山形市長、福島県避難者支援課長等）

エ 主な意見（要望）

- 【住宅】 借上げ住宅の入居期間の延長、借上げ住宅の住み替え
- 【子育て】 子育て支援（広域入所の例外的な取扱い、避難者向け保育園（あいびい保育園）の継続
- 【健康】 子どもの医療費の窓口負担の撤廃
- 【教育】 就学援助
- 【雇用】 就労支援（多様な労働条件の確保）
- 【交通】 高速道路の無料措置の継続

③ 平成26年度

ア 日時：平成26年12月22日（米沢市）、平成27年1月6日（山形市）

イ 場所：置賜総合文化センター(米沢市)、山形市総合スポーツセンター(山形市)

ウ 参集者 米沢 避難者9名、行政5名（知事、米沢市長、福島県避難者支援課主幹等）
山形 避難者9名、行政5名（知事、山形市長、福島県避難者支援課長等）

エ 主な意見（要望）

- 【住宅】 借上げ住宅の入居期間（複数年含）の延長、借上げ住宅の住み替えの柔軟な対応（家族構成の変化、福島に近い場所への移動）、借上げ住宅の供与期間終了後の支援、雇用促進住

宅へのシャワー設置、住宅購入等への支援、山形市の固定資産税軽減手続きの円滑化

- 【子育て】 土日の保育場所及び病児保育の充実
- 【教育】 スキーウェア等の提供支援、就学支援の継続、保育園・幼稚園・高校への就学援助
- 【健康】 土日での臨床心理士による相談、子どもの医療費の窓口での立替え払いの撤廃、甲状腺検査実施機関の充実
- 【雇用】 避難者雇用の企業への助成金の実施、就業支援（母子世帯の就業、父親の就業）、食品加工における規制緩和（新潟県と同様、1施設で複数の加工ができるように）
- 【保養】 週末に福島から山形に来て利用できる空き家等を活用した保養プログラムの充実
- 【交流】 福島と山形の交流事業の継続、避難者交流会等への継続的な支援、居住地以外の市町村の公民館の利用（避難者向けのイベント使用）
- 【交通】 高速道路無料化措置の延長
- 【放射線】 食品に係る放射線検査体制の整備
- 【選挙】 山形県内での期日前投票の実施
- 【情報】 福島の現状の発信の継続、避難元自治体の広報誌への子どもの写真掲載の配慮



【知事と避難者との意見交換会】

○ 【参考】 平成25年度避難者アンケート調査結果（概要）

1 調査概要

- (1) 調査対象 東日本大震災に伴い本県に避難した2,420世帯（H24：3,855世帯）
- (2) 調査方法 郵送によるアンケート調査
- (3) 調査期間 平成25年9月上旬～10月上旬
- (4) 集計数 850件（H24：1,275件）
- (5) 回収率 35.1%（H24：33.1%）

2 調査結果のポイント

(1) 母子のみ避難が減少

避難世帯の53.2%が、家族の一部で避難（母子のみで避難等）してきている世帯で、母子のみ避難の割合は33.1%と6.4ポイント減少している。

(2) 生活資金に関する不安が増加

避難者が困っていること・不安なことは、「生活資金のこと」が62.6%と最も多く、次いで「避難生活の先行きが見えないこと」であった。教育や子育てで困っていることでも、「子育て、教育にかかる経済的負担が大きい」（38.4%）が最多となっており、避難生活の長期化に伴い、経済的負担が増加していることがうかがえる。

山形での生活がいつまでかを尋ねたところ、「わからない」が減少し、「借上げ住宅の提供が続く限り」、「山形県内に定住したい」、「子供の入学、入園や卒業、卒園まで」はそれぞれ増加した。特に「山形県内に定住したい」は5.3ポイント増加している。

(3) 住まいに関する不安が増加

避難者が困っていること・不安なことで、「住まいのこと」が10.7ポイント増加した。住居に関して困っていることでは、「入居期限があること」が51.5%と依然として最も多く、次いで「住み替えが認められないこと」「住居が狭い」「設備や構造」の順であり、長期化する避難生活のなかで、借上げ住宅に関する要望が増加している。

(4) 約8割の避難者が心身の不調

心身の不調については、「疲れやすく体がだるい」が38.8%と最多で、次に「イライラする」、「よく眠れない」、「憂うつで気分が沈みがち」など心の不調の項目が続き、この3つはそれぞれ増加している。「特にない」が約2割にとどまっており、約8割の方は様々な心身のストレスを抱えている。症状の変化は、「少し悪化」と「悪化」を合わせると4割以上。教育や子育てに関して困っていることの項目においても、「子供に対してイライラしたり、冷たく接してしまう」（36.3%）との回答が増加している。

(5) 定住希望者の比率が増加

山形での生活がいつまでかを尋ねたところ、「わからない」が減少し、「借上げ住宅の提供が続く限り」、「山形県内に定住したい」、「子供の入学、入園や卒業、卒園まで」はそれぞれ増加した。特に「山形県内に定住したい」は5.3ポイント増加している。

(6) 約9割が県内支援を評価

約9割の回答者が、山形県内の避難者支援について、「評価する」、「どちらかといえば評価する」と回答している。

○ 【参考】平成26年度避難者アンケート調査結果（概要）

1 調査概要

- (1) 調査対象 東日本大震災に伴い本県に避難した1,706世帯（H25：2,420世帯）
- (2) 調査方法 郵送によるアンケート調査
- (3) 調査期間 平成26年9月上旬～10月上旬
- (4) 集計数 551件（H25：850件）
- (5) 回収率 32.3%（H25：35.1%）

2 調査結果のポイント

(1) 避難世帯の家族状況は、母子のみ避難が減少

- ・避難世帯の家族状況は、母子のみ避難が29.0%と対前年比△4.1ポイント。

(2) 困っていること・不安なことは、生活資金が最多

- ・困っていること・不安なことは、①「生活資金（63.7%）」、②「住まい（47.5%）」の順。対前年比では、「住まい」が+7.9ポイント、「仕事」が+5.2ポイント。
- ・「放射能の影響」や「山形県での冬（雪）の生活」は、年々減少。

(3) 住居に関する不安の要因は、入居期限があることが最多

- ・住居に関して困っていることは、①「入居期限があること（50.8%）」、②「住み替えが認められないこと（33.4%）」の順で、借上げ住宅に関する項目が上位。
- ・避難者支援として期待することも、「住宅に関すること（52.5%）」が最多。

(4) 約8割の避難者が心身に不調

- ・心身の不調については、「特にない」が約2割にとどまっており、約8割の方は依然として心身に不調。
- ・内訳は、①「疲れやすく体がだるい（41.2%）」、以下は②「イライラする」、③「よく眠れない」、④「孤独を感じる」と心の不調に関する項目が続く。

(5) 避難生活をいつまで続けるか見通せない避難者が最多

- ・山形での生活がいつまでかについては、「わからない、未定」が25.4%と、避難生活の終期を見通せない避難者が最多。
- ・「借上げ住宅の提供が続く限り」、「子供の入学、入園や卒業、卒園まで」など、一定の区切りまで避難生活を続けたいと考えている避難者は40.3%。
- ・「山形県内に定住したい」は24.0%で、対前年比+5.4ポイント。

(6) 約9割が県内支援を評価

- ・約9割の方が、県内の避難者支援について「評価する」、「どちらかといえば評価する」と回答。

(9) 被災世帯向けの貸付

山形県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業において、東日本大震災により被災した世帯向けに、当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行うことにより、生活の復興の支援を行っている。

	生活復興支援資金 (平成23年7月～)	緊急小口資金(特例) (平成23年3月～平成24年3月)
貸付対象	東日本大震災により被災した低所得世帯	被災世帯(低所得世帯に限らない)
貸付上限	一時生活支援費	10万円以内 (特別な場合20万円以内)
	生活再建費	
措置期間	最終貸付日から2年以内	1年以内
償還期限	措置期間経過後20年以内 (金額に応じて設定)	措置期間経過後2年以内
連帯保証人	原則1名 (但し、連帯保証人をたてられない場合でも貸付可能)	不要
貸付利子	無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%)	無利子

第6節 東日本復興支援山形県会議

1. 設置目的・役割

- ① 東日本大震災の復興に向けて被災地域に隣接する本県としての役割を最大限果たしていくため、県内の総力をあげた体制を構築することを目的に設置した。
- ② 国の復興構想が震災から生じた諸課題を克服する取組みとなるよう提言すること等を目的とした。

2. 協議・検討事項

- ① 県と産業界及び関係団体等との協働による復興支援のあり方について協議・検討を行った。
- ② 国や被災地域の復興プランに対する具体的な施策提言についての意見聴取を行った。

3. 会議開催状況

- ① 23年度第1回 平成23年5月9日(月) 県庁講堂
- ② 23年度第2回 〃 6月10日(金) 県総合研修センター講堂
- ③ 23年度第3回 〃 12月1日(木) 〃
- ④ 24年度第1回 平成24年11月16日(金) 県庁502会議室

4. 委員等(24年度第1回～)

議長：知事、副議長：副知事、委員：15名

(委員/社会福祉等の関係機関、NPO・ボランティア団体、学識経験者、商工関係、行政関係等)

5. 議事内容

① 平成23年度の議事内容

・復興支援のための支援スキーム、進捗状況

- ①瓦礫処理支援、②被災企業支援、③温泉等観光資源活用支援、④農林水産分野における支援、⑤住

宅建設支援

- ・国への提言等
 - ・避難者支援の課題と今後の取組みについて
- ② 平成24年度の議事内容
- ・東日本大震災への対応、避難者に対するアンケート調査結果
 - ・避難者支援の課題とこれからの取組みについて
- 23年度の第1～2回で協議し、第3回で進捗状況を報告した「支援スキーム」(①瓦礫処理支援、②被災企業支援、③温泉等観光資源活用支援、④農林水産分野における支援、⑤住宅建設支援)の関係は、「協議」という段階から、関係業界との協働による「実施」の段階に移ってきていることから、第3回会議をもって終了とされた。
- 以降、第3回で新たに協議事項とした「避難者支援」を中心に、関係する委員に集まっていただき、必要に応じて適宜開催することとした。
- 24年度は、避難者支援に携わる関係機関、NPO・ボランティア団体等を中心に委員を再編し、アンケート調査結果を基に、今後の避難者支援施策等について意見を求めた。

第3章 原子力発電所の事故に対する対応

第1節 福島第一原子力発電所の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により、福島第一原子力発電所において原子炉の冷却機能が失われ、燃料の熔融に至るとともに水素爆発が発生し、放射性物質が環境中に大量に放出し広範囲に被害をもたらした。国は、周辺住民の安全を確保するため周辺住民に対して避難を指示した。福島県全体の避難者は、ピーク時（平成24年6月）には約16万4千人に上った。住民は、仕事を失う、家族やコミュニティーが崩壊する、避難による生活環境の変化で心身の健康を害するなど甚大な被害を被った。

また、原子力発電所事故の被災地域においては、放射性物質による食品・農林水産物の生産休止や出荷制限などの直接的な影響に加え、「原子力発電所による影響を受けた地域」とのイメージから生じる「風評」によって農林水産物、観光業等の地域産業への大きな被害が発生したほか、放射線を受けたことが原因でその人が放射線を出すというようないわれのない偏見や差別の問題も生じた。



【福島第一原子力発電所1号機】
（撮影：福島県災害対策本部）

○原子力事故の経過

3月11日 (金)	14:46 14:48 15:42 18:33 19:03 20:50 21:23	東北地方太平洋沖地震発生（震源：三陸沖、深さ10km、M9.0） 福島第一・1～3号機の原子炉自動停止、4～6号機は定検停止中 福島第二・1～3号機の原子炉自動停止 福島第一・1～3号機で所内電源喪失 福島第二・1、2、4号機の除熱機能喪失 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言発令 福島県知事が福島第一・2号機周囲2km以内（1,864名）に避難指示要請 国が福島第一周囲3km以内（5,862名）に避難指示 周囲3～10kmの住民の屋内退避を指示
3月12日 (土)	05:44 07:45 10:17 15:36 17:39 18:25	国が福島第一周囲10km以内（51,207人）に避難指示 国が福島第二周囲3km以内（8,049人）に避難指示 周囲3～10kmの住民の屋内退避を指示 福島第一・1号機でベント操作 福島第一・1号機で爆発。原子炉建屋上部大破。 国が福島第二周囲10km以内（32,426人）に避難指示 国が福島第一周囲20km以内（約8万人）に避難指示
3月13日 (日)	08:41 11:00	福島第一・3号機でベント操作 福島第一・2号機でベント操作
3月14日 (月)	11:01	福島第一・3号機で爆発。原子炉建屋上部大破 3号機の爆発に伴い、福島第一・2号機の原子炉建屋破損
3月15日 (火)	06:10 09:38 11:00 17:00	福島第一・2号機又は4号機で爆発。2号機のサプレッションプールの圧力低下 福島第一・4号機で火災発生 国が福島第一周囲20km～30km以内の住民（8市町村14万人）に屋内退避指示 福島市内の環境放射線測定値が20マイクロシーベルト毎時を超える
3月21日 (月)	06:37 18:22	自衛隊消防車13台により福島第一・4号機使用済燃料プールへ放水 福島第一2号機で白煙発生

出典：「放射線・除染 講習会テキスト」福島県災害対策本部原子力班 福島県生活環境部除染対策課

原子力発電所の事故・トラブルについて、安全上どの程度のものかを表す国際的な尺度であるINES（国際原子力・放射線事象評価尺度）では、深刻度に応じてレベル0からレベル7の数値で分類されているが、福島第一原子力発電所事故は、放射性物質の放出量が多く広範囲に及ぶ深刻な放出であったことから、最も深刻な事故であることを示す「レベル7」と評価（暫定）されている。

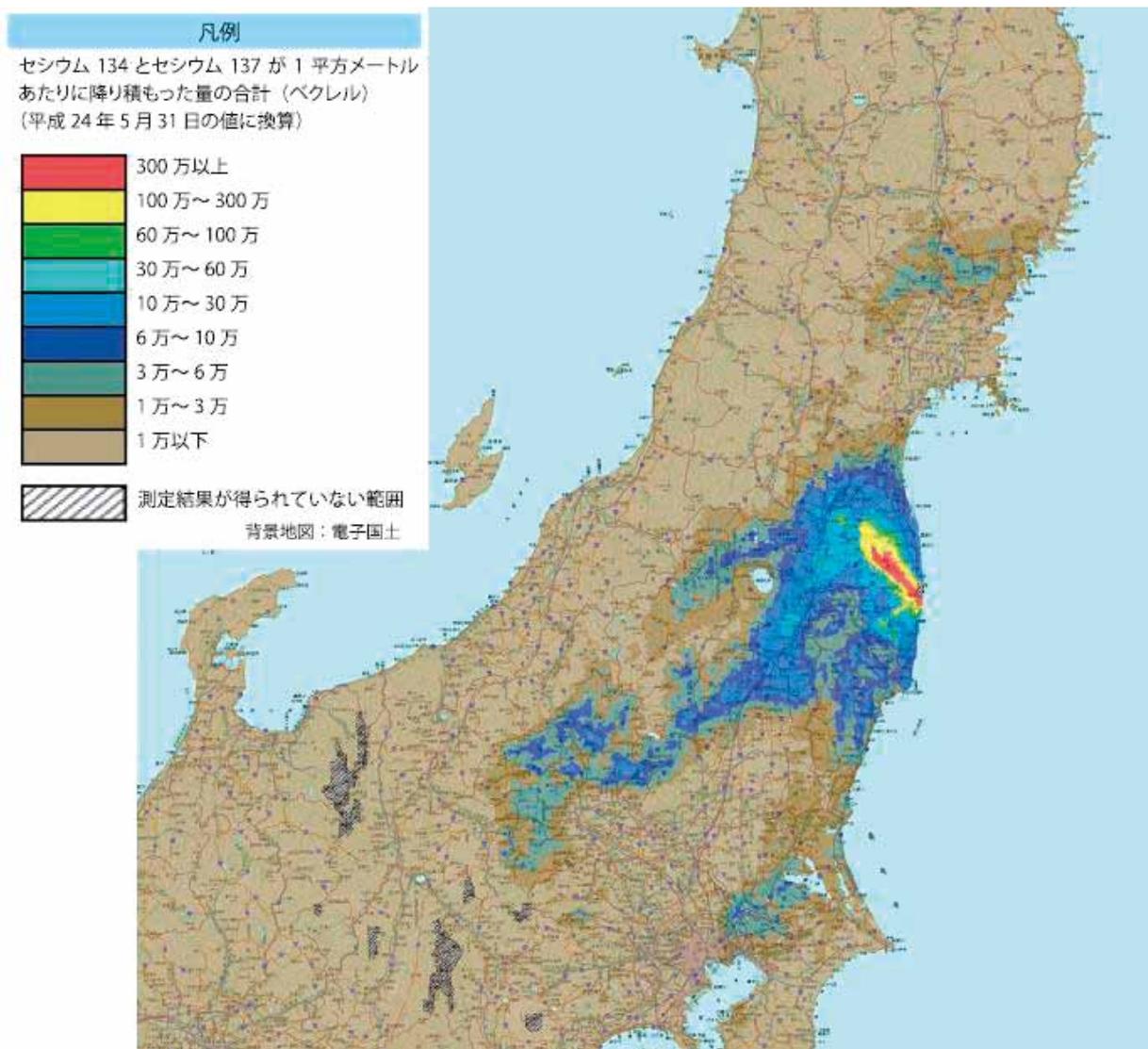
○ 原子力災害の影響 国際原子力・放射線事象評価



環境中に放出された放射性物質の影響は広範囲に及んでおり、北東北～南関東までの範囲において放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染が行われている。放射性物質の沈着の状況は福島第一原子力発電所からの距離、放射性物質が放出された際の風向きや降雨・降雪の影響を受けている。

放出された放射性物質が環境汚染や人体に与える影響については、事故当初はヨウ素131の影響が最も大きかったが、半減期が8日と短いことから急激に減少し、事故後1～2か月後にはほとんど検出されなくなった。一方、放射性セシウムは放出量が多く、半減期も長いことから（セシウム137：30年、セシウム134：2.1年）、現時点における環境汚染の原因のほとんどが放射性セシウムによるものとなっている。

○ 放射性セシウムの沈着状況



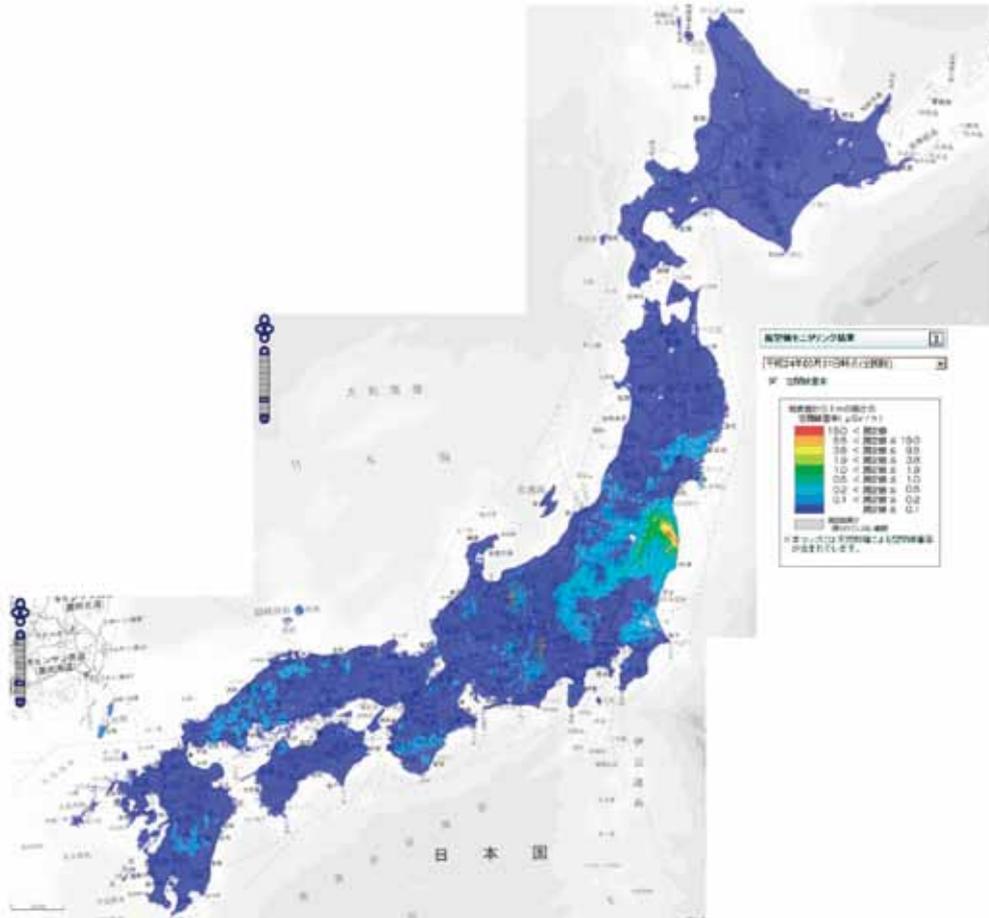
出典：「①北海道の航空機モニタリングの測定結果、及び②東日本全域の航空機モニタリングの結果の天然核種の影響を詳細に考慮した改訂について」（平成24年7月27日文部科学省）より一部改変

第2節 本県への影響

福島第一原子力発電所の事故の影響は国内の広範囲にわたったが、本県における事故の影響は比較的小さく、クマの肉や道路側溝汚泥など一部の項目・地域において基準超過が確認されたが、水道水や県産農畜産物など、ほとんどの項目で安全が確認されている。

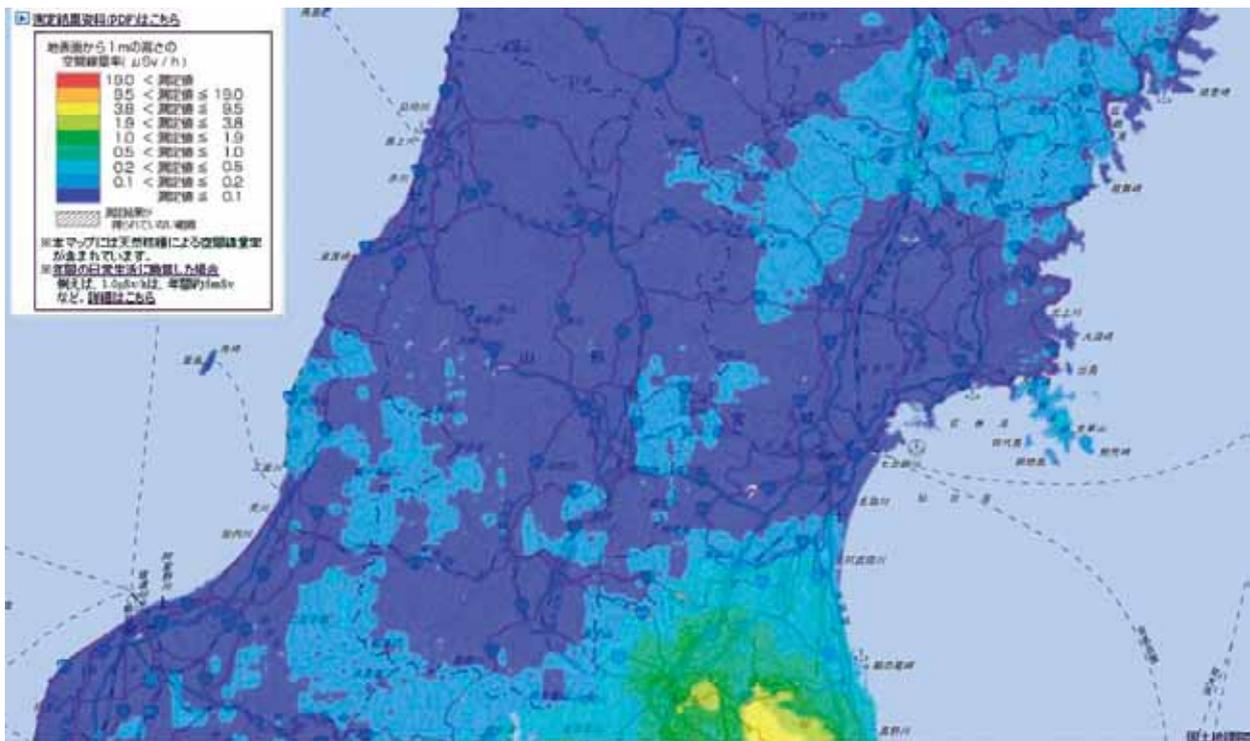
また、本県には、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき調査や除染が必要とされる地域（年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト（1時間当たり0.23マイクロシーベルトに相当）は存在せず、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、処理に際して一定の配慮が必要とされる指定廃棄物（放射性セシウムが8,000ベクレル/kg以上）の量についてもわずかであった。

○ 航空機モニタリング結果（平成24年5月31日時点）



出典：原子力規制庁放射線量等分布マップ拡大サイト

○ 航空機モニタリング結果（平成24年5月31日時点）



出典：原子力規制庁放射線量等分布マップ拡大サイト

事故直後は、本県においても放射性物質の飛来とそれによる空間放射線量率の上昇が確認されている。除染や屋内退避等の特別な対策が必要な水準ではなかったものの、本県には原子力施設がなく、放射線等に関する事前の知識の普及等が行われていなかったため、多くの県民が不安を感じたところであった。

このため県では、放射線や放射性物質のモニタリングを実施し、結果について速やかに公表するとともに、平成23年4月15日には事故後約1か月の県内の空間放射線量率について、中間評価を行っている。

中間評価では、山形市、米沢市における事故後の放射線量率の推移及び原子力発電所事故による空間放射線からの外部被ばくの増加量（1か月間の積算値）を推定しており、山形市で18.4マイクロシーベルト、米沢市で39.5マイクロシーベルトといずれも胸部レントゲン1回の被ばく量の3分の1～3分の2程度であり、健康には影響のない水準であった。

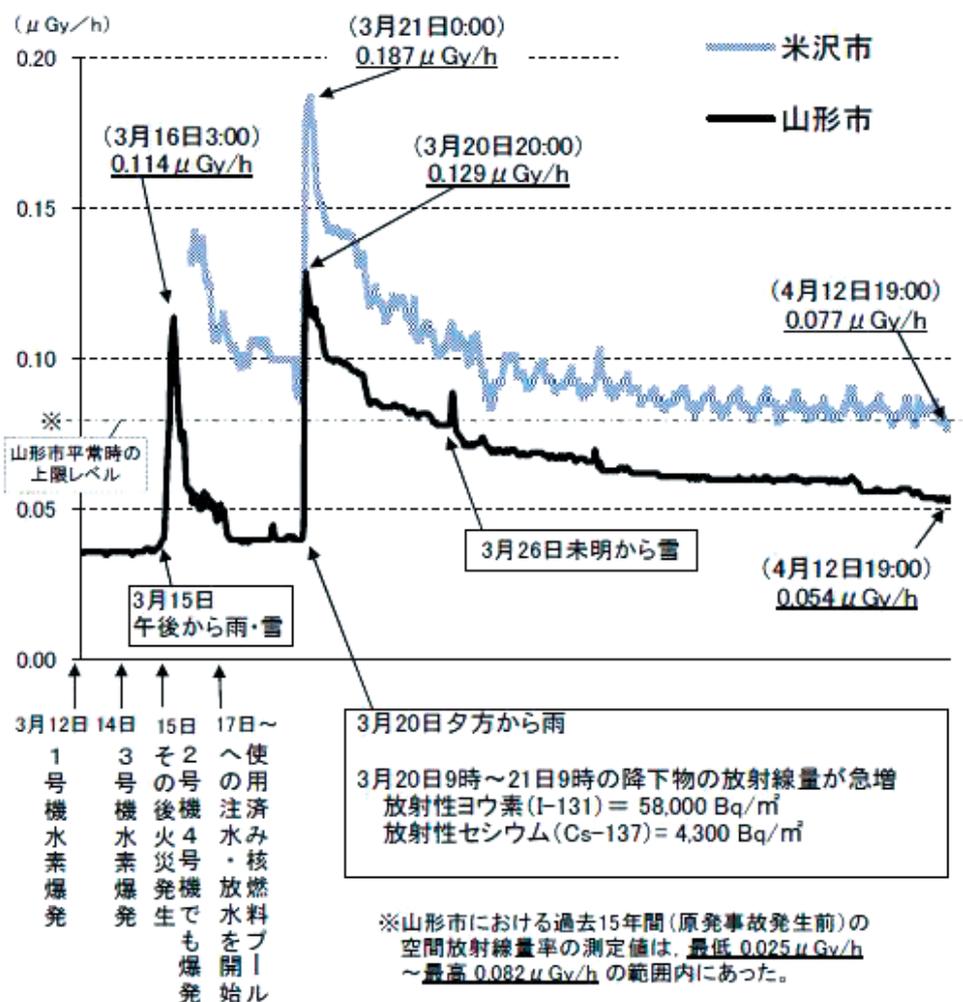
指定廃棄物の数量（平成26年12月31日時点）

都道府県	指定廃棄物の数量	
	件	数量(t)
岩手県	10	475.6
宮城県	25	3,324.1
山形県	3	2.7
福島県	612	129,669.2
茨城県	24	3,532.8
栃木県	77	13,526.3
群馬県	12	1,186.7
千葉県	62	3,687.0
東京都	2	981.7
神奈川県	3	2.9
新潟県	4	1,017.9
静岡県	1	8.6
合計	835	157,416

出典：放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト

空間放射線量率の推移

（グラフ表示：平成23年3月12日19:00～4月12日19:00）



空間放射線からの外部被ばく量の推定（1か月間の積算値） ※24時間屋外にいたと仮定

（1）山形市内

① 空間放射線量の積算値

（平成23年3月12日19：00～4月12日19：00）＝46,766ナノグレイ

② 空間放射線からの外部被ばく量の積算値（推計）＝46,766×1.0（※換算係数）
＝46,766ナノシーベルト≒46.8マイクロシーベルト

③ 平常時の積算値（前年同期：平成22年3月12日～4月12日）
＝28.4マイクロシーベルト

→原発事故の影響による外部被ばく量の増加＝②－③＝18.4マイクロシーベルト

※ 胸部レントゲン健診1回の被ばく量の約3分の1程度

（2）米沢市内

① 空間放射線量の積算値

（平成23年3月16日17：00～4月12日19：00）＝64,354ナノグレイ

② 空間放射線からの外部被ばく量の積算値（推計）＝64,354×1.0（※換算係数）
＝64,354ナノシーベルト≒64.4マイクロシーベルト

③ 平常時の積算値（データがなく、前年同期の山形市と同等と仮定）
＝24.9マイクロシーベルト

→原発事故の影響による外部被ばく量の増加＝②－③＝39.5マイクロシーベルト

※ 胸部レントゲン健診1回の被ばく量の約3分の2程度

「原発事故に伴う空間放射線調査等に関する中間評価（山形県）」より

第3節 福島第一原子力発電所の事故に係る県内の状況と対応

1. 組織及び職員の体制

東日本大震災への対応のため、県は平成23年3月13日に山形県災害対策本部を設置し、各種対応にあたったところだが、山形県の地域外の被災者に対する広域支援を実施する必要があることから、3月17日に災害対策本部内に「山形県広域支援対策本部」を設置した。

放射線対策については、当初災害対策本部の保健医療対策班、ライフライン対策班等において実施していたが、3月27日に広域支援対策本部の機能を強化し、新たに「放射線対策班」を設置し、放射線対策の一元化を図った。

本県には原子力施設がなく、原子力災害対策や放射線対策に従事した経験のある職員が少ないことから、国に放射線関係の専門家の派遣を依頼し、3月17日から23日までの8日間、広島県にある財団法人放射線影響研究所の高橋規郎氏と山崎勝央氏の派遣を受けた。両氏からは、①放射性物質による表面汚染の測定法及び除染法に関するシステム構築に関する助言、②保健所職員等に対する講習会の開催、③避難者の方々へ放射線の実状等を説明し、必要以上の不安を取り除く、④報道機関を通じて県民の不安を取り除く、⑤土壌や県産農産物の測定と対策に関する助言などの貴重な御協力をいただくことができた。

このほか、平成23年6月、平成25年12月及び平成27年2月に県・市町村等職員向けの研修会を開催するなど、継続して職員の能力向上に努めている。

2. 広報・県民相談体制

事故に対する県民の不安を解消するため、事故直後から県民への広報を行うとともに相談体制を整備し

た。平成23年3月16日には、放射線の状況等に関する知事コメントを発表し、放射線は健康に影響のない水準であることを伝えるとともに、冷静な対応を取るよう依頼した。

また、モニタリング結果や県民への周知事項について、報道発表や県ホームページへの掲載により情報発信を行った。平成23年3月の放射線測定結果を掲載したホームページのアクセス数は約65万件であり、通常の県トップページの1か月のアクセス数（約30万件）の2倍と個別ページとしては異例の件数であり、県民の関心が非常に高い状況であった。

平成23年7月には放射線の総合情報サイトである「山形県放射線安全情報」を開設、平成24年3月からは、空間放射線の自動測定器であるモニタリングポストの測定結果をホームページに自動で掲載するシステムを構築し、1時間毎の測定結果を自動で公表している^{*1}。また、平成24年11月には、放射性物質の測定結果を県ホームページ上において検査項目や地域、検査年月日を指定して検索できる検索システム^{*2}を公開しており、当該システムには平成27年3月現在、約6万件のデータを掲載している。このほか、ホームページに代表的なQ & Aを掲載し、県民の疑問、不安の解消に努めた。

※1 山形県内の空間放射線量（毎時）：

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyenergy/020072/radi/radiation/mpkotei.html>

※2 放射能検査の検索

品目から探す（下図左）：<http://www.pref.yamagata.jp/houshasen/search/category>

地図から探す（下図右）：<http://www.pref.yamagata.jp/houshasen/search/map>



さらに、平成23年3月18日には、県内で多量の放射線が確認された場合の対応方法をまとめた県民向けのちらし（「東京電力福島原子力発電所事故により県内に多量の放射線が確認された場合のお願い」）を作成し、市町村や関係団体への周知を実施した。

事故直後から各部局において県民や避難者からの相談に応じてきたところだが、事故の状況の変化に応じて各種相談窓口を設置しており、平成23年3月14日には避難者の健康相談窓口、3月24日には食品と飲料水に関する相談窓口、3月29日には営農相談の窓口、4月6日には県産品を輸出する事業者に対応する相談窓口を設置した。

なお、平成26年5月19日現在の相談窓口については下表のとおりとなっている。

H26.5.19

放射線に関する相談窓口一覧

受付時間 平日午前8:30から午後5:15まで

内容	電話番号	担当課
放射線全般に関する相談窓口	023-630-2671	危機管理課

放射線に関する分野ごとの相談窓口

内容	電話番号	担当課
健康に関する相談	023-627-1117	村山保健所 地域保健福祉課
	0233-29-1268	最上保健所 地域保健福祉課
	0238-22-3002	置賜保健所 地域保健予防課
	0235-66-5649	庄内保健所 保健企画課
食品と水道水の相談	023-627-1185(食品) 023-627-1257(水道)	村山保健所 生活衛生課
	0233-29-1261	最上保健所 保健企画課生活衛生室
	0238-22-3740(食品) 0238-22-3873(水道)	置賜保健所生活衛生課
	0235-66-4934(食品) 0235-66-5666(水道)	庄内保健所生活衛生課
	023-630-2677(食品) 023-630-2160(水道)	食品安全衛生課
	023-630-2408	農業技術環境課
県産農畜産物についての相談	023-630-2204	水大気環境課
	023-621-8429	村山総合支庁 環境課
	0233-29-1286	最上総合支庁 環境課
	0238-26-6035	置賜総合支庁 環境課
	0235-66-5706	庄内総合支庁 環境課
災害廃棄物の処理に関する相談	023-630-3021	循環型社会推進課
輸出に関する相談	023-630-2540	経済交流課
学校給食に関する相談	023-630-2564	スポーツ保健課
幼稚園、保育所等の給食に関する相談	023-630-3073	子育て支援課
営農相談	023-630-2444	農業技術環境課
	023-630-2475	畜産振興課
	023-621-8274	村山総合支庁 農業技術普及課
	0237-86-8214	西村山農業技術普及課
	0237-47-8627	北村山農業技術普及課
	0233-29-1323	最上総合支庁 農業技術普及課
	0238-57-3411	置賜総合支庁 農業技術普及課
	0238-88-8212	西置賜農業技術普及課
	0235-64-2103	庄内総合支庁 農業技術普及課
	0234-22-6521	酒田農業技術普及課
モニタリングポスト(自動測定器)に関する相談 上記に記載のない項目に関する相談	023-630-2671	危機管理課

このほか、県民への不安を解消するため、放射線に関する講演会、放射線に関する出前講座を実施し、放射線に関する知識の普及啓発を実施した。

○ 県民向け講演会等の開催状況

		開催地	演題、講師等
平成23年	4月～	県内各地	県職員による出前講座(計44回)
	10月28日	新庄市	「放射性物質測定検査の現状について」 山形県衛生研究所 「食品の放射性物質と健康への影響について」 国立大学法人 岩手大学農学部 准教授 佐藤 至 氏
	11月1日	山形市	「食品と放射性物質」 内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課 リスクコミュニケーション専門官 浅見 成志 氏 「食品と放射性物質～山形県の対応～」 山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課
平成24年	4月～	県内各地	県職員による出前講座(計6回)
	7月24日	山形市	「食品中の放射性物質による健康影響について」 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 篠原 隆 氏
	10月19日	三川町	「山形県の取組みについて」 山形県環境エネルギー部 食品安全衛生課 山形県農林水産部 環境農業推進課
	11月5日	新庄市	「食品中の放射性物質による健康影響について」 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション専門官 久保 順一 氏 「山形県の取組みについて」 山形県環境エネルギー部 食品安全衛生課 山形県農林水産部 環境農業推進課
	11月28日	米沢市	「食品中の放射性物質による健康影響について」 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション専門官 間渕 徹 氏 「山形県の取組みについて」 山形県環境エネルギー部 食品安全衛生課 山形県農林水産部 環境農業推進課
平成25年	3月3日	山形市	「放射線を正しく知ろう」 放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター 根井 充 氏
	3月4日	米沢市	
	3月13日	三川町	「放射線を正しく知ろう」 日本アイソトープ協会 専任理事 二ツ川 章二 氏
	3月14日	新庄市	

3. 測定機器

本県には原子力施設が無く、事故直後は放射線や放射性物質の検査機器が少なかったことから、県の所有する機器について最大限活用するとともに、山形大学等の関係機関等の協力を得ることや、民間機関への検査委託を行うことで対応を行った。

また、国、県、市町村が連携のもと、測定機器の整備を実施した。特に、自分の住んでいる地域の放射線の状況を知りたいという要望が多く寄せられたことから市町村が購入するシンチレーションサーベイメーターの費用の半額を補助し、市町村と連携のうえ、各市町村の空間放射線を測定できる体制を整備した。

○ 主な放射線等測定機器の整備状況（県管理）

測定機器	用途	事故前台数	事故後台数
ゲルマニウム半導体検出器	食品、水道水等に含まれる放射性物質を測定	1台	3台
モニタリングポスト（固定型）	空間放射線を24時間連続測定	1台	6台
モニタリングポスト（可搬型）	同上（持運び可）	0台	1台
シンチレーションサーベイメーター	持運び式の空間放射線測定器	2台	9台

4. 放射線の状況及び対応状況（環境関係）

（1）空間放射線

空間放射線を連続測定するモニタリングポストは、事故発生当時、県内1か所（衛生研究所（山形市））に設置していた。東日本大震災による停電により測定が停止したが、電力が復旧した平成23年3月12日の19時に測定を再開した。

また、福島第一原子力発電所の事故の影響を把握するため、急遽、可搬型のモニタリングポストを手配し、3月16日の17時から置賜総合支庁（米沢市）で測定を開始した。

平成23年4月15日には「原発事故に伴う空間放射線調査等に関する中間評価」を取りまとめており、県内では一時的に線量率の上昇は確認されたものの、1か月の積算線量から特に健康に影響のある水準ではないことについて、県民への周知を図った。

さらに、「自分の住んでいる地域の放射線量率が知りたい」といった問い合わせが多く寄せられたことから、県内における放射線の状況を確認するため、平成23年4月15日から21日に最上総合支庁及び庄内総合支庁屋上で、4月22日から27日に全市町村各1地点（地上50cm、地上1m高さ）で測定を実施した。

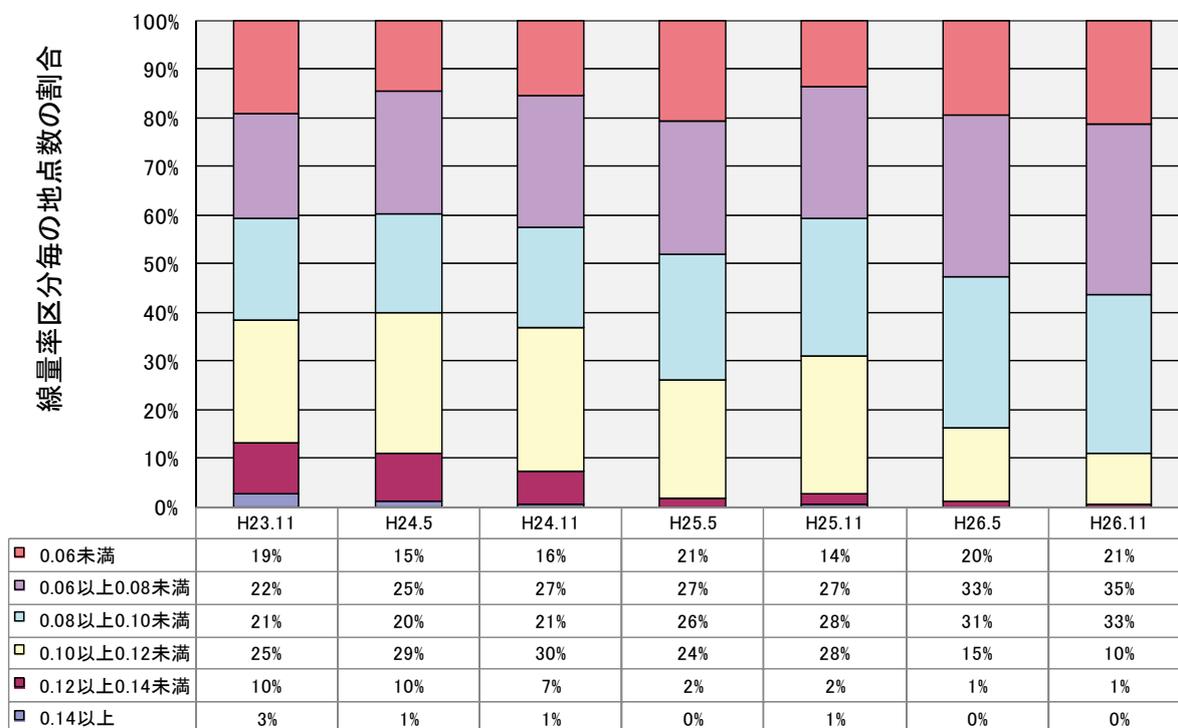
平成23年6月14日から山形県空間放射線モニタリング計画に基づき、県及び市町村が連携のうえ、全市町村において定期的に空間放射線の測定を実施することとし、平成23年10月までは月2回、平成23年11月からは月1回、定点において地上50cmと1mの高さの空間放射線測定を実施した。開始当初は35地点であったが、測定機器が整備された平成23年7月からは、193地点で測定を実施している。



【空間放射線量の測定】

次表は各測定地点の測定値を0.02マイクロシーベルト毎に区分し、その割合を表したものである。平成23年11月には0.1マイクロシーベルト毎時を超える地点が全体の38%であったが、平成26年11月には11%となっており、線量が徐々に減少していることが確認された。

○ 線量率区分毎の測定地点数の割合（全193地点）



単位：マイクロシーベルト毎時

文部科学省では、放射線測定体制の強化のため、事故前には県内に1台であったモニタリングポストを、平成24年4月から26台に増設した。国及び県は、モニタリングポストを用いて空間放射線を常時監視して

おり、測定結果は県及び国のホームページ*に自動的に掲載されている。

※ モニタリングポストによる測定結果（山形県ホームページ）

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020072/radi/radiation/mpkotei.html>

モニタリングポストによる測定結果（原子力規制庁ホームページ）

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

○ モニタリングポスト設置箇所

地域	設置場所
村山地域	県衛生研究所（山形市）※ 東根市役所 山形市役所 尾花沢市役所 寒河江市役所 山辺町役場 上山市役所 中山町役場 県環境科学研究センター（村山市）※ 河北町役場 村山市役所 大江町役場 天童市役所 大石田町役場
最上地域	県最上総合支庁（新庄市）※ すこやかプラザ（最上町）
置賜地域	県置賜総合支庁（米沢市）※ 川西町役場 米沢市森林体験交流センター 小国町役場※ 長井市役所 白鷹町役場 南陽市役所 飯豊町役場 高島町役場
庄内地域	県庄内総合支庁（三川町）※

※は県管理

平成23年8月9日から15日まで、文部科学省が県の消防防災ヘリコプター「もがみ」を活用して、県内全域の空間放射線量率及び放射性セシウムの沈着量を測定した。その結果、県内ほとんどの地域で、空間放射線量率では0.2マイクロシーベルト毎時以下、放射性セシウム134及び137の合計沈着量では3万ベクレル/m²以下と、健康に影響の無い水準であることが確認された。

(2) 放射性物質が集積しやすい箇所の安全確認調査

福島第一原子力発電所の事故により、関東地方など福島県以外の地域においても、放射性物質が雨樋や集水ますなどに集積し、周辺より放射線量が高い場所（いわゆる「ホットスポット」）が確認された。

平成23年10月21日に内閣府、文部科学省及び環境省から「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について」が示されたことから、県では、11月4日に「周辺より放射線量が高い箇所への対応について」を取りまとめ、市町村と連携のうえ、幼稚園、保育所、小中学校等を優先したうえで、順次対象施設を追加、拡大しながら調査を行うこととした。

11月1日から調査を開始し、各施設の雨樋や側溝、集水ます、樹木の根本付近、花壇植栽等の空間放射線の測定を実施した。12月までに保育所、幼稚園、小中学校等の調査を終了し、簡易な除染が必要とされる基準（地上1mの高さで周辺より1時間当たり1マイクロシーベルトを超えて高い）を超える地点は確認されなかった。

その後も公園や公民館、グラウンド等、子どもが利用する施設や利用者の多い公共施設の調査を実施し、平成24年12月4日まで計1,958施設について検査を行ったところ、全て基準を下回っていた。

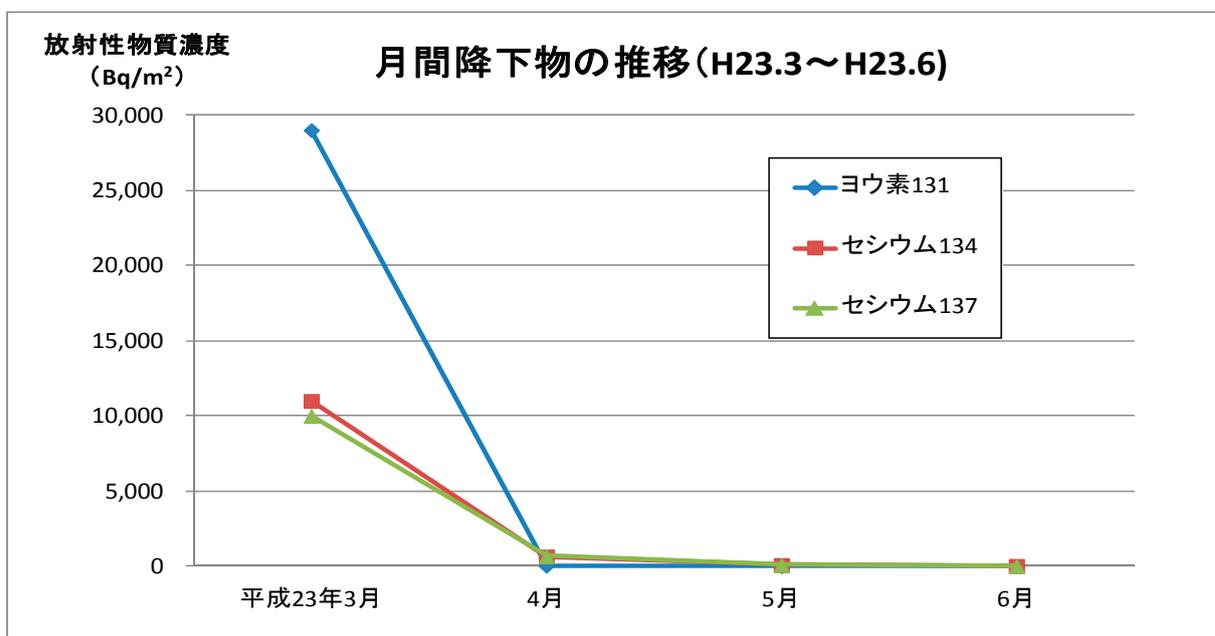
○ 放射性物質が集積しやすい箇所の安全確認調査（H23. 11. 1～H24. 12. 4）

	小学校	中学校	幼稚園・ 保育所等	その他	合計
調査施設数	269	89	495	1,105	1,958
基準超過施設数	0				

(3) 降下物（雨・雪・ちり）

福島第一原子力発電所からの県内への放射性物質の飛来を確認するため降下物（雨・雪・ちり）の測定を衛生研究所（山形市）において実施した。1か月分の降下物をまとめて測定するほか、平成23年3月18日から12月28日の間は毎日、平成24年2月から平成27年3月までは一週間毎の降下物を別途測定した。

平成23年3月20日にヨウ素131：58,000ベクレル/m³、セシウム137：4,300ベクレル/m³を観測した後、急速に減少し、平成23年5月中旬以降はほぼ不検出の状況となっており、福島第一原子力発電所から新たな放射性物質の飛来がないことが確認されている。





【土壤の放射性物質の測定】

(4) 土壤

平成23年4月22日に県内8地点の土壤（地表0～5cm）を採取し、放射性物質の検査を実施した。また、学校や公園の砂場について、子どもへの影響を懸念する声があったことから、6月28日に山形市及び米沢市の公園の砂場の検査を実施した。測定結果は、放射性ヨウ素は検出されず、セシウム134とセシウム137の合計は不検出～250ベクレル/kg乾土であり、健康への影響はない水準であった。

また、県全域の一般土壤中の放射性物質の状況を把握するために、山形大学と共同で平成24年度及び平成25年度の2年間の調査を実施した。県内の2万5千分の1地形図を4分割のメッシュに区分し、市街地、集落があるメッシュ内から、学校のグラウンド、公園の広場等を1か所選定し、調査地点とした。

検査の結果は、測定結果は、放射性ヨウ素は検出されず、セシウム134とセシウム137の合計は不検出～820ベクレル/kg乾土であり、県民の生活に影響のある数値は検出されなかった。また、調査地点の空間放射線量率も健康に影響のない水準であった。

○ 一般土壤中の放射性物質調査（県内全域233地点）

調査区分	ヨウ素131 (ベクレル/kg乾土 [※])	セシウム134+137 (ベクレル/kg乾土 [※])	空間放射線量率 (マイクロシーベルト毎時)	
			50cm	1 m
地表～5 cm	不検出	不検出～820	0.04～0.16	0.04～0.16
5～10cm	不検出	不検出～252		

※ 乾土：含水率が異なると測定値の正しい比較ができないことから、乾燥処理してから測定を行う

(5) 河川・湖沼調査

公共用水域における水質、底質（河床等の泥）の放射性物質の状況を把握するため、平成24年度に県内42河川の108地点（河川95地点、湖沼13地点）で調査を実施したところ、水質は全て不検出、底質は、放射性ヨウ素は不検出、放射性セシウムは最大で1,250ベクレル/kgであり、県民の生活に影響のある数値

は検出されなかった。

また、採取地点近傍の空間放射線量率も健康に影響のないレベルであった。

平成25年度以降も調査を継続しているが、同様の傾向が続いている。

○ 公共用水域における水質、底質（河床等の泥）の放射性物質調査

	ヨウ素131	セシウム134+137
水質（ベクレル/L）	不検出	不検出
底質（ベクレル/kg乾泥）	不検出	不検出～1,250
空間放射線量率（地上1m）（マイクロシーベルト毎時）	0.03～0.12	

(6) プール水の放射性物質検査

福島県内の学校において、プールの使用を取りやめる動きが相次ぎ、福島県に隣接する本県においても、保護者等から「プールの授業はやめて欲しい」、「検査をして欲しい」といった不安の声が多数寄せられた。

このため、平成23年5月27日に米沢市の2か所の小学校において、清掃前のプールの水の検査を実施したところ、放射性ヨウ素は不検出、セシウム134とセシウム137の合計は1.5ベクレル/Lであり、水道水の暫定基準を大きく下回っていた。また、平成23年6月3日に清掃後のプール（村山地域、置賜地域各1校）の検査を実施したところ、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されなかった。

水道水については、継続して検査を実施していたことから（後述）、地下水を利用するプール水の検査について、平成23年度から実施した結果、問題となる数値は検出されなかった。

このほか、プールサイドの空間放射線を心配する声が寄せられたことから、平成23年7月に山形市、酒田市及び長井市の屋外プールで測定を行ったところ、0.04～0.11マイクロシーベルト毎時（地上1cm、50cm及び1m）であり、特に問題のない水準であった。

○ 地下水を利用するプール水の検査

（単位：ベクレル/L）

	施設数	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
平成23年度	38	不検出	不検出～0.48	不検出～0.33
平成24年度	40	不検出	不検出	不検出
平成25年度	34	不検出	不検出	不検出
平成26年度	32	不検出	不検出	不検出

<参考> 放射性セシウムの水道水の管理目標値：10ベクレル/kg
放射性セシウムの水浴場（海や湖沼）の指針：10ベクレル/L

(7) 海水浴場調査

海水浴場の放射線の状況を把握するため、平成23年度から年1回、シーズン前に県内3か所の海水浴場において調査を実施したところ、海水の放射性物質は全て不検出であり、砂浜の空間放射線量率も問題のないレベルであった。

○ 海水中の放射性物質濃度（H23～H26） 単位：ベクレル/L

市町村	地名	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
鶴岡市	マリンパークねずがせき	不検出	不検出	不検出
鶴岡市	湯野浜海水浴場	不検出	不検出	不検出
遊佐町	西浜海水浴場	不検出	不検出	不検出

<参考> 水浴場の放射性セシウム（134+137）に係る水質の目安：10ベクレル/L
 地上1cm、50cm、1mで測定した空間放射線量率（H23～H26）
 ：0.04～0.09マイクロシーベルト毎時

5. 放射線の状況及び対応状況（食品・水道・農畜産物等）

(1) 事故時の状況

原子力事故による放射性物質の放出は、東北・関東地方を中心とした広い範囲に及び、その後、各地に放射性物質が降下することにより土壌・河川・海洋が汚染され、水道水や土壌、稲わら、農畜産物等から放射性物質が検出された。

国では、放射性物質が含まれる食品や水道水の摂取に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、放射性物質に係る各種基準を設定し、これを上回る食品や水道水が食用・飲用に供されることなどが無いよう対応することとした。

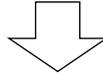
県は、県民の食の安全・安心を確保する観点から、食品や水道水中の放射性物質に関する検査を実施し、速やかに公表を行った。

○ 食品衛生法の暫定規制値（H23. 3～）

核種	暫定規制値（ベクレル/kg）	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：ヨウ素131)	飲料水	300
	牛乳・乳製品※	
	野菜類（根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

核種	暫定規制値 (ベクレル/kg)	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cm放射能濃度の合計)	乳幼児食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

※100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。

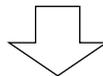


○ 食品中の放射性物質の基準 (H24. 4. 1～)

核種	基準値 (ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	基準なし	
放射性セシウム	一般食品	100
	乳幼児食品	50
	牛乳	
	飲料水	10

○ 飲食物摂取制限に関する指標 (水道水)

核種	指標 (ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素		300
	乳児	100
放射性セシウム		200



○ 水道水の管理目標値 (H24. 4. 1～)

核種	管理目標値 (ベクレル/kg)
放射性ヨウ素	なし
放射性セシウム	10

○ 食品の放射性物質検査状況（平成22年度～平成26年度）

・ 県産農畜水産物

分類		検査件数	基準超過件数
農畜産物	野菜類・果実類・穀類	476	0
	肉類・卵・はちみつ	37	0
牛肉全頭検査		15,313	0
林産物		80	0
水産物		65	0
原乳		24	0
合計		15,995	0

・ 流通食品

分類		検査件数	基準超過件数
一般食品	魚介類・海藻類	28	0
	野菜類・果実類・穀類	30	0
	きのこ類	20	0
	肉類	10	0
	加工食品	23	0
牛乳		6	0
乳児用食品		5	0
飲料水		3	0
合計		125	0

(2) 水道水

水道水の利用に係る安全・安心の確保のため、放射性物質の検査を実施した。平成23年3月18日から山形市内において検査を開始し、3月24日からは米沢市で、4月4日からは県内12水道事業体において検査を開始。6月13日からは県内20の水道事業体の検査を開始した。検査開始直後は一部放射性ヨウ素及び放射性セシウム137の検出があったものの、放射性ヨウ素が最大で4.66ベクレル/kg（3月24日、米沢市）、放射性セシウム137が最大0.43ベクレル/kg（3月24日、山形市）と当時の指標値（放射性ヨウ素：300ベクレル/kg、放射性セシウム：200ベクレル/kg）を大幅に下回っていた。なお、平成23年5月6日を最後に、放射性物質は検出されていない。

事故直後、県有のゲルマニウム半導体検出器は水道水に加え降水物や県産農畜産物等の検査を実施していたことから、山形大学及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（つくば市）に検査を依

頼して実施した。

平成24年1月からは、表流水及び表流水の影響を受ける地下水（14地点）は1週間に1回以上、表流水の影響を受けない地下水（8地点）は1か月に1回以上とする現在の測定体制に移行している。

また、検査体制の拡充を図るため、平成24年2月にゲルマニウム半導体検出器を1台増設している。

○ 水道水の放射性物質検査状況（平成22年度～平成26年度）

年度	検査件数	基準超過件数
平成22年度	17	0
平成23年度	1,272	0
平成24年度	811	0
平成25年度	805	0
平成26年度	816	0
合計	3,721	0

(3) 水道原水

県企業局の各浄水場において、浄水処理の参考とするため、水源となる取水地点の水（5浄水場6地点）の放射性物質検査を平成24年4月から実施している。平成24年4月から6月は月1回、それ以降は頻度を減じて3か月に1回実施している。検査開始以降、全て不検出となっている。

○ 水道原水の測定結果（6水源）

年度	検体数	測定結果
平成24年度	36	全て不検出
平成25年度	24	全て不検出
平成26年度	24	全て不検出
合計	84	

測定地点：寒河江川、金山川、水窪ダム、綱木川ダム、梵字川、田沢川ダム

(4) 県産農畜産物

原子力災害対策本部の方針に基づき厚生労働省、農林水産省等が示した全国的な検査方法に従い、関係する生産者団体等との連携のもと、平成23年3月24日から主要農畜産物を対象に県内の地域ごとにモニタリング検査を実施している（平成27年2月27日現在、168品目2,929検体（牛肉全頭検査を除く））。

他県で基準値を超えた品目や国民の摂取量の多い品目、県内で生産額の多い主要品目などを対象とし、出荷段階にある農畜産物の検査を実施し、速やかにその結果を公表してきた。

測定の結果、栽培管理されている農畜産物については、基準の超過はなく、現時点では、ほぼ放射性物質は不検出の状況となっている。

県産牛肉については、風評被害の発生が確認されたことから、全国に先駆けて平成23年7月20日から全

頭検査を開始した。平成27年2月末現在で約5万8千頭の検査を実施し、全て基準を下回っていることを確認している。

また、米については、国の仕組みに沿って平成23年度から毎年、収穫前の検査を実施しており、これまで944件の検査を実施した結果、放射性物質は検出されなかった。

自生の山菜については、東日本各地で基準の超過が確認されており、本県においても最上町産の自生のコシアブラで基準超過が確認されていることから、市町村や関係団体に対して出荷の自粛を要請している。



【放射性物質の測定】

(5) 農用地土壌

平成23年4月2日に村山、置賜、庄内地域において、4月18日に最上地域において農林水産省と連携のうえ農用地の土壌の調査を実施したところ、全地域において作付け制限の判断基準（5,000ベクレル/kg）を下回っていた。このため、例年どおりの農作業の実施を指導した。

また、平成23年秋に、農林水産省の協力を得てより詳細に農用地土壌の調査を実施したところ、最高値は270ベクレル/kgであり、県内全ての調査地点（水田37地点、畑・樹園地26地点、計63地点）で放射性セシウムの濃度は7区分のうち最も低い水準であった。

(6) 粗飼料

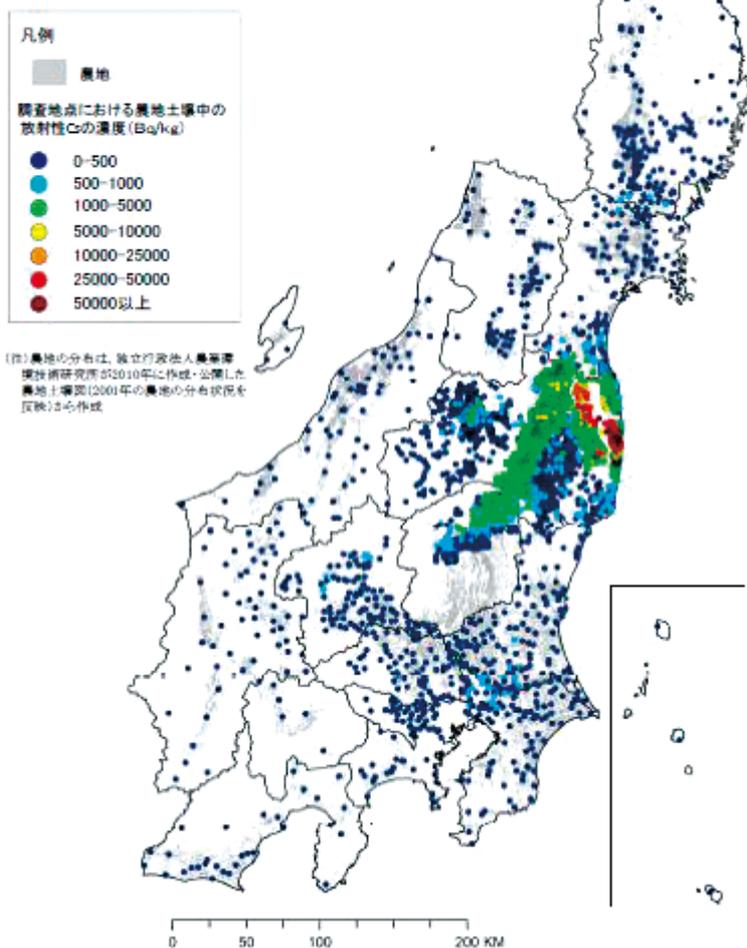
農林水産省は平成23年4月14日、牧草等の粗飼料を介して牛乳や牛肉の放射性物質が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするため、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を定めた。これを踏まえ、県内の牧草等の放射性物質の状況を把握するため、平成23年4月26日から県内4地域（5か所）において検査を実施した。調査結果は、不検出又は農林水産省が設定した暫定許容値を下回っており、安全性を確認したことから、例年どおりの放牧の実施や生産される牧草の利用を指導した。

牧草に加え、青刈とうもろこし、稲WCS[※]、飼料用稲わらの検査を県内4地域で実施しているが、平成24年度以降、全て不検出の状況が続いている。

※ 稲WCS：稲のみと茎葉を同時に収穫し、発行させた牛の飼料

○ 農地土壌の放射性物質濃度分布図（農林水産省）

調査地全域の農地土壌の放射性物質濃度調査地点図（別添2）



平成23年11月5日時点の値に補正

(7) 流通食品

流通する食品の安全の確保のため、県内を流通する食品の放射性物質の検査を実施した。高濃度の放射性物質に汚染された稲わらを給与された肉牛が全国的に流通した問題では、該当商品を発見して放射性物質検査を実施し、安全性について確認を行った。

また、平成24年4月からは、食品中の放射性物質の新たな基準値が施行されたことから、計画的な検査を実施している。検査は、国が示した農畜水産物等の検査対象地域の17都県のうち、本県を除く16都県から出荷された農畜水産物及び本県を含む17都県で製造された加工食品（主要原料の産地が本県のものを除く。）について検査を実施した。平成27年3月末の時点で375件の検査を実施し、基準を超えるものは確認されなかった。

(8) 給食

農畜産物や流通食品の検査が実施されていることから、学校等の給食については安全性が確認されているところだが、保護者から不安の声が多数寄せられたことから、県では給食の放射性物質検査を実施している。

学校、幼稚園、保育所（市町村に検査費用を補助）、児童福祉施設等の給食においては、5日分の給食をまとめて丸ごと検査しており、平成27年2月27日現在で2,310検体の検査を実施しているが、検出は1件（0.84ベクレル/kg）、残りは全て不検出であり安全性を確認している。

このほか、学校給食においては、平成24年4月25日から県外産の給食食材を事前に検査(486件)しており、食品衛生法の基準を超えるものは確認されていない。

(9) 灰の食品への利用

放射性物質が付着した薪等を燃やした場合、灰に放射性物質が濃縮することから、当該灰を食品の加工に利用した場合、食品中の放射性物質の基準を超えるおそれがある。このため、平成24年2月10日に農林水産省から、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年8月4日原子力災害対策本部決定)に定められた本県を含む17都県において、生産・保管された薪から生じた灰を食品に使用しないよう利用自粛を求める通知があった。

これを受け、県では、県民、市町村、関係団体等に対して、あく抜きには重曹を使用する、17都県以外の灰を利用するなどの代替手段を示したうえ、灰を食品に利用しないよう周知を図った。

6. 放射線の状況及び対応状況(その他)

(1) 工業製品

福島第一原子力発電所の事故を受け、工業製品に関しても輸出相手国や企業から測定結果を求められるケースなどが増加した。このため、平成23年4月6日には、県産品(農産物・加工食品・工業製品等)を輸出する県内事業者の相談・問い合わせに対応するワンストップ窓口を設置した。

また、県内企業から工業製品の検査の要望があり、独自に測定機器を備えることが困難な企業もあることから、平成23年4月18日から工業技術センター職員が企業に出向いて放射線の簡易測定を実施し、報告書(英文併記)を発行した。

平成27年2月末までの時点で計177件の検査を実施し、全て周辺環境と同等の水準であり、測定した案件については、取引先から納入を拒否された事例はなかった。

このほか、県と産業支援機関の連携のもと、県内企業等を対象に、諸外国の放射線に係る輸入規制の最新動向や放射線検査などに関する情報提供を行うため、平成23年6月2日に山形市で「放射線風評下における輸出対策セミナー」を開催した。

(2) 廃棄物

① 廃棄物の適正処理に関する取組み

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理するため、平成24年1月1日から「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特別措置法)が施行され、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の方法等が規定された。このため県では、廃棄物の処理に伴う放射性物質による環境の汚染が生じないように、廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、制度の周知を行った。

また、県では、廃棄物処理業者等への立入検査を実施し、廃棄物の処理状況を確認するとともに行政検査を実施し、県内に搬入される災害廃棄物や処理に伴って排出される排ガスや排水の検査を実施し、「放射性物質汚染対処特別措置法」や「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」(前述)に基づく基準を全て遵守していることを確認した。

放射性セシウムが8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物について、県内で確認されたものについては、国が処理するまでの間、「放射性物質汚染対処特別措置法」の基準に従って適切に保管されている。

○ 行政検査の実施状況（廃棄物処理関連）

年度	検査件数	基準超過件数
平成23年度	20	0
平成24年度	132	0
平成25年度	132	0
平成26年度	93	0
合計	377	0

② 廃棄物の汚染状況の調査

放射性物質が環境中に放出されたことから、各種廃棄物等の状況把握を行った。

ア 焼却灰

環境省からの依頼に基づき、平成23年8月から10月に一般廃棄物焼却施設14施設、産業廃棄物焼却施設25施設の焼却灰に含まれる放射性物質の状況を確認したところ、指定廃棄物（8,000ベクレル/kg超）に該当する焼却灰はなく、一般廃棄物最終処分場（又は管理型最終処分場）への埋立処分が可能な水準であった。

○ 焼却灰中の放射性セシウム濃度（セシウム134及び137の合計）

飛灰 ^{※1}	38～7,800ベクレル/kg
主灰 ^{※2}	不検出～1,360ベクレル/kg
溶融スラグ ^{※3}	不検出～32ベクレル/kg

※1 主灰とは、ごみを燃やした燃えがらをいう。

※2 飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）をいう。

※3 溶融スラグとは、焼却灰を千度以上の高温で溶かした後、冷やして固めたガラス状の粒をいう。

イ 下水汚泥

東日本を中心とする各都県において浄水発生土、下水汚泥等から放射性物質が検出されたことを受け、国の原子力災害対策本部は平成23年6月16日に「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」を取りまとめた。また、放射性物質汚染対処特別措置法等により、放射性物質に汚染された上下水処理等副次産物の処理方法が示された（下表参照）。

下水汚泥に含まれる放射性物質の状況を把握するため、平成23年5月18日から県が管理する4か所の流域下水道（天童市、村山市、南陽市、庄内町）の浄化センターから発生する下水汚泥の検査を実施した。

○ 上下水処理等副次産物の取扱い方法

セシウム134及び137の合計	保管・処理の概要
8,000ベクレル/kg超 ^{※1}	指定廃棄物として国の責任のもと処理
8,000ベクレル/kg以下 ^{※2}	管理型最終処分場に埋立処分が可能
200ベクレル/kg ^{※3}	肥料原料として再利用が可能
100ベクレル/kg以下 ^{※2}	市場に流通する前に製品が100ベクレル/kg以下になるものは、地盤改良材等への再利用が可能

※1 放射性物質汚染対処特別措置法

※2 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部）」について（平成23年6月16日国土交通省等）

※3 汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月30日農林水産省東北農政局）

測定の結果、放射性セシウム134と137の合計は最大で160ベクレル/kg（平成23年6月30日採取、山形浄化センター）であり、指定廃棄物に該当する汚泥（8,000ベクレル/kg超）はなく、汚染状況に応じた適切な処理を実施した。

なお、下水道汚泥の検査において、放射性ヨウ素が検出されているが、降下物の測定結果の状況等から放射線治療を受けた患者の尿等が自宅のトイレから下水に流入した、医療由来のものと推察される。

ウ 浄水汚泥

浄水汚泥に含まれる放射性物質の状況を把握するため、平成23年7月4日から県内7か所の広域水道及び工業用水道から発生する浄水汚泥の検査を実施した。排出の都度測定を実施しており、平成27年3月現在で、計256検体の検査を実施したが、指定廃棄物に該当する汚泥（8,000ベクレル/kg超）はなく、汚染状況に応じた適切な処理を実施した。

③ 道路側溝汚泥

地表に落ちた放射性物質が濃縮されやすい道路側溝の汚泥について、平成23年6月に山形市内の2か所で測定を実施した。また、県全域の状況を把握するため、平成23年12月及び平成24年4月に全市町村（57地点）で道路側溝汚泥の調査を実施したところ、2か所（寒河江市及び天童市）で放射性セシウム134と137の合計が8,000ベクレル/kgを超える値が確認された。

なお、道路側溝の調査地点における空間放射線は、全ての地点において国が定める簡易な除染が必要とされる基準（地上1mにおいて周辺より1時間当たり1マイクロシーベルト高い）を下回っていた（最高値1時間当たり0.17マイクロシーベルト）。

④ 支障木

県では、河川管理上、支障木の伐採が必要な箇所について、公募した企業等が伐採し利用する「公募型河川支障木伐採」のほか、県が伐採した支障木を県民に無償提供する「利活用型支障木伐採」を行い、河川支障木除去の促進と有効活用を図っている。県民への支障木の提供にあたり、平成23年度から放射性セシウムの検査を実施しており、測定結果は不検出～430ベクレル/kgであった。この結果をもとに調理加熱用の薪の基準（40ベクレル/kg）等をふまえたうえで、支障木の活用を実施した。

⑤ 野生鳥獣の肉

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響は、生活環境のみならず自然環境及び野生生物までに及んだ。このため、モニタリング調査を実施し、県内の野生鳥獣の肉における放射性物質濃度の状況を把握している。平成24年度は、ツキノワグマ11検体、カルガモ3検体、合計14検体の検査を実施している。そのうち、ツキノワグマ2検体で食品中の基準値100ベクレル/kgを超える結果となり、県全域のツキノワグマの肉について、平成24年9月10日に国の原子力対策災害対策本部長から出荷制限の指示がなされている。県は、市町村、関係団体等に対し、県産のツキノワグマの肉が流通されないよう周知徹底を図った。

県では、野生鳥獣肉の状況を把握するため、モニタリングを継続している。

第4節 今後の放射線対策

1. 原子力災害対策計画の策定

平成11年9月に茨城県東海村の核燃料加工施設で発生した臨界事故を踏まえ、平成13年12月に隣接県の原子力発電所における大規模な事故等を想定した「山形県原子力災害対策指針（以下「指針」という。）」を策定した。

しかし、本県には原子力関係施設が無く、日常的に原子力災害対策に従事する職員がいなかったこと等の理由から、指針の見直し、職員の研修、訓練等が継続的に行われず、福島第一原子力発電所の事故の際は、指針に基づく対応を取ることができなかった。

本県は、最も近い女川原子力発電所、福島第一原子力発電所から県境までの距離が約77kmであり、国の原子力災害対策指針において避難計画策定等の特別な対応を必要とする「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力発電所から概ね30km）」は存在しない。しかし、福島第一原子力発電所の事故時に県民に広く不安や混乱が生じたこと等を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、平成24年3月に山形県地域防災計画に「原子力災害対策計画」を新たに策定（平成25年3月及び平成26年11月改訂）し、隣接県の原子力発電所の事故に係る活動基準の明確化を図った。

2. 応急体制の確立

この山形県地域防災計画に基づき、具体的な対応方法等を定めた「山形県放射線モニタリングマニュアル」（平成24年10月策定、平成24年12月改訂）、「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」（平成23年8月策定）等の各種マニュアルを整備するとともに、測定機器の整備、職員研修の実施等の取組みを行っている。

また、福島第一原子力発電所の事故時には、原子力事業者や国からの情報提供はなく、県は、国や事業者のホームページや報道機関等からの二次情報により対応を行ったことから、事故の情報をいち早く把握し、迅速な対応を行うため、平成26年10月20日に東北電力(株)と、平成27年2月9日に東京電力(株)と「原子力発電所に係る県民等の安全確保のための情報連絡等に関する覚書」を締結し、女川原子力発電所、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生した際の情報入手体制を構築した。

なお、東北電力(株)及び東京電力(株)とは、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を強化することとしている。

3. 放射線に関する正しい知識の普及啓発

原子力災害は、放射線の影響を五感で感じることができないことから、住民に大きな不安や混乱が生じるという特殊性がある。また、五感で感じることができない放射線に適切に対応するためには、平時から放射線に関する基礎的な知識の普及啓発を図る必要がある。

このため、平成27年2月に原子力災害時に県民がとるべき対応等を記載した「原子力防災のしおり（山形県）」を作成した。今後はしおりの配付や出前講座の実施等により、原子力防災に関する知識の普及啓発を図っていく。

4. 隣接県との連携

原子力災害時には、原子力発電所周辺住民の避難が必要となることから、現在、宮城県、福島県及び新潟県では、UPZの区域に係る避難計画の策定に向けた作業を進めている。県境を越えた本県への避難も想定されることから、福島第一原子力発電所事故の課題を整理したうえ、隣接各県と調整を行っていく。

第5節 風評被害対策

1. 農畜産物の風評被害の払拭に向けた取組み（平成23年度の対応）

主要な農畜産物の消費拡大に向けて、首都圏等の市場・小売店への情報提供や各種広報媒体を活用した安全・安心のアピールを行った。

(1) 「さくらんぼ元気キャンペーン」の概要

東日本大震災による、さくらんぼの販売環境の悪化や観光果樹園の入園者数減少の懸念に対応するとともに、被災隣県として復興を支援するため、「オール山形」で復興支援と結びつけた「さくらんぼ元気キャンペーン」を展開した。さらに、「おいしいさくらんぼ」を全国へ提供する取組みを展開した。



(写真提供：日本農業新聞)

【「さくらんぼ元気キャンペーン」キックオフイベント（山形市、H23. 5. 27）】



【キャンペーンのぼりの掲示（山形駅等）】



【キャンペーンのぼりの掲示（山形駅等）】

（キャンペーンの主な取組み）

① 復興支援

- ・ JAや観光果樹園団体により、県内に避難している被災者が雇用された。
- ・ JA中央会や市町、さくらんぼ仙山交流事業などにより、被災地の小学生が「さくらんぼ狩り」へ数多く招待された。また、市町・JA・観光果樹園協会等によって、被災地への県産さくらんぼプレゼントも数多く展開された。



【被災者をさくらんぼ狩りに招待】

② 消費者が満足するさくらんぼの提供

- ・品質を左右する摘果及び着色管理を徹底させるため、JA・普及課による広報キャラバン、TV・ラジオ等を活用した広報活動や、「いいもの成らせるさくらんぼ便り」の発行、栽培管理講習会を実施し、高品質さくらんぼ生産に取り組んだ。
- ・生産者や出荷・販売関係者に対し、良品出荷の啓発チラシの配布（15,000部）や巡回指導等を行い、「おいしいさくらんぼ」を届けるために良品出荷に向けた啓発活動を強化した。

③ 販売促進活動の強化

- ・販売促進のため、首都圏に加え関西・九州等においても、知事・市町長・JA組合長によるトップセールスを精力的に行った。
- ・JA、各種団体、市町等による種飛ばし大会、さくらんぼコンサートなどのイベントや、消費地における物産展、復興市などのキャンペーンセールが県内外で数多く開催され、県産さくらんぼを広くPRした。



【「さくらんぼ元気キャンペーン」におけるトップセールス(大阪市、H23. 6. 5)】



【“おいしい山形プラザ”でのトップセールス（東京・銀座、H23. 6. 17）】



【山形の「おいしいさくらんぼ」をPR】

④ 観光客の誘客

- ・ 県や観光果樹園団体による観光さくらんぼ園の無料招待券や入園割引券の配布など、観光客の誘客に向けた取組みを実施した。
- ・ ポスターやHPによる観光さくらんぼ園開園情報の発信や、首都圏等における観光キャンペーン等を実施し、誘客促進に取り組んだ。

(2) スイカやメロン、庄内産の魚介類等の夏の農水産物

- ・ 「おいしい山形夏まつり」の開催（7月24日：山形市）

(3) 牛肉

- ・「山形県産牛」おいしさ・安全アピール大会の開催（8月6日：山形市）
- ・「山形県産牛」おいしさ・安全アピールin東京及び大阪の開催（8月・9月）
- ・「山形県産牛肉」プレゼントキャンペーンの実施（8月29日～10月31日）等



【「山形県産牛」おいしさ・安全アピール大会（山形市、H23. 8. 6）】

(4) 各種広報媒体を活用した安全・安心のアピール

- ・県ホームページ（HP）やメールマガジンなどの各種媒体を通じた、消費者等へ県産農産物の安全・安心をアピール
- ・おいしい山形推進機構HP、山形観光情報総合サイト「やまがたへの旅」HP及び「やまがた的グリーン・ツーリズム」HPにおいて、「食の安全・安心情報」として、県HPの「県産農産物の放射性物質検査等の結果」のページへのリンクを設定
- ・おいしい山形HPにおける、県産農産物に関する安全メッセージを掲載等

(5) その他消費拡大策

首都圏・関西圏・地方中核都市での知事によるトップセールスや、モンテディオ山形のホームゲームなどのスポーツ・文化イベントなど、関係団体で組織するおいしい山形推進機構での事業を通じ、市町村とも連携しながら、消費者に対して県産農産物の安全性を強く訴え、消費拡大に努めた。

(6) 海外諸国における輸入規制への対応

- ・セミナー等を通じた輸出事業者への正確な規制内容等の情報提供
- ・福島第一原子力発電所事故により、海外諸国では日本産食品等について輸入停止や産地証明等の輸出証明書の添付を義務付ける規制措置を講じていることから、県では輸出事業者の円滑な輸出を支援するため、各種輸出証明書を迅速に発行

2. 観光の風評被害対策（平成23年度の対応）

（1）県内・近県（東北・新潟）対策

① がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフ（4月26日）



【がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフイベント（山形市、H23. 4. 26）】

山形の観光振興を東北全体の復興に結びつけようと団結を誓う「がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフ」イベントを開催。その中で吉村知事は「こういう時だからこそ東北が心を一つにし、復興に向けてできることから実行しよう。本県はまず観光誘客から」と挨拶。イベントの最後には出席した観光関係者約100人で「エイ、エイ、オー」の掛け声を上げた。

② 東北復興支援やまがた夏の観光キャンペーン（6月14日）

「東北復興支援 やまがた夏の観光キャンペーン ～やまがたに泊まって遊んで夏得キャンペーン～」キックオフイベントをホテルキャッスルにて開催。イベント終了後やまがた女将会のメンバーは山形駅から山形メディアタワー前まで街頭宣伝を行った。



【東北復興支援やまがた夏の観光キャンペーンイベント（山形市、H23. 6. 14）】

(2) 首都圏・関西圏対策

① 山形県チャリティイベント（4月11日）

東京・銀座の“おいしい山形プラザ”において、「がんばろう東北！山形県チャリティイベント」を開催。吉村知事をはじめ、山形交響楽団音楽監督の飯森範親さん、タレントのウド鈴木さん、佐藤唯さん、モンテディオ山形の選手などが駆けつけ、募金活動やチャリティー販売を行った。集まった募金及び収益は、義援金として日本赤十字社へ全額寄付した。



(写真提供：山形新聞)

【“おいしい山形プラザ”での山形県チャリティイベント（東京・銀座、H23. 4. 11）】

② おいしい山形さくらんぼデー(大阪)（6月5日）

阪神甲子園球場にて「おいしい山形さくらんぼデー」を開催。かすりの着物にもんぺ姿の吉村知事は、阪神対オリックス戦の入場者先着2,500名にさくらんぼと観光パンフレットを配布した。試合開始前に約5万人の観客の中、ミスさくらんぼによる両軍選手代表へのさくらんぼの贈呈、吉村知事による始球式を行い、さくらんぼを関西の方々にPRした。



【阪神甲子園球場での「おいしい山形さくらんぼデー」(兵庫県、H23. 6. 5)】

③ みちのく観光物産市の開催（JR新宿駅）（7月8日～10日）



【みちのく観光物産市の開催（JR新宿駅、H23. 7. 8～10）】

東日本大震災による直接被害及び風評被害を払拭し、東北の元気や観光旅行及び物産の安全・安心をPRするため、山手線沿線各駅にて「みちのく観光物産市」を開催。山形県は新宿駅にてさくらんぼ等の旬の果物のほか、野菜や漬物など本県の特産物の販売、花笠踊りや新庄まつりの囃子を披露した。

④ 温泉王国やまがたフェスティバル・うまいもの産直市の開催
（東京交通会館・JR東京駅）（11月16日～18日）

東京都内において、山形への更なる観光誘客を図るため、首都圏の旅行会社との商談会『温泉王国やまがたフェスティバル』を開催した。吉村知事、本県出身タレント佐藤唯さん、やまがた女将会の佐藤会長を交えた3者トークで盛り上がった。



【温泉王国やまがたフェスティバルでのトークショー（東京交通会館、H23. 11. 16）】

東京駅では、JR東日本の大震災からの復興を支援する事業の一環として、『温泉王国やまがた・うまいもの産直市』も開催。観光PRブースでは、蔵王温泉と湯野浜温泉の手湯コーナーを設け、温泉地をはじめとした本県観光地の魅力を紹介し、イベントブースでは「ミス花笠」による花笠踊りの披露、「かねたん」「けーじろー」の登場などで大いに盛り上がった。産直市では、「つや姫」をはじめ、旬のラフランス、お酒等の販売を行い、大勢のお客様で賑わった。

(3) インバウンド対策

① 台湾における山形県プロモーション（8月17日～19日）

台湾からの観光誘客及び台湾への県産品の輸出拡大を図るため、知事をトップとする「台湾における山形県プロモーション」を実施した。

広域観光のニーズがより高まっていることを踏まえた秋田県知事との合同プロモーションで、日本海側の魅力を十分にPRし、両県の空港を相互に活用したチャーター便の運航や旅行商品の造成を働きかけ、現地の航空会社や旅行会社、マスコミなどからも大変注目をいただいた。

② 香港における山形県プロモーション（11月21日～23日）

香港からの観光誘客の拡大及び県産農産物の輸出拡大を図るため、知事をトップとする「香港における山形県プロモーション」を実施。

現地旅行会社や航空会社を訪問し、本県への旅行商品造成や本県空港へのチャーター便就航を働きかけた。

交流レセプション「山形の観光と食と音楽の夕べ」では、知事が本県の魅力を紹介したほか、山形交響楽団による演奏や県産食材を使った料理を振る舞った。

同レセプションでは、映画製作や美食家として知られるチャイ・ラン氏に外国在住者では初となる「やまがた特命観光・つや姫大使」を委嘱した。



【秋田県知事と合同での台湾プロモーション（H23. 8. 17～19）】



【香港の著名な美食家チャイ・ラン氏を「やまがた特命観光・つや姫大使」に委嘱（H23. 11. 21～23）】

第6節 東京電力への損害賠償請求

1. 請求の基本的な考え方

東京電力(株)の福島第一、第二原子力発電所事故による放射性物質の影響等は、県民生活及び県内の企業活動並びに福島県民の生活に大きな影響を与え、その対策のため県及び市町村等は特別な財政支出を余儀なくされたことから、原因者である東京電力(株)に対して、放射線対策や避難者支援等に要した経費を請求した。

2. 第一次請求（平成22・23年度支出分）について

(1) 請求内容等

◇請求額

県 548,022,336円、市町村（32市町村合計額） 143,263,525円、

一部事務組合（7組合合計額）2,540,612円

〔県・市町村・一部事務組合計693,826,473円〕

※上下水道については、別途請求しているため、請求額に含まない。6. に一括記載

※県は、決算に伴う支出額の確定等により、平成27年2月16日に変更請求書を提出

◇県の請求内訳

① 人件費等 63,250,208円

・職員の時間外勤務手当（放射線対策、避難者支援用務等）

② 放射線対策経費 392,472,821円

・放射線等測定関係経費（ゲルマニウム半導体検出器、可搬型モニタリングポスト等の購入、肉用牛、稲わら、米などの放射性物質検査）

・農林水産業、観光業等風評被害対策経費（県産牛肉、さくらんぼ等の安全性PRイベントの実施、県産稲わらの収集、保管のための機械・施設等の整備）

・放射性物質による汚染物、廃棄物等処理費（汚染された河川支障木の処分）

・その他

③ 避難者支援対策経費 92,299,307円

・被災児童生徒受入校への非常勤講師の配置、生活福祉資金貸付原資

(2) 請求書の提出

平成24年6月7日（木）に、東京電力(株)に対して、市町村及び一部事務組合とともに損害賠償請求書を手渡した。

(3) 一部合意（第1回）

平成25年9月26日に、東京電力(株)から一部合意額の提示があり、平成25年9月27日に請求額の一部について提示された額で合意した。

◇合意金額

240,655,758円

◇主な合意内容

放射性物質検査費用（食品、水道水、農畜産物、下水汚泥等）、空間線量検査費用

(4) 一部合意（第2回）

平成27年2月16日に請求額の一部について提示された額で合意した。

◇合意金額

83,835,513円

◇主な合意内容

避難児童生徒受入校への非常勤講師等の配置費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）

(5) 一部合意（第3回）

平成27年3月17日に請求額の一部について提示された額で合意した。

◇合意金額

20,223,777円

◇主な合意内容

避難児童に係る保育所運営費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）

(6) 和解の仲介の申立て

平成26年11月26日に、東京電力(株)から賠償額を提示した回答書が手交され、以後、引き続き交渉を重ねてきたが、直接交渉では第3回の一部合意以上の合意が見込めないと判断し、県議会2月定例会において「和解のあっせんの申立て」に係る議決を経て、平成27年3月30日に原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介手続申立書を提出した。

◇申立額

203,307,288円

◇主な申立内容

県産稲わら緊急確保のための補助、農業・観光業の風評被害対策経費、肉用牛放射線検査施設整備のための補助、職員の時間外勤務手当（放射性物質検査業務を除く）

3. 第二次請求（平成24年度支出分）について

(1) 請求内容等

◇請求額

県 185,932,845円、市町村（15市町村合計額）51,115,382円、
一部事務組合（4組合合計額）2,617,567円
〔県・市町村・一部事務組合計239,665,794円〕

◇県の請求内訳（主な内容）

① 人件費等 54,620,432円

・職員の時間外勤務手当（放射線対策、避難者支援用務等）

② 放射線対策経費 113,865,097円

・放射線等測定関係経費（サーベイメーターの購入、肉用牛、稲わら、米、野生鳥獣、学校給食などの放射性物質検査）

・農林水産業、観光業等風評被害対策経費（県産牛肉、さくらんぼ等の安全性PRイベントの実施、県産稲わらの収集、保管のための機械・施設等の整備）

・放射性物質による汚染物、廃棄物等処理費（汚染された河川支障木の処分、側溝等の汚泥の処分）

③ 避難者支援対策経費 17,447,316円

・被災児童に係る保育所運営費等

(2) 請求書の提出

平成25年11月29日（金）に、東京電力(株)に対して、市町村及び一部事務組合とともに損害賠償請求書を手渡した。

4. 第三次請求（平成25年度支出分）について

(1) 請求内容等

◇請求額

県 122,260,501円、市町村（15市町村合計額）86,031,932円、
一部事務組合（4組合合計額）2,074,831円
〔県・市町村・一部事務組合計210,367,264円〕

◇県の請求内訳（主な内容）

- ① 人件費等 39,571,989円
 - ・職員の時間外勤務手当（放射線対策、避難者支援用務等）
 - ・放射性物質検査業務に従事する嘱託職員人件費
- ② 放射線対策経費 70,203,191円
 - ・放射線等測定関係経費（肉用牛、稲わら、米、野生鳥獣肉、学校給食などの放射性物質検査）
 - ・農業風評被害対策経費（県産牛肉の安全性PRイベントの実施、県産稲わらの収集、保管のための機械・施設等の整備）
 - ・放射性物質による汚染物処理費（汚染された河川支障木の処分）
 - ・その他（放射線対策に係る事務経費）
- ③ 避難者支援対策経費 12,485,321円
 - ・被災児童に係る保育所運営費等

(2) 請求書の提出

平成26年9月11日（木）に、東京電力(株)に対して、市町村及び一部事務組合とともに損害賠償請求書を手渡した。

5. 請求と合意の状況（県分）

単位：円

区分	請求額 ①	合意済額 ②	未合意額 ①－②
第一次請求（平成22・23年度支出分）	548,022,336	344,715,048	203,307,288
第二次請求（平成24年度支出分）	185,932,845	0	185,932,845
第三次請求（平成25年度支出分）	122,260,501	0	122,260,501
合 計	856,215,682	344,715,048	511,500,634

6. 上下水道に係る損害賠償請求の状況

(1) 上水道

- ① 請求の内容 広域水道・工業用水道の検査費用等
- ② 請求額等

請求回	対象期間	請求日	請求額 (円)	合意日	合意額 (円)
第1回	H23. 3～H23. 11	H24. 10. 15	5,909,822	H24. 10. 25	5,909,822
第2回	H23. 12～H24. 3	H25. 2. 21	6,854,940	H25. 3. 14	6,854,940
第3回	H24. 4～H25. 3	H26. 12. 25	51,027,807	未定	未定
合計			63,792,569		12,764,762

(2) 下水道

- ① 請求の内容 下水汚泥の検査費用等
- ② 請求額等

請求回	対象期間	請求日	請求額 (円)	合意日	合意額 (円)
第1回	H23. 3 H23. 4～H24. 3	H25. 8. 5	377,795	H25. 9. 27 H25. 12. 25	287,830 89,965
第2回	H24. 4～H25. 3	H26. 3. 17	344,369	H26. 5. 1	344,369
第3回	H25. 4～H26. 3	H26. 8. 18	264,390	H26. 10. 28	264,390
合計			986,554		986,554

第4章 山形県エネルギー戦略の策定・推進

第1節 戦略の策定

1. 戦略策定の経緯

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染や、地震・津波被害に伴う大規模停電、長期に及んだガソリン等の燃油類の供給不足など、電力やエネルギーを巡りこれまで経験したことの無い課題が浮き彫りとなった。

政府においては、原子力を基幹とするエネルギー政策の大転換に向けた検討が進められていたほか、電力需給の逼迫や化石燃料の価格上昇という状況を踏まえ、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定確保と、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入が喫緊の課題となった。

こうした中、吉村知事は、将来の世代がより安心して暮らせるよう、再生可能エネルギーを中心とした新たなエネルギーへの転換を着実に進めていくことで、原子力発電への依存度を徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力に頼らない社会を目指すべきとの考えから、平成23年7月、全国知事会において「卒原発」を提唱した。

これを受け、県では、政府の動きを先取りする形で、再生可能エネルギーの導入拡大などを通して、県民生活や産業活動に必要なエネルギー供給基盤を確保するという視点に立ち、平成43年（2031年）3月までのエネルギー政策の方向を示す「エネルギー政策基本構想」と平成33年（2021年）3月までの具体的施策の展開方向を定めた「エネルギー政策推進プログラム」とから構成される「山形県エネルギー戦略」を平成24年3月に策定した。



【エネルギー政策に係る新たな戦略策定委員会】を開催し、エネルギー戦略を策定

2. 戦略の概要

エネルギー政策基本構想では、「再生可能エネルギーの供給基地化」「分散型エネルギー資源の開発と普及」「グリーンイノベーションの実現」を20年後（平成42年度）までに目指すべき本県の姿として設定し、再生可能エネルギーの導入を中心としたエネルギー供給基盤を整備しエネルギーの安定供給を図ること、地域の中にエネルギー源を分散配置し災害対応力を高めること、併せて、生活や産業活動に必要なエネルギーを地域の中から生み出し供給していく取組み（エリア供給）を積極的に展開することを通じて、地域の活性化・産業振興と、より安心して暮らせる持続可能な社会を構築し将来の世代につないでいくことを目指すこととしている。

さらに、2030年度までに、「電源」と「熱源」の総和として電力換算で、発電能力で「100万kW」と概ね原子力発電所1基分に相当する規模の新たなエネルギー資源の開発を目指すことを定量的目標として定めている。

エネルギーの供給体制の構築に向けては、風力発電やメガソーラーなどの大規模事業によりエネルギー供給量の確保を図っていくことが重要である。さらに、災害リスクなどに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、地域特性に応じた分散型のエネルギー供給体制の構築が重要となる。このため、この基本構想の実現に向けた施策の展開方向を定めたエネルギー政策推進プログラムでは、以下の二つの視点から政策展開を図っていくこととしており、これらに加え、エネルギー供給体制の構築を通じた県内産業の振興・地域活性化という視点も重視しつつ、それぞれの視点ごとに具体的な推進施策、工程表を定めている。

〈政策展開の視点〉

視点1 大規模事業の県内展開促進

視点2 地域分散型の導入促進

視点2-1 家庭及び事業所・公共施設への導入促進

視点2-2 エリア供給システムの構築

山形県エネルギー戦略の概要

エネルギー政策基本構想

基本構想期間 策定から平成43年(2031年)3月までの20年
(平成24年3月)

[目指すべき本県の姿]

再生可能エネルギーを中心としたエネルギー供給基盤を整備し、エネルギーの安定供給を図るとともに、地域の中にエネルギー源を分散配置することにより、生活や産業活動に必要なエネルギーを地域の中から生み出し、産業の振興・地域の活性化と、より安心して暮らせる持続可能な社会を創り上げ、次世代につないでいく。

○再生可能エネルギーの供給基地化

自然環境との調和を図りつつ、再生可能エネルギー資源を利用した新たな電源の開発を積極的に進めることにより、県内への安定供給体制を整備するとともに、広域的なネットワーク機能を有する電力会社の系統線と連系した供給網を通じて県外にも供給する。

○分散型エネルギー資源の開発と普及

再生可能エネルギー及び代替エネルギーによる「電力」と「熱」の地域分散型の供給体制を整備するとともに、地域内での統合利用の普及を促進し、省エネの推進と併せて、いわゆるエネルギーの地産地消と災害に強いシステム構築を進める。

○グリーンイノベーション(再生可能エネルギーの導入拡大等を通じた産業振興)の実現

ものづくりの基盤技術などの本県の優位性を活かし、ものづくり産業や農業を始めとする各産業分野との連携による技術開発に先行して取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を通じた県内産業の振興やエネルギーの地域需要の創出などを通じた地域活性化につなげていく。

[エネルギー資源の開発目標]

○エネルギー種別毎の導入方向

風力、太陽光、地熱

…大きなパワーを生み出す電源として開発・活用を促進

太陽光 バイオマス 中小水力
地中熱 太陽熱 雪水熱 等

…分散型の電源・熱源として活用・導入を促進

○「電源」と「熱源」の開発目標

「電源」と「熱源」の総和として、2030年において電力換算で100万kW(発電能力)の新たなエネルギー資源の開発を目指す。(概ね原子力発電所1基分に相当する規模)

2030年の開発目標 (エネルギー政策基本構想期間)

101.5万kW(23億100万kWh) 電源 87.7万kW(19億6,000万kWh) 熱源 13.8万kW(3億4,100万kWh)

2020年の開発目標 (エネルギー政策推進プログラムの展開期間)

67.3万kW(12億8,300万kWh) 電源 57.0万kW(10億2,900万kWh) 熱源 10.3万kW(2億5,400万kWh)

○省エネによるエネルギー消費量削減目標

省エネ設備の導入や技術開発、県民・事業者の率先行動等による省エネについて、山形県環境計画の目標年次である2020年におけるエネルギー消費の削減量を目標とする。

2020年のエネルギー消費量削減目標 (山形県環境計画の目標年次)

19億6,300万kWh 電源 8億4,000万kWh 熱源 11億2,300万kWh

エネルギー政策推進プログラム

山形県の20年後の姿(エネルギー政策基本構想)の実現に向けた具体的施策の展開方向

1 エネルギー政策の柱

- 再生可能エネルギーの開発促進と地域導入
- 代替エネルギーへの転換(低炭素型エネルギーの導入拡大)
- 省エネの推進

2 施策展開の視点

- 大規模事業の県内展開促進
- 地域分散型の導入促進
 - 家庭及び事業所・公共施設への導入促進
 - エリア供給システムの構築

3 施策展開の期間

策定から平成33年(2021年)3月までの10年 (中間年の平成28年度(2016年度)に見直し)

※平成33年度以降10年間の政策推進プログラムは、固定価格買取制度の抜本的な見直しの動向を踏まえ検討

4 主な施策の展開

～大規模事業の県内展開促進～ 《風力、太陽光、地熱》

【規制への対応】

- ・総合特区制度、内閣府規制緩和策等、国の支援制度の活用
- ・県、市町村による環境との調和に配慮した立地調整への関与などの協力体制整備

【出力変動対応機能の整備、提供】

- ・系統接続を容易にする共同利用型の出力変動対応機能の整備

【ファイナンススキームの構築】

- ・発電所等設置費に係る制度融資等支援制度の創設
- 【補助等によるインセンティブの導入】
- ・固定価格制度の対象外となる経費(事前調査等)への支援制度の創設
- 【推進体制の構築】
- ・行政、大規模事業者による課題解決に向けた協議会の設置

～地域分散型の導入促進～

《太陽光、バイオマス、中小水力、地中熱、天然ガス、雪氷熱等》

○家庭及び事業所

- 【設備導入への補助制度の創設】
- ・設備導入に際しての補助等支援制度の創設
- 【施工方法・組合せの標準化、推奨モデルの提示(家庭)】
- ・戸建て及び集合住宅モデル
- 【山形エコハウスの普及(家庭)】
- ・県内関連業界の連携により地域特性に応じた「地域推奨モデル」の創出、普及
- ・推奨モデル普及のための支援制度等の創設
- 【新たなファイナンススキームの創設(事業所)】
- ・普及促進のための金融面で支援制度の創設
- 【E S C O事業の推進(事業所)】
- ・山形版E S C Oの提示、普及
- 【環境マネジメントシステムの導入(事業所)】
- ・省エネ、省資源活動を通じたコスト削減の取組み

○公共施設

- 【公共施設への率先導入】
- ・県及び市町村関係施設への導入
- ・E S C O事業の導入

○エリア供給

- 【事業主体の検討】
- ・地域エネルギー会社の創設に向けた検討
- 【規制への対応】
- ・県、市町村による特区類似制度創設(規制を緩和した誘導エリア設定)等
- 【出力変動対応機能の整備、提供】
- ・事業者が利用できる出力変動対応機能の整備
- 【ファイナンススキームの構築】
- ・発電所等設置費に係る制度融資等支援制度の創設



第2節 戦略の推進

戦略策定後、県では、基本構想に掲げた目標の実現に向けて、エネルギー政策推進プログラムに掲げた施策の展開方向に基づき、様々な取組みを実施している。

〈主な取組み〉

① 大規模事業の県内展開

- ・ 県主導による先導的事業展開（県営風力発電所建設事業、県営太陽光発電事業など）
- ・ 未利用県有地を活用した公募によるメガソーラー事業等の展開（県有地7か所、市町村有地5か所）
- ・ 民間事業における資金調達の円滑化するための制度融資・利子補助による支援

② 地域分散型導入の加速化

- ・ 県有施設への再エネ設備の積極的な導入
- ・ 家庭・事業所、市町村の公共施設への再エネ設備導入支援（補助）
- ・ 民間施設におけるバイオマス等による熱利用設備導入補助
- ・ 一定地域内でのエネルギー供給システムの構築に向けた実証試験の実施

これらの取組みにより、県エネルギー戦略に掲げた「100万kW」の開発目標の進捗状況は、平成27年（2015年）3月末現在で25.4万kWとなっており、概ね順調に推移している。

○ 未利用県有地を活用した公募によるメガソーラー事業



【山形浄化センター】



【村山浄化センター】

○ 県や市町村の防災拠点施設への再生可能エネルギー設備の導入



【バイオマスボイラー（最上総合支庁）】



【太陽光発電設備（上山市体育文化センター）】

第5章 東日本大震災を教訓とした防災対策の推進

東日本大震災の教訓をしっかりと受け止め、決して風化させることなく、今後の防災対策の充実強化に取り組んでいくことが必要である。

第1節 災害対応力の充実強化

1. 総合的な津波防災対策の推進

- 数百年から千年に一度の大津波は、防波堤や防潮堤などのハード対策だけでは防ぐことはできない
- 大津波から生命を守るためには、防波堤や防潮堤などのハード対策と素早い避難のためのソフト対策を組み合わせることで被害の最小化を図ることが重要

【主な対策】

- ・ 県地域防災計画に、想定される最大規模の地震による津波を前提とした「津波災害対策編」の新設
(危機管理・くらし安心局)
- ・ 津波浸水域予測図や津波シミュレーションCG、津波パンフレットの作成・配布
(危機管理・くらし安心局)
- ・ 市町村職員を対象とした津波対策研修会の開催
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 地域住民を対象とした講演会や出前講座の開催
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 県と沿岸市町が連携した津波避難訓練の実施
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 海岸護岸施設への津波警戒マークの表示及び道路への海拔の表示
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 避難誘導案内看板の設置や避難場所・避難路の整備への支援
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 福祉施設を対象とした意見交換会や津波防災研修会の開催
(総合支庁)
- ・ 発生する可能性の高いL1津波高に対する河川・海岸構造物等の安全性の確認と耐震調査及び対策の検討
(農林水産部、県土整備部)

2. 災害対応体制の強化

- 災害を完全に防ぐことは不可能であり、人命を守ることを最重要視するとともに災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要
- 大規模災害発生時における都道府県を越えた広域的な連携・協力の重要性を改めて認識
- 災害時における石油製品の供給体制の確保

【主な対策】

- ・ 県の災害対策本部設置基準の見直し
(危機管理・くらし安心局)
- ・ 災害時に市町村へ連絡調整員を派遣する制度の創設
(危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・ 防災拠点施設の機能維持のための備蓄や防災資機材の整備
(危機管理・くらし安心局、病院事業局、総合支庁)
- ・ 津波等具体的な災害を想定した警備計画の策定と訓練の実施
(警察本部)
- ・ 停電時にも作動する「自起動式信号機」の整備推進
(警察本部)
- ・ 大規模地震の発生に備えた県や民間企業の業務継続計画の策定
(危機管理・くらし安心局、商工労働観光部、県土整備部)

- ・災害時の耐障害性の向上を図るための県基幹サーバの外部データセンターへの移設 (企画振興部)
- ・防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入支援 (環境エネルギー部)
- ・上下水道施設への非常用発電機の整備や発電用燃料タンクの増設 (県土整備部、企業局)
- ・病院における備蓄の強化 (病院事業局)
- ・広域支援対策活動マニュアルの策定 (危機管理・くらし安心局)
- ・隣接県との意見交換や情報の共有化による実効性のある連携体制の構築 (危機管理・くらし安心局)
- ・災害時に円滑な医療提供体制を確保するための災害医療コーディネーターの設置 (健康福祉部)
- ・山形空港、庄内空港へSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の資器材を整備 (健康福祉部)
- ・災害時に県内被災地域の精神科医療の中核を担う災害拠点精神科病院の指定 (健康福祉部)
- ・県内外の被災地域における精神科病院の後方支援及び避難者や支援者への精神保健活動を支援する災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備 (健康福祉部)
- ・災害時における円滑な燃料確保のための石油関係団体との協定等の締結 (危機管理・くらし安心局)

3. 災害時の情報伝達の迅速化

- 被害を最小限に抑え、二次被害の発生を防ぐためには、住民への迅速かつ正確な情報伝達が不可欠
- 災害時においても確実な情報収集と伝達を行うため、通信ルートの二重化や通信手段の多様化・高度化など、災害に強い情報通信ネットワークの構築が必要

【主な対策】

- ・市町村同報系防災行政無線の整備促進 (危機管理・くらし安心局)
- ・指定避難所への非常用通信機器の配備促進 (危機管理・くらし安心局)
- ・孤立危険性のある集落への衛星携帯電話の整備促進 (危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・災害に強い県防災行政無線システムの再整備 (危機管理・くらし安心局)
- ・市町村でのJアラート自動起動システムの整備促進 (危機管理・くらし安心局)
- ・緊急速報エリアメールの導入及び市町村を対象とした説明会の開催 (危機管理・くらし安心局)
- ・ツイッターやフェイスブックを活用した災害情報の発信 (総務部)

4. 自助・共助・連携による地域防災力の強化

- 震災発生直後に地域の自主防災組織が住民の避難誘導や救助活動に大きな役割を果たしており、あらためて地域の防災力の重要性を認識
- 避難生活の長期化を踏まえた避難所の機能強化の必要性
- 災害時に、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動を支援する体制の整備
- 災害時要援護者に対する情報提供、避難誘導、避難所生活等への支援のあり方

【主な対策】

- ・自主防災組織の設立のために必要な防災資機材の整備や研修会の開催 (危機管理・くらし安心局、総合支庁)
- ・防災マップ作成や避難誘導訓練等、自主防災組織の活動を支援するアドバイザーの派遣 (危機管理・くらし安心局)
- ・指定避難所の耐震化や非常用電源設備・通信機器の整備、バリアフリー化等の支援 (危機管理・くらし安心局)

- ・市町村災害ボランティアセンターの円滑な設営のための体制づくりと人材育成 (企画振興部)
- ・福祉施設間の相互応援マニュアルの作成と普及、福祉避難所の指定の働きかけ (総合支庁)

5. 災害対応力を高める訓練・学習・体験の充実

- 大規模災害を生き抜くためには、一人一人が自ら情報を得て、自ら判断・決断し、自ら行動する力を備えることが必要
- 住民の防災意識の向上のためには、防災教育・防災訓練の充実及び持続的な啓発活動が重要

【主な対策】

- ・防災教育用啓発資料の作成 (危機管理・くらし安心局、教育庁)
- ・津波浸水域予測図や津波シミュレーションCG、津波パンフレットの作成・配布〔再掲〕
(危機管理・くらし安心局)
- ・地域住民を対象とした講演会や出前講座の開催 (危機管理・くらし安心局、警察本部、総合支庁)
- ・小・中・高校生を対象とした防災教室の開催 (警察本部)
- ・教職員を対象とした「防災教育指導の手引き」の作成及び防災教育指導者研修会の開催 (教育庁)
- ・県と市町村が連携した津波避難訓練や総合防災訓練、災害時医療救護訓練など、災害対応力を高めるための各種訓練の実施 (危機管理・くらし安心局、教育庁、総合支庁)

6. 原子力災害への対応

- 原子力災害は広範囲に影響を及ぼすことから、原子力施設が立地していない本県においても、モニタリング等に関する平常時からの対策が必要
- 原子力発電所の事故による県民の放射線に関する不安の増大

【主な対策】

- ・隣接県の原子力施設の事故を想定した「原子力災害対策計画」を県地域防災計画に新設
(危機管理・くらし安心局)
- ・「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」及び「山形県放射線モニタリングマニュアル」の策定
(危機管理・くらし安心局)
- ・モニタリングポストやサーベイメータ等の放射線測定機器の整備充実 (危機管理・くらし安心局)
- ・水道水、農畜産物、流通食品、給食、土壌、廃棄物等の放射性物質検査体制の強化
(総務部、環境エネルギー部、危機管理・くらし安心局、子育て推進部、商工労働観光部、農林水産部、教育庁、県土整備部、企業局)
- ・県民を対象とした食の安全フォーラムや放射線に関する講演会の開催 (危機管理・くらし安心局)

第2節 災害に強い県土基盤の整備

1. 広域交通ネットワークの構築（リダンダンシーの強化）

- 広域的な災害時のリダンダンシー機能を確保するため、高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備促進による格子状骨格道路ネットワークの形成が必要
- 酒田港は、被災した太平洋側の港湾の物流機能を代替し、震災後も取扱量が増加

【主な対策】

- ・ 高速道路・地域高規格道路の整備促進 (県土整備部)
- ・ 高速交通ネットワーク形成と連携したICアクセス道路等の整備推進 (県土整備部)
- ・ 生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進 (県土整備部)
- ・ 貨物量の増加に対応するための酒田港へのコンテナクレーンの整備 (県土整備部)

2. 県民の生活を支える社会資本の整備強化

- 災害に強い地域を構築するため、住宅・学校・病院等の建築物やライフライン・インフラ施設等の構造物の耐震化を引き続き推進することが必要
- 緊急輸送道路の既存橋梁の耐震補強や道路の防災対策の推進を図る必要
- 津波避難誘導等のソフト対策とあわせ、海岸保全施設・河川管理施設の耐震化などのハード対策が重要
- 農地、農業用排水施設、ため池の被害や山地災害が多く発生しており、老朽化施設の整備・更新や防災対策が必要
- 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が多く発生しており、引き続き土砂災害対策を推進することが必要

【主な対策】

- ・ 学校施設や病院等の耐震化の促進 (総務部、健康福祉部、県土整備部、教育庁、病院事業局)
- ・ 耐震改修促進法の改正を踏まえた建築物の耐震化を一層促進させる取組みの検討 (県土整備部)
- ・ 木造住宅の耐震化の支援及び耐震診断のための市町村の診断士養成への協力 (県土整備部)
- ・ 公営住宅の耐震化の促進 (県土整備部)
- ・ 橋梁の耐震補強や道路施設の長寿命化対策、道路の落石対策及び雪崩対策 (県土整備部)
- ・ 発生する可能性の高いL1津波高に対する河川・海岸構造物等の安全性の確認と耐震調査及び対策の検討〔再掲〕 (農林水産部、県土整備部)
- ・ 上下水道施設の耐震化の促進・推進 (危機管理・くらし安心局、県土整備部、企業局)
- ・ 老朽化した農業用排水施設の整備・更新、ため池の補修・改修等の実施 (農林水産部)
- ・ 砂防、地すべり、急傾斜事業による土砂災害対策の推進 (県土整備部)
- ・ 山地の総合的な防災力の強化に向けた地すべり防止事業や予防治山対策の実施 (農林水産部)

資料編

I 東日本大震災の概要

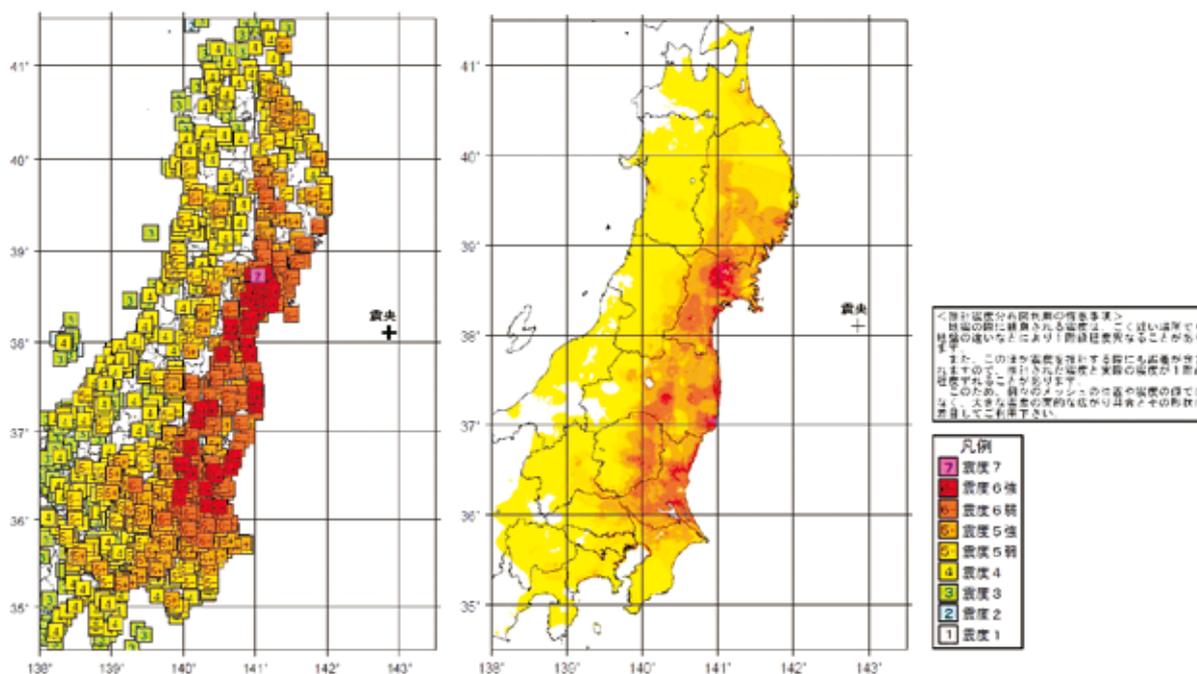
1 地震・津波の概要

(1) 地震・津波災害

① 東北地方太平洋沖地震の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県栗原市において震度7を観測するなど、東日本各地で激しい揺れを観測した。県内では、ほぼ全域で震度4以上の揺れがあり、上山市、尾花沢市、米沢市及び中山町の3市1町で震度5強を観測した。また、この地震により生じた高い津波は、東北地方の太平洋沿岸を始めとする各地を襲うとともに、福島第一原子力発電所における事故等を引き起こした。政府は、この地震によってもたらされた災害を「東日本大震災」と命名した。

○ 東北地方太平洋沖地震の震度分布図



出典：気象庁

○ 東北地方太平洋沖地震の規模等

発生日時	平成23年3月11日（金）14時46分
震央地名	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
震源の深さ	24km
規模	マグニチュード9.0

○ 各地の震度（震度6強以上）

震度7	宮城県：栗原市
震度6強	宮城県：涌谷町、登米市、美里町、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町、山元町、仙台市、石巻市、塩竈市、東松島市、大衡村 福島県：白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町 茨城県：日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市、小美玉市 栃木県：大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町
震度6弱	岩手県：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町 宮城県：気仙沼市、南三陸町、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町 福島県：福島市、郡山市、二本松市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、田村市、伊達市、本宮市、いわき市、相馬市、広野町、川内村、飯舘村、南相馬市、猪苗代町 茨城県：水戸市、土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村 栃木県：那須町、那須塩原市、芳賀町、那須烏山市、那珂川町 群馬県：桐生市 埼玉県：宮代町 千葉県：成田市、印西市

注) 本県の最大震度は5強

○ 津波の発生状況

○ 3月11日14時49分 津波警報（大津波）発表
○ 3月13日17時58分、全ての津波注意報が解除 (津波警報（大津波）が発表された津波予報区)
・ 岩手県、宮城県、福島県（以上14：49発表）
・ 青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房（以上15：14発表）
・ 伊豆諸島、北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部（以上15：30発表）
・ 青森県日本海沿岸、千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、和歌山県、徳島県（以上16：08発表）
・ 高知県（以上22：53発表）
○ 主な検潮所で観測した津波の観測値（6月10日21時00分現在）
・ 相馬 最大波 3月11日 15時51分 9.3m以上 ※
・ 石巻市鮎川 最大波 3月11日 15時26分 8.6m以上 ※
・ 宮古 最大波 3月11日 15時26分 8.5m以上 ※
・ 大船渡 最大波 3月11日 15時18分 8.0m以上 ※
・ 八戸 最大波 3月11日 16時57分 4.2m以上 ※
・ 釜石 最大波 3月11日 15時21分 4.2m以上 ※
・ 大洗 最大波 3月11日 16時52分 4.0m
・ えりも町庶野 最大波 3月11日 15時44分 3.5m

※観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。(気象庁)

② 被害の状況

○ 人的被害

東日本大震災では、地震による激しい揺れに加えて、地震発生直後から各地の沿岸に到達した大規模な津波により、甚大な被害が発生した。この津波は、東北地方太平洋沿岸部においては、高さが9メートル以上にもなり、川を遡上するなどして広範囲に及んだ。東日本大震災による全国の死者は19,074人、行方不明者は2,633人、負傷者は6,219人に上った（平成26年9月1日現在 消防庁取りまとめ）が、死者の90%以上の死因は溺死となっている（警察庁発表資料 平成23年4月11日現在）。

○ 物的被害

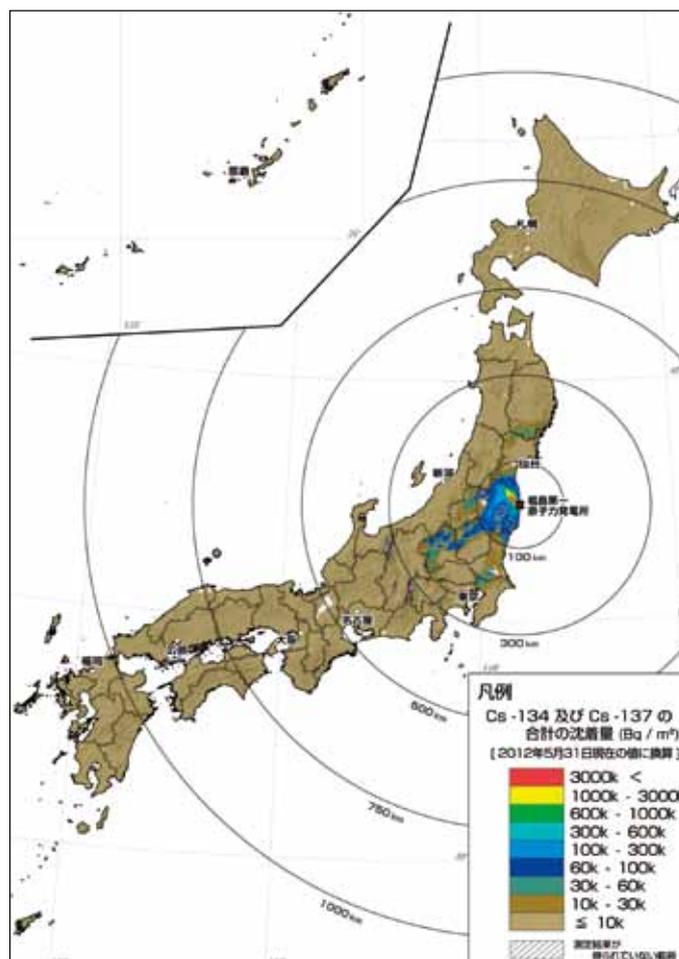
東日本大震災における建物被害は、全壊127,361戸、半壊273,268戸、一部破損762,277棟、床上浸水3,352戸、床下浸水10,217戸に上り（平成26年9月1日現在）、さらに、多数の道路損壊、橋梁被害、堤防決壊等が生じているが、その多くが津波によるものと考えられている。特に沿岸部においては、住宅街が津波に飲み込まれ、壊滅的な被害が生じただけでなく、農地が海水に浸かり、港湾設備や船舶が流失するなど、農業や漁業等の産業基盤が大打撃を受けたほか、広範囲に及ぶ浸水により、地方自治体等の行政機関や、医療機関等の生活インフラを含めた社会基盤全体に甚大な被害をもたらした。

(2) 福島第一原子力発電所事故の概要

東北地方太平洋沖地震とそれにより発生した津波により、福島第一及び第二原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項第2号の規定に該当する非常用炉心冷却装置注水不能等の事象が発生した。これを受け、政府は原子力緊急事態宣言を発し、避難等の指示や警戒区域等の設定が発令されることとなった。

3月11日21時23分には、内閣総理大臣から、福島第一原子力発電所から半径3キロメートル圏内の避難及び半径3～10キロメートル圏内の住民の屋内待避を求める避難指示が出された。その後、避難区域は拡大し、3月15日までに福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の避難及び半径20～30キロメートル圏内の屋内避難が指示された。4月22日には、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内が立ち入りを規制される警戒区域に、警戒区域の周辺に位置する地域は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域にそれぞれ設定された。

○ 放射性セシウム134・137の沈着量



出典：広域環境モニタリングのための航空機を用いた放射性物質拡散状況調査報告書
平成24年6月 独立行政法人 日本原子力研究開発機構

2 山形県内の被害等

(1) 観測された震度等

本県は、3月11日の本震で震度5強、4月7日の最大余震で震度5弱を観測した。

① 本震

- ・発生日時：平成23年3月11日 14時46分
- ・震源：三陸沖 牡鹿半島の東南東130km付近 震源の深さ24km
- ・規模：マグニチュード9.0

○ 本震の県内の震度等

震度5強	上山市、尾花沢市、中山町、米沢市（4市町）
震度5弱	村山市、天童市、東根市、山辺町、河北町、大石田町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（20市町村）
震度4	山形市、寒河江市、西川町、朝日町、大江町、金山町、真室川町、鮭川村、長井市、小国町、飯豊町（11市町村）
県内の津波	津波注意報 3月11日16時08分発表（最大波 3月12日0時55分 40cm） 3月12日13時50分解除



(写真提供：山形新聞)

【避難所となった体育館（山形市）】

② 最大余震

- ・発生日時：平成23年4月7日 23時32分
- ・震源：宮城県沖 牡鹿半島の東40km付近 震源の深さ66km
- ・規模：マグニチュード7.2

○ 最大余震の県内の震度

震度5弱	中山町、河北町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村（10市町村）
震度4	山形市、寒河江市、上山市、天童市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、米沢市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（24市町村）
震度3	長井市（1市）

(2) 人的被害（平成27年3月1日現在）

県内では、津波による被害は発生しなかったが、4月7日の余震も合わせて、死者3名、負傷者45名の人的被害が生じた。

○ 県内の人的被害

死 亡 者	3名（山形市1名、尾花沢市1名、長井市1名）
重 傷 者	10名（山形市2名、など7市町）
軽 傷 者	35名（山形市など10市町）

(3) 建物被害（平成27年3月1日現在）

県内では、住家の半壊が14棟、一部破損1,249棟、非住家の被害は132棟となった。

○ 県内の建物被害

住 家	半壊14棟、一部損壊1,249棟（山形市など18市町村）
非 住 家	132棟（全半壊）（寒河江市など16市町村）

(4) 教育施設被害

被害のあった学校	小学校31校、中学校17校、高校28校（県立27校、市立1校）、特別支援学校6
主な被害	壁等の亀裂及び天井、窓ガラス等の一部破損

○ 市町村別人的被害及び住家被害

市町村	人 的 被 害						住 家 被 害					非住家被害	
	死者 人	行方 不明 人	負 傷 者			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟	
			重傷 人	軽傷 人	程度不明 人								
山形市	1		17	2	15		5	812					
米沢市								6			6	18	
新庄市			9	2	7			9					
寒河江市								8				2	
上山市			5	2	3			18				6	
村山市								45				2	
長井市	1							14				1	
天童市			2	1	1								
東根市												5	
尾花沢市	1		4	1	3		1	171				3	
南陽市			1	1			1	12					
山辺町							2	34				11	
中山町			1		1		4	62				33	
河北町			2	1	1								
朝日町												1	
大石田町			1		1			28				2	
金山町			2		2								
最上町								4				1	
舟形町								3			2		
大蔵村								1				1	
戸沢村								3					
高畠町								15				27	
川西町			1		1		1	4				11	
小計	3		45	10	35		14	1,249			8	124	

出典：平成27年3月1日 消防庁

(5) ライフライン等被害

① 停 電

区 分	平成23年3月11日 本震	平成23年4月7日 余震
戸 数	約53万戸	約58万戸
復 旧	3月12日21時13分全域復旧	4月8日10時14分全域復旧

② 水道

県内の水道については、停電による水道設備の停止等により、21市町村9,682戸で断水が発生した。給水車等による給水対応を行いながら復旧を進め、3月末までに20市町村9,678戸は復旧した。残る1町（4戸）についても、仮設配管や仮設浄水装置など給水再開に向けた作業を進め、6月3日に復旧した。

○ 断水被害と復旧の状況

地域	市町村、断水戸数（戸）	断水状況（平成23年）	
		開始日時	終了日時
村山	①山形市（1,450）	3/11 15:00	3/14 13:00
	②中山町（12）	3/11 17:00	3/12 0:20
	③上山市（30）	3/11 14:46	3/12 18:30
	④山辺町（6）	3/12 9:00	3/12 13:00
	⑤西川町（4）	3/11 15:00	6/3 15:00
	⑥朝日町（100）	3/11 17:00	3/12 19:00
	⑦大江町（5）	3/12 16:00	3/13 16:00
	⑧村山市（110）	3/13 10:00	3/14 17:00
	⑨大石田町（2,300）	3/12 3:00	3/14 20:00
	⑩尾花沢市（3,500）	3/12 3:00	3/15 18:30
	⑪東根市（140）	3/12 9:00	3/25 10:00
最上	①大蔵村（380）	3/12 8:45	3/12 16:30
	②鮭川村（233）	3/11 15:00	3/12 19:00
	③舟形町（29）	3/12 18:00	3/13 17:30
	④最上町（200）	3/12 16:20	3/16 14:45
置賜	①高島町（392）	3/12 0:00	3/12 20:30
	②米沢市（21）	3/11 18:00	3/11 22:00
	③川西町（10）	3/11 16:00	3/12 17:25
	④南陽市（110）	3/12 14:00	3/13 12:00
庄内	①酒田市（504）	3/12 13:00	3/12 15:55
	②遊佐町（146）	3/11 17:00	3/11 22:30
計 9,682戸			

○ 地震による市町への給水停止

水道事業	市町名
置賜広域水道	なし
村山広域水道	上山市・大江町・朝日町・寒河江市
最上広域水道	新庄市
庄内（南部）広域水道	なし
庄内（北部）広域水道	酒田市・旧松山町・旧平田町

○ 被災した設備

水道事業	被災した設備（故障台数／設備全数）
村山広域水道	松原ポンプ場 送水ポンプ（2／3）
庄内広域水道	南部 送水管理設部歩道等陥没 2か所 北部 送水管理設部歩道陥没 1か所

③ 道 路

県内の道路では、高速道路4区間が安全確認のため、直轄国道1区間（国道112号）が路面隆起のため、県管理道路では1区間（一般県道天童河北線）が橋梁のつなぎ部が開いたため、10区間が停電によるアンダーパス部の排水ポンプ停止や踏み切り異常のため、通行止めとなった。

県管理道路のうち10区間については3月12日までに通行可能となり、橋梁被害により通行止めとなっていた一般県道天童河北線についても、5月27日までには通行可能となった。

道路における被害は、舗装面の軽微な段差やクラックの発生によるものであり、大きな被害は見られなかった。また、橋梁についても耐震補強の効果もあり、大きな被害は見られなかった。

○ 県内の道路施設被害による通行止箇所

管理者	被害道路名	箇所名	被害内容
国交省	一般国道112号	中山町長崎地内	新堀川橋つなぎ部隆起
山形県	一般県道天童河北線	天童市大町地内	乱川橋つなぎ部亀裂
山形県	一般国道344号等 10区間	真室川町大字新町地内 等	宮町アンダーパス冠水等 10区間



【一般県道天童河北線乱川橋の被災状況（つなぎ部損傷）】



【一般県道天童河北線乱川橋の被災状況（橋面波打ち）】



【一般国道344号宮町アンダーパス（路面冠水）】



【一般県道曲川新庄線桧町アンダーパス（路面冠水）】

④ 鉄 道

山形新幹線は、福島～米沢間で線路に損傷があったことから復旧に時間を要し、3月31日に福島～新庄間の一部列車で運転を再開した。東京～山形・新庄間の全線で運転が再開されたのは4月12日からであったが、7月9日の通常ダイヤによる運転再開までは、所要時間が20分程度多くかかるとともに、通常より少ない本数での運転となった。

羽越本線、白新線は、被害が軽微であったことから、3月12日から新潟～酒田間で一部の列車の運転が再開され、3月14日からは、新潟～秋田間で通常運転となった。

奥羽本線（各駅停車）は、震災後順次復旧が進められ、米沢～山形間が3月20日、山形～新庄間が3月23日、新庄以北が3月27日から、それぞれ運転再開され、3月31日より通常運転となった。

山形鉄道フラワー長井線は、線路や設備に大きな被害が発生しなかったため、途中の今泉駅で接続するJR米坂線の運転再開と同日の3月20日に、運転を再開した。しかし、燃料不足により、3月30日までは1日5往復の暫定ダイヤによる運転となった。

震災による被害が比較的軽微であった米坂線は3月20日に運転を再開した。その他の線区についても復旧作業が終了次第、順次運転を再開し、仙山線の山寺以东を除く県内の全線において、4月1日までは運転が再開された。

なお、宮城県内で路盤が流出する大きな被害が発生した仙山線は、全線復旧が4月23日までずれこんだ。

○ JR各線の運行状況一覧表

管内鉄道の東日本大震災による影響																		
月 日	山形新幹線			奥羽本線				羽越本線		仙山線		米坂線		陸羽西線	陸羽東線	左沢線	777-長井線	
	福島 ～ 新庄	山形 ～ 新庄	東京 ～ 福島	福島 ～ 米沢	米沢 ～ 山形	山形 ～ 新庄	新庄 ～ 院内	新潟 ～ 酒田	酒田 ～ 秋田	山形 ～ 山寺	山寺 ～ 愛子	愛子 ～ 仙台	坂町 ～ 小国	小国 ～ 米沢	新庄 ～ 余目	新庄 ～ 鳴子	山形 ～ 左沢	赤湯 ～ 荒砥
3月11日								運休										
3月12日								一部運転	運休									
3月13日					運休								上下1往復	運休				運休
3月14日																		
3月19日																		
3月20日	運休	運休																
3月22日																		
3月23日					上下13往復													上下5往復
3月26日						上下14往復												
3月27日								通常運転	通常運転									
3月30日													上下4往復	上下3往復				下り7上り6
3月31日															朝1往復夕1往復			山形寒河江5往復寒河江左沢4往復
4月1日			運休												通常ダイヤ	通常ダイヤ		通常ダイヤ
4月2日	7往復	3往復			通常運転	通常運転	通常運転											通常運転
4月3日										9往復	運休							
4月4日												1～4/時間あたり	通常運転					
4月7日													一部運転見合					
4月8日					運休		運休	運休	運休	運休				運休		運休	運休	運休
4月9日	運休	運休																
4月10日					通常運転		通常運転							通常運転				通常運転
4月11日(余震前)	再開	再開																通常運転
4月11日(余震後)	運休	一部運転			一部減速運転	一部減速運転	一部減速運転								運休			一部運転見合
4月12日																		
4月13日																		
4月14日																		
4月15日			暫定ダイヤ(9往復)							9往復								
4月16日												1～4本/時間あたり	通常運転					
4月22日																		
4月23日																		
4月24日																		
4月25日																		
5月																		
7月9日			通常ダイヤで運転再開 東京～新庄(8.5往復) 東京～山形(16往復)															

⑤ 航空

山形空港では、3月12日はJALが通常どおりの運航に加えて、臨時便として大阪便を運航させ、被災者等の移手段を確保した。13日以降、山形空港は首都圏、関西地区をはじめとする全国各地へ移動するための重要な移動拠点として認知され、多数の利用者が集中し、満席となる便が続出したことから、東京臨時便（JAL）、伊丹臨時便（JAL、ANA）、札幌臨時便（JAL、AIRDO）、中部臨時便（ANA）が続々と就航し、4月3日には1日の便数として過去最高となる1日34便が就航した。

庄内空港では、臨時便の運航は行われなかったが、3月13日から26日にかけて、一部定期便の機材大型化（B737、A320→B767）により輸送力の増強が行われた。また、27日以降は、羽田便の増便（1日4便→5便）により輸送力の増強が図られた。

○ 東日本大震災発生後の山形空港発着便の運行便数の推移



⑥ 都市間高速バス

山形・仙台線は、震災発生当日は、発生時点で運行中だったバスを除き、全便が運休したが、国道286号線の通行が可能であることが確認された震災翌日の3月12日には、国道286号線を迂回するルートで運転が再開された。

なお、運行本数は、運転再開日の12日には1日4.5往復、13日は13往復（いずれも山交バスの本数）と、徐々に運行本数を復元し、28日以降は、概ね通常の運行に戻った。

山形～鶴岡・酒田線は、震災発生当日は、発生時点で運行中だったバスを除き全便が運休し、翌日も1往復の運行に留まったが、13日からは通常ダイヤによる運転が再開された。

山形・新潟線は、震災発生当日は、発生以後に予定されていた1往復が運休したものの、12日には、運転が再開された。

県内各地と仙台市を結ぶ都市間高速バスは、震災発生当日、発生時点で運行中だったバスを除き全便が運休し、翌日以降も需要の極端に高まった山形・仙台線等へ車両を集中させたことから、全便又は一部の便で運休が続いたが、その後徐々に運行回数を復元し、4月1日からは、概ね通常の運行に戻った。

また、山形市、新庄市、酒田市からは東京、大阪（山形市のみ）との間で夜行バスが運行されているが、これらの路線も、震災当日は全便が運休したものの、翌日以降は東北自動車道経由から関越自動車道経由への経路変更等により徐々に運行を再開し、24日からは、通常の運行に戻った。

○ 震災後の都市間高速バスの運行便数、使用車両台数

《震災後の路線毎車両数・人員》

	【山形-仙台線】				【山形-鶴岡・酒田線】				【山形-新潟線】				【仙台-酒田・羽後本荘線】								
	山交バス		宮城交通		山交バス		庄内交通		山交バス		新潟交通		庄内交通		山交バス		宮城交通		羽後交通		
	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	
3月12日	土	9	12	不明	不明	2	2	0	0	6	8	不明	不明								
3月13日	日	26	41	不明	不明	6	13	12	20	4	12	不明	不明								
3月14日	月	34	42	不明	不明	6	27	12	29	4	12	不明	不明								
3月15日	火	34	45	不明	不明	6	24	12	38	2	10	不明	不明								
3月16日	水	34	43	不明	不明	6	23	12	37	2	10	不明	不明								
3月17日	木	34	48	不明	不明	6	17	12	26	2	6	不明	不明								
3月18日	金	34	54	不明	不明	6	13	12	21	2	6	不明	不明								
3月19日	土	66	78	不明	不明	6	12	12	20	2	6	不明	不明	運休	運休						
3月20日	日	66	66	不明	不明	6	8	12	19	2	6	不明	不明								
3月21日	月	66	77	不明	不明	6	10	12	20	2	6	不明	不明								
3月22日	火	66	73	61	不明	6	6	12	13	2	2	不明	不明	運休	運休						
3月23日	水	66	69	61	不明	6	6	12	14	2	4	不明	不明								
3月24日	木	66	72	61	不明	6	6	12	14	2	4	不明	不明								
3月25日	金	66	72	62	不明	6	6	12	12	2	4	不明	不明								
3月26日	土	66	77	62	不明	6	9	12	12	2	2	不明	不明								
3月27日	日	66	68	62	不明	6	6	12	14	2	2	不明	不明								
3月28日	月	76	77	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月29日	火	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月30日	水	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月31日	木	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
運行車両数	計		1,249		不明		212		357		108		不明		40		0		不明		不明
輸送人員	計	40,483			不明	8,164		11,503		3,867		不明		478		0		不明		不明	不明
平均乗客数/両		32.4				38.5		32.2		35.8				12.0		0.0					

- ※1 車両数は、片道運行で1両、同一車両による往復運行の場合は2両と計数
- ※2 輸送人員は、3/12～3/31間の上記系統における輸送人員
- ※3 水色着色部分は、平常ダイヤ及び車両数(1便当たり1両運行)による運行日
- ※4 上記以外に、【山形-仙台線】は宮城交通、【山形-新潟線】は新潟交通、【仙台-酒田・羽後本荘線】は宮城交通及び羽後交通が運行
- ※5 平均乗客数は、山交バス・庄内交通の報告値(車両数・人員)から、県が除算により算出したもの

⑦ 路線バス

県内の路線バスについては、震災発生時の被害はなく、その後も、引き続き通常の運行を継続し、特に混乱が生じることはなかった。

しかし、その後発生した燃料の供給不足により、一時運行継続が危ぶまれる状況に陥ったが、経済産業省からの優先供給や運行事業者の自助努力による燃料確保により、運休となる事態は回避された。

⑧ その他被害 (工業用水)

○ 地震による受水企業への給水停止

工水事業	幹線名 (給水停止企業/受水企業)
酒田工業用水道	川南系 (5/5)・大浜北港系 (19/19)
八幡原工業用水道	なし
福田工業用水道	なし

○ 被災した設備

工水事業	被災した設備 (故障台数/設備全数)
酒田工業用水道	遊摺部浄水場 直流電源装置 (1/1) 焼損
	遊摺部浄水場 取水ポンプインバータ (1/2) 焼損
	加圧ポンプ場 圧送管に亀裂

(6) 産業被害

① 農林水産業

○ 県内の農林水産関係の被害状況

3月11日の本震や4月7日の余震等の影響で、県内23市町村において、

ア 水路の亀裂や漏水、道路の法面崩壊など農業用施設の被害や、田の法面崩壊など農地の被害（約4億8千万円）

イ 米倉庫壁面の崩壊、農作物の栽培棚等の倒壊など農業施設の被害や、牛舎の倒壊など畜産施設の被害（約6千万円）

ウ 栽培棚の倒壊等による野菜や花きなど農作物の被害や、倒壊牛舎の下敷きによる乳用牛の死亡など家畜等の被害（約7千万円）

エ 水産関係被害として、ふ化場の破損やアユ稚魚の死滅（約30万円）

が発生し、合計で約6億1千万円となった（平成23年11月2日確定）。

被害への対応は、特に被害の大きかった農地・農業用施設について、春の農作業に支障が生じないように、水路の漏水を止める、道路上の土砂を取り除くなどの応急対策を緊急に実施したほか、災害復旧事業による復旧工事を実施した。

農作物被害の状況

（平成23年11月2日確定）

被害種別	被害数量	被害額(千円)	内 訳	被害発生地域
農作物等	0.87 ha	70,487		
野菜	0.27 ha	32,612	いちご、マッシュルーム、しいたけ	舟形町、最上町
花き	0.60 ha	31,340	バラ	山形市、中山町
家畜等	16 箇所	6,535	乳用牛(成牛)、肥育豚(枝肉)、生乳	山形市、新庄市、金山町、最上町、庄内町
施設	22 箇所(棟)	57,580		
農業施設	18 箇所(棟)	47,880	米倉庫、作業小屋、野菜・花き栽培台、きのこ栽培棚等	山形市、中山町、大石田町、舟形町、最上町、高島町、川西町
畜産施設	4 箇所(棟)	9,700	牛舎等	山形市、尾花沢市、川西町
農地・農業用施設	239 箇所	482,130		
農地	102 箇所	39,250	畦畔、田、畑	尾花沢市、新庄市、舟形町、天蔵村、鮭川村
農業用施設	135 箇所	421,880	ため池、水路、揚水機、道路	山形市、上山市、中山町、河北町、村山市、東根市、尾花沢市、新庄市、舟形町、大蔵村、鮭川村、南陽市、高島町、飯豊町、鶴岡市、酒田市、遊佐町
農村生活環境施設	2 箇所	21,000	集落排水施設、農村公園施設	中山町、舟形町
水産関係	2 箇所	310		
水産業施設等	1 箇所	189	ふ化場	大江町
水産物等	1 箇所	121	アユ稚魚	河北町
計		610,507		23市町村

○ 震災直後の主な影響

震災直後からの停電により、ハウスで加温栽培を行っているさくらんぼやぶどう等の果樹、バラやアルストロメリアなどの花きで暖房ができない状態となったものの、購入やリースによる発電機の稼働により、家庭用のファンヒーター等を使用するなど、栽培農家の懸命の努力でハウス内の温度が確保されたことなどから、生育に大きな影響はみられなかった。

震災直後から園芸ハウスなど施設栽培の加温用のA重油の不足が続き、温度管理等により使用量の削減に努めていたが、燃油の調達が進められたことから、3月下旬から徐々に供給が改善された。

家畜用飼料については、県内向けに供給していた製造工場が被災したため、震災直後から、流通量の不足が続き、家畜の飼養への影響が懸念された。そのため、各飼料販売業者がそれぞれ、被災地以外（九州地方、北海道、茨城県、愛知県等）の工場からの調達を進めた結果、5月から6月にかけて流通量が回復した。

福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、各国・地域は、日本の農畜産物や食品等に対し、輸入停止や放射能基準に適合することの証明書を求めるなどの規制措置をとっており、県産農産物等の輸出にあたり、県で証明書の発行等を行った。

東北電力の火力発電所の被災、原子力発電所の運転停止、さらに、新潟・福島豪雨による水力発電所の被災の影響で、夏期の電力不足による不測の停電や計画停電が懸念されたことから、県では「農畜産業緊急節電対策事業」を実施し、節電に取り組む生産者に対する自家発電装置の賃貸料金等の支援を行った。

② 製造業

○ 震災直後：平成23年3～6月

震災直後、本県では製造業で過去最大級の生産の落ち込み（鉱工業生産指数102.5→85.9、▲17.2）となった。要因としては、サプライチェーンの寸断による原材料・部材調達の障害やメーカーの生産停止による出荷の停滞などが大きかった。

半導体関連企業では、4月7日の地震に伴う停電により、クリーンルームが使用できなくなるなどにより、復旧が遅れたところもある。また、放射線測定のための経費負担が生じた企業もあった。

生産の落ち込みは急激であったが、回復も早期で、6月には震災前の水準まで回復した。

○ 回復期：平成23年7月～平成24年3月

夏場には、自動車関連などで、生産を挽回するためフル操業となった企業も多かったが、電力需要抑制への対応のため、土日への操業シフトなど、企業では多大な負担があった。

震災直後に原材料の不足により対応できなかった取引が戻ってこないなど、個々には影響が残るケースがしばらくの間見られた。

震災の影響から回復傾向を辿るものの、円高や欧州の政府債務危機、タイの洪水の影響などにより、業種・企業ごとにばらつきが見られた。

③ 観光業

○ 震災後1年：平成23年3月～平成24年3月

旅館については、3～4月は震災前に入っていた予約の大半がキャンセルとなり、福島第一原子力発電所事故の風評被害により、5月以降も来客数は伸び悩んだ。GW期間は、曜日の配列もよく前年比で微増となり、震災前の水準に回復した。ただし、首都圏からの来客は依然として少なく、直前予約が多い状況となった。

ビジネスホテルについては、オフピーク月である4月も宿泊者数が減少することなく、その後も前年を上回って推移した。

平成23年度の県内観光入込数は10.2% (4,035千人)減となった。さくらんぼ観光果樹園への入込数は、前年比37.4%減と、大きく減少した。

外国人旅行者の県内観光入込数については、平成23年(1~12月)の実績は、前年比51.6% (43,161人)減となったほか、台湾から本県へのチャーター便も10便がキャンセルとなった。

平成23年度の教育旅行については、被災地の代替地として本県が旅行先として選定される例も多かったが、蔵王温泉のスキー場への修学旅行のキャンセルは、20校、延べ16,420泊となり、周辺地域では大きな影響となった。

県内の温泉では、震災後に自噴の停止や水位の低下及び停電によるポンプ故障等の被害が13件発生したが、いずれの温泉も水位の自然回復や新規掘削及びポンプ設置等により復旧し、営業を再開した。

○ 1年経過後：平成24年4~12月

外国人観光客及び首都圏以西からの来客は依然回復しないものの、近隣県からの来客や個人客の増により、ようやく震災前の水準に戻りつつある。

平成24年度のさくらんぼ観光果樹園の入込みは、平成23年度比では3割増であるが、平成22年度比では2割減となっており、震災前の水準まで回復するには至らなかった。

紅葉の時期は、時期の遅れはあったものの、全体として概ね前年並みとなった。

年末年始の状況では、「2割減」から「1割増」とばらつきがあるが、概ね例年並みとなっており、震災の影響からは、ほぼ回復している。ただ、インバウンドと関東以西からの来客は、震災前の水準までの回復には至っていない状況。

一部の温泉宿泊施設や観光施設において、近県に加えて、関東圏からの団体客や、台湾を中心とした海外客の回復が見られる地域もある。

(7) 消費・流通(品薄、買いだめ)

東日本大震災では、食品等の工場や包装資材メーカー、配送センター等の被災や、停電、交通渋滞、燃料不足などの影響に伴い、商品の供給が不足し、欠品や遅配などの問題が発生した。

とりわけ、ペットボトル飲料水や即席麺、紙おむつ、乾電池など、一部の物資は生産低下や全国的な需要急増等により供給の逼迫と流通段階における混乱を引き起こし、その結果、東北地域や首都圏を中心に一定期間商品が店頭から姿を消すなど、消費者の不安を招いた。

本県においては、震災直後の3月は、品不足や買いだめで、品切れが続出したが、販売額(既存店)は前年比で▲1.2%にとどまった。平成23年4月~平成24年3月は、売上・客数とも震災前の水準を概ね上回っており、販売額(既存店)が8~9月以外は前年比プラスで推移した。

震災後の販売額の増加は、食料品の買いだめや、防災関連商品、節電関連商品(クールビズ、扇風機、LED電球等)、地デジ化(平成23年7月24日)前の液晶テレビの駆け込み需要等が重なったことなどによるものと考えられる。また、他県からの避難者の増加や、買い物客の増加が一定程度消費活動を押し上げたと考えられる。

飲食店については、震災直後から夏頃まで自粛による宴会等の中止が続き、大きく落ち込んだ。

■ お客様の需要と商品供給の対応状況(3/28~4/3集計、全店ベース)

商品分類	お客様需要額(*1) の通常時 対比増減	実際の供給額(*2) の災害前 対比増減	商品分類	お客様需要額(*1) の通常時 対比増減	実際の供給額(*2) の災害前 対比増減
飲料水大型	800%	200%	乾電池	350%	80%
米	70%	60%	懐中電灯	300%	200%
カップ ラーメン	80%	80%	カセットコ ンロ	600%	600%
ヨーグル ト	200%	80%	子ども用 紙おむつ	120%	90%
牛乳	200%	200%	トイレッ トペーパー	90%	110%

(*1) 各店舗が発注を行った金額

(出所) イトーヨーカ堂公表資料より 6

(*2) 実際に店頭で販売された金額

Ⅱ 震災後の県の対応経過（県政記録広報誌より）

○平成23年

3月

- 11日
 - ・午後2時46分頃三陸沖を震源とするM9.0の巨大地震が発生。県内において震度5強を観測
 - ・県災害対策連絡会議を設置（13日：県災害対策本部に移行）
 - ・県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の招集（13日：県災害ボランティア支援本部に移行）
- 12日
 - ・山形空港を東北地方と東京・大阪方面等を結ぶ交通拠点及び、防災ヘリや自衛隊機等の救援活動拠点として利用。24時間の運用開始（～4月7日）
 - ・消防庁の要請により、山形県消防防災航空隊を緊急消防援助隊として宮城県へ派遣（～5月25日）
 - ・宮城県からの要請により、職員が食料等の救援物資を輸送
 - ・震災発生直後から約31時間後の21時13分、県全域の停電が復旧
- 14日
 - ・県内各市町村に対し県外からの避難者受け入れを要請
 - ・福島第一原発からの避難指示に係る住民等の健康相談とサーベイメータによる放射線の表面線量検査を県内4保健所において実施
- 15日
 - ・県有施設において県外からの避難者受入を開始
- 16日
 - ・米沢市（置賜総合支庁屋上）における空間放射線量率の測定を開始
 - ・県災害対策本部において県内の避難所相談窓口を開設
- 17日
 - ・被災地への救援物資の供給を担うため県災害対策本部の中に広域支援対策本部を設置
- 18日
 - ・救援物資の集積配分拠点施設を県総合運動公園に開設、運用を開始
 - ・山形市（衛生研究所）の水道水の放射性物質検査を開始（毎日、～12月27日）
- 23日
 - ・吉村知事が宮城県庁を訪問。村井宮城県知事と面会し「被災者受入れ基本プログラム」を説明
- 24日
 - ・宮城県へ医療救護班を派遣（～5月31日）
 - ・米沢市の水道水の放射性物質検査を開始（週4回、～12月28日）
 - ・県産農畜産物の放射性物質検査を開始
 - ・公明党の山口那津男代表が山形市の避難所を視察
- 25日
 - ・宮城県の要請を受け、被災宅地危険度判定のため、県職員の判定士（延べ15人・日）を仙台市に派遣（～3月29日）
 - ・放射性物質による食品や飲料水への影響等の質問に24時間対応する電話相談窓口を県庁と県内4保健所に開設
- 26日
 - ・民主党の岡田克也幹事長が山形市の避難所や天童市の集積所を視察
 - ・自民党の谷垣禎一総裁が山形市と上山市の避難所を視察
- 27日
 - ・社民党の福島瑞穂党首が山形市と上山市の避難所を視察
 - ・庄内空港の東京線が期間限定で1便増の5便化（3月27日～5月31日、10月1日～29日）

- 28日 ・宮城県からの要請を受け、下水道災害復旧支援のため、土木技術職員を大河原市に派遣（～4月4日）
- 31日 ・福島県から山形県内の公的避難所に避難している人に対し、福島県災害対策本部が二次避難の説明会を開催（～4月3日）

4月

- 1日 ・平成23年度震災関連対応（「地震災害対応資金」創設、被災者受入態勢整備など）予算として、78億6700万円を専決処分
- 2日 ・農用地土壌の放射性物質調査を開始
- 3日 ・鹿野道彦農林水産大臣が山形市内の避難所や天童市の救援物資集積所を視察
- 4日 ・水道水の放射性物質検査について、山形市（衛生研究所）及び米沢市に加え県内12か所で概ね週1回の検査を開始（～6月8日）
- 5日 ・災害対応に係る市町村担当課長意見交換会を開催
- 6日 ・県産品（農産物や加工食品、工業製品など）輸出に関する相談窓口を設置
- 7日 ・午後11時32分頃宮城県沖を震源とするM7.2の地震が発生。県内において震度5弱を観測
- 8日 ・中国において、本県を含む12都県の食品や農産物の輸入禁止
- 11日 ・東京銀座の県アンテナショップで知事と県出身の著名人が参加し、震災復興を応援する募金活動とチャリティー販売を実施
 - ・北海道東北地方知事会が臨時知事会議を東京で開催。「復興に向けたアピール」と「国への要望」を採択し政府等への要請活動を実施
 - ・県と市町村職員による県被災地広域支援隊を岩手県・宮城県に派遣（～8月12日）
- 12日 ・山形新幹線が32日ぶりに全線復旧（暫定ダイヤ）
- 15日 ・宮城県の要請を受け、被災建築物応急危険度判定のため、県職員及び市町村職員の判定士（延べ60人・日）を宮城県に派遣（～4月22日）
- 16日 ・県内の避難所に避難している避難者（約1,200人）が、県内の旅館・ホテルへの2次避難を順次開始
- 18日 ・隣県の被災地支援などのため、県災害対策本部の設置要件を「震度6弱以上」から「震度5弱以上」に変更
 - ・県工業技術センターにおいて、県内企業が製造した工業製品に対する放射線の簡易測定を無料で開始
 - ・平成23年度山形県市町村教育委員会教育長会議を県庁で開催。大震災で被災した児童生徒の受け入れ等について意見交換
- 20日 ・本県への避難者に対する借上げ住宅の提供について、第1回目の募集を実施（～5月20日）
- 21日 ・水道水の放射性物質検査を実施していなかった県内17水道事業体で検査を実施

- 22日 ・ 県内全市町村を対象に空気中（地上50cm及び1 mの高さ）の放射線量の測定を実施（～27日）
- ・ 県内8市において地面表層の土壌を採取し放射線量の測定を実施
- ・ 東日本大震災義援金配分委員会を県庁で開催。被災遺族に対する第一次配分計画を決定
- ・ 県出身の女子プロレスラー井上京子氏が東日本大震災復興チャリティー興行のPRのため来県し知事を表敬訪問。併せて、井上選手を「やまがた特命観光・つや姫大使」に任命し委嘱状を交付
- 23日 ・ 県内に避難している福島県民の二次避難先への集団移転が完了。二次避難所となるホテル・旅館への移転者は約850人
- 26日 ・ 震災の影響で激減している観光客を呼び戻すため、県と関係団体が一丸となって「がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフイベント」を開催（山形市・霞城セントラル）
- ・ 震災の影響で腐敗した宮城県の水産加工品を処分するための受入が山形県内の最終処分場（6か所）で開始（～6月24日）
- ・ 牧草等の放射性物質の含有量を把握するため、粗飼料中の放射性物質調査を県内4地域（4か所）において実施
- 27日 ・ 東日本大震災に伴い、2011年産米の作付けが一部で不可能になった宮城県と調整し、2,480トン分を肩代わり生産することを決定
- 30日 ・ 県総合運動公園に開設していた救援物資の一時集積配分拠点施設の指定を解除

5月

- 2日 ・ 知事と県内の商工会議所会頭等との懇談会を開催。東日本大震災後の本県の取組状況等について意見交換
- 6日 ・ 山形県体育館避難所を閉鎖
- 9日 ・ 「東日本大震災復興支援山形県会議」を設置し、第1回会議を開催
- 11日 ・ 平成23年度市町村長会議を県庁で開催。東日本大震災への対応や平成23年度の県政運営について意見交換
- 16日 ・ 今年のゴールデンウィーク期間中に県内の主要観光地やイベントを訪れた観光客数を公表。約51万人で前年に比べ12万1千人減（前年比80.8%）
- 18日 ・ 県議会5月臨時会に提案する補正額44億9,500万円の一般会計補正予算案を発表
- ・ 置賜浄化センターを皮切りに、山形、村山、庄内の各浄化センターにおいて、下水汚泥について放射性物質の測定を開始
- 22日 ・ 原発事故を受けて中国が食品輸入禁止規制の対象としている12都県から山形県と山梨県を除外することについて温家宝首相が表明

- 23日 ・ 県議会 5 月臨時会で東日本大震災の対策について話し合う特別委員会の設置を可決
- ・ 本県への避難者に対する職員公舎と借り上げ住宅の提供について、第 2 回目の募集を実施（～6 月30日）
- ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、県ホームページに「避難者支援サイト」を開設
- ・ 原発事故により本県へ避難してきた児童生徒を一定数受入れている小中学校13校に対し、常勤講師、非常勤講師計17人を配置する方針を決定

- 25日 ・ 東日本大震災の被災者を対象に、県内旅館・ホテル等に滞在し、リフレッシュしてもらいながら、二次避難先の選択を支援する被災者支援ツアーを実施（9月30日まで164回、6,871人が利用）

- 27日 ・ 「がんばろう東北さくらんぼ元気キャンペーン」のキックオフイベントを開催（山形市・山形国際交流プラザ）
- ・ 置賜地区の小学校 2 校で清掃前のプール水に含まれる放射性物質の測定を実施

- 31日 ・ 吉村知事を始めとした東北地方日本海側 4 県（青森県・秋田県・山形県・新潟県）の知事等が関係省庁等を訪問し、東日本大震災からの復興に関する提案活動を実施
- ・ 庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会の幹事会・津波対策部会を庄内総合支庁で開催。これまでより地震規模の大きいM8.5を想定した避難訓練の実施を決定

6 月

- 2日 ・ 県、ジェットロ山形、山形県経済国際化推進協議会等の連携により「放射線風評下における輸出対策セミナー」を開催（山形市・山形グランドホテル）

- 3日 ・ 東日本大震災後から 4 月末までの酒田港の利用状況を公表。入港した貨物船は137隻で前年同期に比べ55隻、67.1%の増
- ・ 山形大学屋上排水口からの高濃度の放射性物質検出を受け、県庁駐車場と県衛生研究所屋上の側溝から採取した汚泥の放射能濃度測定を実施。9日には山形市内の道路側溝等の堆肥物を測定

- 5日 ・ 村山地区（1校）、置賜地区（1校）の小学校で、新しく入れたプール水に含まれる放射性物質の測定を実施

- 6日 ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、携帯電話向けの「避難者支援情報メールマガジン」を開始

- 13日 ・ 水道水の放射性物質検査について、週 1 回の検査を12か所から20か所に拡大（～12月28日）
- ・ 台湾外交部が本県を含む東北 5 県（青森、秋田、岩手、宮城、山形）に対する渡航勧告「退避勧告」の解除を発表
- ・ 宮城県からの要請を受け、農業土木に関わる技術職員の派遣を実施。平成24年 3 月末まで延べ136人を派遣

- 14日 ・ 空間放射線量を 6 月から県内全35市町村で月 2 回定期的に測定することを発表
- ・ 「東北復興支援 やまがた夏の観光キャンペーン～山形に泊まって遊んで夏得キャンペーン～」キックオフイベントを開催

- 15日 ・二次避難及び借上げ住宅等の対象を福島県全域からの避難者に拡大。これに伴い入居募集期間を7月29日まで延長
- 17日 ・県内の海水浴場の放射線量等の状況を把握するため、海水の放射能濃度と砂浜の空間放射線量の調査を実施
- 20日 ・高速道路の無料化実験、土日祝日上限1,000円の割引制度が19日で終了。これに替わり、被災者の高速料金無料化がスタート
- 22日 ・県議会6月定例会が開会。東日本大震災への対応策を盛り込んだ16億8,400万円の一般会計補正予算案など15議案を提案
- 23日 ・県内で井戸水をプール水として利用している幼稚園、保育所、学校及び遊泳施設で放射性物質検査を開始。結果、国が定めた水浴場の指針の目安を下回った
- 28日 ・山形市及び米沢市の公園の砂場の放射線調査を実施
- 30日 ・二次避難所や県の借り上げ住宅等への移転に伴い、県内最大の避難所となっていた山形市総合スポーツセンターの避難所が閉所

7月

- 8日 ・山形県議会が「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方・山形県のあり方について」を提言
- 9日 ・山形新幹線が約4か月ぶりに通常運行を再開
- 12日 ・秋田市で開催された全国知事会議で、本県知事と滋賀県知事が「卒原発」を共同で提唱
- 13日 ・県立学校におけるプールサイドの放射線量の調査を実施（13日に2校、15日に1校）
- 14日 ・「放射性物質汚染稲わら」の問題を受け、県内の飼養農家に対する飼料管理の注意喚起、粗飼料の管理・給与状況調査、県産牛肉の放射線検査の強化を発表
 - ・高濃度の放射性物質が含まれる稲わらを給与された福島県産牛肉の県内への流通を発表。その後、宮城県産等の流通も判明
- 20日 ・吉村知事と平県議会議長が国等に対し、放射性稲わらに関する緊急要望や平成24年度に向けた国の施策等に対する提案活動を実施
- 22日 ・山形県震災被災者就農・営農支援センターを設置。震災被災者へ営農等の支援、相談、情報提供などを行う
- 24日 ・ルース駐日米国大使が家族と共に山寺を観光し、日本の観光地の安全性をアピール。その後、山形市内のホテルにて知事、山形市長と会談
- 25日 ・県産牛肉について、全国で初めて出荷前の放射性セシウムの全頭検査を実施
 - ・JA山形中央会が知事に県産牛肉の風評被害に関する対策を国に申請するよう求める要請書を提出
 - ・県外からの避難者に対しきめ細やかな情報提供を行うため、各総合支庁に「避難者相談窓口」を設置
 - ・平成23年度市町村・消防本部危機管理主管課長会議及び消防防災主管課長会議を村山総合支庁で開催

- 28日 ・ 本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間を9月30日まで延長
- 29日 ・ 汚染稲わら問題で、県内のJAグループが東京電力に対し風評被害による損害賠償を行うための協議会を設立
 - ・ 東日本大震災に伴う避難者数が28日現在で8,578人に急増（7月14日現在から約1,600人増）

8月

- 1日 ・ 県議会が国に対し「放射性物質汚染稲わら問題」に対する緊急要望書を提出
 - ・ 牛肉の全頭検査のため休場していた山形県食肉公社（山形市）の枝肉市場が約2週間ぶりに再開。4日には米沢食肉公舎（米沢市）の枝肉市場が約3週間ぶりに再開
- 5日 ・ 国の原子力損害賠償紛争審査会で「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が決定され、汚染稲わらの流通が確認された本県はじめ17道県の牛肉の風評被害について新たに損害賠償の対象に追加
 - ・ 震災により被災し、県内の中学校、特別支援学校、高等学校に転入した生徒で一定の要件に該当する生徒に対し、1人当たり2万5千円の修学支援金を支給することを決定
- 8日 ・ 国の「米の放射性物質調査方針」を受け、本県における調査方針を発表
 - ・ 被災地の復興と県内避難者に対する支援活動の拠点となる「復興ボランティア支援センターやまがた」がNPOと県との協働により開設
- 9日 ・ 県と文部科学省による、航空機を使って上空から県内全域の放射性物質の測定を行う「航空機モニタリング調査」を開始（～15日）
 - ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、県内の全避難世帯に対して医療・教育・子育て等に関する生活情報をダイレクトメールにより送付
- 11日 ・ 大震災に伴う避難者数が10,890人となり1万人を超える多くは福島県からの避難者（宮城794人、福島10,043人、その他53人）
 - ・ 被災地ののがれき処理の受入れについて県独自の放射性物質の基準値を設定説明会を県民、市町村、廃棄物処理業者を対象に開催 独自基準を設けた自治体は本県が初
- 12日 ・ 知事が細野内閣府特命大臣に対し「食と放射能に関する緊急提案」に係る提案書を提出
- 17日 ・ 高濃度の放射性物質に汚染された稲わらが肉牛に与えられていた問題で、県内の畜産農家が製造した牛ふん堆肥の放射性物質検査を開始
- 22日 ・ 平成23年度さくらんぼ観光果樹園の入込数を公表 平成23年度は総数361千人で前年度比216千人（37.4%）の減で、統計をとり始めた99年以降最少。東日本大震災や原発事故の風評被害が主な原因
 - ・ 原発事故に伴う本県への避難者を対象にした東京電力の説明会開催を前に、東電対策本部が米沢市長を訪問、陳謝
- 23日 ・ 原発事故に伴う避難者を対象にした東京電力の説明会が米沢市・南陽市で開催。説明会は31日まで、県内計10か所で実施
- 26日 ・ 県産米の放射性物質調査の予備調査を開始

9月

- 1日 ・ 原発事故による放射性物質の問題で、食用等に供されるめん羊、山羊及び鹿を飼育している県内農家等に対し、管理状況の聞き取り調査を開始
- 4日 ・ 平成23年度山形県・寒河江市合同総合防災訓練を実施
 - ・ 第23回日本一の芋煮会フェスティバルが馬見ヶ崎河川敷で開催。事前に食材の放射性物質検査を実施し「不検出」の検査結果を鍋の傍に掲示し安全をアピール
- 8日 ・ 文部科学省が航空機モニタリング調査の結果を発表。県内の空間放射線量及び放射性セシウムの沈着量ともに低いレベル
- 9日 ・ 県産米の放射性物質調査の予備調査の結果を発表。県内35市町村、44地点において放射性セシウムは全て不検出
- 12日 ・ 県産米の放射性物質調査の本調査を開始
 - ・ JA山形中央会が、放射性セシウムが検出された場合、不検出の米を優先出荷する方針を発表
- 13日 ・ 本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間を10月31日まで延長
- 14日 ・ 「エネルギー政策に係る新たな戦略策定委員会」を設置し、第1回委員会を開催(山形市・自治会館)
- 19日 ・ 県産米の放射性物質調査の本調査の結果を発表調査した231地点全てにおいて放射性セシウム不検出。県内全ての米農家の新米出荷自粛を解除
- 21日 ・ 「つや姫」等晩生品種を対象とした本県独自の米の放射性物質調査となる「ブランド戦略調査」を開始
- 25日 ・ 庄内総合支庁管内市町合同地震・津波避難訓練を庄内5市町6箇所で開催。地震規模の想定を従来のM7.7からM8.5へ引き上げての訓練に約1,300人が参加
- 26日 ・ 野生きのこの放射性物質調査を開始
- 28日 ・ 本県独自の米の放射性物質調査となる「ブランド戦略調査」の結果を発表調査した60地点全てにおいて放射性セシウム不検出

10月

- 12日 ・ 野生鳥獣の肉の放射性物質調査を開始
- 14日 ・ 東京電力役員が福島第一原子力発電所事故のお詫びと事故対応の説明のため知事を訪問。県からは原子力災害に対する賠償への適切な対応を要請
 - ・ 県内への全避難世帯に対し、避難生活の実態や要望等に関するアンケート調査を実施
 - ・ 県内で大規模地震が発生した場合に県民の緊急避難や応急対策を円滑に実施できるよう県土整備部防災訓練を実施
- 17日 ・ 平成23年上期外国人旅行者県内受入実績調査の結果を公表。東日本大震災や原発事故の影響で1月～6月の受入延人数は34,955人で前年同期比66.1%

- 19日 ・洪水・土砂災害時や地震時における危機管理対応のため、市町村長等を対象とした「山形県防災
トップセミナー」を開催
- 21日 ・東京電力の担当者を招聘し、県内旅館業者を対象に、福島第一原子力発電所事故による観光業の
風評被害に関する損害賠償説明会を開催
- 27日 ・本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間について、期限を定めず継続するこ
とを決定（借上げ住宅については、11月1日から山形市・米沢市・南陽市・高島町を除く地域に
おいて実施）

11月

- 1日 ・地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定を、一般財団法人山形県解体工
事業協会と締結
- ・食品と放射性物質をテーマに、内閣府食品安全委員会と共催でサイエンスカフェ型リスクコミュ
ニケーションを遊学館（山形市）で開催
- 4日 ・観光客の安心と誘客を図るため、県内主要観光地8箇所を対象とする空間放射線量の測定を開始
- 8日 ・山形県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との風評被害相談会を開催（年内4回開催 交渉
が継続）
- 14日 ・避難者を対象とした「冬のくらし・冬道の安全運転に関する講習会」を最上総合支庁にて開催（村
山・置賜・庄内地域においても順次実施）
- 15日 ・「東日本大震災からの復興」をテーマに第5回宮城・山形未来創造フォーラムを開催（山形市・
ホテルメトロポリタン山形）
- 17日 ・県内避難者の実態とニーズを把握するために実施したアンケート結果を公表
- ・「エネルギー政策に係る新たな戦略策定会議」の第2回会合を県庁で開催。中間取りまとめに向
け政策推進の基本方向や具体施策の展開等について協議
- 18日 ・大規模災害発生時に市町村設置の医療救護所に医薬品等を円滑に供給するため、平成23年度災害
時医薬品等供給業務訓練を実施
- 21日 ・県産牛肉に係る放射性物質の検査方法を「簡易検査（スクリーニング法）」へ移行
- 22日 ・原子力災害により屋内退避指示が発令された場合を想定した情報伝達訓練を、県内約450機関を
対象に実施
- 25日 ・県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、山形での冬の生活の留意点をはじめとし、
各種問い合わせ窓口等をまとめた情報冊子『やまがた暮らし安心情報』を作成し、県内の全避難
世帯に対して送付。併せて20歳以下のお子様のいる避難世帯に子育て情報本『ママの本（特別編
集バージョン）』を送付

12月

- 12日 ・再生可能エネルギーの導入等を政策の柱とする新たなエネルギー戦略の平成23年度内の策定に向けて「県エネルギー戦略（仮称）」の中間とりまとめを公表
- 27日 ・知事が『避難者支援センター「おいで」（米沢市）』を訪問し、避難者や避難者を支援する団体と意見交換等を実施
- 28日 ・水道水の放射性物質検査について検査精度を高めるとともに、表流水を水源とする14地点は週1回、地下水を水源とする8地点は月1回の検査に見直し（平成24年1月4日～）

○平成24年

1月

- 18日 ・ 県内の中学校1校と県の6施設で、国際規制物資（放射性物質）の保有に関する手続きの不履行が判明 いずれの施設も放射線量は微量で、生徒・職員・周辺地域への影響は無し
- 19日 ・ 県が東京電力に対し、原発事故による本県観光業の風評被害の損害賠償について要請（昨年10月以来2回目）
- 20日 ・ 吉村知事と市川山形市長が山形市の避難者交流支援センターを訪れ、避難者らと意見交換
- 25日 ・ 原発事故による県内観光業の風評被害に対する県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との6回目の損害賠償交渉が行われ、東京電力側が「一部地域の一定期間を賠償対象に認める」とする案を提示

2月

- 10日 ・ 東日本大震災の復旧工事に伴う緊急対策として行われる設計労務単価の引上げ等に係る要望活動
- 14日 ・ 原発事故による県内観光業の風評被害に対する県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との7回目の損害賠償交渉で、組合側は東電が示した「米沢のみを賠償対象とする案」を受入れた。米沢以外の地域についての協議は今後も継続
- 16日 ・ 山形県観光協会との共催で、原発事故による風評被害を受けた県観光事業者等に対する第2回損害賠償説明会を開催（山形市・自治会館）。東京電力の担当者その他、文部科学省と経済産業省の原発事故担当者も出席 県内全域を賠償対象にするよう強く要望
- 17日 ・ 山形県危機管理調整会議を県庁にて開催 隣県等における大規模災害発生を想定した「山形県広域支援対策活動マニュアル」を策定
- 27日 ・ 山形肉牛協会が高品質牛肉の県統一銘柄「総称山形牛」の認定基準に、「放射性物質の不検出」を追加して実施

3月

- 5日 ・ 東日本大震災で県内に避難している児童・生徒の新年度の在籍予定の調査結果を公表（県教育庁調査）
- 6日 ・ 東日本大震災を受けて見直しを行った、新たな津波浸水域予測図を公表
- 11日 ・ 県内各地で東日本大震災一周年追悼・復興祈念式等が開催
- 16日 ・ 山形県産業構造審議会会長が「東日本大震災後の産業振興施策への提言」を知事に手交
- 21日 ・ 知事が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望活動を実施
- 23日 ・ 山形県防災会議を県庁にて開催 東日本大震災を受け修正した、新しい山形県地域防災計画を策定

30日 ・「山形県エネルギー戦略」を策定

4月

- 2日 ・環境省東北地方環境事務所長が県庁を訪れ、岩手県・宮城県の震災がれき計15万トン（既に処理している約5万トンを含む）の受け入れを要請。知事が引き続き協力を表明
- ・食品の放射性物質の基準の厳格化（平成24年4月～）に伴い、県実施の県産牛全頭検査においても新基準を導入。牛肉への新基準適用は9月末までの経過措置があるが、安全性をPRするため前倒しで実施
- 11日 ・原発事故に伴う風評被害に関し、吉村知事、今田県農協中央会会長、佐藤県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長が民主党陳情要請対応本部と文部科学省に対し、損害賠償の速やかな対応を求める要望活動を実施
- ・山菜の本格的な発生期を迎え、出荷前の山菜の放射性物質検査を開始
- 27日 ・東日本大震災による県外からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を1年延長し、3年間とすることを決定

5月

- 2日 ・放射性セシウムの新規制値を超える食品を各県ごとに並べた厚生労働省の発表資料の中で、規制値を超えたツキノワグマ肉が「農産物」と分類された事に対し風評被害を招くとして県が申し入れ、厚労省は「野性鳥獣肉」を新設し訂正
- 10日 ・村井宮城県知事が吉村知事を訪問 東日本大震災後の支援に謝意
- 14日 ・県内に流通する食品のうち、国が示した検査対象地域16都県で生産又は採取された農畜水産物及び本県を含む17都県で生産、採取された農畜産物を主原料とした加工食品について、放射性物質検査を開始
- ・平成24年のゴールデンウィーク期間中に県内の主要観光地やイベントを訪れた観光客数を公表約69万1,700人で前年に比べ13万9,000人増（前年比125.2%）
- 28日 ・大規模災害等の発生時、県全体を俯瞰した迅速かつ統括的な災害時医療体制を確保できるよう「山形県災害医療統括コーディネーター」を委嘱
- 30日 ・佐藤福島県知事が吉村知事を訪問。東日本大震災と原発事故による避難者受け入れに謝意

6月

- 4日 ・東日本大震災を教訓に学校や地域における防災教育の充実を図るための教材・啓発資料として、「地震編」、「津波編」、「風水害・土砂災害編」ごとに、それぞれ小学生用、中学生用、高校・一般用として計9種類を作成
- ・東日本大震災をうけて、災害に対する正しい知識を身につけ、習得した知識に基づいて的確に判断し、行動できる力を身につけさせる教育を推進するための「防災教育指導の手引き」を作成

- 5日 ・「子どものいのちを守る」防災教育指導者研修会を山形国際交流プラザ（山形市）にて開催東日本大震災を教訓に作成した地震や津波発生時の対処法を指導する「防災教育指導の手引き」を参加者へ配付
- 7日 ・原発事故に伴って要した費用について、県、32市町村、7事務組合が合同で、東京電力に対し、賠償請求を実施
- 8日 ・知事が東北地方の復興に向けた再生可能エネルギー導入促進等に関する緊急提案活動を実施
- 23日 ・やまがた元気プロジェクト「日本一の『さくらんぼ』祭り」のメインイベント開催（～24日）
・平野復興担当大臣が来県し、県庁にて福島県からの避難者や受入れ自治体と意見交換
- 25日 ・原発事故による観光業への風評被害について県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力の9回目の交渉の場で、東京電力が福島県を除く東北全体を対象とした新・損害賠償基準案を提示

7月

- 13日 ・県内産「小麦」の放射性物質検査の結果、全て（県内3箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 17日 ・知事と県議会議長が「平成25年度 国の施策等に対する提案」活動を実施

8月

- 1日 ・県内産「夏そば」の放射性物質検査の結果、全て（県内2箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 6日 ・平成24年度県産米の放射性物質検査方針の概要を発表 国の検査方針に基づき県内約235地点で出荷前検査を3期に分けて実施する他、県独自の「ブランド戦略検査」も昨年に引き続き実施
- 7日 ・原子力災害により屋内退避指示が発令された場合を想定した情報伝達訓練を、県内全市町村、消防、病院、交通機関等を対象に実施
- 22日 ・平成23年度主要観光地における観光客入込数を公表。東日本大震災の影響や原発事故による風評被害により、平成23年度は総数35,399千人で前年度比4,035千人（10.2%）の減で、平成に入って以降最低
・平成24年度さくらんぼ観光果樹園の入込数を公表。平成24年度は総数478千人で、震災直後で激減した前年度に比べ117千人（32.2%）増加したが、震災前の水準までは回復せず
・原発事故による観光業への風評被害の損害賠償問題で、東京電力側が風評被害を認め、前回6月の案よりも賠償対象を拡大し、対象期間を7か月延長し11月までとする賠償案を東北5県の旅館ホテル組合に提示
- 31日 ・東日本大震災で巨大津波の被害があったことを受け、想定地震の規模を引き上げて作成したパンフレット「津波浸水域予想図」を公表

9月

- 2日 ・ 山形県・長井市合同総合防災訓練を長井市にて開催 長井盆地西縁断層帯を震源域とするM7.7の地震による震度6強を想定して訓練を実施
- 7日 ・ 東京電力と東北5県の旅館組合が原発事故の風評被害の損害賠償について、期間を平成23年3月から平成24年2月末、割合を逸失利益の5割で大筋合意
- 10日 ・ 避難者向け民間借上げ住宅の住み替えについて2世帯を初承認。4項目の例外基準を設け今後は福島県と協議のうえ個別検討へ
・ 県の放射性物質検査で今年4月に上山市と米沢市で捕獲されたツキノワグマが基準値を超えたことから、国の原子力災害対策本部が県内で捕獲されたツキノワグマの出荷を当分の間控えるよう指示
- 18日 ・ 平成24年産米の出荷前検査となる放射性物質検査（第3期）の結果、全て不検出であることを発表。これで県内全市町村で不検出となり、県内全域で米の出荷・販売が可能に
・ 東京電力の東北補償相談センター所長が県庁で知事と面談し、原発事故による県内観光業への風評被害に対する損害賠償案について報告
- 20日 ・ 災害発生時にFM放送の電波を利用し、住民に必要な情報を伝える臨時災害放送局の開設と運営の手法を学ぶ市町村向け研修会を、NPO法人東日本地域放送支援機構と協働で開催（村山総合支庁）。村山地域以外でも順次開催
- 25日 ・ 平成24年産米の放射性物質検査で「つや姫」などを調べるブランド戦略検査の結果、全て不検出であることを発表。これをもって今年の県産米の検査は全て終了し、結果は全検体で不検

10月

- 10日 ・ 震災に伴う避難生活が長期化する中、今後の避難者支援に資するため、県内の避難者全世帯（約3,900世帯）にアンケートを郵送
- 12日 ・ 県内産「秋そば」の放射性物質検査の結果、全て（県内12箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 15日 ・ 災害時における危機管理の向上を図るため、市町村長等を対象とした「山形県防災トップセミナー」を開催（山形市・山形グランドホテル）
- 17日 ・ 大地震に伴い本県沿岸部で想定される津波被害の状況をコンピューターグラフィックスで映像化したDVDを公表
- 26日 ・ 大規模災害時に県内重要施設に対する国を通じての燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結

11月

- 2日 ・ 平成24年県内産「大豆」の放射性物質検査の結果、全て（県内16箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除

- 16日 ・ 東日本大震災復興支援県民会議を県庁にて開催。県内避難世帯を対象に実施したアンケート結果の説明や今後の支援等について意見交換
- ・ 避難者を対象とした「冬の暮らし講習会」を天童市総合福祉センターにて開催。12月中旬まで県内各地域において順次開催

12月

- 7日 ・ 宮城県三陸沖を震源とするM7.3の地震が発生。県内では米沢市などで震度4を観測したが、けが人や住宅等の被害は無し

○平成25年

3月

- 8日 ・ 東日本大震災に伴う県内への避難者数が7日現在で9,982人になったことを発表。避難者数が1万人を下回るのは平成23（2011）年7月28日以来、約1年7か月ぶり
- 11日 ・ 東日本大震災の発災から二年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催
- 14日 ・ 県企業局は、東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた損害賠償について、同社が約685万円を支払うことで合意
- 18日 ・ 福島県の「うつくしま復興大使」が知事を表敬訪問。「ふくしまからのメッセージ」を知事に渡し支援に対するお礼を述べたほか、福島県の現状について説明
- 22日 ・ 県防災会議を県庁で開催。国の防災基本計画の修正内容（平成24年9月）、原子力災害対策指針の策定（平成24年1月10日）などを反映した山形県地域防災計画の修正案を審議・決定
・ 平成23年3月に発生した東日本大震災で被災した文化財等の救援・修復活動等を実施している全国29の団体・個人に対し文化庁長官感謝状を贈呈。県内では2団体（東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター及び山形文化遺産防災ネットワーク）が対象
- 27日 ・ 知事が、担当大臣等に対し、広域避難者への住宅支援の充実、風力発電促進に向けた送電網整備及び地方発の革新技術（バイオ技術を活用した人工クモ糸の合成）実用化支援について提言活動を実施
・ 県企業局は、東日本大震災を踏まえ、工業用水道を管理運営する東北6県の16事業者間で、被災時に各事業者が単独では工業用水道を緊急復旧できないケースを想定し、災害時の相互応援協定を締結 本県の事業者は県企業局のほか東根市、小国町で、4月1日から施行

4月

- 1日 ・ 東日本大震災に伴って設置した県災害対策本部を廃止 同本部内の県広域支援対策本部を独立し存続。県災害対策本部は震災直後の平成23年3月13日に設置、震災から2年が経過し、役割を終えたと判断
- 16日 ・ 宮城県の村井嘉浩知事が来県。吉村知事に、東日本大震災による災害廃棄物の受入についての謝意を伝えるとともに感謝状を贈呈

5月

- 7日 ・ 東日本大震災による福島県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を平成27年3月31日まで延長することを決定（ただし平成24年4月2日以降の入居者は最長3年間）
- 14日 ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状受賞団体が決定。全国で1,458団体、県内では157団体が受賞し、受賞数は本県が最多

- 28日 ・平成23年3月に発生した東日本大震災の復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に進めるために平成24年度から被災県に職員を派遣した地方公共団体37団体及び派遣された職員45名に対し文化庁長官感謝状を贈呈。県内では2団体（本県及び山形市）及び3個人が対象

6月

- 17日 ・福島・山形両県のそれぞれの子育て支援者が連携のうえ、避難者に対する帰県後の継続的なサポートと、現在両県に離れて暮らしている親子（家族）への一体的なサポートを行えるようにすることを目的に実施している「やまがた・ふくしま子育て支援交流事業」の第1回目となる「山形・福島避難者支援研修交流会」を、山形・福島両県の子育て支援団体・関係者を対象に、山形市男女共同参画センターファーラ（山形市）で開催

7月

- 11日 ・大規模災害発生時における自治体等のトップとしての対応について考える機会とするため、市町村長等を対象とした平成25年度「トップフォーラムin山形」を山形テルサ（山形市）で開催。市町村長又は副市町村長、防災関係機関のリーダー等約170名が参加
- 25日 ・大規模災害時にも自治体の業務を円滑に行うため、公益財団法人山形県建設技術センターと、「技術職OBによる災害支援に関する協定」を締結。「山形県災害復旧支援エンジニア制度」が効果的に運営されるよう、県が技術職OB職員の制度登録が進むよう協力するほか、被服貸与を行う内容

8月

- 8日 ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の設立総会を村山総合支庁（山形市）で開催。東日本大震災により県内に避難されている方々への中長期的な支援について、行政機関、関係機関、NPO・ボランティア団体等の避難者支援団体が情報を共有し、相互に連携・協働しながら避難者のニーズに対応したきめ細やかな支援を行うことを目的として設立

9月

- 1日 ・山形県・鶴岡市合同総合防災訓練を鶴岡市にて開催。庄内地域を震源とするM8.5の地震発生による震度6強の揺れ等を想定して訓練を実施 津波を想定しての訓練は初
- 12日 ・東日本大震災による岩手県及び宮城県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を1年再延長し、4年間とすることを決定
- 27日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第1回）。一部合意の主な内容は、放射性物質検査費用（食品、水道水、農畜産物、下水汚泥等）、空間放射線量検査費用で、金額は240,943,588円

10月

- 23日 ・東日本大震災に伴い本県に避難した2,420世帯を対象に平成25年度避難者アンケート調査を実施。生活資金、住まいに関する不安が増加、約8割の避難者が心身の不調を感じている、定住希望者の比率が増加、約9割が県内支援を評価している等の調査結果を公表

11月

- 29日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に伴って平成24年度に要した費用等について、県、15市町村、4一部事務組合が東京電力(株)に対して損害賠償を請求 請求額は県が約1億8,593万円、15市町村が合計で約5,112万円、4一部事務組合が合計で262万円。県の請求内訳は放射線対策のための測定機器購入経費、農畜産物等の放射性物質検査経費、風評被害対策経費、避難者支援経費等

12月

- 13日 ・東日本大震災への対応等について、新潟・福島・山形三県知事会議が、復興庁、文部科学省、厚生労働省へ要望活動を実施
- 16日 ・谷復興副大臣が来県し、福島県から避難されている方及び避難者支援団体との意見交換等を実施
- 18日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を置賜総合文化センター(米沢市)で開催

○平成26年

1月

- 23日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を山形市総合スポーツセンターで開催

2月

- 17日 ・災害発生時における高齢者や障がい者等の「要配慮者」への支援のあり方について、県の基本的な考え方を取りまとめた「災害時要配慮者支援指針」を策定。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成17年に策定した「災害時要援護者支援指針」を全面改定

3月

- 11日 ・東日本大震災の発災から三年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催

6月

- 2日 ・県は、東日本大震災による福島県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を平成28年3月31日まで延長することを発表

7月

- 11日 ・県は、東日本大震災による岩手県及び宮城県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を延長し、5年間とすることを発表

8月

- 8日 ・東日本大震災に伴う県内への避難者数が8月7日現在で4,913人になったことを発表。避難者数が5千人を下回るのは、この方法で調査を開始した平成23（2011）年6月以来初
- 26日 ・国土交通省が、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」において、日本海側における統一的な「津波断層モデル」を公表。日本海側は太平洋側よりも、地震の規模に比べて津波が「高く」なりやすく、また、到達時間も「短い」特徴があると指摘。本県については、津波の最大の高さは、がけ地で13.6m、平地で9.6m、津波の第1波の到達時間は最短で1分と想定

9月

- 7日 ・山形県・尾花沢市合同総合防災訓練を尾花沢市にて開催。山形盆地断層帯を震源とするM7.8の地震発生による震度6強の揺れ等を想定して訓練を実施防災関係機関、地域住民など、82機関約1,000名が参加

- 11日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に伴って平成25年度に要した費用等について、県、15市町村、4一部事務組合が東京電力㈱に対して損害賠償を請求 請求額は県が約1億2,226万円、15市町村が合計で約8,603万円、4一部事務組合が合計で207万円 県の請求内訳は放射線対策のための農畜産物等の放射性物質検査経費、風評被害対策経費、避難者支援経費等

10月

- 20日 ・原子力発電所の事故の情報をいち早く把握し、必要な対応をとれるようにする必要があることから、東北電力株式会社と、女川原子力発電所に係る情報連絡に関する「原子力発電所に係る県民等の安全確保のための情報連絡等に関する覚書」を締結
- 24日 ・東日本大震災に伴い本県に避難した1,706世帯を対象に平成26年度避難者アンケート調査を実施。生活資金に関する不安が最多、約8割の避難者が依然として心身の不調を感じている、約9割が県内支援を評価している等の調査結果を公表

11月

- 10日 ・山形県防災会議を県庁で開催し、国の防災基本計画の修正内容（平成26年1月）などを反映した、山形県地域防災計画の修正案を審議・決定

12月

- 1日 ・災害発生時において被災者に対する生活必需品等の供給が確実にできる体制を強化するため、NPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」を締結（県と事業所等との物資供給関係の災害時対応協定は13協定16団体と締結）
- 4日 ・8月に政府の調査検討会が日本海側の最大クラスの津波断層モデルを発表したことを受け、山形県が実施する津波浸水想定・被害想定に関し、専門的な見地から評価を行うことを目的に「第1回山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」を県庁で開催
- 17日 ・内堀福島県知事が、就任の挨拶及び避難者受入等支援に対する謝意を伝えるため吉村知事を訪問。その後、内堀福島県知事は、山形市総合スポーツセンター（山形市）で、福島県から本県への避難者と懇談
- 22日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を置賜総合文化センター（米沢市）で開催

○平成27年

1月

- 6日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を山形市総合スポーツセンターで開催

2月

- 16日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第2回）。一部合意の主な内容は、避難児童生徒受入校への非常勤講師等の配置費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）で、金額は83,835,513円

3月

- 11日 ・東日本大震災の発災から4年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催
- 17日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第3回）。一部合意の主な内容は、避難児童に係る保育所運営費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）で、金額は20,223,777円
- 30日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費のうち平成22・23年度分の損害賠償について、東京電力株式会社との直接交渉では、第3回の一部合意以上の合意が見込めないと判断し、県議会2月定例会において「和解のあっせんの申立て」に係る議決を経て、原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介手続申立書を提出。申立額は、203,307,288円、主な申立内容は、県産稲わら緊急確保のための補助、農業・観光業の風評被害対策経費、肉用牛放射線検査施設整備のための補助、職員の時間外勤務手当（放射性物質検査業務を除く）

2011.3.11に発生した
東日本大震災の記録
～ その時、山形県はいかに対応したか ～

発行日 平成27年9月
編集・発行 山形県環境エネルギー部
危機管理・くらし安心局 危機管理課
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2550



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。